白川村地域防災計画

令和８年３月改訂

白川村防災会議

改　訂　履　歴

平成２８年３月改訂
令和２年１２月改訂
令和８年３月改訂

目　　次

第１編　総則 1
　第１節　白川村地域防災計画の目的及び構成 1
　第２節　防災関係機関等の事務又は業務の大綱 4
　第３節　白川村の地勢と災害要因、災害記録 13
　第４節　被害想定 18
　第５節　村災害対策本部の組織 23
　第６節　白川村の目指す方向 29
第２編　一般対策計画 31
　第１章　災害予防 31
　第１節　基本方針 31
　第２節　防災思想・防災知識の普及 35
　第３節　防災訓練 39
　第４節　自主防災組織の育成と強化 44
　第５節　ボランティア活動の環境整備 47
　第６節　広域応援体制の整備 49
　第７節　臨時離着陸場等の整備 50
　第８節　緊急輸送網の整備 51
　第９節　防災通信設備等の整備 53
　第 10 節　火災予防対策 56
　第 11 節　水害予防対策 60
　第 12 節　雪害予防対策 64
　第 13 節　火山災害対策 66
　第 14 節　渇水等予防対策 73
　第 15 節　観光施設等の予防対策 74
　第 16 節　孤立地域防止対策 75
　第 17 節　避難対策 77
　第 18 節　必需物資の確保対策 85
　第 19 節　防災設備整備計画 88
　第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 89
　第 21 節　応急住宅対策 94
　第 22 節　医療救護体制の整備 95
　第 23 節　防疫対策 96
　第 24 節　河川防災対策 97
　第 25 節　砂防対策 97
　第 26 節　農地防災対策 100
　第 27 節　治山対策 101
　第 28 節　土地災害対策 101
　第 29 節　建築物災害予防対策 102
　第 30 節　防災営農対策 102
　第 31 節　ライフライン施設対策 103
　第 32 節　文教対策 105
　第 33 節　村の業務継続体制の整備 109
　第 34 節　企業防災の促進 110
　第 35 節　防災対策に関する調査研究 111
　第 36 節　航空災害対策 112
　第 37 節　道路災害対策 113
　第 38 節　放射性物質及び原子力事故災害対策 115
　第 39 節　危険物等保安対策 117
　第 40 節　林野火災対策 120
　第 41 節　大規模な火事災害対策 123
　第 42 節　大規模停電対策 125

第２章　災害応急対策 126
第１節　活動体制 126
第２節　職員動員計画 130
第３節　災害対策要員の確保 132
第４節　ボランティア対策 136
第５節　自衛隊災害派遣要請 138
第６節　災害応援要請 142
第７節　交通応急対策 144
第８節　通信の確保 150
第９節　警報・注意報・情報等の計画 155
第 10 節　災害情報等の収集・伝達 163
第 11 節　災害広報 182
第 12 節　消防・救急・救護活動 184
第 13 節　水防活動 188
第 14 節　応急救助の手続き 192
第 15 節　雪害対策 197
第 16 節　火山災害対策 203
第 17 節　輸送計画 216
第 18 節　県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用 219
第 19 節　孤立地域対策 221
第 20 節　災害救助法の適用 222
第 21 節　避難対策 224
第 22 節　食料供給活動 235
第 23 節　給水活動 241
第 24 節　生活必需品供給活動 243
第 25 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 244
第 26 節　帰宅困難者対策 246
第 27 節　応急住宅対策 246
第 28 節　医療・救護活動 252
第 29 節　救助活動 255
第 30 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬 256
第 31 節　防疫・食品衛生活動 260
第 32 節　保健活動・精神保健 261
第 33 節　環境衛生・廃棄物処理 262
第 34 節　愛玩動物等の救援 266
第 35 節　災害義援金品の募集配分 267
第 36 節　産業応急対策 269
第 37 節　公共施設の応急対策 272
第 38 節　ライフライン施設の応急対策 273
第 39 節　文教災害対策 276
第 40 節　災害警備活動 279
第 41 節　広域避難受入計画 280
第 42 節　航空災害対策 282
第 43 節　り災者救出計画 284
第 44 節　道路災害対策 285
第 45 節　山岳災害救助計画 288
第 46 節　放射性物質及び原子力災害対策 289
第 47 節　危険物等保安対策 292
第 48 節　林野火災対策 295
第 49 節　大規模な火事災害対策 297
第 50 節　大規模な停電対策 299
第３章　災害復旧 300
第１節　復旧・復興体制の整備 300

第２節　公共施設災害復旧事業 301
第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除 302
第４節　被災者の生活確保 304
第５節　被災中小企業の振興 307
第６節　農林業関係者への融資 307
第３編　地震対策計画 309
第１章　地震災害予防 309
第１節　基本方針 309
第２節　防災思想・防災知識の普及 310
第３節　防災訓練 310
第４節　自主防災組織の育成と強化 310
第５節　ボランティア活動の環境整備 310
第６節　広域応援体制の整備 310
第７節　緊急輸送網の整備 311
第８節　防災通信設備等の整備 311
第９節　火災予防対策 311
第 10 節　孤立地域防止対策 311
第 11 節　避難対策 311
第 12 節　必需物資の対策 311
第 13 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 311
第 14 節　応急住宅対策 312
第 15 節　医療救護体制の確立 312
第 16 節　防疫対策 312
第 17 節　むらの不燃化・耐震化 312
第 18 節　危険物等の災害予防対策 314
第 19 節　地盤の液状化対策 314
第 20 節　災害危険区域の防災事業の推進 315
第 21 節　ライフライン施設対策 316
第 22 節　文教対策 316
第 23 節　村の業務継続体制の整備 316
第 24 節　企業防災の促進 316
第 25 節　防災施設等の整備 316
第 26 節　大規模停電対策 317
第２章　地震災害応急対策 318
第１節　活動体制 318
第２節　職員動員計画 320
第３節　ボランティア対策 321
第４節　自衛隊災害派遣要請 321
第５節　災害応援要請 322
第６節　交通応急対策 323
第７節　通信の確保 323
第８節　地震情報の受理・伝達 323
第９節　地震災害情報の収集・伝達 325
第 10 節　災害広報 327
第 11 節　消防・救急・救護活動 327
第 12 節　浸水対策 327
第 13 節　県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用 328
第 14 節　孤立地域対策 328
第 15 節　災害救助法の適用 328
第 16 節　避難対策 328
第 17 節　建築物・宅地の危険度判定 328
第 18 節　食料供給計画 329
第 19 節　給水計画 329

第 20 節　生活必需品供給活動 329
第 21 節　要配慮者・避難行動要支援者対策 329
第 22 節　帰宅困難者対策 329
第 23 節　応急住宅対策 329
第 24 節　医療・救護対策 329
第 25 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬 329
第 26 節　防疫・食品衛生活動 330
第 27 節　保健活動・精神保健 330
第 28 節　環境衛生・廃棄物処理 330
第 29 節　愛玩動物等の救援 330
第 30 節　災害義援金品の募集配分 330
第 31 節　公共施設の応急対策 330
第 32 節　ライフライン施設の応急対策 330
第 33 節　文教災害対策 330
第 34 節　災害警備対策 331
第 35 節　広域避難受入計画 331
第 36 節　大規模停電対策 331
第３章　東海地震に関する事前対策 332
第１節　総則 332
第２節　活動体制 334
第３節　協力体制 335
第４節　警戒宣言・東海地震等に関する情報の伝達 336
第５節　広報対策 337
第６節　事前避難対策 338
第７節　消防・水防 339
第８節　警備対策 340
第９節　交通対策 340
第 10 節　緊急輸送対策 341
第 11 節　物資等の確保対策 341
第 12 節　保健衛生対策 342
第 13 節　生活関連施設対策 343
第 14 節　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 344
第 15 節　公共施設対策 345
第 16 節　大規模な地震に係る防災訓練 346
第 17 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 347
第４章　南海トラフ地震に関する対策 348
第１節　総則 348
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 348
第３節　関係者との連携協力の確保 349
第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 350
第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制 354
第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達 355
第７節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策 356
第８節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策 357
第９節　防災訓練 357
第 10 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 358
第５章　地震災害復旧 359
第１節　復旧・復興体制の整備 359
第２節　公共施設災害復旧事業 359
第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 359
第４節　被災者の生活確保 359
第５節　被災中小企業の振興 359
第６節　農林業関係者への融資 359

第１編　総則

第１節　白川村地域防災計画の目的及び構成

１　白川村地域防災計画の目的

この白川村地域防災計画（以下、「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、白川村防災会議が作成する計画であって、計画を上回る災害が発生しても、村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、村民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

【計画のつながり】

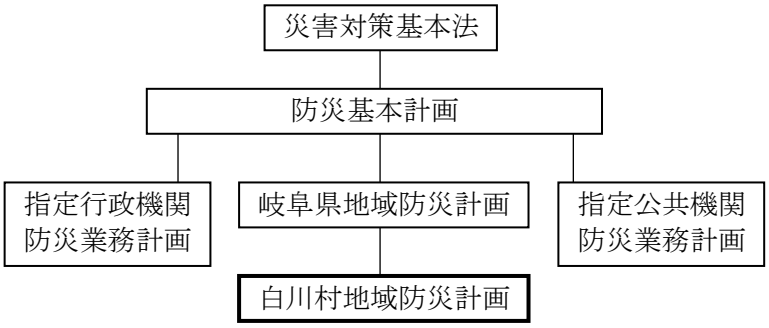

・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである。（災害対策基本法第 34 条及び第 35 条）
・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。（災害対策基本法第 36 条から第 39 条まで）
・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。（災害対策基本法第 40 条から第 42 条まで）

２　計画策定の前提

この計画は、白川村の過去における災害履歴や災害要因を検証し、自然条件、社会条件等を踏まえ、阿寺断層系地震をはじめとする、阪神・淡路大震災の原因ともなった内陸直下地震をも対象とし、村における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

３　計画の性質

（１）この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、「白川村国土強靱化地域計画」を指針とするものとする。

このため、村は、国土強靱化に関する部分については、白川村国土強靱化地域計画の基本目標である、

① 人命の保護が最大限図られる
② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

（２）「第２編　一般対策計画」は、風水害等災害に対し、県、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。

（３）「第３編　地震対策計画」は、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震をはじめとする海溝型地震や、内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

また、県、村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

「地震対策計画」中、第３章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第６条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第４章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第５条の規定に基づく推進計画とする。

なお、「第３編　地震対策計画」に定められていない事項については、「第２編　一般対策計画」の例によるとする。

（４）この計画に基づく施策推進に当たっては、2015年９月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組を推進する。

４　計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を一般対策計画、第３編を地震対策計画とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。更に、地震対策編に東海地震に関する事前対策を第３章、南海トラフ地震に関する対策を第４章として登載した。また、別冊として資料編を掲げ、本計画に必要な関係資料及び様式を登載した。

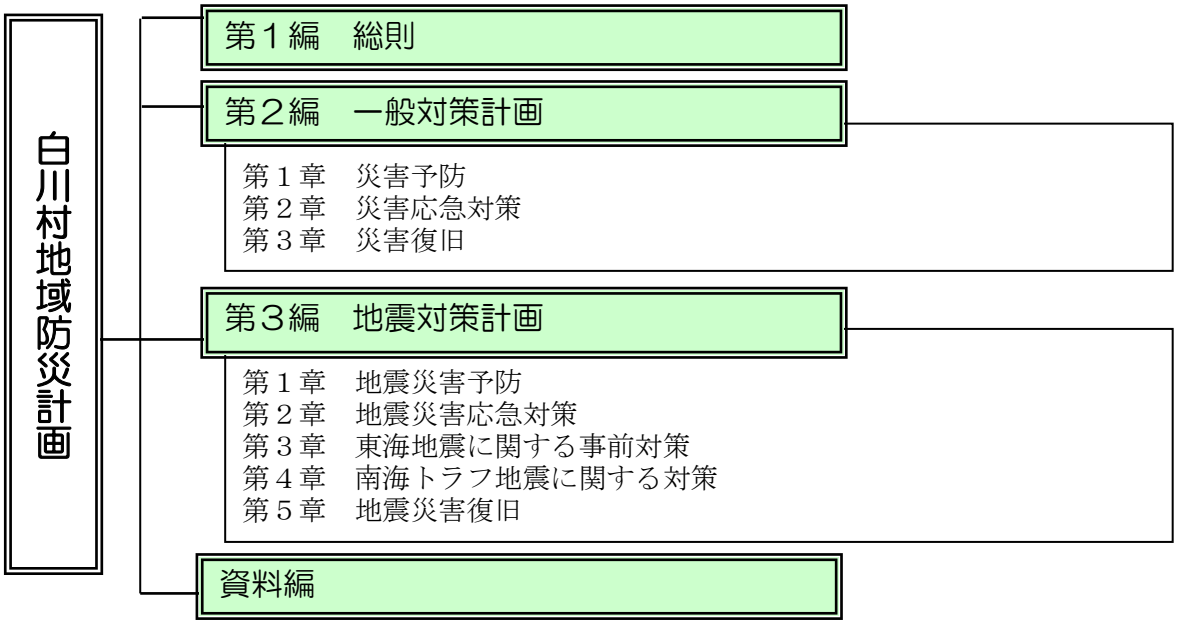

4　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、岐阜県の防災方針、白川村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5　岐阜県地域防災計画との関係

この計画は、岐阜県地域防災計画を基準として作成し、共通する施策については、県の計画を準用するものとする。

6　計画の周知

この計画の内容は、村職員、村民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、村民にも広く周知徹底させる。

7　計画の運用・習熟

村は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

8　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）村本部とは、白川村災害対策本部をいう。
（2）現地本部とは、白川村現地災害対策本部をいう。
（3）村計画とは、白川村地域防災計画をいう。
（4）村本部長とは、白川村災害対策本部長をいう。
（5）県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
（6）県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
（7）県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
（8）災対法とは、災害対策基本法 昭和36年法律第223号をいう。
（9）災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
(10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
(11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
(12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第２節　防災関係機関等の事務又は業務の大綱

１　基本方針

災害対策の実施に当たっては、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、村を中心に、村民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、村民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

２　実施責任

（１）村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

（２）県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

（３）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

（４）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

（５）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、村、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

（６）村民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

3　処理すべき事務又は業務の大綱

（1）村

事務又は業務の大綱
（1）村防災会議に関する事務 （2）防災に関する施設、組織の整備と訓練 （3）災害による被害の調査報告と情報の収集等 （4）災害の防除と拡大防止 （5）救助、防疫等被災者の救助、保護 （6）災害復旧資材の確保と物価の安定 （7）被災産業に対する融資等の対策 （8）被災村営施設の応急対策 （9）災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員、雇上 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 村内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用・村防災会議に関する事務

（2）県

機関名	事務又は業務の大綱
岐阜県	（1）岐阜県防災会議に関する事務 （2）防災に関する施設、組織の整備と訓練 （3）災害による被害の調査報告と情報の収集等 （4）災害の防除と拡大の防止 （5）救助、防疫等被災者の救助、保護 （6）災害復旧資材の確保と物価の安定 （7）被災産業に対する融資等の対策 （8）被災県営施設の応急対策 （9）災害時における文教対策 (10) 災害時における公安の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 (14) 被災施設の復旧 (15) 市町村が処置する事務及び業務の指導、指示、斡旋等 (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
高山警察署	（1）情報の収集及び伝達並びに関係機関への通報 （2）住民等に対する避難誘導並びに危険箇所の警戒 （3）被災者の救出、救助と行方不明者の捜索 （4）遺体の収容、検視及び遺族に対する接遇 （5）災害時における社会秩序の維持及び交通の確保 （6）その他必要な活動

（3）指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
東海農政局	（1）農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 （2）農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 （3）被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 （4）被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置

機関名	事務又は業務の大綱
	についての指導 （５）農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 （６）直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 （７）農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 （８）被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 （９）被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握 （10）食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
中部森林管理局 飛騨森林管理署	**（国土保全事業の推進）** （１）治山事業の充実 （２）保安林の整備とその適正な管理 **（災害予防対策）** （１）森林施業の防災措置 （２）山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 （３）国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 （４）国有林野の火災防止対策 **（災害応急対策）** （１）災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 （２）災害応急又は災害復旧用資機材の貸付 （３）災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給 **（災害復旧対策）** 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
中部経済産業局	（１）災害情報の収集及び伝達 （２）電力及びガスの安定的な供給の確保 （３）災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 （４）被災中小企業に対する資金の融通等の措置
中部運輸局	（１）災害情報の収集及び伝達 （２）鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督 （３）自動車道の通行の確保に必要な指導、監督 （４）自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 （５）関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 （６）特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置 （７）大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
岐阜地方気象台	（１）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 （２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説

機関名	事務又は業務の大綱
	（３）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 （４）火山防災情報の発表・伝達 （５）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 （６）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 （７）南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の発表・伝達・解説 （８）二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供 （９）緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 (10) 防災訓練の実施及び関係機関との協力
東海総合通信局	（１）災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 （２）災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 （３）被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 （４）各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 （５）非常通信協議会の運営 （６）通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
中部地方整備局 （高山国道事務所） （緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）・リエゾン）	**(災害予防)** （１）応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 （２）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （３）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 （４）災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画、指導及び事業実施 （５）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 （６）洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 （７）河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有 **(初動対応)** 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC FORCEFORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施 **(応急・復旧)** （１）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （２）水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 （３）道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 （４）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （５）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自

機関名	事務又は業務の大綱
	主的な応急対策の実施 （８）所管施設の緊急点検の実施 （６）情報の収集及び連絡 （７）道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施 （８）要請に基づき、中部地方整備局・北陸地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

（４）消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
高山市消防本部	（１）防災に関する施設、組織の整備及び訓練 （２）災害による被害の調査、報告及び情報の収集等 （３）災害の防除と拡大防止 （４）救助、防疫等被災者の救助、保護

（５）自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 10 師団 第 35 普通科連隊 航空自衛隊岐阜基地 航空自衛隊小牧基地	（１）防災に関する調査推進 （２）関係機関との連絡調整 （３）災害派遣計画の作成 （４）防災に関する訓練の実施 （５）災害情報の収集 （６）災害派遣と応急対策の実施

（６）指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
ＮＴＴ西日本株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	（１）電気通信施設の整備と防災管理 （２）災害時における緊急通話の取扱い （３）被災施設の調査と復旧
日本赤十字社 （岐阜県支部）	（１）医療、助産、保護の実施 （２）災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 （３）義援金の募集配分
中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社 （高山営業所） 電源開発株式会社 （御母衣電力所） 関西電力株式会社 （庄川水力センター）	（１）ダム施設等の整備と防災管理 （２）災害時の電力供給 （３）被災施設の調査と災害復旧
東海旅客鉄道株式会社	（１）鉄道・バス施設の整備 （２）電気通信施設及び電力施設の整備 （３）列車・バスの運転規制に係る措置 （４）う回輸送等輸送に係る措置 （５）列車・バスの運行状況等の広報

機関名	事務又は業務の大綱
	（６）鉄道・バス施設等の応急復旧 （７）鉄道・バス施設等の災害復旧
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	（１）安全輸送の確保 （２）災害対策用物資及び人員、輸送の確保 （３）被災地の交通確保
中日本高速道路株式会社	（１）中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理 （２）被災施設の調査と復旧
日本放送協会 （岐阜放送局）	（１）住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 （２）住民に対する災害応急対策等の周知徹底 （３）放送施設の保守
日本郵便株式会社	**（災害時における郵便業務の確保）** 郵便の運送、集配の確保 **（災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施）** （１）被災者に対する郵便はがき等の無償交付 （２）被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 （３）被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除 （４）郵便局の窓口業務の維持
独立行政法人国立病院機構	（１）国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣 （２）国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療 （３）前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

（６）指定地方公共機関

一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）	（１）ガス施設等の整備と防火管理 （２）災害時のガス供給 （３）被災施設の調査と災害復旧
一般社団法人岐阜県トラック協会（飛騨支部）	（１）安全輸送の確保 （２）災害対策人員、輸送の確保 （３）被災地の交通の確保
株式会社岐阜放送その他民間放送各社、株式会社岐阜新聞社・株式会社中日新聞社・株式会社読売新聞社その他新聞社及び通信社	（１）住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 （２）住民に対する災害応急対策等の周知徹底 （３）社会事業団等による義援金の募集、配分
岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区	（１）農業用ため池等の施設の設備と防災管理 （２）たん水防除施設の整備と防災管理 （３）農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
岐阜県水防協会、水防管理団体	（１）水防施設、資材の整備と防災管理 （２）水防計画の策定と訓練 （３）被災施設の調査と災害復旧
一般社団法人岐阜県医師会（高山市医師会）、一般社団法人岐	（１）医療及び助産活動の協力 （２）防疫その他保健衛生活動の協力 （３）医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会	
公益社団法人岐阜県看護協会	看護師派遣の協力
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	（１）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 （２）ボランティア活動の推進
全岐阜県生活協同組合連合会	物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
日本水道協会岐阜県支部	（１）災害による水道施設被害の調査報告 （２）災害の防除と被害の拡大防止 （３）被災施設の応急対策と復旧
岐阜県環境整備事業協同組合	（１）被災地域の清掃等 （２）無償による災害一般廃棄物の収集運搬
一般社団法人岐阜県建設業協会	（１）被災住宅の応急修理 （２）被災者の救出支援 （３）道路、河川、その他の施設の応急復旧 （４）緊急輸送道路の確保のための措置
一般社団法人岐阜県警備業協会	（１）災害時における交通誘導業務 （２）避難場所等の警戒活動
公益社団法人岐阜県バス協会	災害時における自動車による人員の緊急輸送

（７）消防団

機関名	事務又は業務の大綱
白川村消防団	（１）水防、消防、救助、その他の応急措置 （２）災害の情報収集及び伝達並びに広報 （３）消防資機材の備蓄 （４）その他防災及び災害時における活動

（８）その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
飛騨農業協同組合白川支店 飛騨高山森林組合	（１）村本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 （２）農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 （３）被災農林家に対する融資又は斡旋 （４）農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 （５）飼料、肥料等の確保又は斡旋
濃飛乗合自動車株式会社 加越能バス株式会社 岐阜乗合自動車株式会社	（１）バス施設の整備 （２）電気通信施設及び電力施設の整備 （３）バスの運転規制に係る措置 （４）う回輸送等輸送に係る措置 （５）バスの運行状況等の広報 （６）バス施設等の応急復旧 （７）バス施設等の災害復旧
病院等管理者	（１）避難施設の整備及び避難訓練の実施 （２）災害時における病人等の収容及び保護 （３）災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設管理者	（１）避難施設の整備と避難等の訓練 （２）被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
女性防火クラブ 少年消防クラブ	火災予防の啓発

機関名	事務又は業務の大綱
幼年消防クラブ	
白川村社会福祉協議会	（１）被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 （２）ボランティア活動の推進 （３）義援金品の配分
白川村商工会	（１）村本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力 （２）災害時における物価安定についての協力 （３）助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
一般社団法人白川郷観光協会	（１）村本部が行う観光関係の被害調査及びその他の協力 （２）観光施設の災害対策 （３）災害時における観光客対策
金融機関	被災業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等取り扱い機関	（１）危険物、高圧ガス等の防災管理 （２）災害時における高圧ガス、ＬＰガス等の供給
自主防災組織	（１）自主防災組織の整備 （２）防災資機材の整備 （３）防災思想・防災知識の普及 （４）各種防災訓練への参加 （５）避難情報、災害情報等の伝達 （６）組織的初期消火活動 （７）負傷者等の救出救護活動 （８）避難誘導活動 （９）給食給水活動 （10）避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助
公益社団法人岐阜県森林公社 （災害予防）	所管施設の整備と防災管理
建設懇和会（建設業団体）	（１）道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 （２）倒壊住宅等の撤去の協力 （３）応急仮設住宅の建設の協力、被災住宅の応急修理の協力 （４）その他災害時における復旧活動の協力 （５）加盟各事業者との連絡調整
トヨタ白川郷自然學校、ＮＰＯ法人	（１）被災者の受入れへの協力 （２）救援物資の確保についての協力 （３）ボランティア活動への協力

４　村民等の基本的責務

（１）村民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、村民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

（２）事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所

の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

５　岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成 17 年４月１日施行）に基づき、村、県、村民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第３節　白川村の地勢と災害要因、災害記録

１　地形的条件

白川村は、岐阜県の北西部に位置し、北は境川及び人形山（1,726m）をもって富山県（南砺市上平町）に連なり、西は白山（2,702m）山系を経て石川県（白山市）と境界をなし、南は尾神郷川及び日照岳（1,751m）を境に高山市荘川町に通じ、東は天生峠（1,290m）・籾糠山（1,744m）を隔てて高山市清見町並びに飛騨市河合町と接している。

高山市荘川町に端を発する庄川の流れが細長い形で急峻な山々に囲まれた村の中央を国道156号に沿って富山県に至り、その渓谷に沿って点在する16集落でもって村を形成しているが、全般の地勢は峻険で村の95.7%が山林、農耕地は0.4%という構成である。

役場所在地	東経	136° 54’ 23″
	北緯	36° 16’ 18″
	標高	496m
村の地勢	総面積	356.64km^2（35,664ha）
	東西最長	16.9km
	南北最長	30.6km
	周囲	116.0km
	標高（最高）	2,702m（白山）
	標高（最低）	351m（小白川）

２　気象条件

気候は、日本海斜面に位置する飛騨寒地多雨型で、冬期間は特に典型的に表われ、11月に見る初雪は１～２月の季節風で大雪をもたらし、過去30年間の平均最深積雪は177cm、多いときは４m（昭和56年豪雪時最高積雪4.5m、降雪累計21.74m）、積雪期間４か月余という状態が続く。

４月中旬には人里の雪もほとんど消えて、春の花を見、霜は５月に入っても降りることがある。降水量は年平均2,458.2mm（過去30年間）、降水日数181.6日、平均気温は10.9℃を示している。

【気象等（村調べ及び気象庁・白川地点データ）】

気　　象	最高気温	36.5℃（平成19年８月11日）
	最低気温	-16.4℃（昭和60年１月19日）
	年間降水量	2,458.2mm（平成３年から令和２年の30年間）
	平均気温	10.9℃（平成３年から令和２年の30年間）
気　　候	飛騨寒地多雨型（日本海側斜面に位置）	
指　　定	特別豪雪地帯	

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温	2.8	3.8	8.3	15.6	21.8	24.9	28.2	29.6	25.1	19.2	12.9	5.9
最低気温	-4.4	-5.0	-2.3	2.7	8.6	14.1	18.6	19.2	15.2	8.8	2.8	-1.7
平均気温	-1.0	-0.8	2.5	8.8	14.9	19.0	22.7	23.6	19.4	13.2	7.1	1.7

（気象庁 白川地点　平成２（1990）年～令和２（2020）年の平年値）

【降雪量】

単位：cm

	１月	２月	３月	４月	11月	12月
降雪量（合計）	340	251	149	19	12	201
日合計の最大	52	42	32	6	5	42
最深積雪	148	173	125	32	5	84

（気象庁 白川地点　平成２（1990）年～令和２（2020）年の平年値）

3　社会的条件

白川村は、岐阜県飛騨地方の北西端に位置し、西に白山連峰の尾根を境に石川県、北に境川を境に富山県と接する県境の村である。そして、ここに立地していたからこそ、村は、合掌造りや「結」の精神、どぶろく祭りをはじめとする伝統行事、有形及び無形の文化財など、今では国際的にも注目される様々な文化を守り育んでくることができたといえる、現在は 21 世紀に向けて、周辺地域は変革していく中で、村もその変化に対応すべく、生活基盤の整備拡充、公共施設の充実、人材育成などあらゆる整備に取り組んでいる。

（1）人口

村の人口は、1960年代のダム建設により約9,500人まで達したが、工事終了とともに減少し、平成２年の国勢調査以降、その数は1,800人台後半から1,900人台前半にほぼ定着してきた。しかし、その後は減少傾向で推移している。そして、令和２年（2020）の国勢調査の結果では、村の総人口は1,511人で、世帯数は580世帯、１世帯当たりの人数は2.8人となっている。また、老年人口は増加傾向で推移しており、令和２年では500人、高齢化率は33.1と高齢化が進んでいる状況である。

【人口の推移】

各年 10 月 1 日現在

年	人口	増加		世帯数	１世帯あたりの人数	老年人口		
		数	率			人口	割合	全国割合
平成 12 年	人 2,151	人 258	% 13.6	912	人 2.3	人 457	% 21.2	% 17.3
平成 17 年	1,983	△168	△7.8	783	2.5	486	24.5	20.1
平成 22 年	1,733	△250	△12.6	597	2.9	496	28.9	23.1
平成 27 年	1,609	△124	△7.2	553	2.9	511	31.8	26.3
令和２年	1,511	△98	△6.1	580	2.8	500	33.1	28.6

（国勢調査より）

（2）産業

村の産業構造を大きく変化させたのは、昭和26年に始まるダムや発電所の建設と平成７年の白川郷合掌造り集落の世界遺産登録である。電源開発による発電所の建設は、成出発電所をはじめとして、御母衣第二発電所建設まで、10年以上に渡って進められた。そしてこの間の転出入人口は数千人に上る。また、世界遺産への登録は、年間60万人前後であった観光客数を140万人に増加させた。これに伴い、観光関連の施設整備が急速に進められ、村の産業構造や経済の仕組みを大きく変化させた。しかし、この第３次産業の発展は、必ずしも通年就労の場の確保にはつながっていない。安定した収入の確保、若者の村内定着を図るためには、地域資源を活用した地場産業の振興により、年間就労の場を確保していくことが重要な課題になっている。

ア　第１次産業

村は、山間地であるため耕地が狭く、農業の発展が難しい土地柄である。また、林業についても、村の面積の95.7%を占める森林があるものの、その過半数を国有林が占めており、産業としての構築が困難である。以上のような条件に加えて、更に４か月間も雪に閉ざされる地域であることから、第１次産業全般の生産条件は極めて厳しい状況下にある。

そして、近年では、労働力の高齢化などが拍車をかけ、構造の衰弱が極めて早い速度で進行している。しかし、耕地や森林は、村の美しい風景を構成する重要なものであり、第１次産業の衰退は、村の風景の荒廃につながるといえる。

しかしながら、村には他の市町村にはない世界遺産というブランドがあり、これを最大限に活用して、観光業と結びつけることにより、新しい特色ある農林業を積極的に育成していく必要がある。

「元気な野菜館」を運営する戸島愛菜会や「道の駅白川郷」・「飛騨白山」では、観光客をターゲットとした野菜・味噌・漬け物等の加工品が地道に販売されており、平瀬の「道の駅飛騨白川」でも「農業を楽しむ会」による休耕地を活用して生産された古代米や野菜の販売

も始まっている。更に、一部の農家では、トヨタ白川郷自然學校、旅館、ドライブインなどと提携し、米や野菜を直販しているところもあり、小規模ながらも観光と農業の連携が図られてきている。

イ　第２次産業

第２次産業は、村の主力産業として、建設業は生コン・砕石業が位置づけられており、村内経済の活性化に大きく影響している。建設事業の拡大により伸長したこれらの産業は、冬季でも降雪に対応しながら事業を進められることになり、通年就労の場の確保に貢献している。しかし、高速道路などの大規模な建設工事の終了、国内的な公共事業の抑制により、その展望は非常に厳しいと予測される。

ウ　第３次産業

第３次産業は、世界遺産を中心とした観光産業の発展が村内経済に潤いを与えている。しかし、その急速な発展が村の自然や社会環境にマイナスの影響を与え始めているところもある。観光産業を除く地域小売店の経営が、村民の消費行動の多様化、広域化などに伴い、厳しい状況に置かれている。村民の快適な生活環境を得るためにも、観光産業の適正な姿を模索するとともに、村内産業の調和ある姿を追求していく必要がある。

（３）交通

本村には、鉄道がないため、バス、車を利用して来村することになる。中京方面からは東海北陸自動車道の白川郷ＩＣを利用し、富山・石川方面からは、北陸自動車道の小矢部砺波ＪＣＴから東海北陸自動車道で白川郷ＩＣを利用する。

公共交通機関は、名古屋・岐阜方面、高山市方面、石川（金沢市）・富山（高岡市）方面からのバスの往来がある。

道路体系は、平成20年７月に全線開通した東海北陸自動車道、村を縦断する国道156号、飛騨市河合町とをつなぐ国道360号、石川県白山市へ抜ける白山白川郷ホワイトロードが走り、県道白山公園線などの幹線道路網で形成されている。また、村道は、産業振興や生活道路として重要な役割を果たしている。しかし、冬季には降雪のため、村道及び国道156号以外の国道、県道、林道は閉鎖となるため移動に制限がかかる。

国道360号、県道白山公園線、白山白川郷ホワイトロードは、白川郷の大自然を満喫できる観光道路であり、白山山麓の周遊観光において、重要な役割を担っているが、険しい山岳道路のため狭小箇所もあり、早急に改良されることが期待されている。また、新しい観光ルートの創出のため、石川県小松市と本村を結ぶ「小松白川連絡道路」の実現が望まれる。

橋梁数が100となっており、災害等が発生した場合に各地区が寸断され孤立するおそれもあり、対策が必要となってくる。

【道路概況】

区　分	道　路			橋　梁	
	路線数	総延長（m）	うち舗装（m）	橋梁数	総延長（m）
国　道	2	50,668.2	49,991.7	45	2,573.4
県　道	1	13,191.7	5,832.9	6	46.3
村　道	135	84136.1	60318.8	41	1326.5
農　道	96	17049	10675	―	―
林　道	14	53,357	11,344	7	104.8
計	237	217，076	139581.6	100	4057

（令和８年３月末現在）

※　国道については、県境から高山市荘川町牧戸間、県道については、白山公園線

４　災害条件

本村は、356.64km^{2}という広大な面積をもち、地形や気象条件等から災害に弱く、冬期の４か月余りに及ぶ積雪や豪雨時の道路決壊、春の雪崩事故等、他町村では比較できない厳しいものがある。特に牧以南高山市荘川町に至る間は、吹雪、雪崩等により途絶することもあり、冬季交通の確保こそ重要な課題である。また、風水害も発生しているが、主たる災害発生の予想される状況は、次の通りである。

（１）水害

本村の地形から山間部特有の水害が主であるが、集中豪雨時には、庄川沿い及び谷川沿いの住家等で避難を要する箇所もある。また、長期降雨及び台風時、又は山間部での山腹崩壊、土砂崩れによる住家の被害、路側決壊、落石等による道路（国、県、村道）、橋梁、耕地、立木の被害等土石流発生危険地区のほか、ダム放流が調整されているとはいえ、大洪水におけるオーバー放流する最悪の事態を想定すれば、庄川沿いはほとんどの住家、耕地、道路等相当の浸水被害が予想される。

（２）火災

昭和33年１月17日及び昭和37年５月４日各々災害救助法が適用された牧地区大火災は、ダム建設による突然出来た密集地でバラック建の臨時的な建築物が多く乱立する等に加えて、気象の悪条件が重なり大火災となった。それ以後は、一般住宅及び山林の火災は小規模ながら数件発生しているが大火はない。

しかし、密集地においての積雪期、強風時あるいは異常乾燥時等には大火のおそれがあり、山林に延焼する火災も予想される。

なお、昼間不在消防団員が多い現状から女性防火クラブ、少年消防クラブ等による予防活動の活発化が望ましい。

（３）風害

風のみによる直接の被害は比較的少ないが、台風が雨を伴い本村の西側を北上する場合は、家屋、農作物等に相当の被害が予想される。

（４）雪害

近年、雪崩、泡雪崩等による被害はなく、今後も予想される箇所はないが、前述したように冬期間には交通不能時の火災及び急患等発生に対する対策が望まれる。

泡雪崩とは、大規模な煙型乾雪表層雪崩を指し、多雪地で気温が低く、多量の降雪を伴う吹雪時かその直後の積雪が安定していないときに起きやすい雪崩の一種である。

（５）震災

本村には、牛首断層帯（富山県富山市大山町から同市大沢野町、細入町、飛騨市、富山県南砺市を経て本村に至る断層帯で長さは約54km）と庄川断層帯（石川県金沢市東部から富山県南砺市福光町・上平町、本村、高山市荘川町を経て、郡上市北部にわたる断層帯で長さは約67km）が通る。牛首断層帯は右横ずれを、庄川断層帯は左横ずれを生じる可能性があり、２つの断層帯それぞれ断層帯全体が１つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5以上の地震が発生すると推定される。近年震災の例はないが、大規模な地震が発生した場合、村内７ヶ所のダムの決壊によっては、想像以上の大きな被害が予想される。

（６）火山

本村には、石川・岐阜県境に位置する白山（御前峰2,702m、北緯36度09分18秒東経136度46分17秒）があり、最近１万年間の活動は、ブルカノ式噴火と水蒸気爆発を主とする。2,000年前頃には崩壊したくぼちの中で噴火が起こり、剣ヶ峰の溶岩ドームが形成された。それ以降は歴史時代の活動となり、少なくとも３回の噴火で、山頂部の火口群が形成され、気象庁では、地震計を設置し、白山の火山活動の監視・観測を行っている。

記録に残る火山活動として、1554年～1556年（天文23年～弘治２年）の噴火にて、小規模火砕流、噴石が発生し、社堂が破壊、手取川が汚染し川魚に被害があり、更に、1579年９月27日（天正７年）の噴火においては、噴石・泥流が発生し、神社が焼失する被害が出ている。

５　複合災害対策

村は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、村民に周知・啓発を図るものとする。

村は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

村は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第４節　被害想定

県では、平成23～24年度に「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害総調査」を実施しており、以下、抜粋の上掲載した。

１　調査概要

（１）目的

これまで岐阜県では、海溝型地震である複合型東海地震及び岐阜県に影響のある４つの内陸直下型地震（関ヶ原－養老断層系地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山・大原断層帯地震）を対象に地震被害想定調査を実施してきた。

本調査では、平成23 年３月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、海溝型の想定地震を複合型東海地震から、内閣府の中央防災会議で検討が進められている南海トラフの巨大地震へと見直し、内陸直下型の想定地震についてもこれまでの想定地震に加え、関ヶ原－養老断層系地震をより規模が大きい養老－桑名－四日市断層帯地震へと見直し、最大級の地震に対する効果的な地震対策のための基礎的資料とするものである。

更に、具体的な対策の必要量の把握につなげるために、地震が発生した場合に必要な応急対策を時系列的に想定し、応急対策に関する資源の過不足や障害を定性的に把握することで、必要な防災対策を明確にし、もって県民の防災意識の向上及び岐阜県の地震防災対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

（２）被害想定の条件

地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、「冬の午前５時」及び「夏の昼12 時」、「冬の午後６時」の３ケースについて被害想定を行った。

地震の発生時刻は、中央防災会議における発生時刻と整合を図った。

被害想定の条件

設定	想定される被害の特徴
冬・午前５時	多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。 オフィスや繁華街周辺の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
冬・午後６時	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺及び駅に滞留者が多数存在する。
夏・昼 12 時	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。

２　想定地震

（１）海溝型地震の設定

内閣府では、南海トラフの巨大地震の震源断層域を駿河湾側は駿河湾における南海トラフのトラフ軸から、日向灘側は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとしている。また、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30km～40kmとしている。

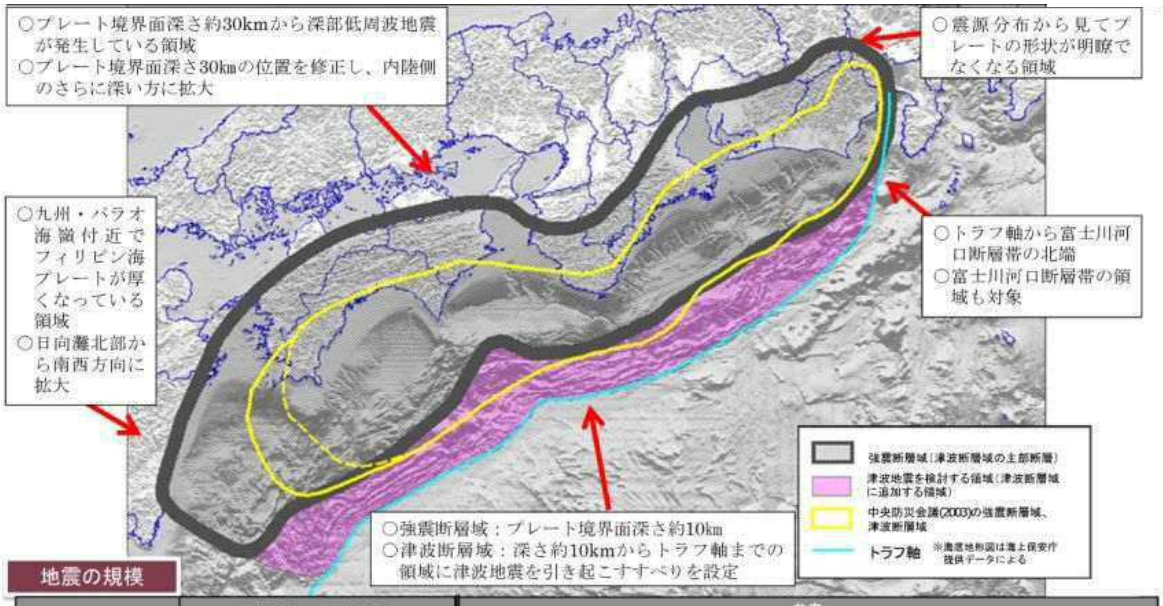

地震の規模

	南海トラフの巨大地震		参考			
	（津波断層モデル）	（強震断層モデル）	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km^2	約11万km^2	約10万km^2 （約500km×約200km）	約18万km^2 （約1200km×約150km）	約6万km^2 （約400km×約140km）	約6.1万km^2
モーメントマグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 （気象庁）	9.1（Ammon et al., 2005） [9.0（理科年表）]	8.7（Pulido et al., in press） [8.8（理科年表）]	8.7

強震動生成域及び震源は、内閣府の基本ケースと同じ設定とした。

【海溝型地震（南海トラフの巨大地震）の断層の位置図】

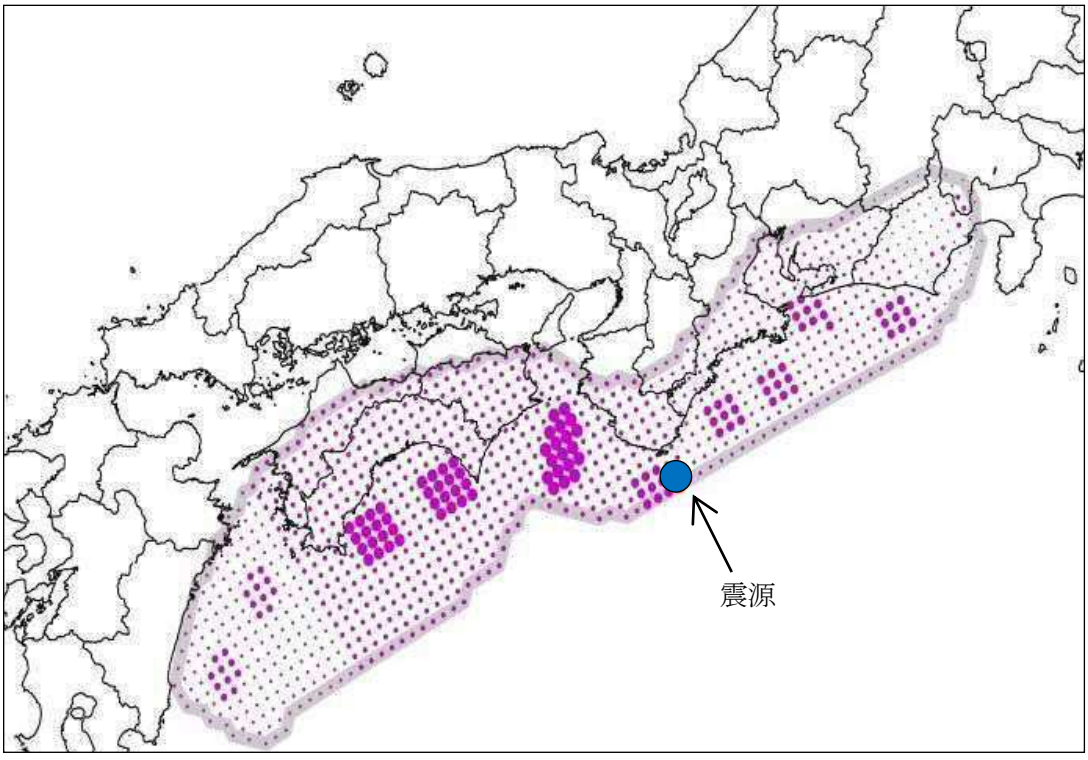

（２）内陸型地震

各地震の地震発生確率は、地震調査研究推進本部において次表のように推定されている。

阿寺断層帯は、国内の主な活断層の相対的な評価では高いグループであり、高山・大原断層帯と養老－桑名－四日市断層帯はやや高いグループとなっている。

【活断層及び海溝型地震の長期評価結果】

断層帯名	地震発生確率			平均活動感覚
	30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
阿寺断層帯	６％～11％	10％～20％	20％～30％	約 1800 年-2500 年
				約 3400 年前-3000 年前
高山・大原断層帯	0.7％	１％	２％	4000 年程度
				不明
養老－桑名－四日市断層帯	ほぼ０％～0.7％	ほぼ０％～１％	ほぼ０％～３％	1400 年-1900 年
				13－16 世紀
跡津川断層帯	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	約 2300 年-2700 年
				1858 年飛越地震

断層規模などの断層パラメータは、阿寺断層系地震、跡津川断層地震及び高山・大原断層帯地震は岐阜県（2003）で用いられた断層パラメータを使用し、今回、新たに設定した養老－桑名－四日市断層帯地震は、中央防災会議の検討資料１をもとに断層位置、強震動生成域が等しい断層モデルを作成した。

破壊の伝播方向についても、岐阜県（2003）を基本とし、養老－桑名－四日市断層帯地震の震源位置は、岐阜県への影響が最も大きいと考えられる南端に設定した。

【内陸直下型地震の断層の位置図】

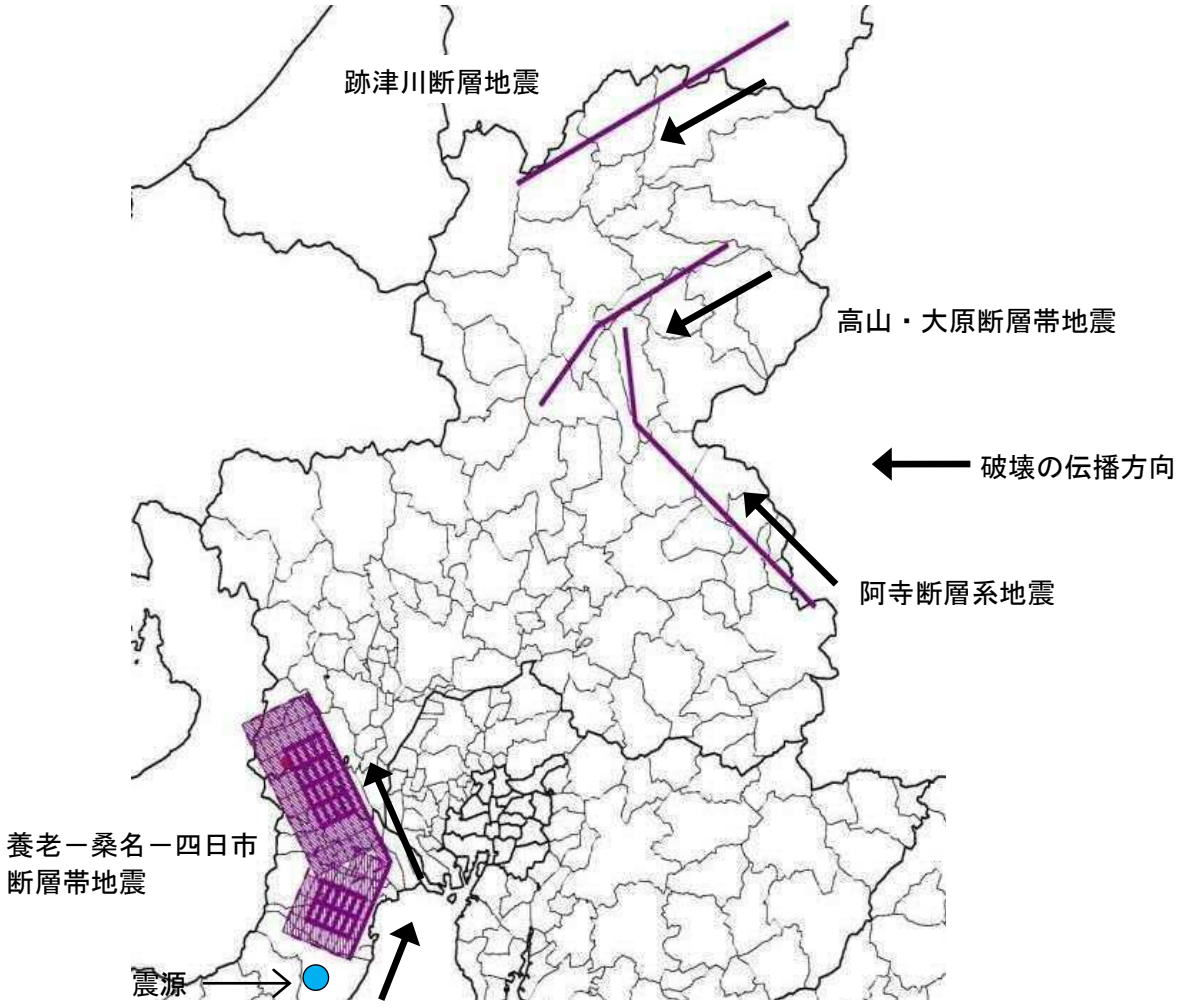

（３）想定地震の震度分布

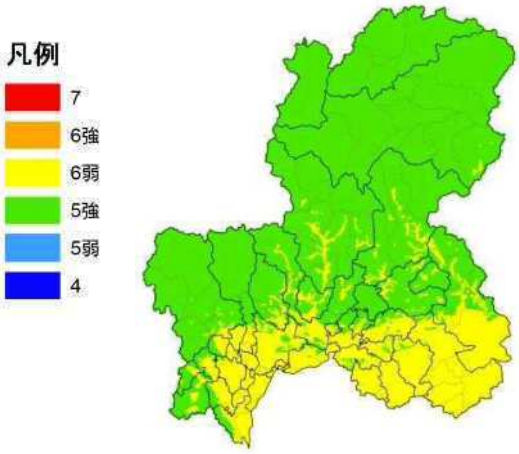

南海トラフの巨大地震

養老－桑名－四日市断層帯地震

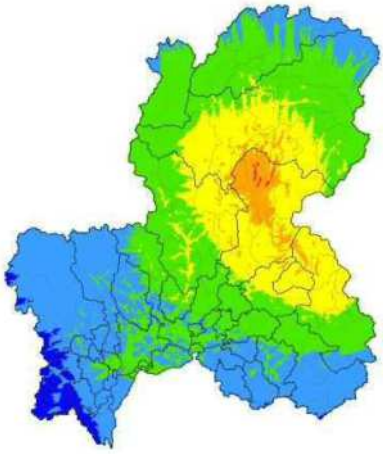

阿寺断層系地震

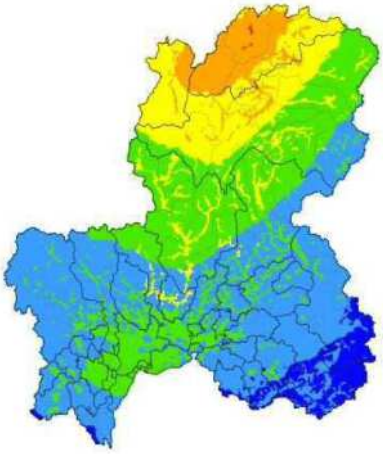

跡津川断層地震

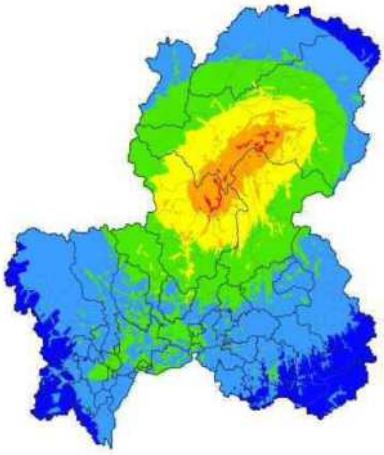

高山・大原断層帯地震

3　白川村における被害状況

白川村における被害状況は以下の通りとなっている。

			南海トラフの巨大地震	養老-桑名-四日市断層帯地震	阿寺断層系地震	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震
震度階級		最小	５強	4	５弱	６弱	５弱
		最大	５強	５強	５強	６強	５強
震度に対する人口比		4	0	0	0	0	0
		５弱	0	72	0	0	3
		５強	100	28	100	0	97
		６弱	0	0	0	0	0
		６強	0	0	0	100	0
		7	0	0	0	0	0
ＰＬ値※（液状化指数）		最小	3.82	0.00	0.00	0.00	0.00
		最大	6.29	0.00	2.19	16.97	0.00
ＰＬ値に対応する面積比（%）		対象外	93	100	98	93	100
		０－５	3	0	2	0	0
		５－15	3	0	0	3	0
		15－	0	0	0	4	0
建物被害	全壊（棟）	揺れ	0	0	2	408	1
		液状化	11	0	0	34	0
		急傾斜地	0	0	0	1	0
	半壊（棟）	揺れ	5	1	43	312	22
		液状化	18	0	1	55	0
	合計（棟）	全壊	11	0	2	442	1
		半壊	23	1	44	367	22
火災	午前５時	炎上出火件数	0	0	0	1	0
		残火災件数	0	0	0	1	0
		焼失棟数	0	0	0	1	0
	午前12時	炎上出火件数	0	0	0	1	0
		残火災件数	0	0	0	1	0
		焼失棟数	0	0	0	1	0
	午後６時	炎上出火件数	0	0	0	2	0
		残火災件数	0	0	0	2	0
		焼失棟数	0	0	0	3	0
人的被害	午前５時	死者数	0	0	0	26	0
		負傷者数	1	0	8	130	4
		重傷者数	0	0	0	42	0
		要救出者数	0	0	0	61	0
	午前12時	死者数	0	0	0	10	0
		負傷者数	1	0	6	169	4
		重傷者数	0	0	0	37	0
		要救出者数	0	0	0	30	0
	午後６時	死者数	0	0	0	15	0
		負傷者数	1	0	5	119	3
		重傷者数	0	0	0	30	0
		要救出者数	0	0	0	40	0
避難者数（建物被害及び焼失）			29	1	32	813	15
帰宅困難者			2				

※

ＰＬ値	ＰＬ＞15.0	5.0＜ＰＬ≦15.0	0.0＜ＰＬ≦5.0	ＰＬ＝0.0（又は対象外）
適要	液状化発生の可能性は高い	液状化発生の可能性がある	液状化発生の可能性が低い	液状化発生の可能性が極めて低い

第５節　村災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、村及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、村民の協力により総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

１　白川村防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定により白川村の地域に係る地域防災計画の作成及びその対策の推進のための白川村防災会議を置く（白川村防災会議条例）。

資料編　　○　白川村防災会議条例

２　白川村災害対策本部

災害対策基本法第 23 条に基づく白川村災害対策本部の組織は、白川村災害対策本部条例（昭和 37 年白川村条例第 11 号）の規定に基づき定めるところによるものとする。

資料編　　○　白川村災害対策本部条例

（１）編成

村本部の編成は、次表の通りとする。

ア　村本部の系統

白川村災害対策本部
白川村役場内　ＴＥＬ05769－６－1311（代表）

現地災害対策本部（必要に応じて設置）

イ　組織編成

本　部　員　会　議	
本部長	村長
副本部長	副村長
	教育長
部長	総務課長
	村民課長
	建設課長
	産業課長
	観光振興課長
	会計管理者
	教育事務局長
	消防団長

- 総務部
  - 議会・庶務班
  - 税務班
  - 環境班
- 村民部
  - 村民健康福祉班
  - 診療班
- 建設部
  - 建設班
- 産業部
  - 農林班
- 観光振興部
  - 観光振興班
- 会計部
  - 会計財政班
- 教育部
  - 学校教育班
  - 社会教育班
  - 文化財班
  - 保育園班

（2）分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

ア　災害対策副本部長

災害対策副本部長（副村長、教育長）は、災害対策本部長を補佐し災害対策本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

イ　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、必要があるときに開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整推進にあたるものとする。

ウ　本部の各部、各班

（ア）村本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。

（イ）部長は本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮、監督する。

（ウ）部長に事故があるときは、その属する部の班長のうちから職務代理者を本部長が指名する。

（エ）班長は、当該班の所属事項について部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

（オ）班長の属する課、室等の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。

（カ）総務部に本部連絡班員を置き、各部との連絡にあたる。

（キ）村本部及び各部並びに各班別の事務分掌は、別表の通りである。

エ　現地災害対策本部

現地災害対策本部は、本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。

（ア）現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもってこれに充て、部員は、関係のある各部班によりそれぞれ職員を派遣するものとする。

（イ）現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（ウ）現地災害対策本部は、現地の適当な施設を利用して開設し、現地の直接的な対策の実施あるいは連絡にあたるものとする。

（3）協力組織

白川村災害対策本部で実施する災害応急対策に協力奉仕するため、白川村災害対策本部の協力組織として次に掲げる奉仕団を置く。

奉仕団	設置場所	区域	構成団体
女性防火クラブ	クラブ会長宅	分会別	女性会
青年団	団長宅	校下別	青年団
地区奉仕団	各地区区長宅	各地区	区民

部名	班名	事務分掌
各部・班共通事項		1　各部・班の動員配備に関すること。 2　災害対策本部及び各部・班間の連絡調整に関すること。 3　所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（村指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）。 4　他部・班の応援に関すること。
総務部 （総務課）	議会・庶務班 （議会事務局、庶務係、選挙管理委員会、監査委員会）	1　災害対策全般に関すること。 2　防災計画（消防・水防）の立案に関すること。 3　村本部の設置及び廃止に関すること。 4　本部長の指示等の伝達に関すること。 5　本部員会議の招集、進行及び本部関係の庶務に関すること。 6　職員の動員、派遣に関すること。 7　県との連絡調整及び被害報告に関すること。 8　防災関係機関との連絡調整に関すること。 9　各部との連絡調整に関すること。 10　被害報告及び情報の取りまとめに関すること。 11　避難の勧告・指示に関すること。 12　気象予警報、情報等の受理・伝達に関すること。 13　防災行政無線の管理に関すること。 14　災害時の通信の確保に関すること。 15　報道機関との連絡及び記者会見等に関すること。 16　県、他市町村等への応援要請に関すること。 17　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 18　災害時の相互応援協定に関すること。 19　災害状況の記録、撮影及び情報に関すること。 20　災害現地との連絡に関すること。 21　災害時の輸送力の確保調整等に関すること。 22　災害時の交通規制に関すること。 23　被災職員の福利・厚生等に関すること。 24　職員等の安否確認に関すること。 25　各種団体等との協力要請及び連絡調整に関すること。 26　消防団、自主防災組織との連絡調整に関すること。 27　自治会との協力要請及び連絡調整に関すること。 28　村議会の総括に関すること。 29　村議会との連絡調整に関すること。 30　火災・水災・震災・雪害等の消防・水防業務全般に関すること。 31　村本部との連絡調整に関すること。 32　消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 33　災害の警戒、防御、救助救出に関すること。 34　被災者の救助及び避難者の保護並びに行方不明者の捜索に関すること。 35　炊き出しに関すること。 36　電算システム及びネットワーク機器の点検、安全確保対策に関すること。 37　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 38　本部長及び副本部長の被災地の視察に関すること。 39　本庁舎及び村有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 40　庁有車両の確保に関すること。 41　庁有車両等に係る燃料の確保に関すること。 42　ホームページ等による情報提供に関すること。

部名	班名	事務分掌
		43　その他各部に属さない任務に関すること。
	税務班 （税務係）	1　災害に伴う村税の減免に関すること。 2　被災者台帳の整備に関すること。 3　り災証明の発行に関すること。 4　被災世帯、被災住宅等の被害状況の調査に関すること。 5　被災住民への税関係の相談に関すること。 6　庶務班の応援に関すること。
	環境班 （環境係）	1　災害時における防疫、害虫等の駆除及び清掃に関すること。 2　被災地の環境保全に関すること。 3　災害廃棄物の処理に関すること。 4　保健衛生施設の被害調査に関すること。 5　ごみ・し尿処理に関すること。 6　仮設トイレの設置に関すること。 7　災害関係の広報に関すること。 8　臨時広報紙、チラシ等の作成、配布に関すること。 9　災害関係文書、発送、印刷物等に関すること。 10　ＮＰＯ、関係団体への協力要請に関すること。 11　ペット対策に関すること。
村民部 （村民課）	村民健康福祉班 （村民健康福祉係）	1　災害救助全般に関すること。 2　指定避難所・指定緊急避難場所・救護所の開設、運営に関すること。 3　福祉避難所の開設、運営に関すること。 4　避難住民の誘導、救済に関すること。 5　被災者の苦情、陳情、相談、問合せ等の受付に関すること。 6　村民への災害相談に関すること。 7　外国人の救援、救護の総合調整に関すること。 8　義援金品の配分に関すること。 9　ボランティアの受入れ及び活動支援に関すること。 10　社会福祉協議会との連携に関すること。 11　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 12　民生・児童委員との連絡調整に関すること。 13　災害に伴う医療費の減免に関すること。 14　災害弔慰金の支給等に関すること。 15　遺体の処理及び火葬に関すること。 16　埋火葬許可証の発行に関すること。 17　届出による行方不明者名簿の作成に関すること。 18　福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 19　その他食料の給与に関すること。 20　災害時における医師会等の応援要請に関すること。 21　災害救助法の適用及び運用に関すること。 22　被災者の更生援護に関すること。 23　高齢者、要介護者等要配慮者の安全確保に関すること。 24　感染症の予防及び健康管理に関すること。 25　被災者への臨時健康相談、健康診断に関すること。 26　被災住民に対する健康支援及びこころのケア対策に関すること。 27　介護サービス事業者との連絡調整に関すること。
	診療班 （白川・平瀬診療所）	1　医療・助産に関すること。 2　医療救護班の編成及び巡回治療に関すること。 3　救護所及び移動診療所の開設に関すること。 4　被災者、災害救助従事者の医療に関すること。 5　遺体の検案に関すること。

部名	班名	事務分掌
		6　災害対策用薬品その他衛生材料の確保に関すること。 7　診療所の被害調査及び災害対策に関すること。
建設部 （建設課）	建設班 （建設係）	1　水防、治山、砂防対策の全般に関すること。 2　道路、河川等土木施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3　災害復旧資材の調達、輸送に関すること。 4　必要な車両等の調達に関すること。 5　交通道路の確保及び応急復旧対策に関すること。 6　災害時における飲料水の確保に関すること。 7　上下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8　節水、断水及び給水に関する広報に関すること。 9　村有建築物等の応急復旧対策に関すること。 10　被災住宅の災害対策に関すること。 11　村営住宅の被害調査及び災害対策等に関すること。 12　応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関すること。 13　被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 14　建設業者との連絡調整に関すること。 15　村内の関係機関との連絡調整に関すること。 16　県内外の関係機関との連絡調整に関すること。 17　林道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
産業部 （産業課）	農林班 （農林係）	1　耕地、農作物、畜産、養殖業、農業用施設の災害対策全般に関すること。 2　食料の確保及び種苗、肥料、飼料、薬剤等の確保に関すること。 3　農業施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 4　農業関係災害対策指導に関すること。 5　農業、林業、畜産関係団体との連絡調整に関すること。 6　林業関係及び村有地全般の災害対策に関すること。 7　林業関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8　家畜の防疫及び保健衛生に関すること。 9　死亡家畜等の処理に関すること。
観光振興部 （観光振興課）	観光振興班 （企画係、商工観光係）	1　生活必需物資の確保及び配給に関すること。 2　商工業、観光施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 3　観光客対策に関すること。 4　商工観光関係団体との連絡調整に関すること。 5　外国人観光客の救援、救護の総合調整に関すること。
会計部 （会計室）	会計財政班 （会計係）	1　災害関係費の出納に関すること。 2　災害用物資の出納に関すること。 3　災害時における義援金等の受付・保管に関すること。 4　災害対策予算等村財政に関すること。 5　本部活動費の経理に関すること。
教育部 （教育委員会事務局）	学校教育班 （学校教育係）	1　学校教育全般の災害対策に関すること。 2　応急教育対策の予算編成に関すること。 3　学校施設の被害調査及び報告に関すること。 4　児童・生徒等の安全確保、安否確認及び避難誘導に関すること。 5　被災児童・生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関すること。 6　教職員の確保に関すること。 7　教育関係義援物資の受付に関すること。 8　学校との連絡調整に関すること。 9　児童・生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫

部名	班名	事務分掌
		に関すること。 10　災害時における学校給食の確保に関すること。 11　災害時における学校教育対策に関すること。 12　指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関すること。 13　災害活動に協力する学校教育団体等の連絡調整に関すること。
	社会教育班 （社会教育係）	1　学校教育全般の災害対策に関すること。 2　社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3　社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 4　指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関すること。 5　災害活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関すること。
	文化財班 （文化財係）	1　文化財施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2　指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営への協力に関すること。
	保育園班 （白川保育園）	1　保育施設の安全対策、被害調査及び災害対策に関すること。 2　園児の臨時保育に関すること。 3　園児の避難誘導、安否確認及び安全確保に関すること。 4　園児の保健衛生管理に関すること。

（注）部長及び班長の属する課等の職員は、班員とする。

各班は、本分担任務によるほか余裕のあるときは、必要に応じて他班の行う事項について応援をするものとする。

分担の明確でない対策については、本部長の定める部及び班において担当するものとする。

第６節　白川村の目指す方向

１　目指す方向

国においては、東日本大震災をはじめとした甚大な被害が発生している地震、年々大型化する台風、大規模土砂災害等の風水害等に対応して災害対策基本法の改正や防災基本計画の改訂、各種マニュアルの作成及び刷新がされるなど防災力の強化を進めている。

風水害については、本村では地形が急峻で複雑なため、集中豪雨や豪雪などによって各地に崩壊地が発生し、渓谷には土砂の堆積も見られ、これらの堆積土砂から村民の安全を守るため、危険箇所を把握し、引き続き的確な対策を講じる必要がある。

また、本村の中央部を流れる庄川には多くの支流が流れ込んでおり、いずれの川も急流が多いため、昔から村民の生活を水害から守ることが大きな課題となってきた。昭和 36 年に完成した御母衣ダムは、上流域の豪雨や長雨時の流量調整機能を持つ水害対策ダムとしての機能も果たしているが、豪雨時の急激なダム放流によって下流で被害が発生したこともあり、その運用方法については、ダム管理者と協議を密に行いながら、防災機能を十分に活かす必要がある。

令和元年度に作成・配布した白川村ハザードマップにおいては、県が示す河川氾濫情報、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の掲載のほか、白山火山噴火緊急減災対策砂防計画による火山災害を設定しており、引き続き村民に対して地区の災害特性や近隣避難所等の周知を図っていく必要がある。

地震災害については、阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災など、大きな地震災害が頻発しており、特に、新潟県中越沖地震では、中山間地域に住む住民が、交通網の断絶により、孤立した状況での生活を余儀なくされている。本村においても、大地震が発生した際には、同様の状況に陥ることが予想され、より一層の地震対策を図っていく必要がある。

また、本村には、合掌造り家屋をはじめ、火災に弱い建築物が数多く存在しており、これらの建築物を火災から守る体制を充実し強化する必要がある。

村では、平成 17 年２月より消防署業務を高山市に委託しており、災害発生時には、高山市消防本部及び白川村消防団が対応にあたっている。今後も、高山市をはじめとする近隣市や県との協議を行いながら、常備消防の広域共同事業を推進していく必要がある。また、消防団や女性防火クラブ、村民による火の用心回りなど、様々な防災活動を通じて、日頃から迅速な消火活動ができるように備えるとともに、用水の確保や資機材の整備などにも常に留意しておくことも必要になっている。

火山災害対策については、平成 26 年９月 27 日の御嶽山の噴火を踏まえ、平成 27 年７月に活動火山対策特別措置法が改正され、火山防災対策の特殊性を踏まえた活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制整備等の所要の措置を講ずることになった。本村では石川県白山市境に白山火山が位置しており、白山火山防災協議会による白山火山防災計画が令和７年２月に改訂されており、引き続き、気象台等の観測体制による 24 時間の監視のもと、石川県、岐阜県、福井県と本村を含む関係市村等が連携して対応にあたるものとする。

積雪対策については、道路施設の拡充や除雪・融雪対策の徹底、除雪機械・融雪設備の性能向上などによって、積雪時の生活は昔と比べて大いに改善されているが、村内における建設業者の減少や経営の弱体化に伴い、除雪機械の配備が困難な状況も出てきている。公共施設についても、計画的な除雪体制が必要とされており、高齢社会となった本村においては、冬も安心して暮らせる生活基盤を整備していくことが重要になっている。

避難行動要支援者を含む要配慮者対策については、一人暮らし高齢者や障がい者のほか、国際的な観光地である世界遺産白川郷を訪れる観光客や外国人等への災害時の情報伝達・避難が円滑に行われるための対応に努める必要がある。災害時における要配慮者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の特定、要配慮者情報の把握、避難支援者の設定等を検討する必要がある。

特に、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳等を整備・活用し個別避難計画を作成するとともに、地域での支援体制の強化を推進するものとする。

今後、村域における防災力の向上を図るため、社会基盤や治山・治水施設等の整備によるハード対策ばかりでなく、相互扶助・助け合いの精神に根ざす「結」の精神を継承し、自主防災組織をはじめとする地域、村民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、総合的に防災対策を進めていくものとする。

ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが重要となる。

村民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助（共助）」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造するものとする。

また、村民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

更には、富山県、石川県を含む近隣県・市との連携強化に努めるとともに、災害時応援協定等の整備にも取り組んでいく。

第２編　一般対策計画

第１章　災害予防

第１節　基本方針

１　防災協働社会の形成推進

（１）基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、村民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、村、村民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

（２）推進体制

ア　「災害から命を守る運動」の推進

村は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても村民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る運動」として全世代に向け展開していく。

イ　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

村は、様々な主体を通じた防災知識の普及・啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

ウ　男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

村は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

エ　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から村及び県等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態の発生を未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、村及び県等関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練

や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、村及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

オ　罹災証明書の発行体制の整備

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

カ　消防団員等の確保・育成

村は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして村民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

キ　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

ク　デジタル等新技術を活用した防災対策の推進

村及び県、関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組を一体で推進するものとする。

ケ　被災者支援の仕組みの整備

村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

２　防災業務施設・設備等の整備

（１）気象等観測施設・設備等

村等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

（注）気象業務法（昭和27 年法律第165 号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

（２）消防施設・設備等

村は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

（3）防災施設・設備等

村は、災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、臨時離着陸場を設定するとともに、県及び防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図るものとする。

（4）通信施設・設備等

村は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

なお、県は、大規模災害発生時の通信が途絶した場合に備えて、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、移動防災情報センターの整備を行い、通信体制の確保に努める。

また、村及び防災関係機関とをネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる情報システムの整備、活用を図る。

さらに、村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

（5）水防施設・設備等

村は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

（6）救助施設・設備等

村は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検するものとする。

（7）災害対策本部施設・整備

村は、災害対策活動の中枢拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により村庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（8）迅速な参集体制の整備

村は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

（9）村の防災拠点施設の整備

村は、大規模災害発生時に村内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する村広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ　物資配分活動拠点

市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

ウ　ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

エ　その他、防災に資する公共施設の整備

村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。

(10) その他施設・設備等

村は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

3　災害に強いまちづくり

村は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第２節　防災思想・防災知識の普及

災害の発生防止及び被害の軽減あるいは災害時の円滑な応急対策の実施を図るため、村民に対する防災知識の普及と防災関係業務従事職員に対する知識及び技術の修得は次によるものとする。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、村民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る運動」を展開し、村民の自助・共助意識の高揚を図る。この運動の展開に当たっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図ることが重要である。また、村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

１　総合防災の教養普及

村計画の関係機関あるいは村民等に対する計画の徹底は、概ね次によるものとする。

（１）計画書の配布

村計画を作成しあるいは修正したときは、計画書必要部数を印刷し、次の機関あるいは関係者に配布し、その徹底を図るものとする。

ア　各消防機関
イ　村内の公共的機関
ウ　防災上必要な施設の管理者
エ　各地域奉仕団
オ　その他必要と認めるもの

（２）広報（普及）担当

防災知識の普及を要する災害事務を分掌するそれぞれの機関において、適宜の方法により行うものとするが、本村における総合的な広報は総務部が他の部班及び関係機関から資料の提出を求めて行うものとする。

（３）広報の方法

防災知識の普及は、概ね次の媒体利用等により行うものとする。

ア　広報「しらかわ」、パンフレット等による普及
イ　村防災行政無線（同報系）による普及
ウ　テレビ、ラジオ、新聞等による普及
エ　広報車の巡回等による普及
オ　インターネット等による普及
カ　災害図上訓練の実施による普及
キ　その他講習会展示会等開催による普及

（４）広報の内容

防災知識の普及に当たっては、特に災害関係職員及び村民に対して、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、普及すべき事項は、次の通りである。

ア　村計画の概要

災害対策基本法第42条第４項に基づく「白川村地域防災計画」の要旨の公表は総務部が「広報しらかわ」により村民に周知徹底するものとする。

イ　災害予防の概要

災害による被害の防止が、防災知識の徹底によって防止できる事項について、それぞれ災害が予想される時期までに徹底するよう努めるものとする。

（ア）洪水、台風、火災、地震等に対する既存建物、家具類、家畜等の保全、特に建築物の平常時あるいは災害時における維持補修あるいは、補強の方法

（イ）異常乾燥時及び強風下の火災予防

（ウ）晩霜対策

（エ）建築基準法の遵守精神の普及及び関係法令知識の啓発

ウ　災害時の心得

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときの各地帯で承知しておくべき次の事項の徹底に努めるものとする。

（ア）気象警報の種別と対策

（イ）避難する場合の携帯品

（ウ）避難場所と避難経路等

（エ）被災世帯の心得ておくべき事項

（オ）「超」広域災害や複数同時災害への対策

エ　地域住民に対する普及内容

防災知識の普及に当たっては、村民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を村民に周知し、村民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

（ア）「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インスリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

（イ）警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

（ウ）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

（エ）指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

（オ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

（カ）山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動

（キ）災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

（ク）広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

（ケ）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

オ　児童生徒等に対する普及

村は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

カ　職員に対する防災教育

村は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

キ　災害伝承

村は、地域住民や児童・生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を活かし、啓発を実施するものとし、また、災害の教訓を後々まで伝承するよう、各種広報媒体を通じ、その普及に努めるものとする。

ク　企業防災の推進

村は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

ケ　防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、村民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

2　各部門別の教養普及

防災関係機関は、村地域防災計画あるいは各機関別の活動要領等の内容について、教養普及の徹底に努めるものとする。

教養普及の方法は「1　総合防災の教養普及」に準じて行う。特に実施する時期については、災害の予想される時期前あるいは関係行事推進期間等に重点を置くとともに教養普及対象によっては、座談会、現地指導等を行うものとする。

（1）水防

総務部・建設部及び関係各機関は、水防等の対策に従事する職員及び村民に対して、あらゆる機会をとらえて、水防等土木災害に関する知識、技術の教育と思想の普及徹底にあたるものとする。

ア　職員に対する教養

村本部は、通常災害が予想される時期前に水防管理団体、警察機関及び消防機関等関係の機関と協力し、水防計画の徹底を図るとともに、水防その他土木災害の応急対策に従事する職員に対して、対策実施上の科学的、専門的な知識、技術の教養に努めるものとする。

イ　村民に対する普及

村本部及び水防管理団体は、警察その他関係機関と協力して、水防その他土木災害に関連した対策で、一般住民等に周知徹底を要する洪水時に、避難道路、橋梁被災時の通報等を、通常災害が予想される時期前に次の媒体を利用して普及徹底するものとする。

（ア）広報、その他機関紙、パンフレット等
（イ）村防災行政無線（同報系）による広報
（ウ）新聞、ラジオ、テレビ等
（エ）地区座談会、区長会等
（オ）インターネット等による普及

（2）火災予防

本章第10節「火災予防対策」の定めるところによるものとする。

（3）地震災害

本計画地震対策編の定めるところによるものとする。

（4）地すべり、山崩れ

本章第25節「砂防対策」の定めるところによるものとする。

（5）その他

ア　学校における防災教育

教育部は、教育関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して、防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。

また、各学校長においては、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り併せて災害の未然防止と災害時の応急対策について十分周知させるものとする。

イ　防災営農についての教育普及

産業関係職員及び農家に対する防災営農等の教育普及は、次によるものとする。

（ア）普及担当者

産業部が関係機関からの資料によって行うものとする。

（イ）普及の方法

a　村防災行政無線（同報系）による広報

b　「広報しらかわ」等により行う。

c　チラシ等により行う。

（ウ）実施期間

通常災害が予想される時期前において行う。

（エ）広報内容

関係者及び農業者に対して周知徹底を図る必要がある事項、即ち農業者における防災知識によって防止できるような降霜時における被害防止あるいは台風時における農作物、畜舎等の保全方法等について普及徹底をする。

（オ）防火管理者に対する防災教育

村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防火管理者は、消防本部等の防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

（カ）災害教訓の伝承

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

3　「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

明治 24 年 10 月 28 日発生の濃尾大震災にちなみ、毎月 28 日を「岐阜県防災点検の日」（10 月 28 日は「岐阜県地震防災の日」とする。）と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

点検実施の例（10 箇条）は、次の通りである。

〈個人〉

1　消火器の操作方法
2　応急手当の処置方法
3　緊急避難カードの作成
4　非常持ち出し品
5　災害情報の入手方法
6　緊急時の連絡先
7　災害が発生したときの行動
8　家具等の落下・転倒防止
9　避難場所
10　避難路

〈家庭〉

1　家族の役割
2　非常持ち出し品
3　火災防止対策
4　家具等の落下・転倒防止
5　灯油等危険性物質確認
6　家族の連絡方法、集合場所
7　高齢者等の避難対策
8　家の外回り
9　避難場所までの危険箇所
10　避難場所・避難路

〈地域〉

1　自主防災体制
2　地域住民の把握
3　要配慮者の避難対策
4　地域住民への連絡系統
5　防災資機材
6　警察・消防への連絡系統
7　消防水利・施設
8　物資等の搬送場所
9　危険箇所
10　避難場所・避難路

第３節　防災訓練

災害発生時に、村は県・関係機関及び地域住民等との連携を図りながら、初動体制、応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。なお、実施に当たっては、平常時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

１　訓練方法

村及び地域内の防災機関あるいは防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、火災、地震災害、水災等、それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処置すべき応急的な対策について実地又は図上において、それぞれの機関別にあるいは２以上の機関が合同して行うものとする。

特に社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を管理責任者が樹立し、実施するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。

２　訓練実施にあたっての留意事項

（１）実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練の目的を具体的に設定し、災害が季節、天候、時間（日中、夜間）の状況を問わず発生することや同時に地震が発生し複合災害が発生する可能性があることを考慮する等様々な条件を考慮し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

（２）防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

（３）災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

村民が積極的に防災訓練に参加することや、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

（４）男女双方の視点及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち多様なニーズに十分配慮し、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

（５）感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

（６）訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、効率的な救助・救急活動等応急対策を行う関係者等が「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、危機管理体制の実効性について検証し課題等を明らかにし整理を行う。そして、必要に応じ訓練の在り方、

防災マニュアル等の見直し等を行い、次回の訓練に反映させるよう努め、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

3　本村の災害特性を考慮した訓練の実施

本村において予想される災害と対象地区は、本章第 34 節「防災対策に関する調査研究」に定める通りであり、各地区の災害要因に対応した訓練の実施を図る。

（1）火災の発生　　消火器・消火栓・可搬ポンプ等の取扱い訓練、避難訓練等
（2）水害の発生　　水防訓練、避難訓練等
（3）土砂災害等の発生　　避難訓練等
（4）地震の発生
ア　倒壊家屋からの救出訓練
イ　避難訓練等
ウ　消火器、消火栓、可搬ポンプ取扱い訓練
エ　負傷者の手当及び救命訓練
オ　倒壊家屋等からの救出訓練
カ　要配慮者の参加する避難訓練
キ　飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
ク　炊き出し訓練

4　総合防災訓練

村本部は、各部門応急対策実施機関と合同して、概ね次の対策を総合して訓練を実施するものとする。

（1）村の総合防災訓練

村は、防災関係機関等連携体制の強化及び村民の防災意識の高揚を図ることを目的として、警察署、ＮＴＴ西日本株式会社、関西電力株式会社、自衛隊など防災関係機関の参加、また自治会など村民の参加協力を得て、次のような様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

また、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

ア　情報収集・通信訓練
イ　交通規制訓練
ウ　電話施設応急復旧訓練
エ　断水広報・給水訓練
オ　水防訓練
カ　応急送電訓練
キ　架橋訓練
ク　避難誘導訓練
ケ　村民による初期消火訓練
コ　水道施設復旧訓練
サ　救助救急訓練・消火訓練
シ　避難所運営訓練

（2）県防災総合訓練への参加

村は、県その他の関係機関と合同して、毎年１回実施する県防災総合訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図るものとする。

（3）隣接市等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接市及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

5　水防訓練

村本部及び高山市消防本部は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施するものとする。

（1）実施の時期

洪水が予想される時期前（台風時期前等）の最も訓練効果のある時期において実施するものとする。

（2）実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施するものとする。

（3）方法

地域毎に定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

また、水防作業は、暴風や大雨の最中、しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら、次の事項等について訓練を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難の確保を図るために作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を市町村長に報告することとする。

ア　観測
イ　通報
ウ　動員
エ　輸送
オ　工法
カ　水防信号

6　消防訓練

村本部は、高山市消防本部と連携して、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ県本部その他の団体、市町村と合同して大規模な機動連合演習を実施するものとする。

（1）実施時期

春秋２回の火災予防運動の期間中その他適当な時期を選んで実施する。

（2）方法

学校、診療所、事業所その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する箇所において実施するものとする。

ア　消防ポンプ操法
イ　放水
ウ　非常招集、出動
エ　消防通信の利用訓練
オ　人命救助
カ　避難
キ　一般火災防御
ク　重要文化財、社会福祉施設その他の特別火災防御
ケ　災害応急対策
コ　その他

7　災害救助訓練

村本部及び高山市消防本部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動を併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者の人命保護のため、次に示す訓練の実施に努める。

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、村単独又は他関係機関と合同して次の事項について訓練を行うものとする。その際、自力避難の困難な高齢者や障がい者等の救助を

考慮したものとする。なお、学校、診療所、社会福祉施設、事業所、作業場、運輸機関等にあっては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年２回以上（児童福祉施設においては月１回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を１回以上実施するものとする。

（１）実施時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

（２）方　法

訓練の内容は、概ね次の通りとする。

ア　通信連絡
イ　避難救出
ウ　炊き出し
エ　給水
オ　物資輸送
カ　医療救護

８　災害通信訓練

予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるよう、村内関係機関の協力により各種通信施設を有効に利用して訓練を行う。

（１）実施時期

実施効果のある梅雨時期又は台風期等の適当な時期を選んで実施する。

（２）方法

実施の方法については、その都度定めるものとするが、概ね次の事項に留意して実施する。

ア　正確度
イ　伝達所要時間
ウ　訓練通信文の作成
エ　特別ルート利用による通信
オ　無線通信訓練にあっては、機器の応急修理、交信感度、混信、雑音等

９　非常招集訓練

災害の発生もしくは発生のおそれのある場合で、村長が動員計画に基づき勤務時間外において発令し、突発的災害時において速やかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に訓練を実施する。

10　学校等安全避難訓練

授業中において火災その他不慮の災害が発生した場合に、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校等において防火管理者が適当な時期を選んで定期的に訓練を実施するものとする。また、情報連絡や児童・生徒等の引渡しなど、必要に応じて、保護者の参加を検討する。

11　村民の訓練

村は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施するものとする。その際、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の救助を考慮したものとする。

また、学校、診療所、事務所等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては災害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努力するものとする。

12　広域災害を想定した防災訓練

村は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努めるものとする。

13　県の協力・支援

（１）村は、必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

ア　自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ　消防防災ヘリコプターの派遣

ウ　避難所訓練等のモデル事業の実施

エ　職員による出前トークの実施　等

（２）村は、単独又は県と協力して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

14　図上演習の実施

村本部は、少なくとも毎年１回以上消防機関、学校、福祉関係機関等の協力を得て、各災害を想定した図上演習を実施するものとする。

訓練の例としては、次のようなものがある。

【訓練の内容（例）】

1　職員の動員訓練	9　道路啓開訓練
2　情報の収集・伝達訓練	10　航空偵察訓練
3　災害発生時の広報訓練	11　応急復旧訓練
4　災害発生時の避難誘導訓練	12　現場指揮本部訓練
5　交通規制その他の社会秩序維持訓練	13　広域消防応援体制訓練
6　救援物資の準備及び輸送訓練	14　避難所開設運営訓練
7　消防、水防活動訓練	15　ボランティア受入活用訓練
8　救助活動訓練	16　広域防災応援受入体制訓練など

第４節　自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という村民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

従って、村は地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の村民、事業所等の自主的な活動を促すように努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　地域住民の自主防災組織

（１）自主防災組織の育成指導

村は、地域防災活動の推進を図るため、各地区等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、村は、自主防災組織の活性化を図るため、機会ある毎に、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導する。

（２）自主防災組織の活動

村は、自主防災組織と協力し、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。また、「みんなの地域はみんなで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、女性団体、民生・児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（ＮＰＯ）、ＰＴＡ等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

ア　平常時の活動内容

（ア）各防災に関する知識の普及や啓発
（イ）防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連携
（ウ）地域における危険箇所の把握
（エ）地域における消防水利の確認
（オ）家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
（カ）地域における情報収集・伝達体制の確認
（キ）要配慮者の把握
（ク）指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
（ケ）防災資機材の整備、配置、管理
（コ）防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
（サ）自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
（シ）地域全体の防災意識向上の促進

イ　災害発生時の活動内容

（ア）出火防止と初期消火による延焼の阻止
（イ）負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
（ウ）地域住民の安否確認
（エ）正しい情報の収集、伝達
（オ）避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
（カ）避難所の運営、避難生活の指導
（キ）給食、給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
（ク）災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援　等

２　自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、村及び消防署と協議のうえ、規約、地区防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成に当たっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努め

ること。
なお、自主防災組織の防災計画は、以下の事項について記載するものとする。
（1）地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
（2）地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担に関すること。
（3）自主防災訓練の時期、内容等及び村が行う訓練への積極的な参加に関すること。
（4）防災関係機関、自主防災組織本部及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
（5）出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
（6）避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
（7）負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
（8）救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
（9）その他自主的な防災に関すること。

3　防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、各地区毎に地区の実情に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（もしくはＯＢ）が在住しているかを確認のうえ概ね次のような段階を重ね、協議を行う。

地区の実情を考慮した被害想定の実施
・当該地区で起こり得る災害を具体的に想定する。（村計画の習熟）

↓

予想される事態への対処
・必要なものは何か、どう行動すべきかを考える。

↓

必要な体制の整備
・当該地区に最も適した体制の構築を行う。

↓

必要な資機材の整備
・非常時に使用する資機材の整備計画及び管理方法を決定する。

4　自主防災組織の活動拠点の整備

村は、地区等に１箇所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設（コミュニティ防災拠点）を定め、その整備に努めるものとする。なお、コミュニティ防災機能は、次の通りである。
（1）防災知識の習得・普及
（2）資機材、生活必需品等の備蓄
（3）コミュニティの災害応急活動の拠点

5　研修の実施

（1）自主防災組織リーダー研修会
村は、県及びその他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。
（2）各種団体における防災研修
村は、県と連携して、地域に根ざした各種の団体（女性防火クラブ、青年団等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導するものとする。

6　施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等を置き、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

7　事業所における自主防災組織

村は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努めるものとする。

8　村及び消防署の育成強化対策

村及び消防署は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

（1）防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
（2）自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
（3）活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
（4）各コミュニティへの個別指導・助言
（5）自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
（6）自主防災に関する啓発資料の作成
（7）自主防災に関する情報の提供　　等

なお、今後高齢化が進み、担い手となる人材の不足が懸念されることや、多様な視野を取り入れるため、女性や若年層の参加促進、将来の地域を担う小・中学生を対象にした、取組についても検討を推進し、地域防災協働隊の育成支援に努める。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、地域で活動する防災グループ、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害時における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

9　自主防災組織への具体的支援策

（1）補助金等を活用して自主防災組織の育成、整備促進
（2）防災資機材等の活用

防災訓練等を実施する際には、村内に設置されている防災資機材備蓄倉庫の防災資機材を使用するなど、防災資機材の使用方法を習得し、災害発生時に備える。

第５節　ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動の必要性・重要性から、村は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため村は、日本赤十字社岐阜県支部、県及び村の社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の環境整備は、本計画の定めるところによるものとする。

１　災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

（１）活動支援環境の整備

ア　ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保と必要な情報機器、設備等の整備に努める。

イ　受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を村社会福祉協議会と定め、整備を図るものとする。

２　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

村は、県及び村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との提携の下に、村民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

３　ボランティアの組織化推進

村は、県の協力のもと、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

４　災害救援ボランティアの登録・育成

村は、平素から村社会福祉協議会と災害時における連携体制等について協議しておくものとする。

なお、県及び村の社会福祉協議会は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行っており、村は、日常から福祉ボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動してもらえるように依頼して順次登録体制を整備する。

（１）対象者

ア　18 歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ　15 歳以上 18 歳未満で次の条件を満たす者

（ア）グループの活動であること。

（イ）グループに 20 歳以上の指導者がいること。

（ウ）原則として県内の活動に限ること。

ウ　災害救援活動を希望するグループ又は団体

（２）登録後の活動要請

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ　災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

（３）ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、防災ボランティア週間等を利用して村民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

（4）災害ボランティアの事前登録

平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

（5）災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から災害ボランティアコーディネーターを養成し、またボランティア活動団体等のネットワーク化を図る。

（6）防災訓練への参加

村は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等を村等が実施する防災訓練への参加促進に努める。

5　ボランティア活動の推進

（1）ボランティアセンターの設置

県及び村の社会福祉協議会はそれぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

なお、村は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするものとする。また、運営に対し積極的に参画することとする。

（2）ボランティアコーディネーターの設置

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置、育成に努めるものとする。なお、県及び村は、ボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援するものとする。

6　ボランティア活動拠点の整備

村は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

7　廃棄物等に係る連絡体制の構築

村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、村は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第６節　広域応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、村だけでは対応が不十分になることが考えられる。そのため、県及び他市町村に応援、協力あるいは斡旋を求め、円滑な防災対策の実施を期する必要がある。

村は、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制を確立しておくものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

１　県内相互応援

（１）広域消防相互応援協定

県内市町村は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防に関し相互の応援をするため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

資料編	○　岐阜県広域消防相互応援協定書 ○　岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書

（２）県広域防災相互応援体制

村は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

２　応援協定等に基づく要請

（１）応援協定に基づく要請

村は、災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定を締結している。災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

資料編	○　消防相互応援協定書（富山県南砺市） ○　災害時応援協力に関する協定書

（２）郵便局株式会社に対する協力要請

村は、被災住民の避難先及び被災状況の情報、また、鳩谷郵便局及び御母衣郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地が必要となった場合には、あらかじめ締結されている覚書に基づき、鳩谷郵便局及び御母衣郵便局に協力を依頼するものとする。

資料編	○　災害支援協力に関する覚書

３　緊急消防援助隊等の要請

災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、知事は、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。（消防組織法第 44 条）

その場合、村は、国、県、他県等からの救助活動、消火活動等、医療活動、物資調達及び輸送活動への対応に関し、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、岐阜県災害時広域受援計画〔平成 23 年３月版〕（以下、「県広域受援計画」という。）により対処する。

４　その他の応援体制

（１）緊急消防援助隊

村及び県は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

（２）広域緊急援助隊

県警察は、大規模災害の発生時に都道府県警察の相互支援を行う広域緊急援助隊等応援部隊の派遣について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

（３）広域航空消防応援

村及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

５　受援体制の整備

村は、国や県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第７節　臨時離着陸場等の整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、臨時離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に臨時離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、整備を図るものとする。臨時離着陸場選定及び整備については、次によるものとする。

１　臨時離着陸場の選定

道路の損傷により陸上輸送が不可能となる場合に備えて、ヘリコプターによる空輸の確保を図るため、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、臨時離着陸場を設けるものとする。

２　ヘリポート等の整備

ヘリポート、ヘリストップの整備・確保に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

資料編　　○　防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター臨時離着陸場等一覧

第８節　緊急輸送網の整備

大規模災害時や復旧時においては、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し避難・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送網の確保に向けた対策を図る。

１　緊急輸送道路の整備

（１）緊急輸送道路は、災害後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、関係機関との連携を図り逐次整備を進める。

（２）村は、県において指定した緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について、計画的に整備を進める。

（３）県指定の緊急輸送道路

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築している。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定している。

ア　第１次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ　第２次緊急輸送道路路

第１次緊急輸送道路と防災拠点（村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ　第３次緊急輸送道路

第１次及び第２次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

２　緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策等を進めていくものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

３　緊急輸送道路と防災拠点及び生活圏

（１）防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から下表「防災拠点の機能区分」の５つに区分する。

（２）緊急輸送道路と生活圏

緊急輸送道路は、県全域を対象とし、生活圏ごとに区分し、相互の連携に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

【防災拠点の区分】

第１次拠点	県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
第２次拠点	市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、河川防災ステーション、ＳＡ・ＰＡ等
第３次拠点	広域避難場所

4　地域内輸送拠点の設置

村は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点（以下、「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

5　村道の整備

村は、村域の県指定緊急輸送道路と、村役場、指定避難場所・避難所、災害活動用緊急ヘリポート、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ村道について、拡幅や耐震強化の整備を推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請するなど、村域の緊急輸送網の整備を行う。

6　応急活動体制の整備

（1）村は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、土木事務所及び村内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。

（2）村は、障害物（がれき）等の仮置場をあらかじめ定めておくものとする。

7　緊急通行車両の周知・普及

村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

8　冬季における交通の確保

冬季において、地形又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第９節　防災通信設備等の整備

大規模な災害に備え、村は、情報の収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、村は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

１　村防災行政無線の整備

村は、村本部と地域住民及び集落災害現場等の通信を常に円滑かつ十分に運用すべく、同報系・移動系村防災行政無線の整備を図るとともに無線通信系統図による伝達方法を確立するものとする。

【無線通信系統図】

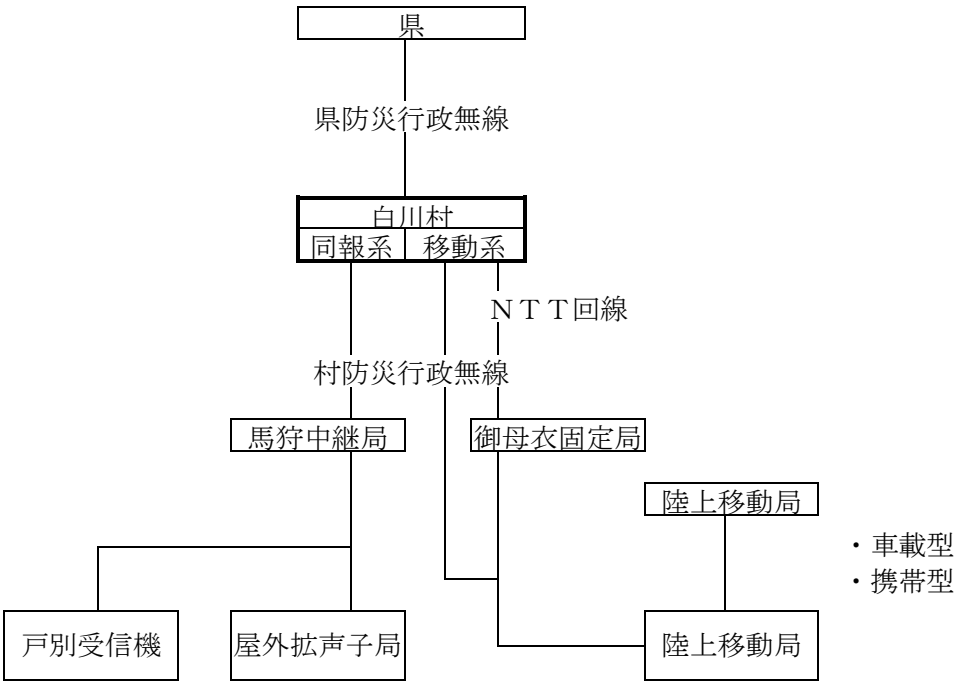

（１）同報系

村本部と地域住民との間に通信を確保するため、平常時及び大地震、台風等による災害時を問わず、資料編に掲げる通り常に防災対策上の情報伝達が発揮し得るような村防災行政無線（同報系）の整備を図るものとする。

資料編　　○　同報系無線設備状況

（２）移動系

村本部と集落災害現場等の相互通信を確保するため、資料編に掲げる通り移動系を設置し、災害時において情報の収集、伝達等が実施できるよう整備を図るものとする。

資料編　○　移動系無線施設状況

2　岐阜県防災行政無線

県は、県防災情報通信システムにより、県本部、県支部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保している。

（1）衛星通信回線システム

ア　構成

衛星通信回線 （地域衛星通信ネットワーク）	市町村、消防本部、各総合庁舎、飛騨県事務所、衛星車載局

イ　機能（特徴）

（ア）市町村、消防本部等全端末局とＦＡＸ通信可能

（イ）通話中の回線を切ることなく一斉指令可能

（2）バックアップ機能の確保

衛星通信回線のバックアップ回線としての専用有線回線の設置（２ルート化）

3　防災相互通信用無線等

村は、災害時に際し、防災相互通信用無線局と相互に連絡を密にし、災害対策を緊急かつ円滑に推進できるよう、防災訓練等を通して連携体制の確立を図るものとする。また、通信施設の被災等に備え、あらかじめ相互利用等の協力体制の整備を推進する。

なお、村内に所在する防災相互通信用無線局は、資料編に掲げる通りである。

資料編　　○　村内防災相互通信用無線局一覧

4　震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内全市町村に計測震度計を設置する震度情報ネットワークシステムの整備により、県内の震度情報を把握し、国に速報するとともに、観測データの蓄積により地震予知に役立てる予定であり、村も県と連携しシステムの活用に努める。

5　画像情報収集・連絡システム

村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム等、画像収集・連絡システムの整備に努めるものとする。

6　非常通信の利用

村は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の協力を得て電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図る。

7　災害時優先電話の周知徹底

村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載の通り、あらかじめＮＴＴ西日本株式会社に災害時優先電話として登録してある。

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

・「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。 ・災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

8　特設公衆電話

ＮＴＴ西日本株式会社により整備された村内10か所（各地域の公民館施設）、16回線の災害時用電話の活用を図る

資料編　　○　村内特設公衆電話一覧

９　緊急速報メール及びＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

村は、村民への防災情報を伝達する際に、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール及びＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）により、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する。

10　アマチュア無線

村は、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

11　インターネット等

村は、被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

12　災害現場からの情報収集

村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

13　通信システムを作動させるための人的・物的備え

村は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

14　孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、村は孤立集落対策として県と通信可能な情報通信手段の整備に努める。

（１）衛星携帯電話

村は、避難所の機能強化のために県の助成措置などを活用して、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

（２）村防災行政無線

村は、避難所等と双方向の通話が可能な村防災行政無線の整備に努める。

15　その他の通信手段の整備

災害時において孤立するおそれのある地域については、衛星携帯電話等の配備に努める。

また、村は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第 10 節　火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための火災予防に関する対策は、次によるものとする。また、村、県、国、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上及び林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

1　消防組織の整備

火災等の大規模化、複雑化に伴い高度の専門的知識と技術が要求され、加えて道路、交通、通信の発達により個々の町村の境界に関係なく広域的に近隣町村の協力により、広域協力処理方式で消防力の充実が図られている。

更に、消防力の効率化を図るためには、消防団員の人的確保に努め、両者の有機的連携を確保することを基本とし、消防活動が一体的に運用されるよう体制を確立するものとする。

（1）平常時における組織

消防団の機構による。

ア　白川村消防団編成（定員 140 名）

消防団	団　長		
	副団長		
本部	分団長		
	副分団長		
	部長		
	班長		
	団員		
南部分団	分団長	班	
	副分団長	1	
	部　長	2	
	班　長	3	
	団　員	4	
中部分団	分団長	班	
	副分団長	1	
	部　長	2	
	班　長	3	
	団　員	4	
		5	
		6	
大郷分団	分団長	班	
	副分団長	1	
	部　長	2	
	班　長	3	
	団　員	4	
		椿原	
		小白川	

イ　消防ポンプ等機械器具整備配備

本部及び分団班別の機械器具保有状況は、資料編に掲載の通りである。

資料編　　○　消防機械器具保有状況

（2）災害時における組織
災害時の任務分担

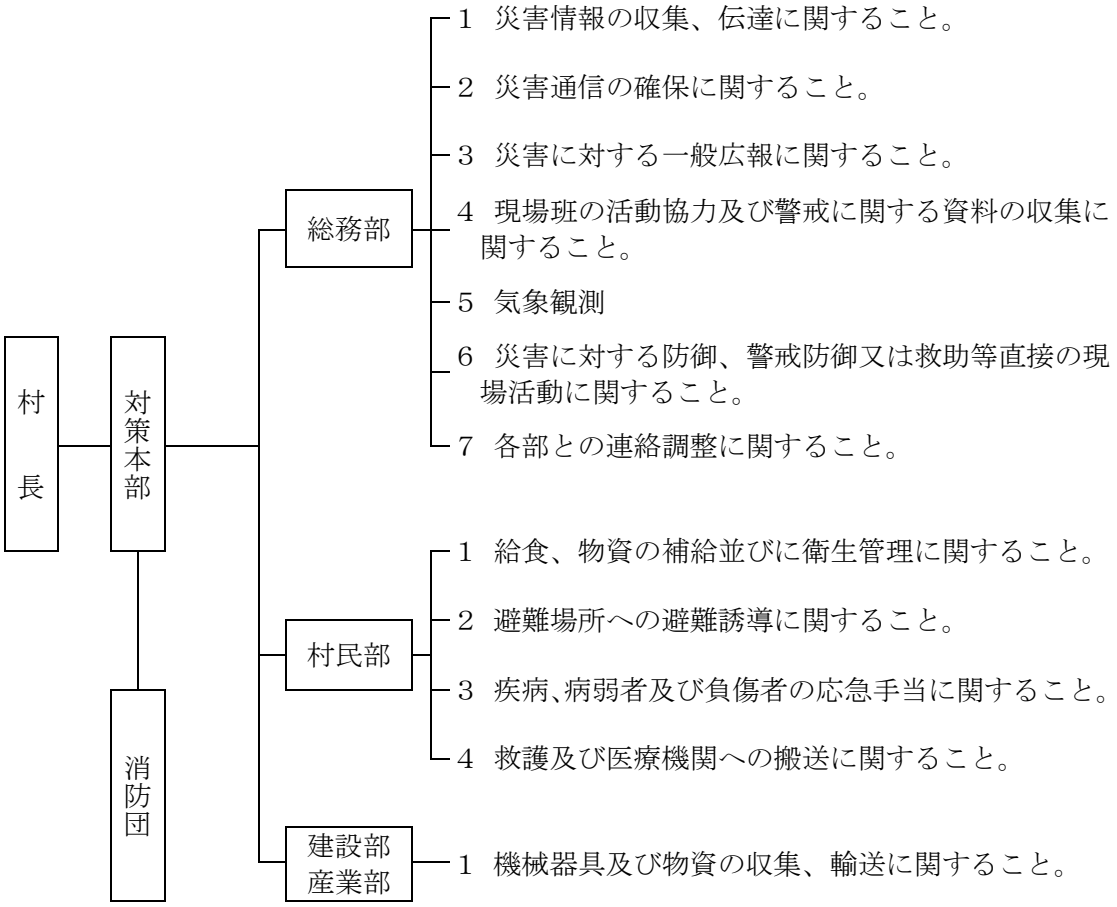

※ 詳細については、白川村災害対策本部等事務分掌に掲載の通りである。

2 消防施設等の整備

本村の消防活動は、村全域において編成されている白川村消防団により、火災及びその他の災害予防と被害防止に努めているが、消防の施設、機械器具及び資材を逐次整備して消防力の強化充実を図るものとする。

（1）消防ポンプ等機械の整備

消防用車両等については、国の示す消防力の基準を考慮し、それぞれ消防施設整備計画によって年次整備し、装備の高度化、近代化等機械力の充実強化に努めるものとする。

（2）ホース等消防用器具の整備

消防ポンプ等機械力の強化と並行してホース等の増加を図るとともに、村に対応する近代器具を逐年整備し、火災による被害防止と人命の救助に努めるものとする。

（3）消防水利の整備

消防水利の整備については、国の示す消防水利の基準に基づき計画的に逐年整備し、消火栓と防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努めるものとする。

（4）消防通信網の整備

火災等の早期発見・確認のための通報体制は、村防災行政無線（同報系・移動系）により確立され、班相互の連携、状況の把握等消防活動の迅速化を図るための増強整備をする。

（5）消防用施設等の保全計画

消防用機械器具及び消防用施設の保全については、次により実施するものとする。

ア 消防用機械器具の保全

消防団は、各班毎に毎月１回定期日を定めて機械器具の点検を行い、その保全に努め災害発生に係る出動に備えるものとする。

イ　消防水利の保全

防火水槽、消火栓等水防水利施設は、清掃、障害物の除去等を実施して消防水利の保全に努めるものとする。

（６）耐震用施設整備計画

地震による建物の倒壊、路面の地割れ等の状況下における適切な消防活動に必要な機械器具の整備に努める。

３　点検整備

消防団員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査し、消防活動に際して有効適切な措置をとらせるため、消防操法、消防演習、機械器具点検、火災等の出動時において、その都度点検を行うものとする。

４　地水利調査計画

消防活動を実施するため必要な地形、地物、道路及び水利等に関する次の地水利調査を実施し、消防機械等の配備及び出動計画等を検討し消防活動の一層の適正迅速化の推進に努めるものとする。

（１）消防地理調査

ア　地形、地物
イ　道路、橋
ウ　河川
エ　建物
オ　水防を要する施設物
カ　その他災害防御上注意を要する箇所

（２）消防水利調査

ア　消火栓
イ　防火水槽
ウ　貯水槽
エ　貯水池
オ　河川
カ　池水
キ　プール
ク　井戸
ケ　その他消防用水利として使用できるもの

５　防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。

（１）学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、勤務し又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化する。

（２）旅館等多数の者が出入りする特定防火対象物のうち一定規模以上のものを対象に、表示公表制度を実施し、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全確保に努める。

（３）危険物製造所等の立入検査を行うとともに、県が実施する危険物取扱者保安講習への参加を呼びかけるものとする。

６　村民に対する火災予防等の徹底

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、村民に対し防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について次の通り周知徹底を図るものとする。特に高齢者に係る防災対策を中心とした防火安全性を高めるため、住宅防火診断等により、対策を総合的に推進するものとする。

（１）火災予防思想の普及徹底

常に村民に対し、火災予防思想の啓発を行う。

（２）出火防止・初期消火

ア　各種集会、広報紙、防災訓練等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

イ　災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツ、住宅用火災警報器を普及する。

ウ　地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、消防署の指導の下に、消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

（３）特殊火災の防止

最近における火災様相の経験に鑑み、車両火災、危険物火災その他の特殊火災については、特に査察指導の徹底等、正しい知識の普及により火災発生の未然防止に努めるものとする。

ア　救命率向上を図るため、救急の日（９月９日）や防災訓練時等に救命講習会等を実施し、村民に対し応急手当等の啓発活動を推進する。

（４）関係機関の協力

地域住民に対する火災予防の普及及び初期消火体制の万全を期するため、女性防火クラブ、官公署、会社、工場等に、消防機関が行う訓練の参加を求め火災予防の普及徹底を図るものとする。

（５）火災予防広報

ア　村防災行政無線（同報系）による防火等に関する知識の広報

イ　広報誌に防火等に関する知識を掲載する。

ウ　「火災予防チラシ」「火の元点検表」等を各戸に配布する。

エ　異常気象時、その他必要の都度村防災行政無線（同報系）により適宜実施する。

オ　村の春秋２回の「火災予防運動」期間に各家庭の予防査察を行う。

７　消防力の整備強化

（１）消防力の強化

村は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

ア　市町村消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ　必要な資機材等の整備

ウ　救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

エ　消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進かつその育成

オ　同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

（２）消防水利等の確保

村は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

第 11 節　水害予防対策

村地域内における水害予防のための平常時における予防の対策は、次によるものとする。

1　水防組織計画

（1）編成

県支部土木班の指導のもとに、白川村水防隊を次の通り編成する。

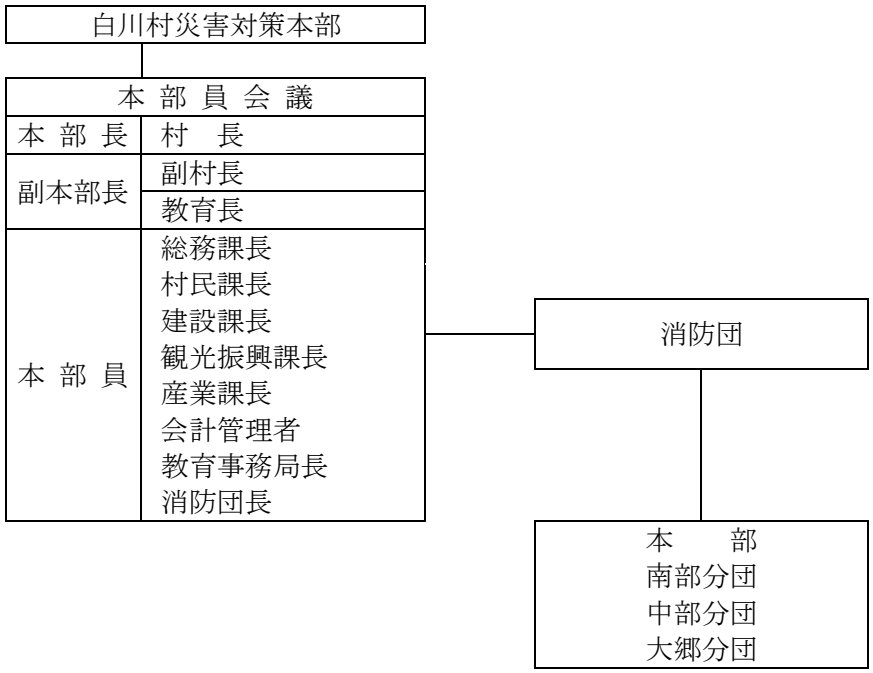

（2）分担任務

平常時における分担任務は、次によるものとする。

担当部班名	分　　担　　任　　務	任務の概要
総務部	1　水防計画全般に関すること。 2　水防用資機材の整備保全に関すること。 3　降雨量の観測に関すること。 4　その他村防災計画に定めること。	
建設部	1　庄川量水標の観測に関すること。	長瀬橋付近観測 （下流右岸 500m）
		平瀬地内観測 （平瀬診療所～ 平瀬発電所放水口 2km）
		飯島地内観測 （戸島橋～下流）

2　避難確保の措置の周知

（1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

（2）村民への周知

村は、令和２年度に、避難所等その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成のうえ、村民への配布等により周知を図っている。引き続き、避難指示、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から村民への周知徹底に努めるものとする。

3　水防訓練、避難訓練の実施

村は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

4　道路橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

（1）毎出水期に計画を立てて施工実施機関に次の事業実施の促進を働きかけ、あるいは巡回点検して急施の必要あるものは、その対策を要請するものとする。

ア　山側、側溝の掘削整備、水抜き、暗きょ等の呑口の埋設を防ぐ掘削及び流木の防止措置

イ　河川敷内の雑木及び堆積土の除去

ウ　橋台石積の洗掘した箇所の補強

エ　河川と関連する路側石積の基礎の洗掘防止

（2）出水期に流失又は埋没のおそれがある橋梁、暗きょに対し、地元住民に警戒を依頼するとともに標識を設置する。

（3）危険道路に標示板を設け「路肩弱し」、「落石注意」、「冠水区間」等と表示しロープ等を張り危険防止に努める。

5　水防施設等整備計画

（1）水防倉庫及び資器材等の整備

水防用資器材は、資料編に掲げる通りである。

資料編　　○　村保有資器材等一覧

（2）土取場の指定

水防用土のうに使用する採土箇所について、村地域における土取場の指定は特にしていないが、梅雨期に入る前には、前もって調査した後、村内要所に土のう用砂を配置しておくものとする。

（3）通信施設の整備

水防用通信施設の整備は、村防災計画の他の計画によるものとする。

（4）雨量水位等の観測施設の整備

降雨量の観測は別に村役場に備付けの観測器により常時観測するものとし、量水標は「1水防組織計画（2）分担任務」に示す箇所に設置するものとする。

6　水害リスクの開示

村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

村は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。ハザードマップの策定に当たっては、県は支援を行うものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

7　防災知識の普及

（1）村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

（2）村は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

　また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

（3）村は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

（4）村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（5）村は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

（6）ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

8　水防知識等の教養訓練計画

（1）村民に対する水防知識の普及は、雨期を中心に広報誌、村防災行政無線（同報系）による周知徹底を図る。

（2）訓練等

　関係職員を講習会に参加させる等、水防工法知識の修得に努めさせるとともに次の訓練等を行う。

ア　警報等情報の通報、伝達訓練
イ　水防機関あるいは協力者の動員訓練
ウ　水防資機材輸送等の訓練
エ　水防工法の訓練
オ　避難訓練

（3）ダム放流防災懇談会

　役場課長、関係機関等にて、２年に１回、出水、放流関係について、懇談会を開くものとする。ただし検討課題が提出された場合は、随時行う。

9　水防協力団体、水防活動要員の育成

村は、（1）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、（2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、（3）水防に関する情報又は資料の収集、提供、（4）水防に関する調査研究、（5）水防に関する知識の普及、啓発などの業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団

体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第 12 節　雪害予防対策

降雪時における交通の確保、その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによるものとするが、道路の降雪に関する細部の対策は、毎年降雪期前に樹立する除雪に関する活動要領（以下、「要領」という。）の定めるところによるものとする。

1　道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次によるものとする。

（1）実施責任者

道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

区　　分	実　　施　　範　　囲
岐阜県	一般国道及び県道のうち要領で定める道路
白川村	上記以外の主要な道路

（2）降雪及び除雪状況の収集連絡等

ア　村本部における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次によるものとする。

イ　降雪量の観測

道路除雪対策実施のための降雪量の観測は、次の観測地点の状況による。

【指定観測地点】

観測地点	警戒積雪深	摘　　要
白川村役場	300cm	岐阜県指定 高山測候所指定

ウ　除雪等の広報

建設部は常に除雪等に関する情報把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡するものとするが、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び村民に対し、その周知徹底に努めるものとする。

（3）除雪体制の整備

道路除雪の円滑を期するための除雪は、次の体制により実施するものとする。

ア　平常体制

雪による積雪量が指定観測点における警戒積雪深以下の場合は平常体制により要領で定める区域の除雪対策にあたるものとする。

イ　警戒体制

降雪による積雪深が警戒積雪深に達した地点及び降雪状況その他から必要があるときは警戒体制をとり、除雪対策にあたるものとし、除雪機械の増強、連絡の強化等を図るものとする。

ウ　緊急体制

除雪による積雪深が指定観測点において、大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況降雪強度その他を勘案して、必要が認められるときは、緊急体制をとるものとする。緊急体制をとった場合は、交通確保すべき重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等も勘案して必要度の高い路線に重点をおいて実施するものとする。

（4）雪崩対策

雪崩による被害を防止するため、建設部は地域内で雪崩の発生が予想される箇所の巡回査察を行い、雪崩の危険箇所に標示板、旗等による標示を行い、村民に対する周知徹底を図り、災害の未然防止に努めるものとする。

資料編　　○　雪崩危険箇所一覧

（5）孤立集落対策

村本部は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において、村民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努めるものとする。

（6）道路改築事業

村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

（7）災害未然防止活動

村は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。

また、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

2　雪崩防止施設の整備等

村は、雪崩危険箇所等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

3　学校施設の整備

村は、豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、及び屋内運動場の建設整備を図るものとする。

4　除雪体制の整備

村は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。

加えて、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

5　防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛けるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第 13 節　火山災害対策

白山の火山現象による災害を防止し、また被害の軽減を図るため、災害危険予想区域の把握、避難施設等の整備等、災害予防対策に努める。白山の火山災害予防対策については、本節の記載のほか、白山火山防災協議会による白山火山防災計画によるものとする。

1　白山火山の活動

（1）白山の活動史

白山火山は、金沢市の南方約50kmの石川・岐阜県境に位置する。侵食・開析によって分断された古白山火山体の南斜面に、10万年より新しい新白山火山が乗っており、最高峰御前峰（ごぜんがみね）は新白山成層火山体頂部の東向き崩壊壁の最高所となっている。剣ヶ峰は崩壊跡に生じた新しい山体。最新期の活動は山頂部に多くの小火口を生じ、1554年には翠（みどり）ヶ池から小規模な火砕流を生じた。現在、地獄谷・白川谷など山麓に噴気地帯があるが、山頂部には噴気活動は確認されていない。

【白山山頂部の写真（左の火口湖は翠ヶ池）平松良浩撮影［白山火山防災計画より］】

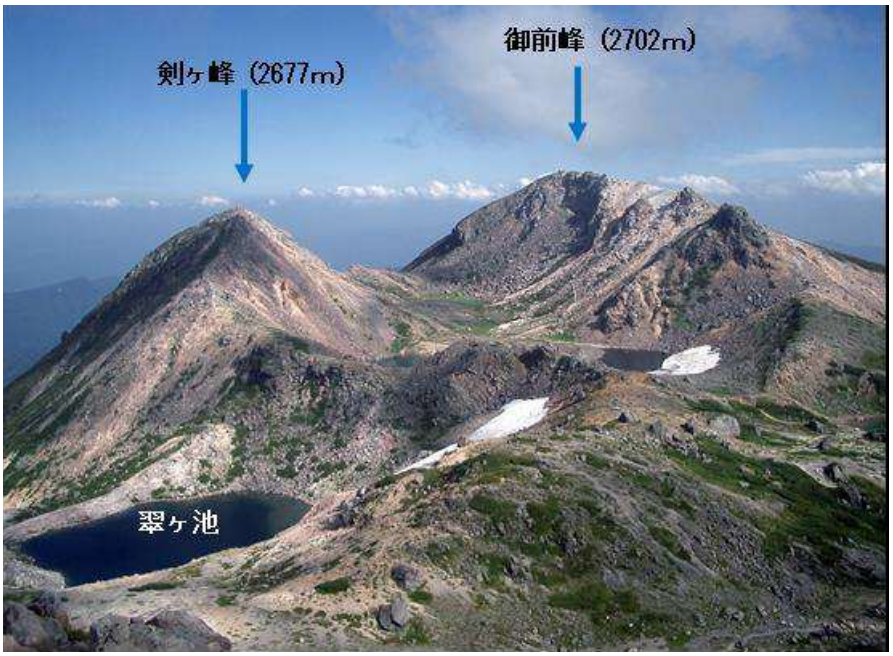

白山火山の形成史は、加賀室（かがむろ）火山（活動期40～30万年前）、古白山火山（14～10万年前）、新白山火山（３～４万年前から現在）に区分できる。山体は主に厚い溶岩流によって構成され、火山砕屑物の占める割合は少ない。プリニー式噴火は新白山火山の活動期間内に一度も発生していない。

（2）白山（新白山火山）の活動史の概要（３～４万年前から現在）

新白山火山は、現在の山頂部を活動の中心とする成層火山である。山体の東側は大白川谷へ急傾斜しており、約5,400～4,900年前、当時の山頂部が東に崩壊して、東へ開いた馬蹄形のくぼちが形成された（酒寄他2002※）。この崩壊から取り残された最高所が、現在の山頂である御前峰であると考えられている。その後、崩壊による馬蹄形くぼちの中央からの新たな噴火により、約2,200年前、白水滝（しらみずのたき）溶岩が流出するとともに、剣ヶ峰溶岩ドームが形成された（酒寄他2002※）。

その後の新白山火山の活動は、剣ヶ峰、御前峰、大汝峰の間を中心とする山頂火口で起こり、小火口での小規模な噴火が断続的に繰り返され、歴史時代に及んでいる。

※参考文献：新白山火山、剣ヶ峰及び白水滝溶岩における岩石学的多様性。金沢大学教育学部紀要（自然科学編），51，１-10

（３）近年の火山活動

白山の歴史時代の噴火記録は10回程度あり、1554年の噴火では翠（みどり）ヶ池から小規模な火砕流が発生したと考えられている（Yamasaki et al., 1964※）。1659年の噴火を最後に静穏な状態が続いている。

2005年、2008年、2009年、2012年から2013年にかけて及び2014年に山頂直下で群発的な地震活動（2005年に最大マグニチュード4.5）が発生した。その原因は明らかでないが、火山体直下での流体の移動や応力状態の変化が原因である可能性もあり、長期的には噴火の前兆である可能性もある（平松・和田, 2008※）。

※参考文献：Nuee ardente deposit of Hakusan volcano. Sci. Rept. Kanazawa Univ., 9, 189-201 白山の火山活動と2005年群発地震. 月刊地球, vol. 30, No. 9, 423-430

【白山山頂部】

（４）火山活動の特徴

白山の過去の噴火様式は、不明のところが多いが、過去１万年間の噴火活動のなかで水蒸気噴火、マグマ噴火が発生している。

2,200年前、1554～1556年の噴火から分かるように、マグマ噴火が発生した場合は溶岩流や溶岩ドーム、火砕流の発生を伴う可能性がある。また、土石流（泥流を含む。）も発生している。

【白山の噴火のまとめ】

噴火様式	噴出物総量	噴火場所	噴火に伴う現象
水蒸気噴火	（数万～数百万m^3） 記録がないため他火山の例を参照	山頂部	噴石、泥流、降灰、空振
マグマ噴火	数十万～数十億m^3	山頂部	噴石、火砕流、溶岩ドーム、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、泥流、空振

※過去１万年間の噴火場所はいずれも山頂火口部（御前峰～大汝峰付近）である。

2　白山で想定される火山現象（噴火シナリオ）

噴火シナリオについては、白山の噴火ではどのような噴火がありうるかのイメージをつかみ、更に住民避難や道路規制等の防災対策に役立てることを目的に、新白山火山の過去１万年間の活動を参考として「火山防災対策を検討するための白山の噴火シナリオ」を作成した。

以下にその概要を示す。（白山火山防災計画より抜粋）

過去１万年間の白山噴火様式から、２つの噴火様式を想定する

・ケース１：水蒸気噴火
・ケース２：マグマ噴火（爆発的なものを含む）

（１）想定される噴火場所

白山の過去１万年間の噴火発生場所はいずれも山頂周辺であることから、山頂周辺（御前峰～大汝峰付近）での噴火のみを想定する。なお、過去１万年以内に噴火した溶岩ドーム及びくぼちを対象として、火口間平均距離（450m）の範囲を想定火口域に設定した。

（２）各ケースで想定される警戒が必要な範囲

過去の実績により噴火を以下の通り想定する。

■ケース１（水蒸気噴火）：想定火口域から概ね２kmの範囲（大きな噴石、火砕流（火砕サージを含む））影響を及ぼす噴火

想定される現象⇒大きな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、小さな噴石・降灰、泥流、空振

・上空の風の影響を受けず弾道を描いて飛散する大きな噴石の到達距離とし、他の火山を参考に警戒が必要な範囲は想定火口域から概ね２kmまでとする。
・過去の噴火による大きな噴石の飛散距離は不明。
・「火砕流（火砕サージを含む）」に関しては、最新の知見により、御嶽山 2014 年噴火（水蒸気噴火）と同規模の火砕流による影響範囲をもとに、想定火口域から概ね２km まで（山頂東方の地獄谷方向では火砕流＊は想定火口域から最大で 3.3km）とする。

■ケース２（マグマ噴火）：想定火口域から概ね４kmの範囲（大きな噴石、火砕流（火砕サージを含む））及び想定火口域から概ね８kmの範囲（火砕流（火砕サージを含む）、溶岩流）に影響を及ぼす噴火

※積雪期には、居住地域に影響を及ぼす（融雪型火山泥流）

想定される現象⇒大きな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流、溶岩流、溶岩ドーム、小さな噴石・降灰、泥流、空振

・大きな噴石は、他火山の例を参考にして、爆発力の強いマグマ噴火を考慮し、想定火口域から概ね４kmまでを警戒が必要な範囲とする。
・火砕流（火砕サージを含む）は、1554年火砕流の実績（山頂付近の火口から１kmまで到達）だけでなく、火口東側に火砕流堆積物も認められることから、他火山の例も参考として溶岩ドーム崩壊などにより同程度の量の火砕流（500万m^3）が流下することを想定する。想定火口域から概ね８km（山頂から概ね８km）までを警戒が必要な範囲とする。
・溶岩流は、過去の実績（2,200年前噴火）に基づき、山頂から概ね７kmまでとする。
・積雪期に噴火に伴って発生した火砕流（溶岩ドーム崩壊など）の熱で火口付近の積雪が融解することによる融雪型火山泥流は、積雪量を山頂における推定最大積雪深６mとして、他火山の例を参考として同程度の量の火砕流（500万m^3）が発生した場合を想定する。白山火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和３年３月）によるシミュレーション結果を参考にして、想定火口域から概ね13kmまでの（谷筋）（一部流域では概ね19kmまでの河川内）の白山市白峰地区・吉野谷地区の一部、白川村平瀬地区･長瀬地区（稗田を除く）・保木脇地区までを警戒が必要な範囲とする。
・降灰は想定火口域から概ね37kmまでは降灰厚１cm以上

※上記の警戒が必要な現象のほか、「降灰」に関しては、水蒸気噴火で 100 万m^3（御嶽山 2014 年噴火程度）、マグマ噴火で 1000 万m^3（約 2,200 年前の噴火による南竜火山灰）［いずれも見かけ体 積］を想定した白山火山噴火緊急減災対策砂防計画（令和３年３月）によるシミュレーション結果も踏まえる。

【噴火シナリオにおける噴火想定のまとめ（白山火山防災計画より抜粋)】

ケース１：水蒸気噴火	現　象	大きな噴石、火砕流（火砕サージ含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、小さな噴石・降灰、泥流、空振
	噴火事例	1042 年噴火
	警戒が必要な範囲	【想定火口域から概ね２㎞の範囲】： ・大きな噴石及び火砕流（火砕サージ含む）の到達が予想される距離の到達距離。
ケース２：マグマ噴火	噴火に伴う現象	大きな噴石、火砕流（火砕サージ含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流、溶岩ドーム、小さな噴石・降灰、泥流、空振
	噴火事例	1554～1556 年の噴火
	警戒が必要な範囲	【想定火口域から概ね４㎞の範囲】 ・爆発力の強いマグマ噴火により、大きな噴石及び火砕流（火砕サージ含む）の到達が予想される範囲
	噴火に伴う現象	大きな噴石、火砕流（火砕サージ含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流、溶岩ドーム、小さな噴石・降灰、泥流、空振
	噴火事例	2,200 年前噴火
	警戒が必要な範囲	【想定火口域から概ね８㎞以内の範囲】 ・溶岩ドーム崩壊により、流下した火砕流（500 万 m^3）及び溶岩流の到達が予想される距離
	噴火に伴う現象	大きな噴石、火砕流（火砕サージ含む）、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流、溶岩ドーム、小さな噴石・降灰、泥流、空振
	噴火事例	【積雪期】事例なし
	警戒が必要な範囲	【積雪期】 【想定火口域から概ね 13 ㎞までの谷筋（一部流域では概ね 19 ㎞までの河川内）の白山市白峰地区・吉野谷地区の一部※（※非居住地域）と白川村平瀬･長瀬（稗田を除く）･保木脇地区】 ・火砕流の熱で積雪が融解することにより、流下した 融雪型火山泥流の到達が予想される距離

※上記の他、噴出物堆積後に、降雨によって土石流が発生する可能性がある。
降灰については、上空の風に左右され影響が広範囲に及ぶことから、風の影響を考慮した防災対策を考える必要がある。気象庁の降灰予報の活用が可能である。

3　白山における噴火警戒レベル（「とるべき防災対応」と「警戒が必要な範囲」）

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて防災機関や住民等の「とるべき防災対応」と「警戒が 必要な範囲」を５段階に区分して発表する指標であり、白山火山防災協議会の合意に基づき、気象庁が、警戒が必要な範囲を明示し、噴火警報・予報に付して発表する。市村等の防災機関では、入山規制や避難指示等のあらかじめ合意された防災対応を迅速に行うことができ、噴火災害の軽減につながることが期待されている。噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」が、火口周辺から居住地域に及ばない範囲に限られる場合には、噴火警戒レベル２、３が、居住地域まで及ぶことが予想される場合には、噴火警戒レベル４、５が噴火警報で発表される。なお、対象範囲を居住地域及びそれより火口側とする「噴火警報」は、特別警報に位置づけられている（下表参照）。

白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警報レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応　（※）	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	**居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。**	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 事例なし
			4（高齢者等避難）	**居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。**	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	**居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。**	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から４km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2,200年前の噴火：溶岩流が約７km流下（白水滝溶岩）、火砕流、溶岩ドームの形成 1554～56年噴火：マグマ噴火が発生し、火砕流が約１km流下、溶岩ドームの形成
		火口周辺	2（火口周辺規制）	**火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。**	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から２km 程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042 年噴火：翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	**火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。**	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005 年、2014 年 12 月、2017 年 11 月、 2020 年６月、2021 年９月：地震活動活発

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注）火口とは想定火口域をいう。

4　白山の火山の監視・観測体制

（1）火山の監視・観測体制

白山の火山活動については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁が観測施設（地震計、空振計等）を整備し、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所からのデータ提供も受け、全国４箇所に設置された「火山監視・情報センター」（札幌・仙台・東京・福岡）のうち、東京の「火山監視・情報センター」において、24時間体制で監視している。

火山活動の評価により居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」を明示して噴火警戒レベルを発表する。

【白山観測点配置図】

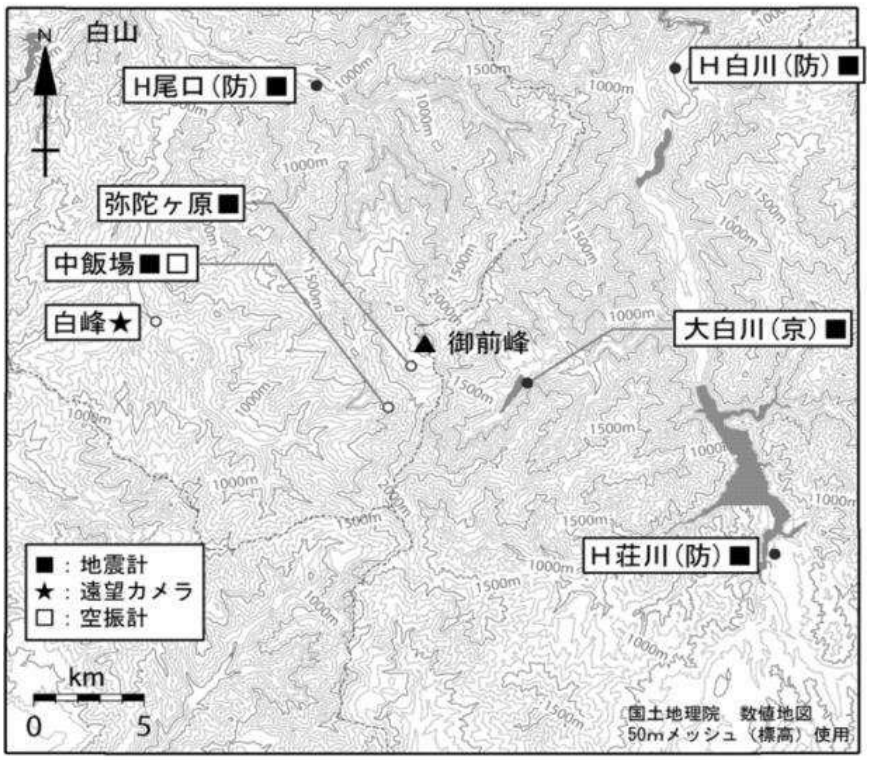

小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
（国）：国土地理院、（防）：防災科学技術研究所、（京）：京都大学防災研究所

設置機関	火山活動監視			気象観測
	地震計	監視カメラ	空振計	GNSS
気象庁	3	1	1	
防災科学技術研究所	3			
国土地理院				3
計	6	1	1	3

【気象庁観測点（詳細）】

測器種類	地点名	位置			設置高（m）	観測開始日
		緯度	経度	標高（m）		
地震計	弥陀ヶ原	36-08.78’	136-45.86’	2345	0	2005.12.1
	中飯場	36-07.69’	136-45.86’	1540	0	2011.10.1
	大倉山東	36-08.61’	136-48.48’	1595	－2	2016.12.1
監視カメラ	白　峰	36-09.92’	136-38.10’	523	5	2010.4.1
空振計	中飯場	36-07.71’	136-45.17’	1540	4	2011.10.1

５　平常時における対応

（１）火山防災情報の伝達について

ア　分かりやすい情報提供

村は国、県及び他市と連携して、登山関係や旅行関係等の各種団体・企業と連携し、これらが開設するホームページから火山に関する情報を登山者や旅行者が得られるようにするための取組を推進する。

イ　情報伝達手段の強化

（ア）村は国、県及び他市と連携して、登山者等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、登録制メール等を用いた情報伝達、また、登山口における火山に関する情報の掲示、山小屋や観光施設等の管理人等を介した情報伝達など、さらなる情報伝達手段の多様化を図る。

（イ）村は国、県及び他市と連携して、携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、関係する事業者と連携して緊急速報メールやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用や電波通信状況を改善するよう努める。また、登山者や旅行者が事前に電波通信状況を把握できるよう、事業者等が作成している電波通信可能域を示したエリアマップについて、登山者や旅行者にとって分かりやすいように公表、情報発信する取組を関係者と連携して推進するよう努める。

（ウ）村は国、県及び他市と連携して、観光施設、宿泊施設、交通機関のターミナル等の旅行者が立ち寄る場所において、白山が活火山であることや火山活動状況の情報を発信するなど、観光施設や旅行業者、交通事業者等と連携しながら、旅行者への確実な情報伝達に努める。

（２）火山噴火からの適切な避難方策等について

ア　退避壕・退避舎等の避難施設の整備の在り方

村、県及び関係市は、白山火山防災協議会において、今後、国が取りまとめるガイドライン等を踏まえ、退避壕･退避舎の必要性について検討することとし、その際、新規に退避壕･退避舎を整備するだけでなく、山荘等の施設を登山者の避難先として利活用することについても検討する。

イ　登山届の提出促進

村は国、県及び他市と連携して、ＩＴを用いた仕組みの活用など、登山届の提出促進のための環境整備に努める。

ウ　山小屋、宿泊施設等における対策

白山火山防災協議会のメンバーは、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制の整備、避難及び救助対策について検討する。また、山荘等へのヘルメット等の配備についても検討する。

エ　火山防災訓練の推進

白山火山防災協議会のメンバーは、白山市、白川村を中心として策定した「白山の火山活動が活発化した場合の避難計画」を踏まえ、突発的な噴火や、登山者や旅行者も想定した火山防災訓練を継続的に実施するよう努める。

（３）火山防災教育や火山に関する知識の普及について

ア　火山防災に関する学校教育

村は国、県及び他市の協力のもと、地元の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成・配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

イ　登山者、旅行者、村民等への啓発

白山火山防災協議会のメンバーは、登山者が自身の安全に責任を持つよう周知するとともに、登山口において活火山であることや火山の活動状況を掲示するほか、チラシを配布するなど、山岳団体等との関係団体とも連携協力しながら、様々な手段で登山者や旅行者、村民等に対して火山に関する理解度の向上を図るよう努める。

第 14 節　渇水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下、「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるが、各施設の設置者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改修整備に努める。

なお、災害等による飲料水の供給は、本編第２章第23節「給水活動」に定めるところによる。

１　現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させないよう、その対策に努める。

２　渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は次による。

（１）広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

ア　村防災行政無線（同報系）、テレビ、ラジオ、新聞等の利用

イ　広報誌、掲示板等の活用

ウ　各地区、大口利用者等に節水協力の要請

（２）給水

村は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。応急給水は、次のいずれかにより実施する。

ア　給水車

イ　各戸給水容器

ウ　共同給水栓の設置（暫定）

エ　他の水源からの導水等

《給水計画に定めておく事項》

ア　給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）

イ　避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法

ウ　必要となる資機材の確保の方法

エ　関係職員の対応、役割分担等

３　給水資機材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水タンク（搭載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等資材等の確保又は備蓄に努める。

４　飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保は、「岐阜県水道災害相互応援協定」その他の規定に基づく緊急給水ができるように、その対策を定めておく。ただし、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、各関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

５　自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害により飲料水の供給が不能となった場合に、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他市町村等の応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、本編第２章第５節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣による給水を知事に要請する。

第 15 節　観光施設等の予防対策

観光施設における災害予防計画は、本計画の定めるところによるものとする。

１　責任体制の整備

観光施設の経営者又は管理者（以下、「管理者」という。）は、各施設毎に防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておくものとする。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

２　気象予警報等の把握と避難

各管理者は、ラジオ、テレビ等の放送で、災害に関する気象等の把握に努め、観光施設等の利用者に周知徹底を図るとともに、緊急時における避難誘導方法等を定め「避難の心得」「避難順路」の標示板等を表示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

３　村本部との連絡体制

各管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、村本部との連絡体制を整えるとともに、村長が適切な避難の指示等が行えるようにしておくものとする。

また、村が気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

４　周知徹底

村は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、１～３までの対策を講じるよう指導するものとする。

第 16 節　孤立地域防止対策

通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、孤立化の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

１　村民・自主防災組織、村、県の役割分担

（１）村民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性がある村民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また、集落内にヘリコプター離着陸の適地を確認し、離着陸の場所がヘリコプターの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）。

（２）村

村は、以下の対策に努めるものとする。

ア　民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

イ　消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

ウ　災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

エ　災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やＬＰガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

オ　また、孤立した集落の村民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに村民の救援・救助体制の整備に努める。

（３）県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておくとともに、村が作成した孤立可能性のある集落を表示した地図を収集、把握し臨時ヘリポートが災害時に活用できるよう確認を行う。

２　孤立地域防止対策

（１）通信手段の確保

通信手段については、「第２章第８節通信の確保」に定めるところによる。

村は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

（２）孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

村は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進するものとする。

（３）孤立予想地域の実態把握

村は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

（４）避難所の確保

村は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

（５）備蓄

備蓄については、「第２章第24節生活必需物資の確保対策」に定めるところによる。

村は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心掛けるよう努めるものとする。また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

第 17 節　避難対策

村長は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し避難誘導体制を整備するものとする。災害時の避難対策については、本計画の定めるところによるものとする。

1　避難計画の策定

村は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、村は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

村計画に名称及び所在地を定められた施設等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2　行政区域を越えた広域避難の調整

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、住民へ周知するよう努めるものとする。

村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3　避難場所・避難所

村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、村民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体

等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

（１）指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを以下に留意し指定するものとする。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

ア　指定緊急避難場所は、災害から村民が避難するための場所である。

イ　指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を一人あたり避難者２㎡で除して算定する。

ウ　指定緊急避難場所は、原則として学校、社会教育施設等の公共施設や、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。また、水害時に指定された指定緊急避難場所へ避難する十分ないとまがないときは、居住する地区に最も近接する空地や、堅ろうな高い建物のうえの階を緊急的な避難場所とし、事態の静穏化を待って指定緊急避難場所等の安全な場所へ移動することもできる。

エ　指定緊急避難場所を確保する場合、以下の条件に留意するものとする。

（ア）火災による輻射熱等による被害の危険性のない場所であること。

（イ）土砂災害や浸水等の被害のおそれのない場所であること。

（ウ）地割れ、崖崩れのおそれのないこと。

（エ）臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。

（オ）対象とする地区の村民を収容する広さを確保すること。（１人あたり最低２㎡以上）

（カ）危険物施設等が近くにないこと。

オ　指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災対策を実施するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食料、応急資機材等の備蓄施設を設ける。

カ　村は、指定緊急避難場所の管理者及び避難の対象となる村民、自治会、自主防災組織は相互に連携し、指定緊急避難場所の運営を円滑に進められるよう災害時の対応等について協議するものとする。

（２）指定避難所の指定

指定避難所については、村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、村は、選定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適否について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めるとともに、宿泊所（温泉旅館、ホテル等）の確保に努める。

村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備に加え、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の確保や活用を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図る。特に冬期の避難に備えた、暖房装置、衣類、燃料等の備蓄に配慮する。

指定避難所となる施設の管理者は、村民、自主防災組織等と避難所の運営について、あらかじめ十分協議を行い、相互に円滑な避難所運営に協力するものとする。特に、生活環境に注意を払い、プライバシー等の確保に配慮するものとする。

なお、指定にあたって以下の事項に留意する。

ア　上記「指定緊急避難場所の指定」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。

イ　救援、救護活動を実施することが可能であること。

ウ　給水、給食等の救助活動が可能であること。

エ　その他被災者が生活するうえで市が適当と認める場所であること。

オ　概ね 3.3㎡あたり１人の広さを確保できる施設であること。

村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

福祉避難所の指定にあたっては、緊急には手配できない器具、医療装置、医薬品等が必要となることから、社会福祉団体、医療機関等と連携し、広域的な運用を視野に入れた収容体制を確保するよう努める。

なお、指定避難所に「何らかの特別な配慮を必要とする者」が避難する場合には、健常者へも配慮し、独立した部屋を用意する、介護ボランティアを配置する等の配慮するよう努める。

（3）避難所運営マニュアルの策定

村は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

（４）避難所開設状況の伝達

村は、避難所が開設されていることを村民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

資料編　　○　指定避難所、指定緊急避難場所一覧

村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から村民への周知徹底に努めるものとする。

資料編　　○　広域避難場所一覧

４　在宅避難者等の支援

村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

５　車中泊避難者の支援

村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

６　避難路及び避難先の指定

村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

７　高齢者等避難、避難指示等の基準の作成

村は、高齢者等避難、避難指示等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、村民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

また、気象警報、避難情報を村民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、村長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するように努めるものとする。

村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

８　避難情報の助言にかかる連絡体制

村は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

９　孤立防止対策

災害時の孤立地域を予測し、村民と行政機関との間で情報伝達が断絶しないよう通信手段の確立や孤立予想地域に通ずる道路の耐震化、林・農道等の迂回路の確保に努めるとともに、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、公民館等の施設の整備や食料品等の備蓄を図り、平素から地域住民の間で準備する。

また、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等の孤立予測について、平素から把握しておく。

（１）通信手段の確保

災害の発生により孤立地域が発生した場合、村防災行政無線は重要な情報伝達手段となるため、平常時から施設の点検・整備を行うとともに、その効果的な運用を図る。

また、村内のアマチュア無線を使用している者等と必要に応じて協議を行い、災害時の情報通信分野において協力が得られるようにしておく。

（２）災害に強い道路網の整備

村道の耐震化等災害予防対策を推進する。

（３）孤立予想地域の実態把握

ア　平素の行政活動を通じ、老人世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき村民の実態を把握しておく。

イ　観光地等にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

（４）避難所の確保

村内の孤立予想地区における避難所として予定している公民館等の施設の実態把握に努めるとともに、地震等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、一部、集落単位で孤立するおそれがあるため、それらの地区において、最低１カ所以上の避難所となり得る施設を確保し、未設置地区を解消する。

10　洪水氾濫想定区域における避難確保のための措置

村は、平成 25 年度に、昭和 51 年の台風 17 号及び平成 16 年の台風 23 号の被害を踏まえ、洪水氾濫想定区域の設定と土砂災害計画区域等を記載した「白川村ハザードマップ」を作成・配布している。予報・警報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めている。

また、洪水氾濫想定区域に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めている。本村においては、特別養護老人ホーム「瀬音さくら山荘」が該当し、村は、村計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する予報・警報等の伝達方法を定めるものとする。

村長は、村計画において定められた予報・警報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水氾濫想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について村民に周知させるため、引き続きこれらの事項を記載した白川村ハザードマップ等を活用するものとする。

村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

11　土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

12　観光施設の避難対策

観光施設の各管理者はラジオ、テレビ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、村及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、更に「避難の心得」「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

また、道の駅を防災拠点の一つと位置づけし、施設の機能強化を図るものとする。

13　要配慮者の避難誘導体制の整備

村は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会（村民課）、民生・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

14　土砂災害等に対する村民の警戒避難体制

村は、土砂災害等に対する村民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。このうち、避難勧告等の発令基準として、土砂災害警戒情報の発表を位置づけるものとする。

15　行政区域を越えた広域避難調整への協力

村は、広域災害が発生した際の、県が行う市町村域や県域を越えた避難所開設や運営等の調整について、協力するものとする。

16　避難に関する広報

村及び県は、村民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、ＰＲ紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋

内安全確保」を行うことができることについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知に当たっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

17　帰宅困難者対策

（１）基本原則の周知

業務、通勤・通学、観光等のために村外から本村に訪問した者で、災害により帰宅が困難になる者（帰宅困難者）が発生する可能性がある。

村は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、村民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

（２）安否確認方法の周知

村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

（３）企業・学校等の取組の促進

村は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内にとどめるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

（４）避難対策

ア　マニュアル・備蓄計画の作成

村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や避難所運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

イ　備蓄の確保

村は、帰宅困難者が避難することが想定される公共施設等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる村民への支援策を検討する。

（５）訓練の実施

村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

（６）帰宅支援対策

村は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

18　避難所等におけるホームレスの受入れ

村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

19　避難情報の把握

村は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう

努めるものとする。

20　デジタル技術を活用した被災者支援

村は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

村は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、住民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第 18 節　必需物資の確保対策

大規模な災害が発生した直後の村民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の調達及び供給について、村・県・村民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

1　食料及び生活必需品の物資

村民は、大規模災害が発生した直後の生活を確保するため、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

（1）個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、県及び市町村は、それらの啓発に努めるものとする。

（2）村の備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、村は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な村民は、平常時から１週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

村は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア　緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等の要望、要請に十分配慮する。）

イ　村内における緊急物資流通在庫調査

ウ　調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者や女性、食品アレルギー患者、幼児用物資にも配慮する。

エ　調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

オ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

カ　公共備蓄すべき物資の備蓄

キ　緊急物資の集積場所の選定

ク　村民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
ケ　炊き出し要請リスト作成（学校給食施設、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じて炊き出しに関する協定締結
コ　村民は、次の通り災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。
（ア）３日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
（イ）アのうち、非常持出品の準備（水、食料、防災用品〈懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等〉）
サ　学校のプールの貯留水を災害時の生活用水として活用するため、プール施設の耐震性確保を図るとともに、プールにあらかじめろ過器を配置しておくものとする。
シ　病院、社会福祉施設及び事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄を心掛ける。
ス　その他、物資の調達に必要なことを定める。

２　飲料水の確保

災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。
（１）「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
（２）応急給水用資機材等の整備
給水タンク、ろ過装置、給水車、防災プール
（３）湧き水、井戸水等の把握
（４）水道事業者との協力体制の確立
（５）復旧資材の備蓄
（６）村民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導
（７）村民は、次の通り災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。
ア　家庭における貯水
（ア）１人１日３ℓを基準とし、世帯人数の３日分を目標に貯水する。
（イ）貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
（ウ）貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ及び破損しないものとする。
イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保
（ア）給水班の編制
（イ）地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保
ウ　応急給水用資機材の確保
ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

３　食料等の備蓄率の向上

村民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、村は積極的に災害時の物資確保に努める。
村は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

４　防災資機材の整備

（１）情報連絡用資機材
村は、災害時等における村民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。
（２）避難、救出、応急救護用資機材
村は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

（3）発電機及び投光器

防災関係機関は、災害現地等における応急活動を円滑に推進するため、可搬型発電機及び投光器の整備に努める。

（4）その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策資機材の整備増強に努める。

5　地域における防災資機材の整備

村防災倉庫のほか、防災資機材の適正管理を図るため、各小学校・保育園等に防災資機材を分散配置できるよう努める。

6　緊急輸送拠点の整備

村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

7　物資支援・必要資機材の事前準備

村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8　支援物資の輸送体制の整備

村は、国や県、民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第 19 節　防災設備整備計画

村地域における防災上重要な事業あるいは防災用施設の整備は、次によるものとする。

１　水害予防計画

水害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するための平常時における防災施設整備計画は、県計画「第２章災害予防計画」に基づくものとするが、国あるいは県が長期計画に基づき直接行う事業又は国、県の補助事業、村単独事業等の概要は概ね次の通りである。

（１）治山治水事業

危険箇所の林地復旧については、治山工事及び造林を推進し、適地適木を旨とし適宜肥料木等を混植し、林地の保全を期する。

水源地帯の林地で荒廃化するおそれのあるところの伐採については、標準伐期齢以上の立木について行い、大面積の皆伐を避け、択伐法及び区分皆伐法とし択伐率は、伐採区域総蓄積の30％以内とし、伐採跡地は２年以内に確実に植栽し、林地の保全及び水源かん養機能の確立を図る。

（２）河川工事による水害の防除

河川統制又は河川改良については、関係機関の協力のもとに護岸堤防床止め、又は必要な工法をもって防災の確立を図るものとする。

２　防除施設の整備

災害防除活動等に必要な機械器具及び資材等の整備備蓄は、次によるものとする。

（１）消防施設等の整備

消防施設及び資機材の整備備蓄は、本章第10節「火災予防対策」の定めるところによるものとする。

（２）水防用資機材の整備

水防施設及び資機材の整備備蓄は、本章第11節「水害予防対策」の定めるところによるものとする。

（３）気象観測施設の設置

災害気象の速やかな状況把握のため雨量計、風速計、湿度計等の観測器具を設置し観測を行うものとする。

（４）その他資機材等の整備

ア　広報車の整備

災害の発生するおそれのある場合、通信途絶を考慮し、速やかに出動できるよう村公用車に拡声器及び行政無線機を取り付けるものとする。

イ　炊き出し用包装資材

り災者及び災害対策用具の炊き出しに使用する包装資材を常時保管するものとする。

ウ　災害救助及び調査用資材

本計画に示す各部班において、災害救助その他災害対策に必要な資機材等は平常時各課、係において整備備蓄するものとするが、災害対策に出動する本部職員の制服制帽等は本編第２章第１節「活動体制　５本部職員の証票等」に示すものを平常時各個に保管させ、調査に必要な資機材は総務課において保管するものとする。

第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下、「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

１　地域ぐるみの支援体制づくり

村は、災害発生時に地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自治会、民生・児童委員など避難支援等関係者等との連携のもと、平常時から要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速、的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

特に、要配慮者のうち、災害が発生、発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で避難にあたって特に支援を必要とする避難行動要支援者については、あらかじめ名簿を作成し、個別避難計画による実効性のある避難支援に取り組む。

２　村における措置

（１）要配慮者の実態把握

村は、要配慮者についてあらかじめホームヘルパー、民生・児童委員等の協力を得て自治会等の範囲ごとに、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在、災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の実態把握に努める。

（２）高齢者等避難の伝達

村は、要配慮者に避難の必要性が生じた場合、高齢者等避難を発令する。

（３）避難の長期化等への対処

ア　災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、各避難所に要配慮者用の区画を設け必要なスタッフを確保するものとする。

イ　特別な食料（軟らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

ウ　要配慮者の仮設住宅への優先入居を図る。

（４）人材の確保とボランティア活用

要配慮者の支援にあたり、避難所での介護者等の確保を図るため、常日頃よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努めるものとする。

３　避難行動要支援者対策

村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、全体計画として「白川村避難行動要支援者避難支援計画」の作成に努めるものとし、総務課と村民課との連携の下、災害対策基本法第 49 条の 10 第１項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

（１）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

ア　身体障がい者のうち身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者

イ　知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がＡ１及びＡ２の者

ウ　精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者

エ　障害程度区分認定者で区分４以上の者

オ　要介護者認定で要介護３以上の者

カ　独居及び日中独居の高齢者

キ　高齢者のみの世帯

ク　その他村長が必要と認める者

（２）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア　名簿に記載する個人情報

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、支援が必要な事由

イ　個人情報の入手方法

（ア）村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。

なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

（イ）難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が名簿作成に必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

（３）避難支援等関係者となる者

村は、避難行動要支援者を支援する者として、以下のものを避難支援等関係者とする。

ア　自治会関係

イ　民生・児童委員

ウ　近隣者

エ　自主防災関係者

オ　その他

（４）名簿の更新に関する事項

村は、避難行動要支援者の移動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を少なくとも１年に１回更新し、名簿の情報を最新の状況に保つものとする。

（５）名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏洩を防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講ずるものとする。

ア　避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　施錠可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。

オ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ　名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

（６）円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

村は、避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行なえるよう、次の通り配慮を行う。

ア　高齢者等避難の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報であることから、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次の通り配慮する。

・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

イ　多様な手段の活用による情報伝達の実施

村は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メール及びＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もおり、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、村は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

更に、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

（7）避難支援等関係者の安全確保

避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

村は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次の通りの配慮を行う。

ア　地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、在り方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ　避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ　避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。

エ　一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

（8）避難行動要支援者名簿の提供

村は、災害発生時における迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人から避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を提供することについて同意確認を行い、白川村個人情報保護条例第12条の規定により、拒否の意思表示がない限り、避難支援等関係者に平常時から提供する。

また、現に災害が発生又は発生するおそれがあるときは災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な程度で、避難支援等関係者に提供する。

（9）デジタル技術の活用

村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4　個別避難支援計画の作成

個別避難支援計画（以下、「個別計画」という。）は、名簿への登録申請があった避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載したものであるが、作成に当たっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認しておくものとする。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び村役場の必要最小限の関係部署のほか、避難行動要支援者本人が同意した避難支援者にのみ配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、適宜、情報の管理状況を確認する。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は、状況を確認し、速やかな更新に努めるとともに、関係者に新たな名簿、個別計画の配布及び更新前の名簿、個別計画の回収及び廃棄を行う。

また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5　避難行動要支援者の移送

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

6　情報伝達手段の整備

村は、要配慮者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付に努める。

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

更に日本語理解が十分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の多言語化、日頃から通訳者の確保に努める。同時に、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」など、日本語が分からなくても伝達しやすい方法の確立に努める。

7　施設、設備等の整備

村は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

8　人材の確保とボランティア活用

村は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

9　要配慮者向け生活用品・食料等の準備

村は、備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、また、インフラの被災により電気・ガス・水道が使用できない状況になり得ることを念頭におくとともに、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する必要がある。備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用具など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図る。ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意が必要である。

10　独居老人対策

（1）緊急通報システム等の整備拡充

村には、一人暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムが導入されているが、災害時における独居老人等の安全確保を図るため、なお一層の整備、拡充の促進を図るものとする。

（2）防災知識の普及、啓発

村は、一人暮らし高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

（3）防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

ア　在宅の高齢者、障がい者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

イ　各地区等（自主防災組織）は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者対策を重点項目として設定する。

11　外国人対策の推進

災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人や旅行者に対しては、平常時から多様な言語及び手段、経路、災害時行動マニュアルの配布を通じての基礎的防災情報の提供を行い、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

また、避難所等で必要な場合は、（財）県国際交流センター等の協力を得て通訳ボランティアを手配する。

《通訳ボランティアの主な活動》

1　負傷者の応急手当等の際の通訳
2　村が実施する各種応急対策の内容の説明
3　その他被災外国人の意思の伝達

（1）避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
（2）地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
（3）多言語による防災知識の普及活動を推進
（4）外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
（5）地域の外国人に対する防災啓発の強化を推進
（6）多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
（7）インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

12　観光客対策

村の地理的理解に障害のある観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、村は、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

（1）避難所等の標識については外国語の併記、絵文字の活用等により誰にも分かるように努める。
（2）観光地、宿泊施設等においては、外国語を併記した防災マップの掲示を促進する。
（3）旅館、観光施設等の従業員について、国内及び国外の観光客等を適切に安全な場所に誘導できるよう、防災教育を促進する。

13　社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

村は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努めるものとする。

14　福祉避難所の整備

村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定の締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。

15　社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、村民や民生・児童委員、福祉委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や要配慮者マップづくり、村民向け講習会、地域座談会などを通じて、要配慮者の把握や災害時に備えた体制作りに村と連携して努めるものとする。

第 21 節　応急住宅対策

村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。更に、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

1　応急仮設住宅の供給体制

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、県の主導により、被災状況等に応じて市町村をまたいだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、近隣市との連携を進める。

2　応急仮設住宅の設置

村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3　村営住宅の建替え及び空家状況の把握

既設村営住宅の中には耐用年数を経過し、老朽化が目立つ住宅もあるため、老朽の度合いに応じて計画的に建替えを促進する。建替えにあたっては、高齢者や障がい者に配慮した建替えを行うとともに、耐震性等の防災面にも十分に配慮するものとする。

村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な村営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、併せて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第 22 節　医療救護体制の整備

村は、医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために、必要な医療救護体制の拡充を図るものとする。

1　医療救護体制の確立

村は、災害時の迅速な医療救護を実施するため、自主防災組織の活用と村内医療機関の協力を得て災害時の医療救護計画を策定するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

（1）救護所の設置
（2）医療機関での対応
（3）負傷者の搬送体制
　ア　救護所、医療機関から他の医療機関への車両移送
　イ　県防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送
（4）医療関係ボランティアの受入体制
（5）自主防災組織による救護体制

2　後方搬送体制の整備

（1）負傷者の後方搬送について、村は医療関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確にしておく。
（2）医療救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。
　このため、傷病程度の選別を行うトリアージを活用した救護活動について日頃から訓練し、習熟に努める。

【トリアージの基準例】

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命・四肢の危機的状態で、直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重傷熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	２～３時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷､範囲小熱傷(体表面積の 10%以内)で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

（3）人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病状が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。
　このため村は、医療関係機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立するよう努める。

3　救護所、救護病院の整備

村は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、村民への周知を図っておくものとする。

4　医薬品等の確保体制の確立

村は、次の通り医薬品等の確保体制に努める。

（1）救急医薬品
（2）医療用資機材の備蓄
（3）調達体制の整備
（4）在庫量の把握

5　広域医療搬送拠点の整備

村も地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、広域医療搬送拠点には、関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構等）と協力しつつ、広域後方医療施設への重症者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や安定化措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第 23 節　防疫対策

1　現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症が発生し、まん延する危険性が高いことから、防疫活動の徹底が必要である。

2　基本方針

感染症の発生等を防ぐため、的確かつ迅速な防疫活動を行う体制を確立する。

3　対策

（1）防疫体制の確立

災害時における防疫体制の確立を図る。

【災害時における防疫体制】

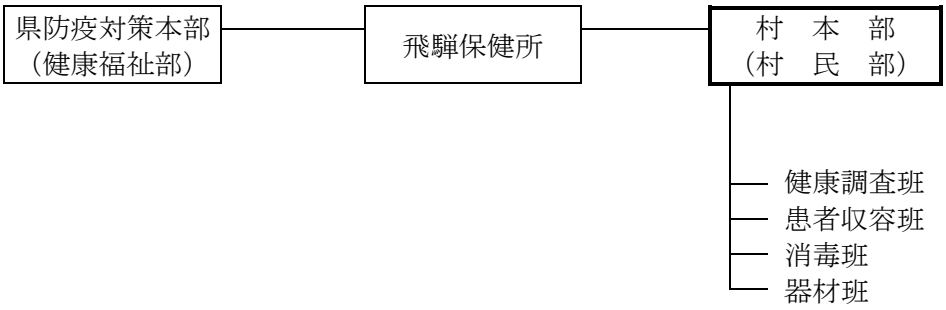

（2）防疫用薬剤等の備蓄等

防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

（3）感染症患者等に対する医療提供体制の確立

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生が予想されることから、村内の医療機関等の把握と患者又は保菌者の医療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

（4）職員の訓練

村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第 24 節　河川防災対策

治水対策の緊急性に照らして、集中豪雨による洪水等に対処するための治水事業等を促進する。

１　実施内容

（１）河川改修

土地の高度利用化が進み、流域内の資源を水害から守るため、県もしくは村は、改修工事を推進するものとする。

（２）川の防災情報

村は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダム情報、河川の映像情報等を村民に提供することによって、適切な避難行動につなげるようにする。また、水防活動に役立てるようにする。

第 25 節　砂防対策

荒廃した山地や渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害の危険性が高い土地における要配慮者利用施設や避難所等を保全する対策を重点的に実施する。

１　治山事業対策

村地域内には、崩壊地がありこれが崩壊土砂を流出し、水害の原因となっているので「県の治山計画」に基づき、事業を実施し、被害を最小限に防止するよう努めるものとする。

２　砂防事業の推進

村は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る渓流、土石流危険渓流、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る渓流等を重点に、砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき砂防指定地を指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。

砂防施設の整備にあたっては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂災害・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川の上流域において、遊砂地等の整備を検討する。

３　地すべり対策事業の推進

村は、地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。

４　急傾斜地崩壊等対策

急傾斜地崩壊対策事業として、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高５ｍ以上）の崩壊による被害を軽減するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第３条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、一定行為の制限を行うとともに、国及び県補助による改良を実施する。

５　土地造成土止め施設等の整備

傾斜地等における土地造成は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、県及び関係機関と連絡のもとに、土地造成業者に対し、土止め施設の整備を図る等の安全対策を指導するものとする。

また、既存の土地造成地にあっては崩壊の危険のある土止め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

６　雪崩対策事業

村は、豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とした「豪雪地帯対策特別措置法」に基づいて、必要な箇所について、雪崩防止工事を実施するものとする。

７　土砂流出防止対策

村は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

８　土砂災害防止対策

土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）」に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

９　土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策

（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）第６条及び第８条の規定に基づき、知事が指定するものとする。

（２）土砂災害警戒区域における対策（土砂災害特別警戒区域を含む。）

ア　危険区域等の周知

村は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じるものとする。

イ　警戒避難体制の整備

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、村は、土砂災害防止法第７条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図るものとする。

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、村は指定される土砂災害警戒区域等における村民の安全確保対策のため、岐阜県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難情報の発令等の防災対策が適時適切に行なえるようにするとともに、安全な避難所を明示するものとする。

更に、土砂災害警戒区域等内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

ウ　土砂災害ハザードマップの作成

村は、必要に応じて土砂災害ハザードマップを修正し、引き続き、村民への周知徹底を図るものとする。

エ　村民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、防災行政無線、広報車、電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、土砂災害警戒区域等内の村民に対し確実に伝達する。

【土砂災害警戒情報伝達方法系統図】

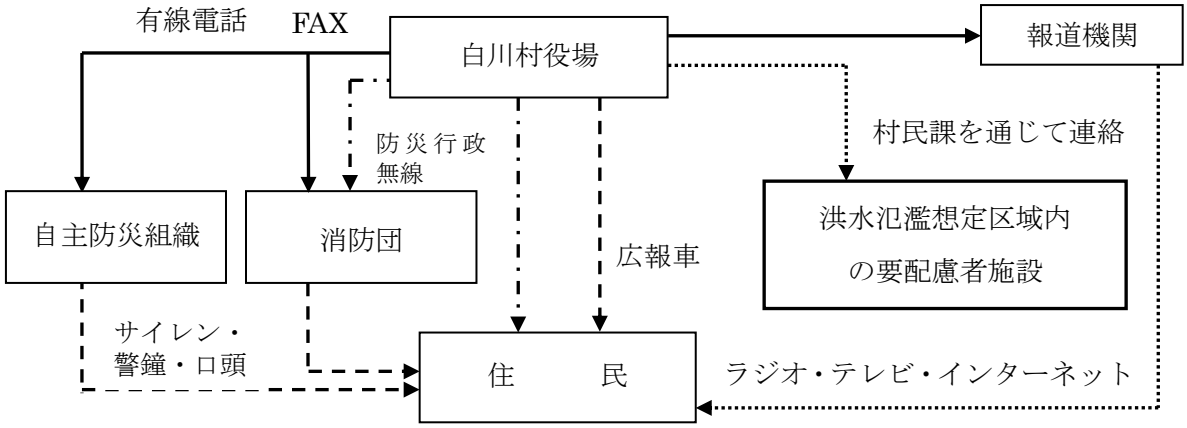

（3）要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア　情報の提供

村は、土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設に関して、施設の名称及び所在地について、市町村計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

イ　要配慮者施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域等内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ＦＡＸ等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

要配慮者施設の範囲は以下の通りとする。

要配慮者施設の範囲	1　老人福祉施設、救護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設 2　医療施設（有床に限る。）

土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設一覧については、土砂災害警戒区域等の指定後、村民課で保管する。

ウ　要配慮者関連施設における防災体制の整備

（ア）施設等における対策

本章第20節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

（イ）施設との連絡体制の確立

村は、施設の所有者又は管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

資料編	○　急傾斜地崩壊危険箇所一覧 ○　砂防指定地一覧 ○　雪崩危険箇所一覧 ○　土石流危険渓流箇所一覧 ○　崩壊土砂流出危険地区一覧 ○　山腹崩壊危険地区一覧

第 26 節　農地防災対策

農地のたん水による被害の防除は、河川（支流川）の改修、農用排水路の整備あるいは土地改良による根本的な対策を要するため、村はこれらの事業の推進に努めるものとする。

1　防災措置等

（1）たん水防除事業

地域排水機能を発揮するための、洪水被害防止等の暗渠排水については、農用地等たん水危険箇所一覧として、たん水状況や保全状況を資料編に記載しており、今後においては、緊急度の高いものから、順次改修して行くとともに集中排水管理システムの整備も推進して行くものとする。

（2）老朽ため池整備事業

村は、農業用ため池等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

（3）その他防災事業

村は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

資料編　　○　農用地等湛水危険箇所一覧

第 27 節　治山対策

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から村民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を有しており、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。

１　森林整備保全

住民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の村民の期待に応え、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

２　山地災害危険地区の周知

県による山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

村は、県が作成する山地災害危険地区の位置図を基に、地域住民に周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

第 28 節　土地災害対策

分譲宅地、別荘地等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下、「土地開発」という。）に伴う乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

１　災害の未然防止

村は、土地開発による村土の乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

また、村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。

２　施工上の管理

村は、土地開発事業の適正な施工を確保するため、必要があると認めたときは、土地開発業者に対し、施工上における必要な防災措置について助言又は勧告をする。

村は、土地開発事業の施工に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第 29 節　建築物災害予防対策

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するための平常時における建築物の予防対策は、次によるものとする。

１　建築物防災知識の普及

村は、県及び関係機関の協力を得て、次の通り印刷物及び各種展示会等により建築物防災知識の普及を図る。

（１）既存建物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

（２）建築基準法等の普及

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県では建築確認審査業務を行っているので、村においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

２　公共施設災害予防の推進

災害発生時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

（１）老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物への改築を図る。

（２）建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

３　空家等の状況の確認

村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第 30 節　防災営農対策

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

１　実施内容

（１）指導等の実施

ア　指導事項等

村及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施にあたって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

イ　指導等の方法

村及び農業団体は、県等の協力のもと、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

（２）病害虫防除器具の整備

村及び農業団体は、県等の協力のもと、各種災害により併発が予想される病害虫防除に万全を期するため、病害虫防除器具の保全整備に努めるものとする。

（３）災害用水稲種子の確保

村及び農業団体は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稲の再生産に努めるものとする。

第 31 節　ライフライン施設対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1　簡易水道施設

簡易水道関係主要施設には、災害時における給水を確保するため他の公共機関とよく連絡をとり、施設における各機器の整備点検を徹底し、特にポンプ施設の注油、電気配線系路の整備点検に留意する。

災害発生が予想されるときは、できるかぎり配水池を満水にするよう努めるものとする。

（1）災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、水道事業者へ次の指導等を行う。

ア　水道施設の安全性の確保
イ　緊急時給水拠点の設定
ウ　水道施設整備への財政支援

（2）水道事業者（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

ア　水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
イ　浄水場施設等の安全性の確保
ウ　管路施設の整備
エ　電力設備の確保
オ　緊急時給水拠点の設定
カ　資機材の備蓄等
キ　広域的相互応援体制の整備

2　下水道施設

下水道施設については、災害発生時における被害防止のため、下水施設機能を十分発揮させ、特に停電によるポンプ及び機械等の停止を避けるため、自家発電装置の予備動力を設置するほか、災害の発生が予想されるときは、汚水管路及び処理場等の巡視を強化し、必要な補強を行う。また、常に主要幹線及び処理場、機械設備の整備点検を実施するものとする。

下水道管理者は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

ア　下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
イ　下水道施設設備の安全性の確保
ウ　下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
エ　下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
オ　管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
カ　下水道台帳の整備
キ　中部ブロック災害応援体制の整備

3　電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

ア　電力供給施設の安全性の確保
イ　防災資機材及び緊急資機材の整備
ウ　要員の確保
エ　被害状況収集体制の整備
オ　広域相互応援体制の整備

4　電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

ア　非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
イ　災害対策機器の配備
ウ　重要通信の確保
エ　要員の確保

5　放送施設

放送事業者は、災害発生時における村民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

ア　送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
イ　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
ウ　放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
エ　二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
オ　建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

6　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

7　電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進するものとする。

8　ライフラインの代替機能の確保

村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

ア　避難所その他公共施設での井戸の掘削
イ　飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
ウ　避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
エ　避難所へのプロパンガス及びその設備の備付け
オ　仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
カ　各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
キ　新エネルギーシステムの導入

第 32 節　文教対策

学校その他文教施設の災害予防、あるいは学校児童・生徒の安全避難の訓練等、文教関係の災害予防対策は別に定める計画のほか、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して推進を図るものとする。

1　組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。

2　防災教育の実施

教育部は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努めるものとする。また、学校長においては、全職員の協力を得て、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒を通してその地域における防災知識の普及徹底、防災意識の高揚を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。

なお、このため各学校長は、次の諸点に留意してその普及に努めるものとする。

（1）防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

（2）災害時においては、児童・生徒の生命尊重、安全退避を最優先とし、火災、風水害、地震災害等、それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場合における適切な退避計画を樹立し、事前に児童・生徒に周知を図ること。

この場合、特に低学年の児童や、身体的障がいのある児童・生徒にはよく理解させ徹底しておくものとする。また、避難方法その他の救助について周到な計画を立て、その安全確保に努めること。

（3）学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老巧危険箇所の補修等に細心の注意を払い、児童・生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。

（4）児童・生徒の通学路に沿う危険箇所については、学校で事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておくこと。

（5）児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず生命身体の安全を確保したうえで考えること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すこと。

（6）文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、関係職員等に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

3　学校における防災教育の充実

（1）趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童・生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

ア　自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ　地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

ウ　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【目標】

ア　前期課程（小学校）における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

イ　後期課程（中学校）における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

（2）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

ア　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
イ　地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
ウ　火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
エ　風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
オ　放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
カ　避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
キ　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
ク　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
ケ　災害時における心のケア

（3）防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。従って、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にしたうえで、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

ア　防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。

イ　学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。

ウ　防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しくしたり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。

エ　避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、消防署、村消防団、警察署、自主防災組織等と連携して、計画実施に努めることが重要である。

オ　防災教育の授業を実施するにあたっては、児童・生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、村、県、国、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様

化にも努める。

カ　児童・生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

キ　特別な支援を必要とする児童・生徒等について、個々の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。また、内容によっては、特別支援学校等の助言等を活用する。

ク　防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

ケ　学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に努める。

コ　教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

サ　学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童・生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校運営協議会等を活用する。

（4）教職員に対する防災研修

村及び村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

4　避難その他訓練

学校その他文教施設を管理しているものは、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童・生徒の避難誘導等防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施するものとする。なお、訓練計画の樹立及び訓練の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

（1）計画及び訓練は施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとすること。

（2）訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童・生徒の自主的活動と相まって十分の効果をおさめるよう努めること。

（3）火災、風水害、地震災害等それぞれの場合における計画を樹立し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。

（4）訓練は、毎年１回程度実施すること。

（5）訓練の実施にあたっては、事前に施設設備の状況、器具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。

（6）平素から災害時における組織活動の円滑を期すため、全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくよう努めること。

（7）文化財等の所有者又は管理者は毎年村の春秋の火災予防期間「文化財防火デー」と定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。

（8）計画の策定及び訓練の実施にあたっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。

（9）訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

5　登下校の安全確保

児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路を指定し、平素から児童・生徒及び保護者への徹底を図る。

（1）通学路の安全確保

ア　通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ　児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

ウ　園児の登降園には保護者が付き添う。

（2）登下校等の安全指導

ア　災害時の児童・生徒の登下校については、通学路の安全を確認・確保したうえで、小グループ毎の行動を指示し、安全を確保する。

イ　通学路における危険箇所については、児童・生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童・生徒に対して具体的な注意事項を指導する。

エ　気象警報発表時においては「岐阜県　小・中学校における気象警報発表時の対応に関する基本方針」（岐阜県教育委員会）を踏まえ、登下校時の児童・生徒の安全を確認する。

（3）災害時の保護者との取決め

村は、学校等が保護者との間で、災害時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

6　気象予報警報等の把握、伝達

学校における災害に関する注意報、警報並びに情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

（1）教育部及び各施設管理者は、災害対策実施のための気象状況に留意し、気象予報・警報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、県計画第２章第９節「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき、村本部に伝達されるので、教育部は、各学校長に対し伝達するものとする。

（2）災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育部が決定して行うものとする。

7　文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・整備等を災害から防護し、児童・生徒の安全を確保するため、これらの建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造等及び耐震構造化を促進する。また、校地等の選定、造成にあたっては、防災上必要な措置を講ずる。

8　文教施設・整備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・整備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

9　危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあたっては、関係法令の定めによって厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

10　文化財の災害予防

村内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況下に、文化財の維持管理にあたるものとし、国指定のものにあたっては、文化庁長官もしくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育

委員会及び村教育委員会、県指定のものにあっては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

特に村内の白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区は茅葺き木造のいわゆる「合掌造り家屋」が密集するため火災リスクが高いことを認識し、別途定める「白川村重要伝統的建造物群保存地区防災計画」にのっとり対応する。

資料編　　○　村内文化財一覧

第 33 節　村の業務継続体制の整備

大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要があるため、必要な措置を行う。

1　実施内容

（1）業務継続計画の策定

ア　村における業務継続計画の策定

《計画に定める主な事項》

・首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
・電気・水・食料等の確保
・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
・重要な行政データのバックアップ
・非常時優先業務の整理

イ　村機能が不全となった場合の応援要請体制の整備

村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員に速やかに応援要請できる体制の確立を図る。

（2）行政機関における個人情報等の分散保存

村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存の促進を図る。

村は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第 34 節　企業防災の促進

村、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

１　企業の取組

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

（１）生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）二次災害の防止

火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

（３）地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

２　企業防災の促進のための取組

村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるＢＣＰ策定支援及びＢＣＭ構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

村、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（１）ＢＣＰの策定促進

企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。

（２）相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第 35 節　防災対策に関する調査研究

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

１　災害危険地予察

村は、関係機関の協力を得て、毎年村内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行う。

２　風水害対策基礎調査

岐阜県における大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限にとどめる対策を樹立するため、村は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進するものとする。

ア　岐阜県における既往の風水害
イ　降水量と山腹等の崩壊災害
ウ　降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
エ　降水量と河川災害
オ　浸水想定区域図
カ　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

３　火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっており、村、県及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進するものとする。

４　防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

村においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

５　危険箇所等の状況

村地域内において、災害時に被害の危険があると予想される地域箇所あるいは災害の予想される場合に、特に重点を置いて防護活動を行う必要がある箇所の状況は、資料編に掲載の通りである。

資料編　　○　危険箇所等状況一覧

第 36 節　航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

1　実施内容

（1）情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

村、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ　通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

（2）災害応急体制の整備関係

ア　職員の体制

村は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関相互の連携体制

村、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

（3）捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

ア　救急・救助活動関係

村は、消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ　医療活動関係

村は、応急救護用医療品、医療資機材等の流通備蓄に努めるものとする。

ウ　消火活動関係

村等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

エ　捜索活動支援関係

村は、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

（4）緊急輸送活動関係

村、県、高山警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

（5）関係者等への的確な情報伝達活動関係

村、県、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

村は、被害者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ想定しておくものとする。

（6）防災関係機関の防災訓練の実施

ア　防災訓練の実施

村、県、高山警察署、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ　実践的な訓練の実施と事後評価

村、県、高山警察署、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第 37 節　道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

1　実施内容

（1）道路交通の安全のための情報の充実

村、県及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

村及び道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

（2）道路施設等の整備

ア　道路施設等の整備等

村及び道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

イ　道路ネットワーク整備

村及び道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

（3）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア　情報の収集・連絡関係

（ア）情報の収集・連絡体制の整備

村、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

（イ）通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ　災害応急体制の整備関係

（ア）職員の体制

村は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（イ）防災関係機関相互の連携体制

村、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係

（ア）救急・救助活動関係

村は、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

（イ）医療活動関係

村は、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

村、県は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

（ウ）消火活動関係

村等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

エ　緊急輸送活動関係

村、県、高山警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ　危険物等の流出時における防災活動関係

村、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

カ　関係者等への的確な情報伝達活動関係

村、県、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

村及び県は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ把握しておくものとする。

キ　防災関係機関の防災訓練の実施

（ア）防災訓練の実施

村及び道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとするものとする。

村、県、高山警察署、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

（イ）実践的な訓練の実施と事後評価

村、県、高山警察署、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

ク　施設、設備の応急復旧活動関係

村及び道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

ケ　災害復旧への備え

村及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

（4）防災知識の普及

村及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第 38 節　放射性物質及び原子力事故災害対策

1　放射性物質災害予防対策

（1）方針

放射性物質（次項に記載する「核燃料物質等」を除く。以下、本項において同じ）の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年６月10日法律第167号。以下、「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

（2）実施責任者

岐阜労働局
東海農政局
県
高山警察署
村
防災関係機関
放射性物質を取り扱う事業者

（3）実施内容

ア　施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

（ア）施設の不燃化等の推進
（イ）放射線による被ばくの予防対策の推進
（ウ）施設等における放射線量の把握
（エ）自衛消防体制の充実
（オ）通報体制の整備
（カ）放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
（キ）防災訓練等の実施

イ　防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

ウ　防災対策資料の整備

岐阜労働局、村及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努めるものとする。

エ　放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

オ　災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

カ　食料の調達・供給体制の整備

東海農政局は、災害時における食料の調達、供給体制の整備に努めるものとする。

2　原子力事故災害予防対策

原子力発電所等における原子力事故災害に関し、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、村民の健康を守るとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保する。

（1）計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（平成24年10月策定、平成25年９月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

（2）計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本村役場から、石川県の志賀原子力発電所は約90㎞、福井県の敦賀原子力発電所は約98㎞、美浜原子力発電所は約105㎞の距離に位置している。

（3）平常時におけるモニタリング

村は、空間の放射線線量率（以下、「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施する環境中及び食品・水道水中のモニタリングに協力するものとする。

（4）通信連絡体制の整備

村は、村民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を図る。

（5）避難等の体制の整備

村は、県と連携して、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難体制を整備する。また、石川県及び福井県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下、同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下、同じ。）、施設敷地緊急事態における村民への注意喚起体制を整備するものとする。

更に、石川県及び福井県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下、同じ。）における注意喚起及び屋内退避指示、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等について的確かつ迅速に実施できるよう体制の整備を行う。

（6）放射線に関する知識の普及

村は、県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
ウ　その他必要と認める事項に関すること。

（7）原子力災害に関する防災広報

村は、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

ア　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
イ　原子力災害とその特殊性に関すること。
ウ　緊急時における国や県等が講じる対策の内容に関すること。
エ　屋内退避、避難緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
オ　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
カ　その他必要と認める事項に関すること。

（8）原子力災害に関する防災教育

村は、原子力防災に関する教育の充実に努める。

（9）防災業務関係者に対する教育・研修

村は、応急対策の円滑な実施を図るため、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

ア　原子力防災体制及び組織に関する知識
イ　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
ウ　原子力災害とその特殊性に関すること。
エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
オ　緊急時における国や県等が講じる対策の内容に関すること。
カ　放射線及び放射性物質の測定に関すること。
キ　緊急時医療に関すること。
ク　危機管理に関すること。
ケ　その他必要と認める事項に関すること。

(10) 住民相談体制の整備

村は、村民からの様々な相談、問合せに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第 39 節　危険物等保安対策

高圧ガス、危険物等の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

1　実施内容

（1）危険物等関係施設の安全性の確保

ア　危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を高山市消防本部及び高山警察署に通報するものとする。

イ　緊急措置

中部近畿産業保安監督部及び県は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、もしくは変更を命ずるものとする。

ウ　規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

村、県及び危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

エ　教養、指導

村、県及び危険物等の貯蔵・取扱い事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱い事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

オ　安全性の向上

村、県及び危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

また、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

（2）高圧ガス・ＬＰガス施設

高圧ガス・ＬＰガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

ア　高圧ガス事業者等が実施する対策

（ア）高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

（イ）ＬＰガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

（ウ）ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

（エ）一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

（オ）従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

（3）火薬類施設

ア　施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、 認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に努める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

（４）高速道路上の危険物等事故対策

村内の高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

（５）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア　情報の収集・連絡関係

（ア）情報の収集・連絡体制の整備

村は、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

（イ）通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ　災害応急体制の整備関係

（ア）職員の体制

村は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（イ）防災関係機関相互の連携体制

村、県、危険物等の貯蔵・取扱い事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係

（ア）救急・救助活動関係

村は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

（イ）医療活動関係

村、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

村は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱い事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

（ウ）消火活動関係

村は、平常時から高山市消防本部、村消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

エ　緊急輸送活動関係

村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ　危険物等の流出時における防除活動関係

村は、県の協力のもと、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

カ　避難収容活動関係

村は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から村民への周知徹底に努めるものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、村民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

キ　防災業務関係者の安全確保関係

村及び県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

ク　関係者等への的確な情報伝達活動関係

村及び放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ケ　防災関係機関等の防災訓練の実施

（ア）防災訓練の実施

高山市消防本部及び高山警察署は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

村、県、高山警察署、高山市消防本部、自主防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

（イ）実践的な訓練の実施と事後評価

村、県、高山警察署、高山市消防本部、自主防災組織、地域住民等が訓練を行うにあたっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

コ　災害復旧への備え

村及び危険物等の貯蔵・取扱い事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

（6）防災知識の普及、訓練

ア　防災知識の普及

村は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、村民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、必要に応じ防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、村民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

村は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

（7）自主保安体制の充実

村は、取扱業者等が実施する自主保安体制充実のための活動に対し、必要に応じて協力する。

第 40 節　林野火災対策

本村における林野面積は、全体の約96％を占めるが、予想される火災は、ほとんど人為的なものと考えられる。大切な財産と林野保全のため、関係機関等との協力のもとに、次の事項を強力に推進するものとする。

1　防火思想の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

（1）公衆に対する啓発活動

ア　村は、県、消防署、林野関係機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開するとともに、要所に防火標語を掲示し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ　村教育委員会は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

（2）地域住民、林内作業者に対する啓発活動

ア　地域での指導・啓発

村及び消防署は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の村民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ　職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

2　消火体制の確立

村及び消防署は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

（1）村及び消防署は、村内林野の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

（2）村及び消防署は、近隣の消防機関との広域的な応援体制及び警察その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

（3）村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

（4）林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。

（5）村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

（6）村は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。

（7）森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を敷設するよう努める。

（8）固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

（9）村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行うとともに、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(10) 村、消防署及びその他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

3　監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

（1）気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

（２）火災警報の村民、入山者への周知徹底は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、防災行政無線及び広報車による巡回広報等により行う。

４　林野の所有者（管理者）の管理上の指導

村は、林野火災予防に関し、林野の所有者（管理者）に次の事項を重点に指導するものとする。

（１）防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
（２）自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
（３）林道開設にあたっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
（４）火入れにあたっては、森林法に基づくほか消防機関と密接な連絡を図る。
（５）火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

５　火災警報発令時の措置

村及び林野の所有者（管理者）は、火災警報が発令された場合は、白川村火入れに関する条例の定めるところにより、概ね次の通り火の使用制限を行うものとする。

（１）山林、原野等において火入れをしないこと。
（２）煙火を使用しないこと。
（３）屋外において、たき火をしないこと。
（４）屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
（５）残火（たばこの吸い殻を含む。）の取扱い又は火粉を始末すること。
（６）山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

６　林野火災対策用資機材の整備

村及び林野の所有者（管理者）は、林野火災を含めた災害対策用資器材などの整備に努めるものとする。

７　林野火災特別地域事業の実施

本村は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要があるものとして、昭和 56 年に林野火災特別地域に指定されているため、林野火災対策の事業実施計画に基づいて、消防施設設備の整備等を推進するものとする。

村は、関係市町村及び消防署と協議、検討し、共同して次の事項を総合的に行うものとする。

（１）防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
（２）火災予防の見地からの林野管理
（３）消防施設等の整備
（４）火災防御訓練等

８　監視の徹底

林野火災防止のため、自然保護員、飛騨高山森林組合等と協力して、巡視及び監視の強化を図るとともに火気の早期発見と早期通報に努めるものとする。

９　防災知識の普及、訓練

（１）防災知識の普及

県、村等は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

（２）保健休養林等の保全

県、村等は、「緑地環境保全地域」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

（３）防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

県、村等は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

（４）住民の防災活動の環境整備

県、村等は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

また、林野火災の予防活動について、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、県及び村は、住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

第 41 節　大規模な火事災害対策

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いむらづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

1　実施内容

（1）災害に強いむらづくり

ア　災害に強いむらの形成

（ア）村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

（イ）村及び事業者等は、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

イ　火災に対する建築物の安全化

（ア）消防用設備等の整備、維持管理

村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの推進に努めるものとする。

（イ）建築物の防火管理体制

村、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ　建築物の安全対策の推進

村及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

（2）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア　情報の収集・連絡関係

（ア）情報の収集・連絡体制の整備

村及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

（イ）通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ　災害応急体制の整備関係

（ア）職員の体制

村は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

（イ）防災関係機関相互の連携体制

村及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ　救急・救助、医療及び消火活動関係

（ア）救急・救助活動関係

村は、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

（イ）医療活動関係

村及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

また、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

（ウ）消火活動関係

村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から高山市消防本部、村消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

エ　緊急輸送活動関係

村、県、高山警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ　避難収容活動関係

村は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から村民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、村民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

指定緊急避難場所については、村は、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

カ　施設、設備の応急復旧活動関係

村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ　関係者等への的確な情報伝達活動関係

村、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

また、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ク　防災関係機関等の防災訓練の実施

（ア）防災訓練の実施

村及び高山市消防本部は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

また、村、県、高山警察署、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

（イ）実践的な訓練の実施と事後評価

村、県、高山警察署、事業者及び防災関係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

（3）防災知識の普及、訓練

ア　防災知識の普及

村は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、村民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

また、必要に応じ地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、村民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

イ　防災関連設備等の普及

村は、村民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

村は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第 42 節　大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1　実施内容

（1）事前防止対策

県、村及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

（2）策代替電源の確保

県、村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、村地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画に定めるところにより「白川村災害対策本部」を置くものとする。

村本部は、災害の規模、程度によってそれぞれの配置を取るほか、本部を置く程度に至らない災害時にあっては、担当各部で対処するものとする。

１　本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で村本部長（不在時は副本部長又は代理者）が、その必要を認めたときは、「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議するものとする。なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないときにあっては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき村本部長が決定するものとする。

（１）災害対策本部の開設及び配置並びに職員の動員、応援に関すること。
（２）現地災害対策本部の設置及び現地災害対策本部長の選定に関すること。
（３）災害防除（拡大防止）対策に関すること。
（４）り災者の救助、保護対策に関すること。
（５）交通、通信その他総合実施を要する対策の調整、推進に関すること。
（６）その他災害対策に関連した重要な事項

２　職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は村本部の設置又は配置のいかんに関わらず、それぞれ開設場所の任務につくものとする。

各部班は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員及び本部連絡班員は直ちに本部開設場所に集合できるよう、それぞれの部署において待機（勤務）するものとする。

職員は、交通の途絶などにより参集できない場合は、その旨を本部班長に報告する。また、心身の故障、交通の断絶、交通機関の事故、その他やむを得ない事由により収集することができない場合には、これらの支障がなくなった後、できるかぎり速やかに参集することとする。

３　開設の基準

村本部の開設の基準は、次によるものとする。

（１）開設の基準

村本部は概ね次の程度の災害が発生し、又は発生しようとするときに開設するものとする。

ア　大規模な災害の発生が予想され、村本部を開設してその対策をとる必要があるとき。
イ　災害が発生し、その規模、程度等から村本部を開設してその対策をとる必要があるとき。

（２）体制等の基準

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは村本部が開設されたときの体制は、次によるものとする。

種別	基　　準	体制をとる部（班）	適　　用
準備体制	1　次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報 風雪〃 洪水〃 大雪〃 なだれ〃 2　その他県から連絡があったとき、又は村長がこの体制を命じたとき。	総務部 （防災行政無線担当者）	1　災害対策本部は開設しない。 2　活動内容は、各種情報の収集連絡
警戒体制	1　次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 暴風雪警報 大雨〃 洪水〃 大雪〃 火災〃 2　その他村長がこの体制を命じたとき。	総務部 建設部 各部の主管班	1　災害対策本部を設置するものとするが、状況によっては、設置しないことができる。 2　総務部、建設部の体制はそれぞれの計画による。 3　各部主管班の体制は、係長との関係係員若干名とする。
非常体制	1　災害が発生し、村内に大規模な被害が予想されるとき。 2　気象に関する特別警報が発表されたとき。 3　災害救助法を適用する災害が発生したとき。	全対策部	1　災害対策本部を設置する。 2　分担任務の適切な遂行
救助体制	災害救助法が適用される災害で、救助関係以外の組織は、特に体制をとる必要がない程度の災害が発生したとき。	全対策部	1　災害対策本部が設置される。 2　災害救助法が適用される。 3　分担任務は、第１編第５節２に定める事務分掌による。
特別体制	特殊な災害が発生し、村長がこの体制を命じたとき。	村長の指示する部	村長が必要と認めたときは、災害対策本部が設置される。

（3）開設場所

村本部は、役場庁舎内に設ける。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、二次被害を受けていない施設を代替場所として使用する。その施設が避難所に指定されている場合は避難所との区分けを明確にするものとする。

なお、準備体制中は、総務課とする。

（4）現地災害対策本部

被災地が限定された地区で、かつ役場から遠隔地で発生した災害で、現地との連絡が十分できない場合に本部長が必要と認めたとき、もしくは県本部現地本部が設けられた場合には、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を開設し、現地における応急対策の実施及び連絡にあたらせるものとする。なお、現地本部を開設したときは、現地本部長及び現地本部職員を任命するものとする。

（5）本部開設等の通知

村本部の開設、閉鎖、配置（変更）等を決定したときは、総務部（本部連絡班）は次の各機関等に通知（伝達）するものとする。

ア　村本部各部班
イ　防災会議委員所属機関
ウ　県支部（総務班）
エ　その他奉仕団体等（女性防火クラブ、青年団等）

【勤務時間内における伝達系統】

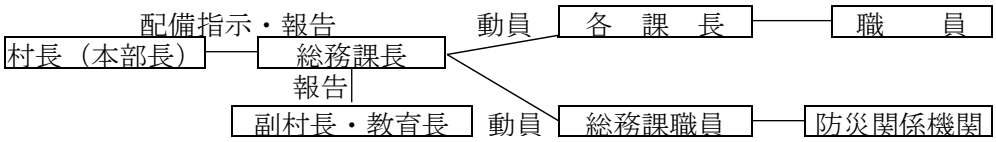

（注）庁内放送可能時における庁内各課への伝達は、放送によって行うものとする。

【勤務時間外における伝達系統】

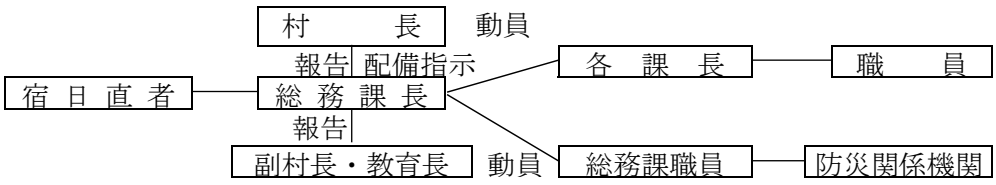

4　本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次の通り定めておくものとする。

第１順位　副村長（副本部長）
第２順位　教育長（　〃　）
第３順位　総務課長（総務部長）
第４順位　村民課長（村民部長）

5　本部職員の証票等

村本部職員の携行する証票等は、次によるものとする。

（１）身分証明書

村本部職員の身分証明書は、「白川村職員証」等をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票でもって兼ねるものとする。

（２）腕章

村本部職員のうち、災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、次に示す腕章を着用するものとする。

本部長

白川村災害対策本部
本部長

副本部長

白川村災害対策本部
副本部長

部長

白川村災害対策本部
○　○　部　長

班員

白川村災害対策本部
○　○　班

（注）腕章の大きさは、長さ 38cm、幅 10cm とする。

（3）標旗

ア　村本部

本部を開設した場合は、次の標旗を掲げるものとする。

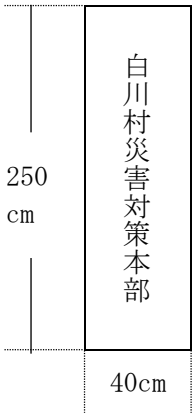

イ　村本部で災害応急対策に使用する自動車（借上自動車を含む。）には、次の標旗を掲げるものとする。

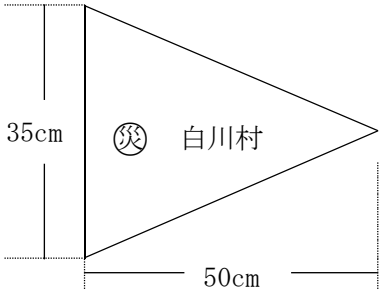

第２節　職員動員計画

１　職員の動員

村本部における職員の動員は、次によるものとする。

（１）職員の心得

村本部職員は、常に気象状況あるいは消防信号に注意し、災害の発生を承知し、又は発生のおそれがあるときは、村本部開設の有無に関わらず、速やかに登庁し、又は待機するものとする。

（２）動員の方法

職員の動員は各班において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うものとするが、職務時、退庁後に突発的な災害が発生した場合などで、職員がその発生を承知することが困難な時にあたっては、次の方法によって動員するものとする。

ア　勤務時間内における伝達

（ア）気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、村長の指示により非常配備を決定し、副村長、教育長、各課長及び消防団長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

（イ）各課長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

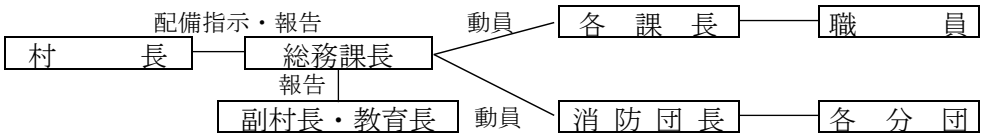

イ　勤務時間外、休日における伝達及び配備

（ア）宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡するものとする。総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、村長に報告をし、配備体制の指示を受け、副村長、教育長、各課長及び消防団長に伝達する。

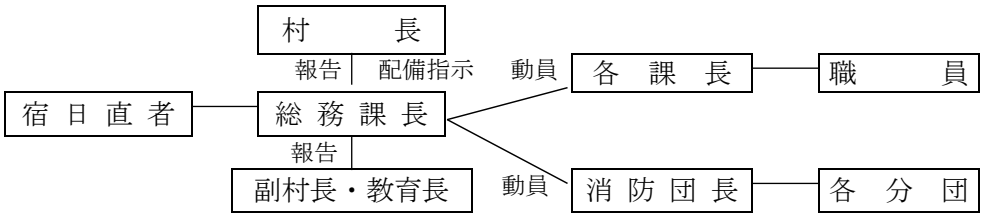

ウ　一般加入電話その他連絡不通時

電話施設の利用できない場合の動員方法は、役場に最も近い職員に連絡し、その職員をもって次により動員する。

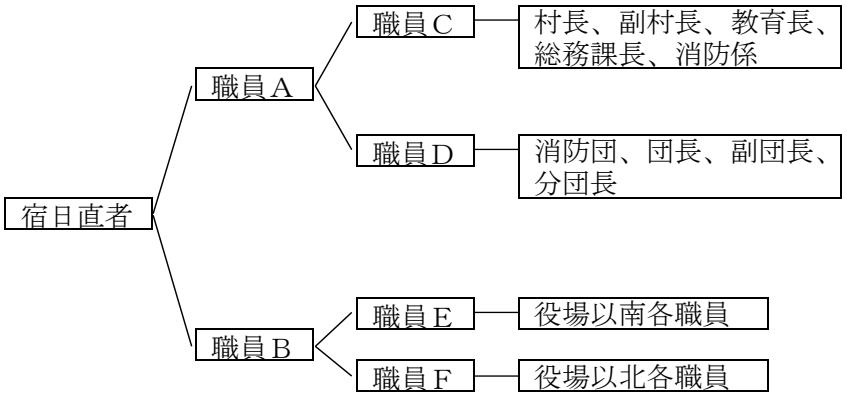

２　職員の応援

各班における災害対策の実施にあたって、職員が不足するときは、総務部を通じて職員の応援を要請するものとする。総務部は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のある班のうちから適当な班を決定し、通知するものとする。なお、村本部内における応援で、なお不足するときにあっては、県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請するものとする。

職員の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

（１）作業（事務）の内容
（２）就労（勤務）の場所
（３）職種及び男女の別（特に必要があれば機関名又は職員名）
（４）予定期間
（５）携行品その他必要な事項

３　その他

（１）警報発令時の宿日直

気象警報のうち大雨、強風、大雪に関係のある警報が発せられた場合の宿日直者は、村本部長がその必要を認めた場合、次により増員するものとする。

ア　村役場の宿日直者数は、防災担当者を含め、３名以上とする。
イ　各学校の日直者は、学校長が命令する男子職員１名とする。

（２）警戒配置時の配備

災害時の配備は、各班において計画するが、災害対策本部を開設し、警戒配置をとったときは、災害準備対策の有無に関わらず各班より１名以上が配備につき、又は登庁して待機しなければならない。

（３）消防団の警戒出動

気象警報のうち、大雨、強風に関係のある警報が発せられた場合には、副団長以上が状況に応じて本部に出動警戒体制をとるものとする。

第３節　災害対策要員の確保

災害により様々な被害が生じ、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため必要な労働者及び技術者等の災害対策要員の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

なお、動員順序は次による（応急対策の作業内容によっては、順序を異にして動員することができる。）。

（１）村職員
（２）県、他市町村職員
（３）奉仕団
（４）労務者の雇い上げ
（５）労務者等の強制従事
（６）ボランティア

１　村以外の関係機関に対する動員の要請

村本部における動員のみでは、災害対策要員が不足するときは、県支部担当者に次の条件を示して、動員を要請する。

（１）従事すべき作業の内容（労務の種別）
（２）所要人員
（３）就労期間（○日○時～○日○時）
（４）集合の場所（移送の方法）
（５）携行品その他必要条件

２　奉仕団の編成及び活動

（１）動員

団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員を必要と認めたとき、又は村本部長（各担当班より）から動員の要請があったときに必要な団員（組織）を動員するものとする。

団員の動員にあたっては、奉仕団長は団の役員と協議し、被災世帯は除くなど配慮するものとする。

（２）編成

奉仕団は、各地区毎に編成し、それぞれの名称を付し、団長、副団長及び班長を置き、平常時の組織等を考慮して、災害奉仕活動の実態に即した編成をする。

なお、災害救助法が適用されるか、又はこれに準ずる災害で、地域における各奉仕団の相互協力を要する場合は、村本部長の要請により、各奉仕団に関わらず各地区の組織区分に従った白川村災害対策本部地域奉仕団（以下、「地域奉仕団」という。）を編成し、それぞれの団に団長、副団長、班長を置く。

【自治会奉仕団編成】

地区名	団　　名	団　長	班　　名	班　　長
南　部	地区奉仕団	平瀬区長	牧　　班	区　　長
			御母衣班	〃
			長　瀬　班	〃
			稗　田　班	〃
			木　谷　班	〃
			平　瀬　班	副　区　長
			保木脇班	区　　長
			電　発　班	所　　長
	女性防火クラブ 南部分会	分会長	牧・御母衣 長　瀬　班 稗田・木谷 保木脇班 平　瀬　班	副分会長及び組長
中　部	地区奉仕団	荻町区長	荻　町　班	副　区　長
			戸ヶ野班	組　　長
			島　　班	〃
	女性防火クラブ 中部分会	分会長	荻　町　班 戸　島　班	副分会長 組　　長
大　郷	地区奉仕団	飯島･鳩谷区の代表区長	鳩　谷　班 飯　島　班	区長又は副区長
	女性防火クラブ 大郷分会	分会長	鳩　谷　班 飯　島　班	副分会長又は組長
北　部	地区奉仕団	椿原区長	有家ヶ原班	区　　長
			椿　原　班	副　区　長
			芦　倉　班	区　　長
			小白川班	〃
	女性防火クラブ 北部分会	分会長	有家ヶ原班 椿　原　班 芦　倉　班 小白川班	副分会長又は組長 〃 〃 〃
白川郷学園奉仕団		校長	７学年班 ８学年班 ９学年班	担任教員 〃 〃

（3）村本部に所属する奉仕団

ア　各地区奉仕団

イ　女性防火クラブ

ウ　日本赤十字奉仕団

（4）白川郷学園奉仕団

白川郷学園奉仕団は、学校授業に支障のない範囲において清掃等比較的安全にして単純な作業に従事するものとする。

なお、奉仕団の動員は、校長が自校の災害対策のため動員を必要と認めた時及び村本部（教育部）から要請があったときに生徒会の役員と協議して行うものとするが作業の実施にあたっては、その現場に必ず教師が付き添い、特に安全に留意するものとする。

（5）関係機関との連絡調整

奉仕団は、常に村本部、消防団、警察等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請があったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

（6）被害状況等の通報

奉仕団は、村本部、消防団員、警察官等と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、村本部班員不在時等にあっては、その概況を速やかに村本部及び警察官に通報する。

（7）活動作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

ア　炊き出し、その他災害救助の実施
イ　清掃の実施
ウ　防疫の実施
エ　地域毎における災害活動に対する協力
オ　災害対策物資の輸送及び配分
カ　上記作業に類した作業の実施
キ　その他軽易な事務の補助

（8）記録保管

奉仕団の奉仕を受けた部は、次の事項を記録し、保管しておく。

ア　奉仕団の名称及び人員又は氏名
イ　奉仕した作業内容及び期間
ウ　その他参考事項

（9）その他

奉仕団の活動は、小規模災害時にあっては各奉仕団が従前からの慣習に従って、それぞれ実施するが、大規模災害時にあっては村本部（総務部）が連絡調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を行うものとする。なお、奉仕団員は作業の実施にあたってはその対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行うものとする。

3　技術者等の強制従事

（1）強制命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根拠法律	執　行　者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	村長、消防団等
災害救助作業 （災害救助法適用救助）	従事命令 協力命令	災害救助法第 24 条 災害救助法第 25 条	県知事
災害応急対策作業 （除災害救助）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条	県知事
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	村長
		災害対策基本法第 65 条第２項及び第３項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 （全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官
		自衛隊法第 94 条第１項	自衛官

（2）命令の対象者

命　令　区　分	従　事　対　象　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害対策基本法による村長の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

（3）公用令書の交付

村長が、災害救助法第30条に定める従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）を発した場合（県知事が災害救助法第30条第１項の規定により、その権限に属する事務を村長が行うこととする通知をした場合を言う。）は公用令書を交付して行う。

（4）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助 （知事命令）	災害対策基本法 （知事命令）	村長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	白川村消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 介護補償 傷病補償年金
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額

（5）従事者台帳の作成

担当部は、従事命令を発したときは、「強制従事者台帳」を作成し、整備する。

（6）惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第４節　ボランティア対策

村は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対する要望、要請を把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める必要がある。ボランティア活動に対する支援活動は、本計画に定めるところによるものとする。

災害時には、平常時と比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きくなる。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対する要望、要請を把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める。

１　村本部の活動

（１）災害直後の情報提供

村本部は、ボランティア活動が円滑に行われるよう県、近隣市、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行うものとする。

（２）ボランティアを行っている者への配慮

村本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

（３）ボランティアからの情報・要望、要請の収集

村本部は、ボランティアからの情報・要望、要請等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

（４）ボランティア活動拠点の確保等

村本部は、ボランティアに対し村有施設等をボランティア活動拠点として提供するとともに、必要な情報機器、設備等の支援を行う。

２　「総合ボランティア部会」の設置等

県の災害対策本部に「ボランティアセンター」が設置されたときは、県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うものとする。

３　日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行うものとする。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日本赤十字社救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

４　村社会福祉協議会（村民課）の活動

村社会福祉協議会（村民課）は、県社会福祉協議会が設置する県社会福祉協議会災害救援本部及び現地災害救援事務所に協力する。

被災現場での救援活動は、概ね次の通りである。

（１）災害ボランティアセンターの設置とボランティアの受入れ及びコーディネート

（２）被災地におけるボランティアの救援活動への支援

５　専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県の総合ボランティア部会等関係機関と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行うものとする。

6　ボランティアの受入れ体制

（1）村本部にボランティア部会（総務部・村民部・村社会福祉協議会（村民課））を設け、日本赤十字社岐阜県支部及び県社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。また、指定避難所、被災地域の住民等のボランティアニーズを把握する。

（2）ボランティア部会は、必要に応じ報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人員等について全国に情報を提供し、参加を呼びかける。

（3）村本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

（4）日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動を支援するためのボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

　また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日本赤十字社救援活動を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

（5）社会福祉協議会

　県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県社会福祉協議会災害救援本部を設置するとともに、村社会福祉協議会（村民課）の協力を得て現地災害救援事務所を設置する。

ア　県社会福祉協議会災害救援本部の業務

（ア）災害救援計画の策定及び実施
（イ）救援活動に必要な情報の発言
（ウ）災害救援ボランティアの調整
（エ）災害救援ボランティアの受付・登録
（オ）ボランティア登録者への活動要請

イ　現地災害救援事務所の業務

（ア）被災現地の救援活動
（イ）災害救援ボランティア受入れ及びコーディネート
（ウ）災害救援ボランティアの救援活動への支援

7　専門分野のボランティアの救援活動への支援

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関する団体等が、村のボランティア部会と連携を密にし、受入派遣に係る調整等を行う。

ア　被災者の人命救助や負傷者の手当

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

イ　被災建物の危険度調査

被災した建物が、危険な状況にないかどうかを判定する業務であり、専門的な技術を習得した人が中心となる。

ウ　被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

（ア）避難所救助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供

第５節　自衛隊災害派遣要請

１　村本部長の要請による自衛隊派遣

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、村本部長（村長）は、自衛隊（陸上自衛隊第 10 師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令）に対し、自衛隊法第 83 条第１項の規定により、部隊等の災害派遣要請の依頼を県本部に対してするものとする。

（１）要請手続き等

ア　知事への要請

村本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により「要請に際し明確にすべき事項」を記載した「災害派遣要請依頼文書」をもって県本部長に要請の依頼を行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

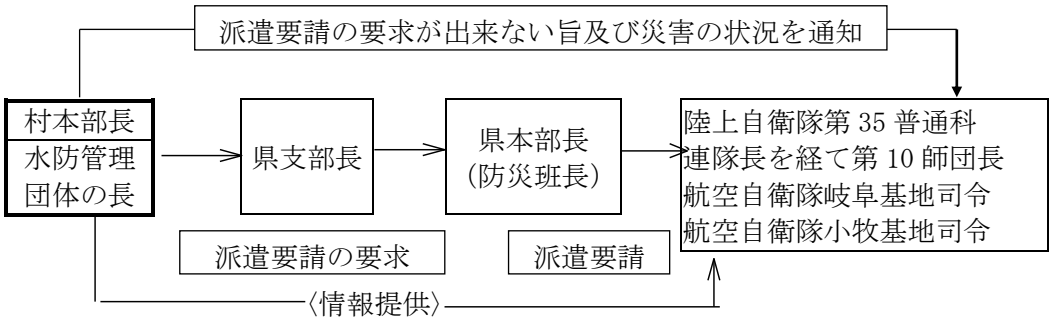

資料編　　○　災害派遣要請依頼文書

イ　知事と連絡不能又は緊急の場合

村長は、知事に対し、（１）に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（部隊等の長）に通知し、部隊の派遣を促すものとする。

また、その際は、速やかに知事にその旨通知する。

（２）要請の窓口

要請窓口は、次の通りである。

・陸上自衛隊　第 35 普通科連隊（守山）第３科
　ＮＴＴ電話　　052―791―2191（内線 4832）（夜間 4509）
　ＦＡＸ　052―791―2191（内線 4839）
　防災行政無線　　7―651―712（事務室）
　7―651―711（当直室）
　651―710（ＦＡＸ）
・航空自衛隊　小牧基地　防衛部運用班
　ＮＴＴ電話　　0568―76―2191（内線 4032）
　ＦＡＸ　0568―76―2191（内線 4039）
　防災行政無線　7―653―711（事務室）
　7―653―712（当直室）
　653―710（ＦＡＸ）
・航空自衛隊　岐阜基地　第２補給処企画課
　ＮＴＴ電話　　058―382―3196
　ＦＡＸ　058―382―4899
　防災行政無線　7―652―712（事務室）
　7―652―711（当直室）
　652―710（ＦＡＸ）

2　自衛隊の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

自主派遣の判断基準

1　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2　災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

3　自衛隊への災害派遣要請の内容

（1）被害状況の把握
県本部長から要請があった時又は指定された部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

（2）避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

（3）遭難者の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常の救援作業等に優先して捜索救助を行う。

（4）水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

（5）消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常村本部の提供するものを使用するものとする。

（6）道路又は水路の啓開
道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開又は除去にあたる。

（7）応急医療、救護及び防疫
被災者の応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常村本部の提供するものを使用するものとする。

（8）人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

（9）給食及び給水の支援
被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年内閣府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去
自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を行う。

(13) その他
その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4　村本部の体制

派遣要請の依頼をし、その派遣を受けた時における村本部の対策は、次によるものとする。

（1）村における分担

派遣された自衛隊の部隊（以下、「派遣部隊」という。）に関する村本部における総括担当は、総務部とし、直接的な活動及び関連事項については、依頼した部（以下、「事業主管部」という。）とする。

（2）村本部各部門の引継ぎ

派遣部隊が派遣されたときは、総務部は、事業主管部に引き継ぐものとする。また、派遣期間を終了したときは、事業主管部は総務部に引き継ぐものとする。

（3）連絡員の指定

派遣部隊と事業主管部その他機関との連絡にあたるため、総務部又は関係機関の職員のうちから連絡員を指定し、その連絡にあたらせるものとする。

（4）活動拠点の候補地

派遣された応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペースを考慮し、以下の通り活動拠点を選定する。（当該活動拠点が使用できない場合は、代替拠点を別途指定する。）

ア　道の駅「白川郷」

イ　道の駅「飛騨白山」

活動拠点の開設は、派遣部隊が行い、村対策本部は、活動拠点の施設管理者に対して、派遣部隊が活動拠点を開設するための施設の開場、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

5　村本部の計画準備

本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力し、効率的に実施できるようその受入体制の万全を期さなければならない。特に、次の事項については留意すべきである。

（1）緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、連絡場所及び責任者を定め、常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地災害対策本部長と協議して行うよう努めるものとする。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区毎に連絡員を定め、災害情報の伝達、資料の調達等を円滑に行うよう努める。

（2）作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画を立て、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくものとする。

（3）宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保するものとする。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

（4）村民の協力

村民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力し、作業遂行に協力するものとする。

6　県警の協力

総務部は、自衛隊派遣を容易ならしめるため必要があると認めたときは、県本部（防災班）を通じて県本部警察部（警備第二班担当）と協議し、白バイ、パトロールカー等をもって派遣部隊の先導を依頼するものとする。

7　要請事項の変更

村本部は、派遣にあたって要請した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡するものとする。連絡を受けた県本部防災班は、陸上自衛隊第 10 師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令と協議して変更するものとする。

８　経費の負担区分

（１）自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた村が負担し、下記の基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ　県、市町村が管理する有料道路の通行料

（２）その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

９　派遣部隊撤収時の手続

村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式３号）を提出するものとする。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに「自衛隊の撤収要請書」（様式４号）により要請を行う。

第６節　災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入れにあたっては、感染症対策に留意する。

１　広域応援

（１）防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。なお、応援の受入れについては、「岐阜県災害時広域受援計画」に基づくものとする。

（２）県による応援要請

ア　応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部９県１市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関するに基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援にあたっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

イ　他の市町村に対する応援要請

村は、村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

ウ　県による指示

県は、村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し村を応援するよう指示する。また、村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

エ　国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

オ　指定行政機関等に対する要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

（３）経費の負担

国から県又は村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

2　消防活動に関する応援要請

（1）消防庁への応援要請

県は、大規模災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

（2）相互応援協定に基づく応援要請

村は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき応援を求めるものとする。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、応援を求めるものとする。

なお、村は、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

3　警察活動に関する応援要請

県公安委員会（県警察）は、大規模災害が発生した場合において、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

4　その他の応援要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

また、県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

5　応急措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、もしくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、村に代わって行うものとする。

国土交通省等は、被災により、村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、もしくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、村に代わって行うものとする。

6　応援職員の派遣及び受入対策

県及び村は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空

間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第７節　交通応急対策

第１項　道路交通対策

１　輸送道路の確保

（１）道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。

県、村、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

（２）情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

（３）警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

２　規制の種別

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下、本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行の禁止及び制限（以下、本節において「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、次によるものとする。

（１）道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

（２）道路交通法に基づく規制（同法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは警察関係機関は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

（３）災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3　規制の実施

村地域内の道路施設に係る規制は、次の区分によって行うものとする。災害の状況によっては実施者による規制が遅れ、時機を失することも予想されるので、災害対策本部における建設部は、県支部土木班、高山警察署（平瀬駐在所、鳩ヶ谷駐在所）と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配意するものとする。

区分	実　施　者		実　施　路　線　範　囲
道路管理者	県支部土木班 （高山土木事務所）		国道 156 号（52.8km） 〃　360 号（12.2km）
			県道白山公園線（13.1km）
	公益社団法人岐阜県森林公社班		白山白川郷ホワイトロード
	村本部建設部		村内各村道、農道、林道
警察機関	公安委員会	県本部警察部	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が２警察署以上にわたるもの又は期間が１か月を超えるもの
	高山警察署 （平瀬駐在所、鳩ヶ谷駐在所）		村内全道路 （緊急を要する一時的な規制）
自衛隊	自衛官		村内全道路 緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいない場合）

※　国道については、県境から高山市荘川町牧戸間

4　緊急交通路の確保

（１）交通規制の実施

交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施するものとする。

（２）警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

（３）自衛官又は消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な前記⑵の措置をとることができる。

5　村本部の措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したときは、建設部は速やかに次により措置するものとする。

（１）関係機関へ通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかんに関わらず県支部土木班及び高山警察署（平瀬駐在所、鳩ヶ谷駐在所）にその旨を通知するとともに、関係機関に連絡するものとする。

なお、建設部において規制を行ったときは、関係機関への通知にあたって次の事項を明示する。

ア　禁止制限の種別と対象

イ　規制する区間

ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　迂回路、幅員、橋梁の状況等

（2）報告等の系統
規制を行ったときの報告及び連絡の系統は、次によるものとする。

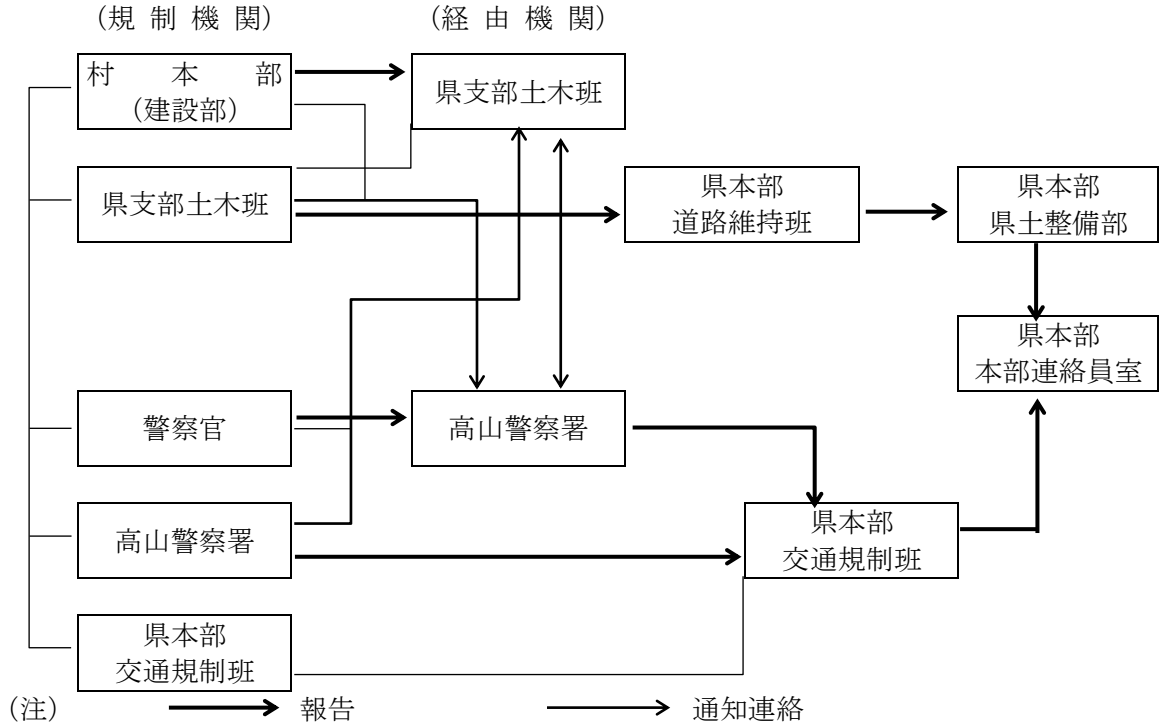

6　制限実施の要領

建設部は、村道が被害を受け、もしくは道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路法第46条により通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。なお、県管理の道路施設についても県支部土木班に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法による規制を行うものとする。警察官が居合わせないときにあっては、現場に居合わせる消防団員等が災害対策基本法第60条によりその場にあるものに避難を指示し、もしくは同法第63条及び消防法第28条の規定により警戒区域を設定して立入りを制限し、もしくは禁止又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合はできる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡し、正規の規制を実施するものとする。

7　規制の標識及び迂回路の指定

（1）規制の標識
建設部において道路法又は道路交通法に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日号外総理府、国土交通省令第３号）及び道路交通法施行令第１条の２の定めにより、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第１に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあっては、必要に応じ遮断する措置等をとるものとする。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは適宜の道路標識に次の事項を明示し表示するものとする。
ア　禁止、制限の対象
イ　規制する区間又は区域
ウ　規制する期間
エ　規制する理由

オ　指定迂回路（図示する。）

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

８　道路の巡視

災害のため道路施設の被害あるいは危険が予想されるときは、建設部は班員を現地に派遣、視察させ、その早期発見に努めるものとする。

９　交通規制の周知徹底

道路管理者、県、県警察及び村は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

10　交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

11　関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つものとする。

12　迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

13　道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

14　発見者等の通報

災害時において道路施設の被害、その他の事由により交通が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は村建設部にその旨通報するものとする。通報を受けた村は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

15　緊急通行車両の確認申請手続き

（１）使用者の申出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県本部（消防防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は警察班）に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下、「証明書」）の交付を申し出るものとする。

標章及び証明書は、資料編に掲げる通りである。

資料編	○	緊急通行車両の標章
	○	緊急通行車両確認証明書

（２）標章及び証明書の交付

（１）に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

（３）標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

（４）申請先

県本部（消防防災班又は警察部交通規制班）、県支部（総務班）又は高山警察署

（５）「緊急通行車両の事前届出制度」

災害発生時に緊急輸送のため使用する車両については、高山警察署に緊急通行車両確認証明書等の交付を事前に届出する。

16　災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

（１）県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「規制除外車両確認証明書」（様式）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会と知事が行う。

（２）規制除外車両に該当する車両は、「規制除外車両確認申出書」（様式）に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」（様式）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

（３）村及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

17　規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

（１）事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

ア　医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（２）事前届出の申請手続き

ア　申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者

イ　申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、県の機関が行う事前届出については交通規制課

ウ　申請書類等

（ア）「規制除外車両事前届出書」（様式）２通

（イ）医療、医療機関等の使用する車両にあっては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

（ウ）医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあっては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

（エ）患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあっては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

（オ）建設用重機又は道路啓開作業用車両にあっては車検証及び車両の写真

（カ）重機輸送用車両にあっては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。）

（３）規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」（様式）を申請者に交付する。

（４）災害発生時の措置

最寄りの警察署、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出済証」（様式）に必要事項を記載して提出し、「規制除外車両確認証明書」（様式）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

第２項　輸送手段の確保

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

１　輸送手段の確保体制

村は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。

２　ヘリコプター離着陸場等の確保

村は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

３　緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

県及び村、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

第８節　通信の確保

被害状況その他の情報の報告等災害時における通信（連絡）は、本計画の定めるところによるものとする。

１　利用可能な通信種別

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により一定はできないが、概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

（１）有線通信施設
　ア　一般加入電話による非常通信
　イ　警察電話による通信（村内警察機関）
　ウ　特設公衆電話による非常通信
（２）無線通信施設による方法
　ア　岐阜県防災情報通信システムによる通信
　イ　白川村防災行政無線（移動系・同報系）電話による通信
　ウ　その他の無線施設による通信
（３）電報による方法
（４）信号、サイレンによる方法
（５）広報車等による方法
（６）急使による方法
（７）文書による方法
（８）インターネット等による方法

２　通信の系統

情報命令の伝達あるいは被害の状況の収集、報告等村本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設の被害により一定できないが、一般加入電話利用可能時等にあっては、平常時各課又は係において行政上連絡する県機関及び村内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、一般加入電話途絶時における県機関等の通信にあたっては、できるかぎり総務部において取りまとめ一括して行うものとする。

３　通信の調整

災害のため平常な方法で通信の確保ができず他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、総務部は、優先順位その他について調整を行うものとする。調整にあたっては、次の事項について留意する。

（１）優先順位
　総務部は、多数の通信を必要とするために施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させ、特に他機関の専用施設による通信の依頼を行う場合にあっては、必要に応じ災害の防除と救助の通信に限定するものとする。
（２）報告等の統制
　一般加入電話途絶時の被害報告あるいは現地災害対策本部等に対する指示連絡等にあっては、各部門別の通信を避け、できるかぎり一括して行うようにするものとする。特に急使（伝令）派遣時等にあっては、総務部は村本部各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報するものとする。

４　専用施設による通信の依頼

（１）他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、必要な緊急事項に限定し、できるかぎり簡略に要点を明示して当該施設機関に通信の伝達を依頼するものとする。
（２）依頼にあっては、様式１号による「非常通信用紙」により、又は同様式事項を明示した書類によるものとする。なお、無線による通信を要する場合にあっては、電文の長さは簡素化しなければならない。

（3）通信の依頼は、通信を行おうとする対策部が、総務部に協議し、その結果に基づき、その対策部又は総務部がまとめて依頼するものとする。

5　施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

（1）有線通信施設による通信

ア　一般加入電話による通信

災害時においても通常の使用方法により一般加入電話を利用するものとするが、災害時優先電話から通信を行うものとする。

イ　警察電話利用による通信

一般加入電話途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、最寄り警察機関に通信の要請をするものとする。要請にあたっては、村本部の通信事項と警察機関の通信事項は重複することが少なくないので警察機関にその内容を示し重複を避けるようにするものとする。

（2）無線通信施設による通信

ア　岐阜県防災情報通信システムによる通信

災害時において、有線電話途絶時で緊急を要するときは「岐阜県防災情報通信システム取扱規程」の定めるところにより通信を行うものとする。

イ　白川村防災行政無線による通信

一般加入電話の途絶により孤立化した地域の通信は、防災行政無線電話により村本部と通信を行うものとする。

ウ　西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

一般加入電話の途絶により孤立化した場合、村は通信を確保するため、西日本電信電話株式会社の市町村のポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

エ　防災相互通信用無線による通信

県、村及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

オ　非常通信による通信

県、村及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

（3）電報による方法

災害時の通信をＮＴＴ西日本（株）の非常電報によるときは、依頼信紙の余白に「非常」と朱書して申し込むものとする。

（4）信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号はそれぞれの計画で定めるサイレン、半鐘等の信号によるものとする。

（5）広報車による方法

村地域内の多数のものに対する徹底事項があるときは、広報車等により徹底するものとする。

（6）急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行うものとする。村本部からの急使は、本部員（総務部員又は総務部員が不足するときは、総務部から各部班に依頼して指名された者）があたるものとするが、各地区における急使（伝令）は、区長、班長及び消防団員等があたるものとする。

（7）文書による方法

郵送あるいは伝令が持参する等により、書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、事後に文書によって提出するものとする。

（8）インターネット等による方法

県が構築する「岐阜県行政情報ネットワーク（ＲＥＮＴＡＩ）」及び「県民情報ネットワーク」等により、連絡を行う。

６　公共放送の利用

村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、あるいは著しく困難な場合においては、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年３月１日締結）に基づき、日本放送協会放送局等に、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。なお、この場合、知事を通じて放送の要請を行う。

７　通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式２号の「災害情報」用紙に記録し保管するものとする。

様式１号

非　常　通　信　用　紙

発　信　者　名	発 信 者 の 住 所	発信者の電話番号

種　　類	字　数	発　信　局　名	発信番号	受付月日・時刻
				月　日　時　分

あて先	（電話　　）

指定		局内心得	

本文	

受　信		送　信		配達時刻	取扱者名	取扱責任者	通信担当者
相手局	時刻	相手局	時刻				

備考　1　時刻は全て 24 時間制で記入のこと。
　　2　宛先に受信者の電話番号を記入のこと。
　　3　通報の中継を行ったときは、局内心得に自局名を記入のこと。
　　4　本文の末尾に必ず発信者名を記入のこと。
　　5　この用紙を災害時に使用するときは赤で非常と種類欄に記入する。

様式２号

災害情報			
災害の種		災害発生日	月　日　時
発生場			
報告時	日　時現	発受信時	日　時現在
発信機		受信機	
発信		受信	
情報			

第９節　警報・注意報・情報等の計画

気象等に関する被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、村は各防災関係者との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

１　警報等の伝達

（１）伝達系統図

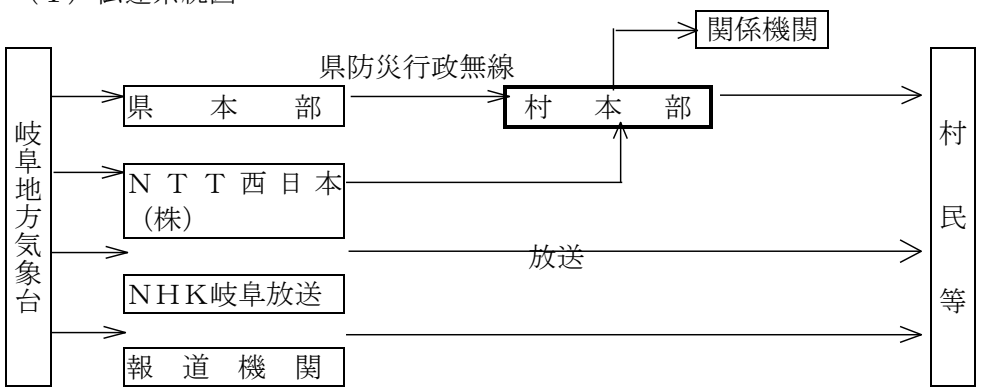

（２）本部内及び関係機関等の伝達

本部内及び関係機関等の伝達は、本章第１節「活動体制」の伝達に準じて行う。

（３）村民等への伝達

村民等に周知徹底の必要があると認めるときは、防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）、広報車等により伝達する。

２　警報等の伝達及び警報

村本部は、火災予防上危険な気象の状況における火災に関する予報もしくは警報、並びに予想される災害事態及びとるべき措置について県本部から通知を受けたときは、関係機関及び地域住民等に伝達する。

３　異常現象発見の手続き

（１）災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その現象が火災に関する場合は消防機関に、水防その他に関する場合は、直ちに水防機関に通報しなければならない。

（２）（１）によって通知があったときは、直ちに次の機関に通報するとともに地域住民及び関係機関に周知徹底する。

ア　県本部及び岐阜地方気象台

イ　その災害に関係のある隣接市

ウ　その災害に関係のある県支部

４　警報等の発表及び解除

（１）気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の２、第14条及び第14条の２の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下、「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下の通り。

○気象警報等の種類

種類		概要
特別情報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	大雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	濃霧注意報	濃霧によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷 雪 により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。 岐阜県の発表基準は、１時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※：土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
　土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

○警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞ 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、５日先までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

５　気象警報等の種別

防災と関連のある気象警報等の種別は、次の区分に従って扱う。

（１）気象警報等の発表準備

気象及び気象に関する異常現象等について気象台において発表される。警報・注意報及び情報の種別及び基準は、次表の通りである。

令和７年５月29日現在
岐阜地方気象台

白川村	府県予報区		岐阜県	
	一次細分区域		飛騨地方	
	市町村等をまとめた地域		飛騨北部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125
	洪水		流域雨量指数基準	庄川流域=44.8，境川流域=13.4
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	

注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	107
	洪水	流域雨量指数基準	庄川流域=35.8，境川流域=10.7
		複合基準	－
		指定河川洪水予報による基準	―
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度　25%で、実効湿度　60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が２℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温	冬期：最低気温－12℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

（２）土砂災害警戒情報

村は、岐阜地方気象台と県より、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル４に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。
・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

（３）火災警報

村は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

なお、村において、気象状況を把握するため、気象観測器具（湿度計、風速計）を設け、その観測に努めるものとする。

６　警報等の伝達体制

（１）伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

また、県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係

警戒レベル（配色）	行動を促す情報（避難情報等）	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル５（黒）	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・洪水警報の危険度分布（災害切迫）	・大雨特別警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害切迫）
警戒レベル４（紫）	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険）
警戒レベル３（赤）	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル２（黄）	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル１（白）	早期注意情報（警報級の可能性）			

なお、村及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

村及び放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに村民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル５に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル５に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに村に伝達するものとする。

ア　気象警報等

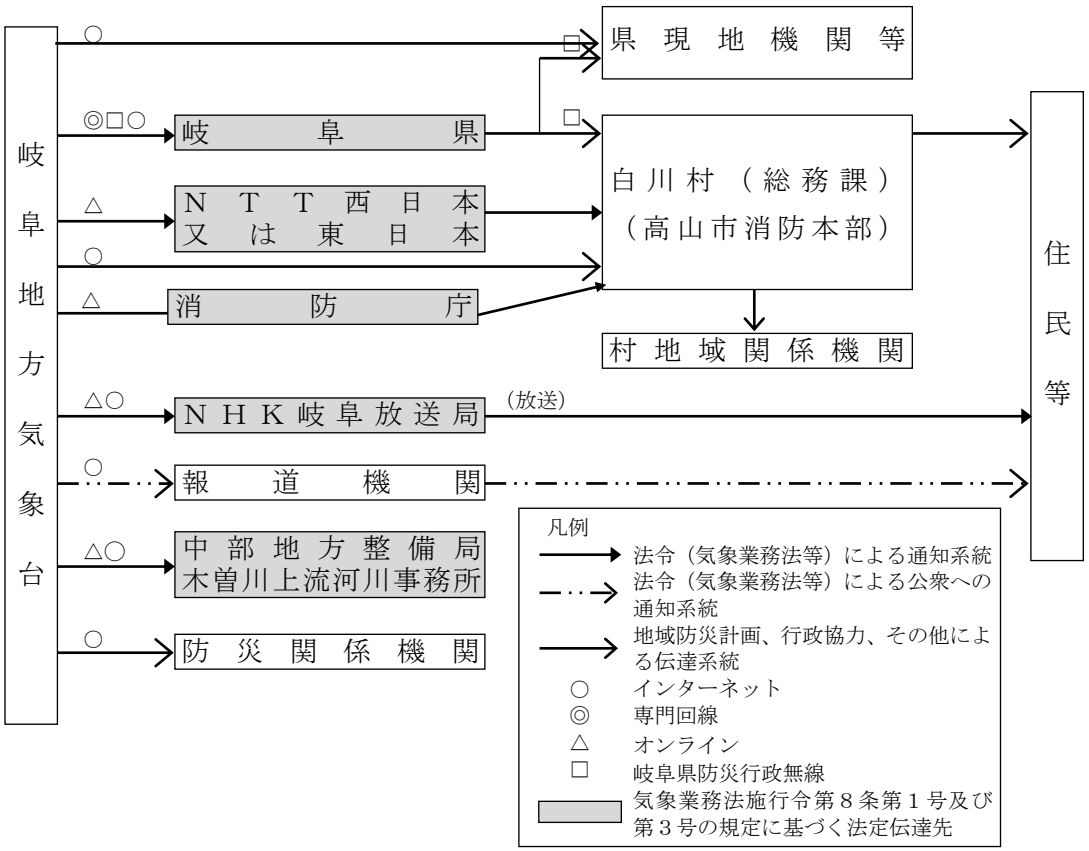

（注）１．岐阜地方気象台からＮＴＴ西日本又は東日本への通知は警報のみ。
２．岐阜地方気象台からＮＨＫ岐阜放送局へはＮＨＫ本局経由で伝達する。
３．岐阜地方気象台から中部地方整備局木曽川上流河川事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※通信途絶時の代替経路
障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。
代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

※岐阜地方気象台からの伝達（代替経路）

機関名	岐阜県防災行政無線番号
岐阜県	400-2-2742 400-2-2747
ＮＨＫ岐阜放送局	654（ＦＡＸ兼用）
株式会社岐阜放送	655（ＦＡＸ兼用）

イ　火災気象通報

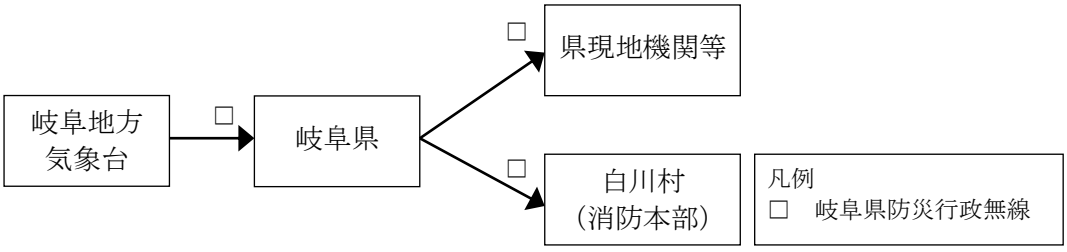

（２）伝達の方法
警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

（３）警報等の村民等への周知徹底

村（水防管理者を含む。）及び報道機関は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

村は、警報等を村民等に周知徹底するにあたって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

７　異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下、「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

（１）発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、またその他の現象の場合は、村長又は警察官に通報するものとする。

（２）警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに村長に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

（３）村長の通報

村は、上記（１）及び（２）によって異常現象を承知した場合、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常気象によって災害の予想される隣接市に通報又は連絡するものとする。

（４）周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

８　雨量観測による気象状況の把握

県は、注意報、警報発表時における県内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて、関係機関等に伝達する。

村は、管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び村民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

第 10 節　災害情報等の収集・伝達

被害状況及び災害応急対策等の情報調査、報告（速報）あるいは情報収集は、本節の定めるところによる。ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれの対策に関連する計画の定めるところによる。

１　情報の収集・連絡手段

村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

（１）情報の収集

村及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

県は、早期に被害の概要を把握するため、必要に応じ、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等を活用するとともに、職員を村や現場等へ派遣するなど、積極的に災害状況の収集伝達を行う。

また、村は、必要に応じ、県、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

（２）情報の整理

村等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

（３）情報の連絡手段

村及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ＦＡＸ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、人工衛星（宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）との連携）等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

２　被害状況等の調査、報告事項

被害状況の調査及び報告を要する事項は、県計画第２章第 10 節「災害情報等の収集・伝達」に基づいて行う。ただし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告時に合わせて行うものとする。

（１）住家等一般被害状況の調査報告　：県計画様式１号の１、１号の２
（２）社会福祉施設等被害状況の調査報告：県計画様式２号、２号の２
（３）医療衛生施設被害状況の調査報告　　：県計画様式３号の１、３号の２、３号の３
（４）商工業関係被害状況の調査報告　：県計画様式４号の１
（５）観光施設被害状況の調査報告　　：県計画様式４号の２
（６）農業・水産業関係被害状況の調査報告：県計画様式５号の１～12
（７）林業関係被害状況の調査報告　　：県計画様式６号の１～10
（８）土木施設関係被害状況の調査報告　　：県計画様式７号の１
（９）都市施設被害状況の調査報告　　：県計画様式７号の２
（10）教育・文化関係被害状況の調査報告：県計画様式８号
（11）村有財産被害状況の調査報告　　：県計画様式９号
（12）総合被害状況の調査報告　　：県計画様式11号の１～11号の３
（13）消防関係報告書（火災速報）　　：県計画様式12号
（14）水防の情報　　：県計画第２章第10節災害情報等の収集・伝達

3　被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる部・班において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施するものとする。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で調査の不可能なときは、県本部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行うものとする。

被害等の区分	担当部	調査機関		協力機関
		調査事項	調査機関	
住家等一般被害	総務部	住家等一般被害	税務班	民生・児童委員、区長
社会福祉施設関係	村民部	社会福祉施設	村民健康福祉班	〃
		保育施設	保育園班	
医療、衛生施設関係	村民部	国保施設	診療班	国保運営委員
	総務部	衛生施設	環境班	
	建設部	上水道施設	建設班	
商工業 観光施設関係	観光振興部	商工施設、観光関係被害、温泉施設被害	観光振興班	商工会、観光協会
農業・水産業関係	産業部	農作物被害	農林班	農業委員、農協、農業改良組合
		畜産被害	〃	〃
		水産被害	〃	〃
		農地農業用施設被害	〃	〃
林業関係	産業部	林業関係被害	〃	森林組合
土木関係	建設部	土木関係施設被害	建設班	区長
		下水道施設	建設班	
保育関係	村民部	保育関係施設	保育園班	
教育関係	教育部	学校その他教育施設、公民館	学校教育班	教育委員
		寺、神社施設、文化財	文化財班	〃
村有財産関係	総務部	村有財産施設 （役場庁舎・消防）	議会・庶務班	
総合被害	総務部		議会・庶務班	
消防関係	総務部	火災被害	〃	警察、消防署・団
水防の情報	総務部		〃	〃

（注）１　調査報告等の責任者は、各班長とする。
　　２　担当部とは部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う部である。

4　被害状況等の報告系統

被害報告・業務連絡を示す。
即時報告を示す。
災害情報交換を示す。

（1）一般的報告系統図

被害状況等の一般的な報告の系統は、概ね次の通りとする。

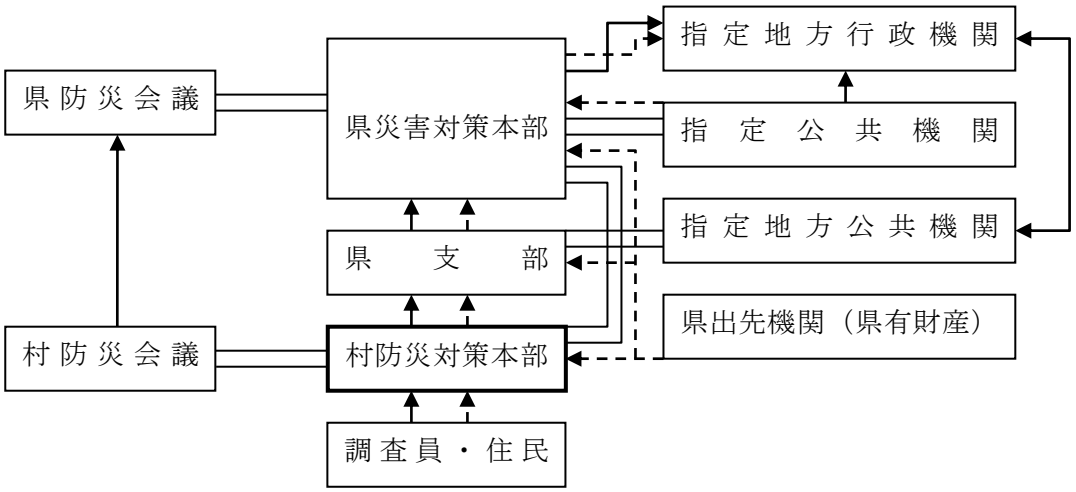

5　調査及び報告等

被害状況等の調査報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、次によって調査、報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

区分 / 種別	調査報告事項	報告時限 報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時（様式１号）
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時（様式２号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき。（様式２号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内（様式２号）

（注）１　毎日定時に報告を必要とする場合は、総務部においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。
２　調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、２以上の調査報告をまとめて行って差し支えない。

様式１号

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

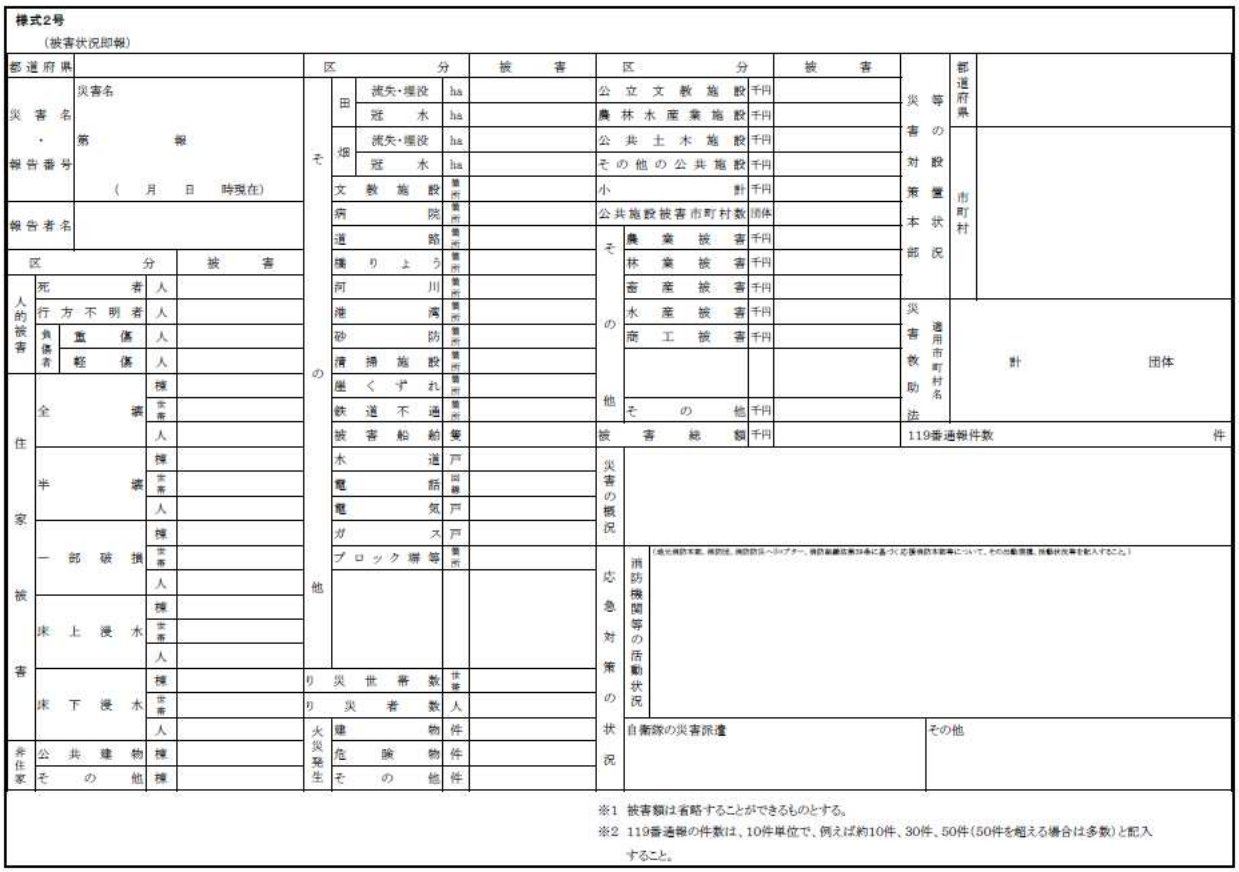

様式2号

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円			市町村	
				冠水	ha	農林水産業施設	千円				
			畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円				
				冠水	ha	その他の公共施設	千円				
報告者名			文教施設		箇所	小計	千円				
			病院		箇所	公共施設被害市町村数	団体				
区分	被害		道路		箇所	その他	農業被害	千円			
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所		林業被害	千円			
	行方不明者	人		河川	箇所		畜産被害	千円			
	負傷者 重傷	人		港湾	箇所		水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計	団体
	負傷者 軽傷	人		砂防	箇所		商工被害	千円			
住家被害	全壊	棟		清掃施設	箇所						
		世帯		崖くずれ	箇所						
		人		鉄道不通	箇所		その他	千円			
	半壊	棟		被害船舶	隻	被害総額		千円	119番通報件数		件
		世帯		水道	戸	災害の概況					
		人		電話	回線						
	一部破損	棟		電気	戸						
		世帯		ガス	戸						
		人		ブロック塀等	箇所	応急対策の状況	消防機関等の活動状況（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防相互応援協定等に基づく応援消防本部等について、その出動要請、活動状況等を記入すること。）				
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯						
		世帯		り災者数	人						
		人	火災発生	建物	件		自衛隊の災害派遣		その他		
非住家	公共建物	棟		危険物	件						
	その他	棟		その他	件						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

6　調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、村においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

7　報告の基準

村は、下記に掲げる災害等について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

（1）即報基準

(一般基準)

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

エ　災害が２市町村以上にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの

オ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

キ　その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

（例示）風水害

・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・河川のいっ水、破提等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・雪害

・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

（２）火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　火災

（ア）建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

c　建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

d　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積 10ha 以上と推定されるもの

b　空中消火を要請したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

（ウ）交通機関の火災

航空機、自動車の火災で、次に掲げるもの

a　航空機火災

b　トンネル内車両火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５人以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故

（オ）河川への危険物等流出事故

ウ　原子力災害等

（ア）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（イ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの

エ　その他の特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(社会的影響基準)

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（３）救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者５人以上の救急事故

イ　死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

ウ　要救助者が５人以上の救助事故
エ　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故
オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
（例）
・列車、航空機に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

（４）武力攻撃災害即報
次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（３）と同様式を用いて報告すること。
ア　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
イ　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

８　直接報告基準

村は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

（１）火災等即報
ア　建物火災
宿泊施設、診療所において発生した火災
イ　交通機関の火災
６（２）ア（ウ）のａ、ｂに同じ
ウ　危険物等に係る事故
（ア）危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの
（イ）危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの
ａ　河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
ｂ　500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等
（ウ）タンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
（エ）タンクローリーの火災
エ　原子力災害等
６（２）ウの（ア）（イ）に同じ

（２）救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
ア　航空機の衝突等による救急・救助事故
イ　バスの転落等による救急・救助事故
ウ　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
エ　不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

９　武力攻撃災害即報

７（４）のア、イに同じ

10　調査、報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、概ね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった項目について行うものとする。

（１）本章第１節「活動体制」により準備体制、警戒体制をとったとき。
（２）県又は村が災害対策本部を設置したとき。
（３）村地域において自然災害により住家の被害が発生したとき。
（４）災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
（５）災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
（６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

11　情報の収集

村本部は、次の方法により情報を収集するものとする。なお、被害状況等の各部門の取りまとめ及び県本部又は県支部各班に対する報告は、それぞれの部門を担当する班において行うものとする。

（１）各班は、各部門毎に被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し取りまとめる。
（２）各班は、取りまとめた情報を県本部又は県支部各班に報告した後、総務部に報告し、総務部はこれを集計し、本部長に提出する。ただし、取りまとめるまでもない少量の情報の場合は総務部の集計業務は省略するものとする。
（３）総務部は、上記報告内容のうち関係機関に連絡を要する事項については、当該関係機関に連絡するものとする。

12　村本部内における連絡等

村本部内における被害状況の取りまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法によるものとする。

（１）緊急事項
　各班において、収集した被害状況その他の情報のうち重要で緊急を要する事項は、その都度村本部長に報告するものとする。
（２）連絡
　村本部において承知し、収集した情報のうち各部班において必要な事項については、その事項を所管する担当部長及び班長に連絡するものとする。
（３）伝達
　本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令等は、その部の部長が班長及び班員に伝達するものとする。

13　調査、報告の留意事項

被害状況の調査報告は、次の事項に留意を要する。

（１）即時報告（災害速報）
　本報告は、概況調査報告の前段情報として災害予防応急対策の基礎となるものであるから直ちに行う必要がある。
（２）概況調査報告
　本調査報告は、応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから速やかにその概要を的確に調査報告する必要がある。
（３）中間（変動）調査、報告
　この調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから変動あるいは判明の都度速やかに調査報告する必要がある。
（４）確定（詳細）調査、報告
　本調査報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確な被害調査、報告を要する。
　なお、本調査にあたって応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できるかぎり、正確を期するものとする。

（5）電話報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常電話（ＦＡＸ）報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告するものとする。

（6）報告用紙の印刷

電話の発受あるいは文書報告のため関係機関は所要様式を事前に印刷保管及びフロッピーディスクに記録保存しておくものとする。

（7）情報発受記録の整備

情報の発受にあたっては、発受両機関とも記録を整備保管するものとする。なお、電話、口頭等による発受は様式によって記録するものとする。

14　部門別被害状況の調査、報告

各部門別の被害その他の状況と、実施あるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行うものとする。

（1）住家等一般被害状況の調査報告

この調査報告は、人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査報告するものとする。

ア　調査、報告の系統

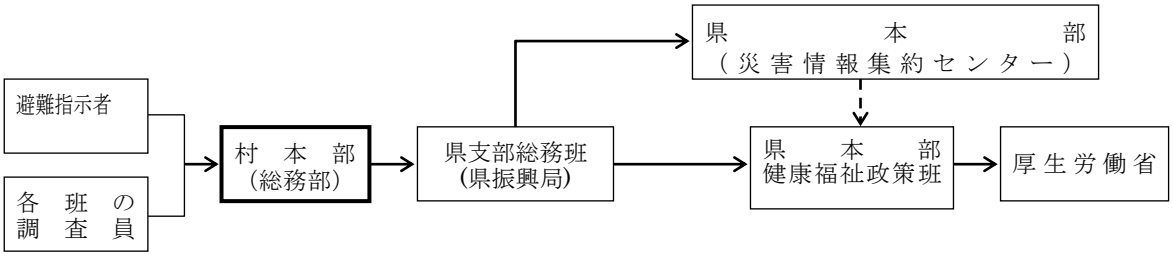

（注）1　概況報告等緊急を要する場合は、協力者である区長等は、調査員の派遣を待つことなく直接本部に通報する。

2　村本部に緊急を要する報告等一般系統によることができないときは、直接本部に報告し、同時に県支部にも報告しておくこと。

イ　調査、報告事項

県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」に定める事項について調査報告するものとする。

ウ　被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、県計画の定めるところにより、概ね次の基準によるものとする。

被害等区分	判　定　基　準
死者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1　所在不明となり死亡した疑いのある者 2　山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1か月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 （全壊、全焼、全流失）	1　損失部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの 2　住家の主要構造部の被害額がその住家の 50%以上に達した程度のもの 3　被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 （半壊、半焼）	1　損失部分の床面積がその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの 2　住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの 3　被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

被害等区分	判　　定　　基　　準
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
１棟	「棟」とは、１つの独立した建物を言う。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて１棟とするが、２つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。
１戸	住家として居住するために必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舎等を１世帯とする。）

（注）１　同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
　　１全失　　２半失　　３床上浸水　　４床下浸水　　５一部破損

２　破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

３　住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。

４　遺体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、り災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

５　非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

６　調査の方法等

被害状況の調査にあたっては、次の事項に留意し、又は参考として行うものとする。

（ア）概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。係る場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえその地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、り災人員についてはその地域（自治会）の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。

（イ）詳細（確定）調査にあたっては、県計画様式１号の２「住家等一般被害調査表」によって調査員が世帯別に調査し、これを総務部において取りまとめて確定被害とする。なお、調査にあたっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。

（ウ）災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、危険地域の居住者等に対し、避難の指示、勧告等を行った旨の通知が、知事、村長、水防管理者、警察官及び自衛官等からあった場合は、この情報を取りまとめ併せて報告するものとする。

（エ）本報告の責任者は総務部長とし、毎年４月 30 日までに報告責任者の所属、職名、氏名等を県本部福祉政策班に報告するものとする。

（２）社会福祉施設等被害状況の調査報告

この調査報告は、社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設応急復旧等の基礎資料とするため、必要な事項を調査報告するものとする。

ア　調査、報告の系統

施設責任者が被害状況を調査し、次により報告するものとする。

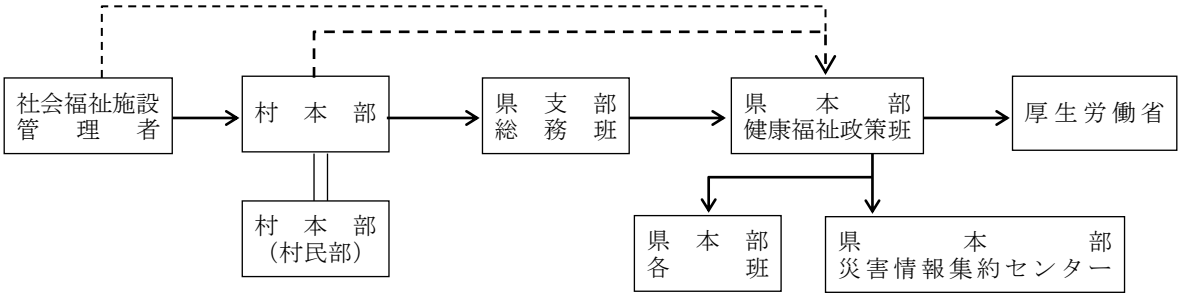

イ　調査、報告事項

県計画様式２号「社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める事項について調査報告する。

ウ　被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は前記13の（１）のウの「被害状況判定の基準等」の例によるものとする。

エ　調査、報告の方法

（ア）建物及び人的被害は、共に県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものであるから、調査報告、集計にあたって留意して扱うものとする。

（イ）確定報告を文書によって行う時は、県計画様式２号の２「社会福祉施設等災害調査表」を添えて提出するものとする。

オ　報告書記載作成の方法

（ア）各施設責任者は、報告書を作成し、村民部は、その集計をして本報告を作成するものとする（文書による提出にあたっては施設別報告書を添える。）。

（イ）報告にあたっては、施設名称、被害室名及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載する。

（３）医療、衛生施設被害状況の調査報告

この調査報告は、医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため必要な事項を調査報告するものとする。

ア　調査、報告の系統

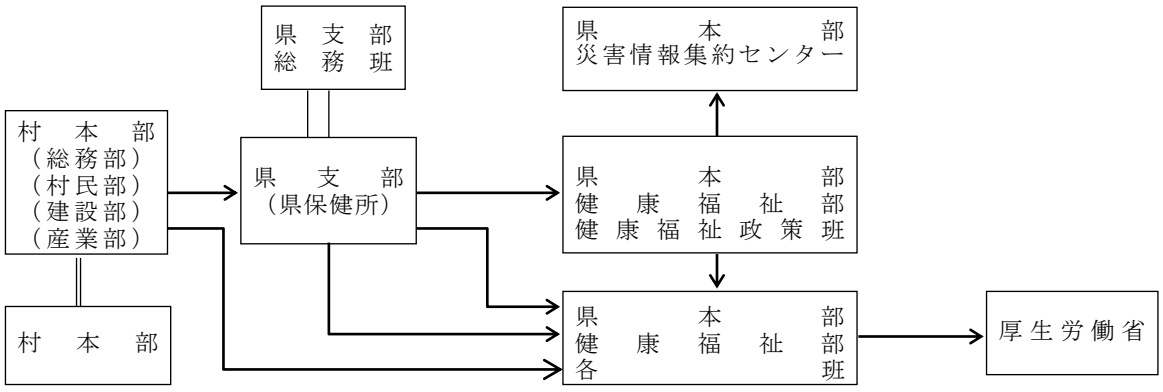

（注）緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ　調査、報告事項

県計画様式３号の１「医療衛生施設被害状況等報告書」に定める事項について調査報告するものとする。

ウ　医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民営全てについて計上するものとする。

エ　調査、報告の方法

（ア）公立施設の調査にあたっては「医療、衛生施設被害状況等報告書」（県計画様式３号の２に準じて作成）によって行い、確定報告を文書によって行う時に添えて提出するものとする。

（イ）被害状況

被害状況のうち、建物に関しては、県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず施設数と被害数のみ計上する。

（４）商工業及び観光施設、温泉施設被害状況の調査、報告

この調査報告は、村内の商工業及び観光施設、温泉施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア　調査、報告の系統

観光振興班が商工会、観光協会と協力して行う。

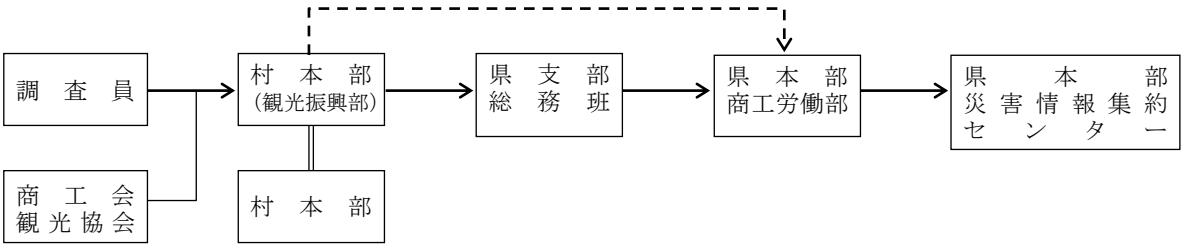

（注）緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部に報告しておく。

イ　商工業関係の被害等

（ア）村本部は、直接県本部に報告をしたときはその旨を県支部総務班に連絡するものとする。

（イ）調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査する。

（ウ）調査、報告事項

県計画様式４号の１「商工業関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

（エ）調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準による。

a　建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず（住宅で扱う。）件数と被害額のみを計上する。

b　建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（　）外書として計上する。

c　建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

d　共同施設欄には、事業協同組合又は協同組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

e　間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

（オ）調査、報告の方法

調査報告にあたっては、次の点に留意して扱うものとする。

a　本被害のうち建物被害については、県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上されるものである。

b　被害調査にあたっては、商工会の役員（職員）の協力を得て調査するものとする。

c　被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し重複、脱漏の防止に努めること。（例　木材、農産加工製造品等）

d　電報、電話による報告にあたって略号を使用するときは、県計画の方法による。

ウ　観光施設及び温泉施設の被害等

この調査報告は、観光施設及び温泉施設の被害状況を掌握するとともに応急対策を実施するための基礎資料とするもので、次の要領により行うものとする。

（ア）村本部は、直接県本部に報告したときは、その旨を県支部に連絡するものとする。

（イ）調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。

（ウ）調査、報告事項

県計画様式４号の２「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

（エ）調査の基準

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準による。

a　区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光バス等観光に関する施設及び施設に類する全てについて記入する。

b　建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。

c　全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

d　浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

（オ）調査、報告の方法

調査報告にあたっては、次の点に留意して扱うものとする。

a　観光振興班は、現地へ調査員を派遣し、観光協会役員の協力を得て調査するものとする。

b　本被害のうち建物被害については、県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。

c　電報、電話による報告にあたって略号を使用するときは、県計画の方法による。

（５）農業関係被害状況の調査、報告

この調査報告は、農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料とするもので、次の要領により行うものとする。

ア　調査、報告の系統

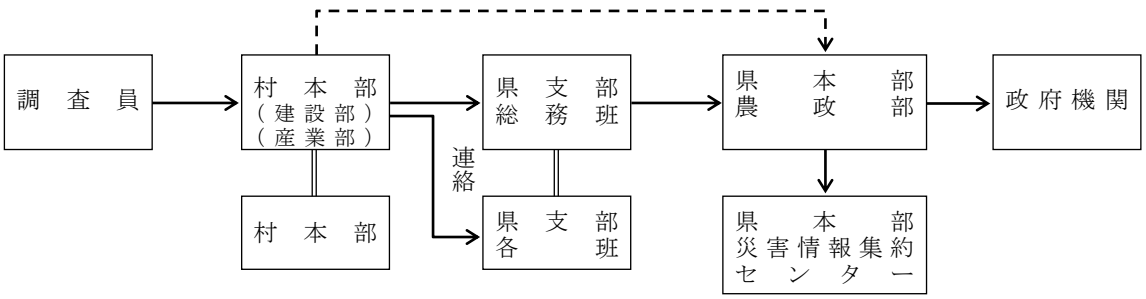

（注）村本部は、県本部に直接報告をしたときは、その旨を県支部各班に連絡するものとする。

イ　調査、報告事項

県計画様式５号の１から５号の12までに定める事項について調査報告する。

ウ　調査の基準等

被害状況調査にあたっての判定の基準は、概ね次による。

（ア）農地等の被害区分

流失－その筆における耕地の厚さ１割以上が流失した状態のものを言う。

埋没－土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものを言う。

冠水－作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものを言う。

（イ）農作物等作物被害は、その災害による収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

エ　調査、報告の方法

被害状況の調査報告は、概ね次の方法による。

（ア）農作物等

農作物、飼料作物等（牧草を含む。）の被害は、農林班が、各地区別に調査員を派遣し、被害田畑等について直接調査するものとする。調査にあたっては、農業共済事務組合職員、農業協同組合職員、農業改良組合長の協力を得て、農業改良普及員の立会を求めて、次の事項を調査する。

a　農業（農産）関係の農作物被害

b　農業（畜産）関係の飼料作物及び草地被害

（イ）農地等

農地及び農業用施設の被害については、各土地改良区が被害の状況を調査し「農業（耕地）関係被害状況等報告書」の各事項について農林班に報告するものとする。

（ウ）その他農業被害（一般被害）

その他の農業関係被害については、農林班で、農業協同組合職員、農業改良組合の役員等の協力を得て、各地区別に班を設けて、各農業（養蚕家を含む。）及び各施設について次の事項を調査する。

a　農業（農政）関係の共同利用施設の被害

b　農業（農産）関係の共同利用施設、その他の被害

c　農業（畜産）関係の畜舎、家畜、共同利用施設、畜産物及び貯蔵飼料の被害

（６）林業関係被害状況の調査、報告

この調査報告は、林業関係の被害を掌握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料とするもので、次頁の要領により行うものとする。

ア　調査、報告の系統

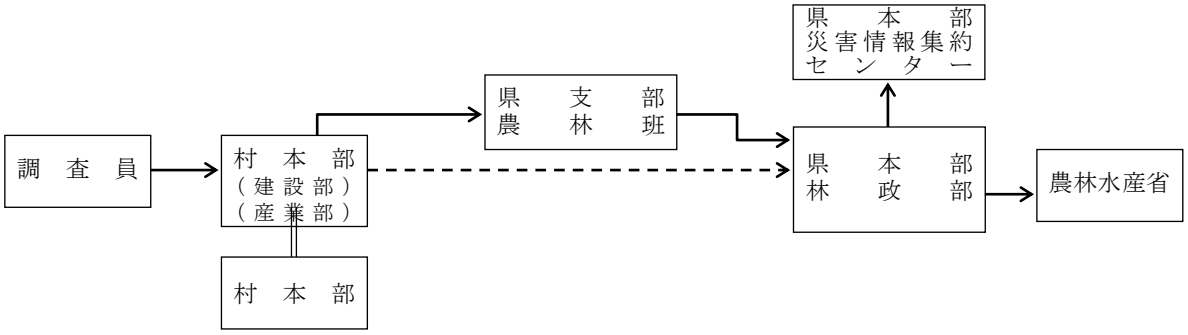

（注）村本部は県本部に直接報告したときは、その旨を県支部に連絡するものとする。

イ　調査報告事項

県計画様式６号の１から６号の10までに定める事項について調査報告する。

ウ　調査、報告の方法

（ア）調査は、農林班が調査員を現地に派遣し、森林組合職員の協力を得て、また必要に応じて県支部関係職員の立会いを求めて調査するものとする。

（イ）林業被害のうち、次の被害については、県支部農山村整備班が行うので、その被害を承知したときは、その旨を県支部農山村整備班に連絡するものとする。

a　施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害

b　県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害

c　県育種地の苗木等の被害

（ウ）立木被害は、利用伐期令以上のものは林産業の「木材関係」欄に、その他の立木は造林木被害として扱う。

（7）土木施設関係被害状況の調査、報告

この調査報告は、土木施設の被害状況を掌握するとともに応急復旧等を実施するための基礎資料とするもので、次の要領により行うものとする。

ア　調査、報告の系統

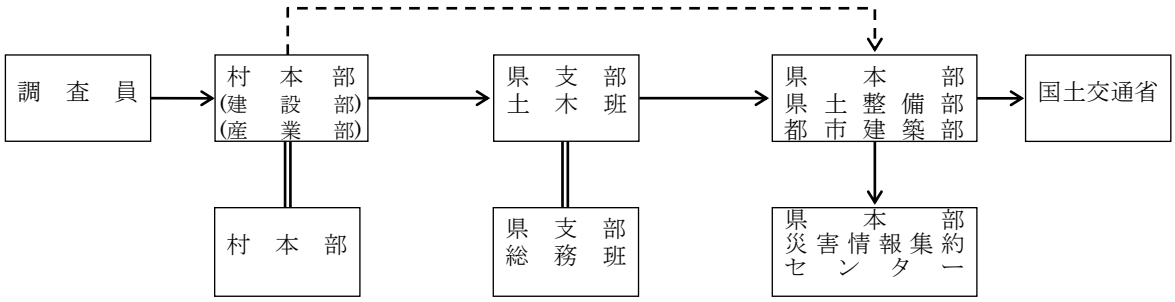

（注）村本部は、直接県本部に報告をしたときは、その旨を県支部に連絡するものとする。

イ　調査、報告事項

県計画様式７号の１「土木施設被害状況報告書」及び様式７号の２「都市施設被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。

ウ　調査、報告の方法

（ア）調査は、産業部が被害区域に調査員を派遣し、区長等の協力を得て、また、県支部土木班員と共同して村道のほか県維持管理の土木施設についても調査するものとする。

（イ）地域内の国直轄施設についての被害は、参考的に調査し、報告にあたっては該当欄に（　）外書して行うものとする。

（8）教育関係被害状況の調査、報告

この調査報告は、教育関係の被害状況を掌握するとともに施設の応急対策を実施するための基礎資料とするため、次の要領により行うものとする。

ア　調査、報告の系統

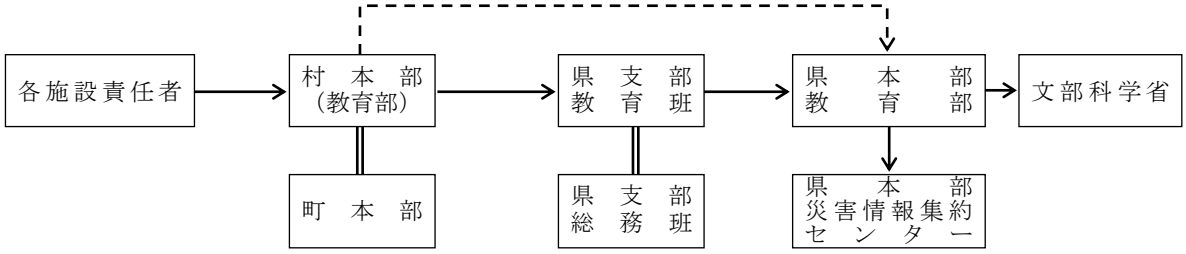

（注）村本部は、直接県本部に報告したときは、その旨を県支部に連絡するものとする。

イ　調査、報告事項

県計画様式８号「教育・文化関係被害状況報告書」に定める各事項について調査報告する。

ウ　被害程度判定の基準等

被害程度の区分の判定及び用途別区分は、概ね次の基準による。

（ア）全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態を言う。

（イ）半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態を言う。なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

（ウ）一部破損
　建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態を言う。
（エ）建物
　当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）を言う。
（オ）建物以外の工作物
　土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、吹き抜けの渡り廊下棟を言う。
（カ）土地
　学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設を言う（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等を言う。）。
（キ）設備
　教材、教具、机、椅子等の物品、例えば児童・生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等を言う。

エ　調査、報告の方法
（ア）教育関係施設の管理者又は調査責任者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を次により、直ちに教育部に報告する。なお、被害が確定したときは、「教育関係被害調査表」を県計画様式８号に準じて作成し、提出する。
（イ）文化財に被害があったときは、その管理責任者が、文化財の名称又は件数、被害額を調査し文化財班に通報するものとする。
（ウ）報告書の区分欄は、次のように区分する。
　学園、教職員住宅、公民館、郷土館、体育施設
（エ）建物の浸水は、被害の有無に関わらず計上すること。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

（９）村有財産被害状況の調査、報告
　この調査報告は、村有財産等の被害状況を掌握し、その応急対策樹立の資料とするため、次の要領により行うものとする。

ア　調査、報告の系統

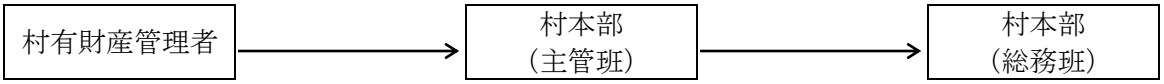

（注）財産管理とは実質上財産を管理し、使用している者を言う。

イ　調査の範囲
次の被害について、それぞれの財産管理者において調査するものとする。
（ア）村営住宅及び敷地
（イ）庁舎
（ウ）その他の村有財産、物品

ウ　調査、報告事項
県計画様式９号「県有財産被害状況等報告書」に準じて各事項について調査報告する。

エ　調査、報告の基準
被害状況の調査計上にあたっての基準は次による。
（ア）建物の被害区分は、県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」の判定基準によるものとする。
（イ）その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。
　a　給食施設と給水施設の被害があったときは２件
　b　自動車２台と更紙 2,000 枚の被害は３件（備品については１点１件とし、消耗品については１品種１件とする。）

オ　調査、報告の方法

（ア）財産管理者は、管理する施設等に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、本部に報告する。

（イ）調査にあたっては、県計画様式９号に準じて「村有財産被害調査表」を施設別に作成し、これを集計して報告する。なお、上記調査表は、被害が確定したときに提出する。

（ウ）本被害のうち建物については県計画様式１号の１「住家等一般被害状況等報告書」の住家及び非住家その他と重複計上されるものである。

(10) 総合被害状況の調査、報告

総合被害の状況は、次の方法によって取りまとめ、村本部における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び村民に徹底するものとする。

ア　収集の系統

災害状況等の収集（集計）は、次の系統によって行う。

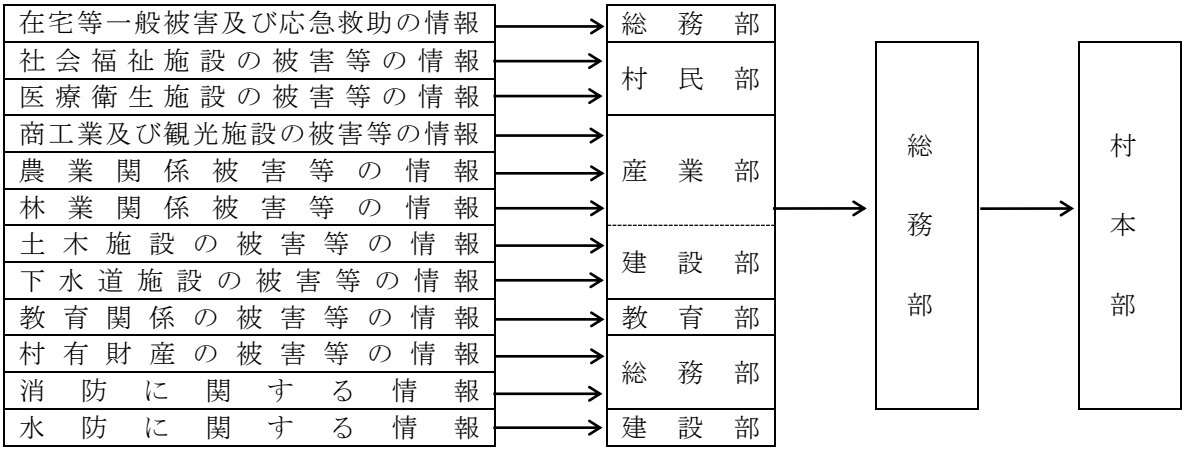

イ　被害の集計

村本部における被害の集計は、総務部において県計画様式11号「総合被害状況調」に定める事項に分類して集計を行うものとする。

ウ　被害の通報

総合被害を取りまとめたとき総務部は、次の各機関に通報するものとする。なお、村民等に対する広報は、本章第11節「災害広報」の定めるところによるものとする。

（ア）防災会議構成委員の所属機関

（イ）村本部各部、班

（ウ）報道機関

(11) 消防関係の速報

この調査報告は、火災による被害及び災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を速報するものとする。

ア　調査、報告の系統

調査は、消防団が行い、次の系統により報告する。

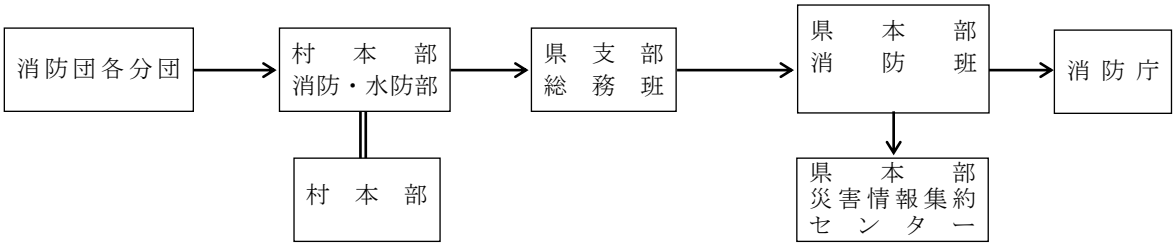

イ　火災報告

火災が発生したときの被害状況及び調査報告は、次によるものとする。

（ア）火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、知事が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

（イ）火災速報を要する火災

火災速報は、次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

a　死者３名以上を生じた火災

b　死者及び負傷者の合計が 10 名以上を生じた火災

c　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

d　建物の焼損延べ面積 3,000㎡以上の火災

e　損害額１億円以上の火災

f　焼損面積 10ha 以上と推定される林野火災

g　その他特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

（ウ）調査、報告事項

a　火災の速報は、県様式第 12 号「消防関係報告書（火災速報）」及び「火災報告取扱要領」によって火災発生後直ちに電話等により行うものとする。

b　火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

(12) 水防の情報

本情報は、洪水にあたって堤防等の危険な状態を掌握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を収集するものとする。

ア　雨量の通報

相当降雨量があったと認められるときは　建設部は、雨量の通報を行う。

イ　水位の通報

（ア）建設部が洪水のおそれがあることを察知したときは、水位の変動についてその状況を通報する。なお、通報事項は、次の通りである。

a　観測場所

b　観測日時

c　水位

d　増減の傾向及び見込み

ウ　雨量及び水位の通報系統

通報は、次の系統により行う。

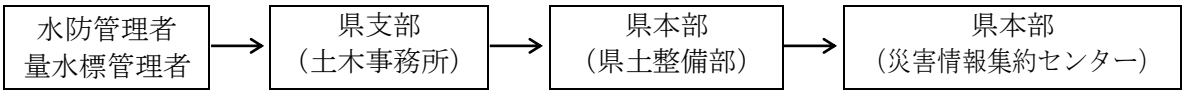

エ　破堤等の通報

堤防等が倒壊、又は決壊しそうになったとき、あるいは村民の避難指示等を要する状態になったときは、次の系統によりその状況を通報する。

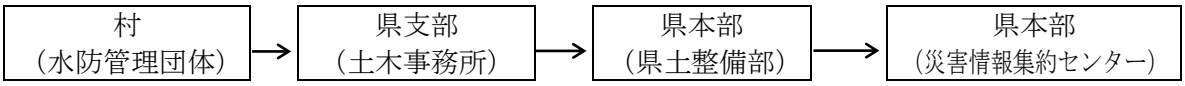

（注）上記系統図のほか報告、通報を受けた各機関は、機関相互あるいは関係機関と連絡を密にするものとする。

オ　その他の通報

（ア）建設部は、消防機関等が出動して河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部土木班を経て県本部に報告するものとする。

（イ）建設部は、他の機関の応援を求めるとき、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部に通報又は要請報告するものとする。

(13) 即時報告（災害速報）

本報告は、災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料にするものとする。

ア　報告の系統

各部は、村民もしくは関係機関からの情報、自らとった災害防護、応急措置等について次の系統で報告する。なお、直接県本部に報告したときは、遅滞なくその内容を村本部連絡員及び県支部総務班に通報するものとする。

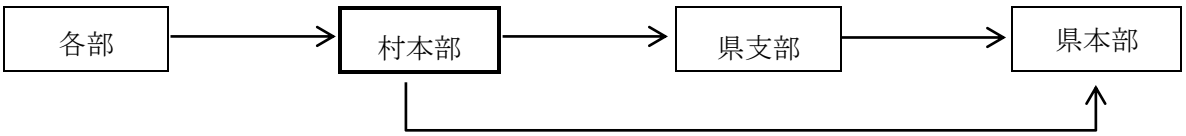

イ　報告事項等

県様式１号「災害概況速報」又は県様式第２号「災害状況即報、中間調査報告、確定調査報告」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、有線電話、無線電話及び電報のいずれかにより報告するものとする。

15　被災者の安否情報

（１）安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

ア　被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

イ　被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

ウ　被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（２）安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

ア　氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

イ　照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

（３）被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第 11 節　災害広報

村は、防災関係機関と連携を図り、デマによる社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するため、速やかに情報提供体制を整備し、あらゆる広報媒体を利用して、村民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

災害時における報道機関、村民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は、本計画の定めるところによるものとする。

1　情報の収集及び広報機関

村本部における被害状況その他の災害情報の広報は、村本部環境班において担当するものとする。

（1）災害広報の実施

村及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする村民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア　村の広報する災害に関する情報

（ア）広報の手段

村は、地域住民に向けての広報を実施する。

村は、情報伝達にあたって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

（イ）広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

イ　防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて村及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

（2）災害情報の収集

本章第10節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害情報の収集は、次の要領により収集するものとする。

ア　環境班は写真担当者を指定し、現場に派遣して災害現場写真を撮影するものとする。

イ　県本部広報班の要請があれば、これらの写真を提供するものとする。

ウ　環境班員以外の班員が撮影した写真の収集を図るものとする。

エ　その他現場における資料の収集を図るものとする。

（3）災害情報の広報

災害情報等の広報は、次によるものとする。

ア　写真速報

撮影し、また収録した写真により、村本部等に掲示する。

イ　村防災行政無線（同報系）による広報

各班と連絡をとって同報系によって災害の状況を周知させる。

ウ　報道機関に対する情報発表

村本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して、次の事項を発表するものとする。この場合その旨を県本部へ報告することとする。

（ア）災害の種別（名称）及び発生年月日

（イ）災害発生の場所

（ウ）被害調査及び発表の時限

（エ）被害状況（県計画様式第 11 号の２の内容）
（オ）災害救助法適用の有無
（カ）村本部等における応急対策の状況
本部情報は、発表時に判明している事項について行うものとする。

エ　県本部への報告

村本部は、災害情報を報道機関に対して発表した際には、その旨を県本部へ報告するものとする。

（４）報道機関との連携

ア　情報の提供及び報道の要請

村は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

イ　サイレントタイム設定の検討

村は、県と協力し、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

（５）デマ等の発生防止対策

村、県及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

（６）被災者等への広報の配慮

村は、文字放送、外国語放送等の様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮した分かりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

（７）村民の安否情報

村は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、村民の安否確認と電話のふくそう緩和を図るものとする。

（８）総合的な情報提供・相談窓口の設置

村、県等は、村民からの意見、要望、問合せに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

（９）観光における風評被害対策

村は、災害時の観光への風評被害を最小限に抑え、観光客の早期回復を図るため、県が別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

(10) 安否不明者等の氏名等公表

村と県は連携し、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第 12 節　消防・救急・救護活動

災害発生に伴う火災から村民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

1　火災気象等の取扱い

（1）火災警報発令基準

消防法第22条第３項の火災に関する警報は、気象台発表の気象通報を勘案し、火災予防上村長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

ア　乾燥注意報及び強風注意報が発表されたとき。

イ　乾燥注意報及び強風注意報が発表され、前日までの実効湿度 60%以下のとき。

ウ　発令した火災に関する警報は、火災予防上村長がその必要がないと認めたときに解除する。

（2）火災警報発令及び解除信号

ア　火災警報発令信号

打　鐘　信　号	余韻防止付サイレン信号	その他の信号		
		掲示板	吹き流し	旗
１点と４点の斑打 ○　○―○―○―○	30 秒･６秒（休み）30 秒･６秒（休み）30 秒 ５回吹鳴	火災警報発令中	赤・白	赤・白

イ　火災警報解除信号

打　鐘　信　号	余韻防止付サイレン信号	その他の信号		
		掲示板	吹き流し	旗
１点２個と２点との斑打 ○　○　○―○	10 秒･３秒（休み）･60 秒 １回吹鳴	降下	降下	降下

なお、岐阜地方気象台が行う火災気象通報様式は、資料編に掲げる通りとする。

資料編　　○　火災気象通報

（3）火災警報の伝達及び村民に対する周知徹底は、次の方法で行うものとする。

火災警報発令伝達系統

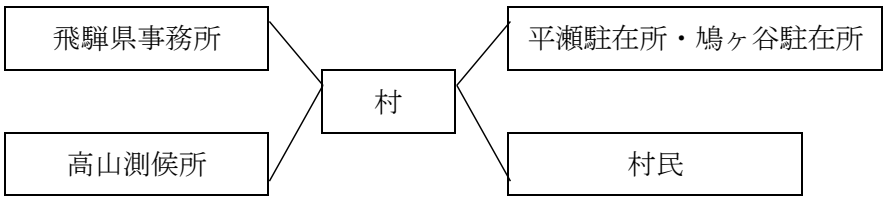

（防災行政無線により連絡する。）

2　招集計画

火災その他の非常災害の発生又は発生のおそれがある場合は、次により招集するものとする。

（1）消防団員の招集

ア　招集は村防災行政無線（同報系）、電話又は口頭伝達は次により行うものとする。

【口頭伝達系統】

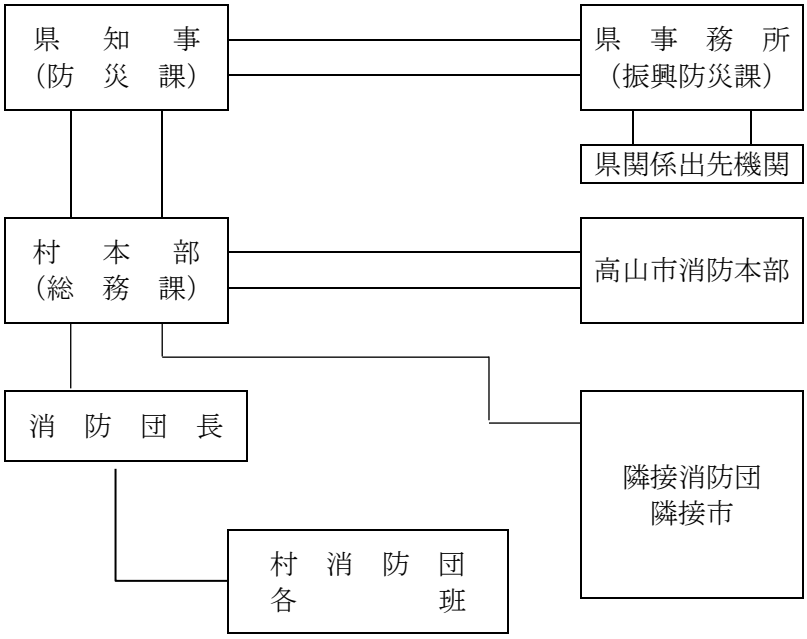

（各班が定めた連絡順序による）

イ　各種信号による招集に対し、集合場所及び携行品等は資料編に掲げる「各種信号による招集系統」によるものとする。

資料編　　○　各種信号による招集系統

ウ　出場した団員は、所属班長に申告し、部長又は班長は分団長に、分団長は分団をまとめて団長に出動者数を報告し、指揮を受けるものとする。

エ　口頭伝達は、分団長は分団毎に末端に至るまでの系統を計画のうえ団員に周知するものとする。

3　出動計画

火災その他の非常災害の発生した場合は、緊密な連絡をとりつつ次の通り行うものとする。

（1）村内の建物及び山林の火災出動は、別に定めるところによるものとする。

（2）火災以外の災害における出動は、団長の命令により出動するものとする。

（3）団本部は、現場本部を設置したときは、各出動分団毎に伝令員を差し出すものとする。

（4）火災現場における本部は設置後、無線及び伝令員により連絡する。

（5）団本部は現場本部設置後、消防車の展開及び飛火警戒などについて各分団に指示するものとする。

（6）消火活動終了後、出動分団長は活動の概要、人員機械器具の異常の有無など火災詳報資料を速やかに報告するものとする。

（7）鎮火後の警備はその都度団長が指示する。

4　消防（防御）計画

各種防御に関する計画は、概ね次の事項に基づいて逐次整備するものとする。

（1）特殊建築物消防計画
　ア　木造建築物
　イ　耐火、防火建築物
　ウ　重要建築物

（2）特殊地域防災計画
　ア　傾斜地域
　イ　危険地域
　ウ　危険物件密集地域

（3）異常時消防計画
　ア　烈風時火災
　イ　異常乾燥時火災
　ウ　多発、続発火災
　エ　地震火災

（4）特殊火災消防計画
　ア　地下建築物及び無窓建築物火災
　イ　油火災
　ウ　ＬＰガス充てん所及び運搬車両火災
　エ　ＲＩ（ラジオアイソトープ）施設火災

（5）その他火災消防計画
　ア　山林火災
　イ　車両火災

5　相互応援計画

村は、火災の状況が村の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援の要請を行うなど火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。

村は、資料編に掲げる通りそれぞれ消防相互応援協定を締結し、別に定める出動計画に基づき実施するものとする。

資料編	○　岐阜県広域消防相互応援協定書
	○　岐阜県広域消防相互応援協定書に基づく覚書
	○　消防相互応援協定書（富山県南砺市）

6　応援部隊誘導計画

相互応援協定に基づく応援部隊を要請したときは、消防団員のうちから誘導員を定め、応援部隊の誘導にあたらせ消防活動の円滑を期すものとする。

7　負傷者等の救出及び救急活動

（1）消防機関、警察等による救出・救急活動

消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

ア　救出活動

・生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
・救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ　救急活動

・消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。

・道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ　相互協力

消防機関及び警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成８年１月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力するものとする。

（２）地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

（３）応援要請

県は、村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

村は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。

（４）応援部隊の指揮

被災地を管轄する消防本部は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

８　活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

９　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

10　警戒計画

災害以外の警戒出動は、次の通り行うものとする。

（１）消防団にあっては、特に計画するもののほか次の通り行うものとする。

ア　火災警報下の警戒

（ア）出動態勢の強化

（イ）火災の早期発見、警戒発令下の措置

イ　特別警戒

（ア）花火大会等（所轄地域団員）

（イ）歳末特別警戒（12 月 25 日～12 月 30 日）

（ウ）村社祭典

（エ）その他異常気象時下の特別警戒

11　断減水時の計画

水道の断減水、自然水利の減水時の計画は、次によるものとする。

（１）自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防御又は水利の統制を行うものとする。

（２）消防車等により火災予防広報を実施する。

（３）防御計画を協議して対策を講ずる。

12　その他

（１）災害広報計画

大災害が発生したときは、消防車両等を活用し、極力新しい情報の広報周知に努めるものとする。

第 13 節　水防活動

水害に対しての水防機関の災害応急対策は、県水防計画第２編第２章「水防活動」に定めるもののほか、次によるものとする。

１　予報

（１）予報の種類

村地域の水防活動用の予報は、本章第９節「警報・注意報・情報等の計画」に掲げる警報等をもってこれにかえ、次の通りとする。

水防活動用気象注意報	風雨注意報　大雨注意報
水防活動用気象警報	暴風雨警報　大雨警報
水防活動用洪水注意報（警報）	洪水注意報（警報）

２　組織運用計画

水防隊等の水防組織の災害時における動員計画は、本章第１節「活動体制」及び本章第 12 節「消防・救急・救護活動」に定める動員方法によるものとするが、水防隊等の配備計画は次によるものとする。

（１）警戒配置

村本部長は、河川の警戒水位に達した時又は気象注意報、洪水予報又はその他の情報により水防隊の出動を要すると認めたときは、水防隊長（消防団長）に水防隊員の出動又は出動準備（待機）するよう命ずるものとし、命令を受けた水防隊は、直ちに担当用品等携帯のうえ、各班毎に定める要所警戒に出動しなければならない。水防隊の幹部（分団長）は水防隊員の出動状況（人員装備警戒又は待機場所等）を速やかに把握し、水防隊長に報告するものとする。なお警戒にあたっては既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心に巡回し異常を発見した場合は直ちに本部建設部に報告しなければならない。

水防団員の待機場所は、次の通りである。

区域区分	班別	待機場所
本部		役場
南部	1班	南部分団第1班ポンプ庫
	2班	南部分団第2班ポンプ庫
	3班	南部分団第3班ポンプ庫
	4班	南部分団第4班ポンプ庫
中部	1班	中部分団第1班ポンプ庫
	2班	中部分団第2班ポンプ庫
	3班	中部分団第3班ポンプ庫
	4班	中部分団第4班ポンプ庫
	5班	中部分団第5班ポンプ庫
	6班	中部分団第6班ポンプ庫
大郷	1班	大郷分団第1班ポンプ庫
	2班	大郷分団第2班ポンプ庫
	3班	大郷分団第3班ポンプ庫
	4班	大郷分団第4班ポンプ庫
	北部班	大郷分団椿原班ポンプ庫 大郷分団小白川班ポンプ庫

（2）非常警戒配置

警戒配置後、非常警戒配置をとる必要があると思われるときは、本部長が水防隊長に状況に応じて命ずるものとする。

非常警戒配置の指示を受けた水防隊長は、非常警戒配置現場に水防現場司令部を設置し村本部と密接な連絡をとり、水防作業の迅速的確な命令、指示伝達の徹底に努め水防活動の効果を最大にあげなければならない。

3　情報計画

水防本部において水防に関する必要な情報収集は、次の通りである。

（1）雨量の観測

役場雨量計、電源開発（株）御母衣及び大白川ダム雨量計、関西電力（株）大牧、椿原、成出各ダム雨量計、高山測候所（白川郷学園ロボット）等の雨量計をもって、常に観測するとともに、各ダムの放水量及び庄川のほか、各谷川等河川の状況も観測確認し、水防団員の待機場所へも連絡するものとする。

資料編　　○　村内雨量観測所

（2）情報等責任者

情報収集のほか、水災が発生し又は発生するおそれのあるときにおける水防事務、その他水防全般については村水防本部（総務部・建設部）が担当する。

（3）警報の伝達

警報の伝達は、第4項第1節によるものとするが状況により注意報発令をもって水防団班長以上は配備につき、団員は各自宅で待機するものとし、警報発令をもって団員は直ちに配備につくものとする。

（4）巡視

本部職員（建設班）は状況により注意報発令と同時に、地域内特に危険な箇所を重点に巡視を行うものとする。

特に危険な箇所は次の通りである。

長瀬橋　　庄川下流右岸　500m
平瀬地内　　庄川左右岸（平瀬診療所ウラ～平瀬発電所放水口）　2km
飯島地内　　庄川左岸（飯島八幡神社下一帯）
椿原地内　　庄川左岸（椿原かんなかべ一帯）

（5）水防資器材

本部職員（建設班）は、村本部に保有する水防資器材のほか、災害によって必要な資機材、建設機械等の借上計画をしておくものとする。

資料編　　○　村本部保有資器材等一覧

（6）発電所の操作管理

ア　発電所施設の規模等

発電所施設の規模等は、資料編に掲載の通りである。

資料編　　○　発電所一覧

（7）水防信号

水防法第13条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

ア　第１信号　警戒水位に達したことを知らせるもの

イ　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため、立退くべきことを知らせるもの

方法／区分	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○　休止　○　休止　○　休止	５秒　15 秒　５秒　15 秒　５秒 ○―　休止　○―　休止　○―
第２信号	○―○―○　○―○―○　○―○―○	５秒　６秒　５秒　６秒　５秒 ○―　休止　○―　休止　○―
第３信号	○―○―○―○　○―○―○―○	10 秒　５秒　10 秒　５秒　10 秒 ○―　休止　○―　休止　○―
第４信号	乱打	１分　５秒　１分　５秒　１分 ○―　休止　○―　休止　○―
備考	１．信号は適宜の時間継続すること。 ２．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 ３．危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。 ４．地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

（8）御母衣ダム放流に関する情報提供

御母衣ダム放流時における災害予防及び災害対策活動を円滑かつ適正に遂行するため、情報連絡体制の充実を図るものとする。

ア　情報連絡体制を設ける期間

御母衣電力所（以下、「電力所」という。）が「御母衣ダム操作規定」による予備警戒時に入ってから解除されるまでの間

予備警戒時とは、御母衣ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区（岐阜県）を対象として、洪水注意報又は大雨注意報が発令し、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った場合のこと。

解除される場合は、注意報が解除され、もしくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至った場合のこと。

イ　放流警報サイレン並びに放送

電力所は、御母衣ダムの放流を行う場合には、御母衣ダム地点から御母衣ダム放水口地点までの庄川区間についてサイレン並びに放送により村民に周知する。

ウ　河川パトロール

電力所は、御母衣ダムの放流を行う場合には、御母衣ダム地点から御母衣ダム放水口地点までの庄川区間について河川パトロールを実施し、村民等への周知及び安全確保等を行う。

河川パトロールで異常を発見した場合には、直ちに村に連絡する。

現場に消防団がいる場合には、団員に報告する。

エ　態勢並びに河川情報

電力所は、御母衣ダムが予備警戒時に入った時点から解除されるまでの間、村に河川情報を電話及びＦＡＸにより連絡する。

番号	通知・通報番号	通知・通報連絡内容
1	予備警戒体制発令	予備警戒体制に入った時刻
2	洪水警戒体制発令	洪水警戒体制に入った時刻
3	放流開始時	ダム放流開始の時刻（約 30 分前）
4	放流急増時	規程で定めた初期放流カーブを越えて放流を行うときの増加量
5	洪水時	放流量（発電使用水量含む）が 600m^3/s を超えた時刻
6	放流停止時	ダム放流を停止する時刻
7	洪水警戒体制解除	洪水警戒体制を解除した時刻
8	予備警戒体制解除	予備警戒体制を解除した時刻
9	初期放流時	予定時刻、予定放流量、御母衣ダム水位、時間、累計雨量、流入量、大白川ダム放流量
10	放流量が 300m^3/s を超えるとき	同上
11	放流量が 600m^3/s を超えるとき	同上
12	放流急増時 （規程 12 条を超えて放流するとき）	同上
13	毎正時通知 （放流量が 600m^3/s を超えた以降）	御母衣ダム水位、時間、累計雨量、流入量、大白川ダム放流量

第 14 節　応急救助の手続き

災害時におけるり災者等の救助及び健康の保持は、県計画第３章第26節「救助活動」に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。また、村及び警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

１　実施内容

（１）救助活動

村及び警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

（２）応援の手続

村は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、村（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。）は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた村長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

（３）その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

２　り災者台帳の作成

被害状況の確定調査を完了し各世帯の被害状況が判明したときは、村本部総務部は速やかに「り災者台帳」を作成するものとする。作成にあたっては、次の点に留意する。

（１）「り災者台帳」の作成にあたっては、「被害状況調査表」に基づくことはもちろんであるが、住民基本台帳等を調査し、正確を期すものとする。

（２）「り災者台帳」は救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録のため、救助実施状況等をできる限り具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

（３）「り災者台帳」が災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「被害状況調査表」（県計画様式１号の２）又は「救助用物資割当台帳」（県計画様式３号）をもって一時的に代用する。

資料編　　○　り災者台帳

３　罹災証明書の発行

村本部総務部は、り災者に対して「罹災証明書」を交付するものとする。

ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取り替えるものとする。

本証明書の発行にあたっては、次の点に留意を要する。

（１）罹災証明書は、災害救助はもちろんであるが、後日諸対策の基礎となるものであるから、特に慎重を期すものとする。

（２）罹災証明書は、り災者台帳と照合し、発行にあたっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意するものとする。

（３）本証明書は、救助用物資支給前に交付又は切替えを終わり、物資給与時には証明書の提示を求め得られるようにするものとする。

資料編　　○　罹災証明書 　　○　仮罹災証明書

4　り災者旅行証明書

住家に被害を受けたため現在地に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「り災者旅行証明書」を作成し交付するものとする。

資料編　　○　り災者旅行証明書

5　罹災証明書等の交付場所

罹災証明書等の交付は、村役場において行う。

6　災害救助法適用基準

災害救助法による救助の適用基準は、概ね次の通りである。

（1）適用被害基準

村地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるときに適用される。

ア　住家の全失世帯が 30 世帯以上に達したとき。

イ　県地域の全失住宅被害の集計が 2,000 世帯以上に達し、かつ村地域内の被害が 15 世帯以上に達したとき。

ウ　県地域の全失住宅被害の集計が 9,000 世帯以上に達し、かつ地域内で救助を要する被害が発生したとき。

エ　多数の者が災害により生命もしくは身体に危害を受けるおそれが生じたとき。

（注）上記被害に達しないときでも災害が隔絶した地域に発生し災害に係った者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき等にも適用される。

（2）被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア　住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の２分の１、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、３分の１として計算する。

イ　被害世帯数は家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は１戸であっても３世帯が居住していれば、３世帯として計上する。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ　災害の種別については、限定はしない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

7　救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表の通りとする。

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	７日以内	村本部
応急仮設住宅の供与	建設型：20 日以内	村本部
炊き出しその他による食品の給与	７日以内	村本部
飲料水の供給	７日以内	村本部
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝村本部
医療	14 日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、村本部
助産救助	分べんした日から７日以内	その他＝村本部
被災者の救出	３日（72 時間）以内	村本部
福祉サービスの提供	７日以内	県本部、村本部

救助の種類	実施期間	実施者
住宅の応急修理	①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理：10 日以内 ②日常生活に必要な最小限の部分の修理：３か月以内	村本部
学用品の給与	教科書１か月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝村本部
埋葬	10 日以内	村本部
遺体の捜索	10 日以内	村本部
遺体の処理	10 日以内	村本部
障害物の除去	10 日以内	村本部

（１）本実施区分の基本実施者を示したもので、実際の実施にあたっては、県本部実施分を村本部が、また、村本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

（２）救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、村本部の行う救助活動は、災害救助法第30条第１項の規定による知事の村長に対する職権委任に基づくものである。

（３）村本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施にあたって連絡しその指示を得るいとまのないときは、村本部で実施し、その結果を報告するものとする。

（４）実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

８　本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしているときは、村本部は、本計画の定めるところにより、り災者の救出、避難所の開設、炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部福祉政策班（県支部救助班経由）に報告するものとする。

実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては村単独の救助として処理するものとする。

参考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。

しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に指達するまでには、相当の長時間を要するときが多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは直ちにり災者の救出、避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用指達の有無に関わらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。

なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限って必要な救助を行うものとし、直ちに救助を行う必要がない場合は、被害状況を報告しその適用を待って県本部の指示に基づき実施するものとする。

9　救助実施状況の報告

村本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは様式４号から様式６号により毎日その状況を県本部福祉政策班に直接報告し、その内容を県支部救助班に連絡する。なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表の通りとする。

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の1	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○２日以内
避難所設置	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策報告書			○５日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居該当世帯調			○５日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
炊出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	—	4	救助日報		○	
被服寝具生活必需品給与	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害状況			○２日以内
	支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療・助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	—	4	救助日報		○	
り災者救出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	8	5	1	（住宅総合災害対策報告書）			○５日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急修理該当世帯調			○５日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式No.	様式名称			
被災教科書報告		8	8	2	被災教科書報告書			○５日以内
学用品支給	学用品支給状況報告	—	—	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—	○		
埋葬救助状況報告		8	—	4	救助日報		○	
遺体捜索状況報告		8	—	4	救助日報		○	
遺体処理状況報告		8	—	4	救助日報		○	
障害物除去	住宅対策報告	8	5	1	（住宅総合災害対策報告書）			○５日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当世帯調			○５日以内
	障害物除去状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		—		—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		8	—	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—	（程度、方法）○		（期間特例）各救助実施期間中

（注）報告様式の数字は、県計画の様式を示す。

10　救助関係の様式

救助に関する様式は、各節に定めるもののほか、各節に共有する様式は、資料編に掲げる「救助実施記録日計票」及び「救助の種目別物資受払状況」によるものとする。

資料編	○	救助日報
	○	救助実施記録日計票
	○	救助の種目別物資受払状況

第 15 節　雪害対策

豪雪等による住宅あるいは、その他建造物又は道路、橋梁等の交通施設の除雪対策は本計画に定めるものとする。

1　積雪観測所

村内に次の通り積雪観測所を設け、積雪量により除雪実施体制を区分する。

（1）指定雪量観測点

緊急体制に移行する時期を定める基本観測点であって次表の地点とする。

番　号	指　定　雪　量　観　測　点	警戒積雪深
1	岐阜地方気象台 白川観測点	300cm

（2）一般観測点

本村の一般観測点は、次の通りである。

平瀬、鳩谷、椿原

（3）対策本部体制

降積雪による体制	本部体制	設　置　基　準	課
平常体制	除雪対策本部	降雪期に設置	建設課
警戒体制	雪害対策本部	指定観測所が警戒積雪深に達した場合又は気象状況、降雪状況により必要と認められる場合	村民課 会計室 教育委員会 消防団
緊急体制	豪雪対策本部	指定観測所における積雪が、350cm に達した場合又は気象状況、降雪状況により必要と認められる場合	総務課 村民課 会計室 教育委員会 消防団 その他必要な機関
特別体制	白川村災害対策本部の体制設置基準による。		

（4）豪雪災害対策本部体制

ア　本部体制

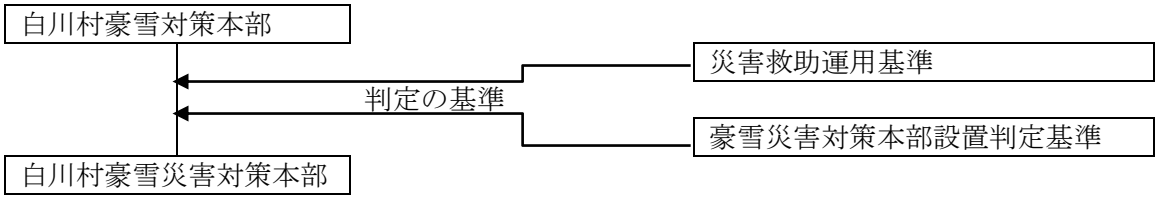

イ　組織

白川村豪雪災害対策本部

白川村豪雪災害対策本部組織	
本部長	村長
副本部長	副村長 教育長
本部員（部長）	総務課長
	村民課長
	建設課長
	産業課長
	観光振興課長
	会計管理者
	教育事務局長
	消防団長

2　白川村豪雪災害対策本部設置判定基準

豪雪災害において、除雪計画に定める緊急体制から豪雪災害対策本部への切替えは、次により判定する。

（1）指定観測所平均積雪深が概ね350cmを超えた場合

（2）白川村役場観測所の日降雪量の連続２日合計値が200cm以上又は連続３日合計値が250cm以上程度の集中的な降雪があった場合

（3）積雪深・降雪量は、（1）及び（2）の状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった地域が発生し、あるいは雪崩や積雪荷重等による住家倒壊のおそれがある等の場合

（4）前各号に定める事態のほか、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合

3　本部と各区長との情報連絡並びに協力

（1）除雪計画に基づき、本部と各地区の区長は、相互協力のもとに除雪を推進する。

（2）本部への連絡等は、各地区の区長を通じて行うものとする。

（3）除雪計画推進に必要な事項は、的確かつ迅速に情報連絡を図り、円滑な除雪の実施に努めるものとする。

4　道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次によるものとする。

（1）実施責任者

区　分	実施範囲
岐阜県	国道 156 号・360 号 県道　白山公園線
白川村	村道及び上記以外の主要道路

（2）降雪及び除雪状況の収集連絡等

村本部等における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次によるものとする。

ア　連絡系統

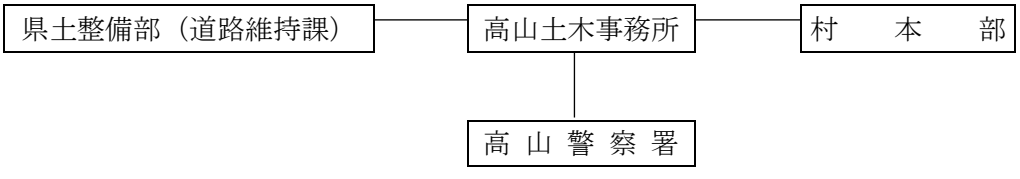

（3）道路除雪

ア　除雪作業

降・積雪量又は気象状況により道路除雪を、普通積雪、警戒積雪及び異常積雪に区分して実施体制をとるものとする。

イ　積雪区分

	普通積雪	警戒積雪	異常積雪
降・積雪又は気象状況	積雪量が 300cm 未満又はこれを予報する気象状況の場合	積雪量が 300cm 以上になった時又はこれを予報する気象状況の場合	積雪量が 350cm 以上になったとき、又はこれを予報する気象状況の場合

ウ　除雪機械の配置

除雪機械の効果的稼働と必要な車両等を降・積雪状況に応じて、次の区分により実施体制を確保する。

（単位：台数）

区分 ＼ 機種	普通			応援	特別
	村有	民間	計	民間	民間
ロータリー車	2	5	7	必要に応じて借り上げ	必要に応じて借り上げ
タイヤドーザー	1	13	14		
ブルドーザー					
モーターグレーダー					
ダンプトラック					
バックホウ					
タイヤショベル					
クレーン車					
合計	3	18	21		

エ　雪捨場の設置

降・積雪とも道路状況等に応じ、本部長が必要と認めたとき、雪捨場を設置する。

（ア）普通降・積雪……原則として設置しない

（イ）警戒降・積雪……必要に応じ河川敷に直結する箇所を確保する。

○平瀬地区～放水路付近、田口建設事務所前河川、稗田橋付近、大白川橋付近

○荻町地区～シュ谷橋付近、御番所橋付近、荻町バイパス、荻町橋横

○鳩谷地区～旧白川小学校付近、白川橋付近、彦谷流末付近

○飯島地区～放水路付近、戸島橋付近

（ウ）異常降・積雪……上記のほか状況に応じ各地区駐車場、公共用地び農地等の空間を確保する。

オ　村道等除雪区分と延長

（ア）除雪区分

区分	出動基準	除雪作業の基準
第１種	降雪量 昼間５cm　10cm	常時車両交通に必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時にあっても車両交通可能な道路状態を確保する。
第２種	降雪量 昼間 10cm 夜間 10cm～15cm	必要な場合に交通の確保を図る。 状況によっては、交通不能もやむを得ない。

カ　除雪計画

（ア）村道除雪

地区名	除雪路線名・施設名	使用計画機種名
中切Ａ	貫見・長瀬線	ＴＤ１台　借うえ
中切Ｂ	牧三河屋線 貫見橋線 御母衣長瀬線 平瀬１号線 平瀬派出所線 温泉会館前 バイパス取付道（北側） バイパス取付道（南側） バイパス取付道（平瀬発電所前）他	ＴＤ２台　借うえ
中切Ｃ	白山公園線（宇佐美まで） 平瀬柳沢線 平瀬秋山線 平瀬浄水場線 平瀬診療所周辺 平瀬小学校周辺 木谷稗田線 平瀬中島公園線 長田線 白川郷ロッジ線 スキー場駐車場周辺 木谷東屋線 木谷かつら線（処理施設まで） 平瀬幹線他	村有Ｒ　１台 ＴＤ３台　借うえ
荻町Ａ	荻町東側線 荻町清水線 明善寺裏通り線 荻町久松線 荻町西側線 荻町神田屋線 荻町脇淵・西村線 荻町伊藤・大田線 荻町駐車場他	村有Ｒ　１台 ＴＤ２台　借うえ
荻町Ｂ	戸島・鳩谷線 荻町戸ヶ野・島線 鳩谷・飯島南北線 荻町下ゴソ線他 民家園・せせらぎ駐車場 馬狩線他	村有Ｒ　１台 ＴＤ２台　借うえ Ｒ　１台　借うえ
荻町Ｃ	荻町中央本線 荻町公民館駐車場 白川診療所	ＴＤ２台　借うえ

地区名	除雪路線名・施設名	使用計画機種名
大郷Ａ	荻町鳩谷線 鳩谷・飯島本線（鳩谷） 鳩谷宮坂線 鳩谷沢田・青柳線 鳩谷６号線 中学校裏通り線 白川小学校 学校職員住宅前 クリーンセンター 給食センター前 飯島白木・高森線他	村有Ｒ　１台 ＴＤ１台　借うえ Ｒ　１台　借うえ
大郷Ｂ	鳩谷・飯島本線（飯島） 飯島大溝・幅線 飯島集落センター前線 飯島東馬線 飯島萩原線他	ＴＤ２台　借うえ Ｒ　１台　借うえ
北部Ａ	有家ケ原橋線 椿原芦倉線 芦倉下ヶ原線 芦倉八幡神社線他	
北部Ｂ	小白川小野線	南砺市に委託
大郷地区 歩道及び 狭小箇所 除雪	荻町橋場地区国道歩道 その他大郷地区狭小箇所	ＴＤ１台　借うえ Ｒ　１台　借うえ

（イ）国道除雪

地区別	国道 156 号除雪区間	延　長	除雪機械等
第１区	郡上市境～ 高山市荘川町岩瀬	km 10.7	ＤＴ～１ Ｒ～２ ＴＤ～２
第２区	高山市荘川町岩瀬 ～平瀬トンネル	16.3	Ｒ～３ ＴＤ～３
第３区	平瀬トンネル～ 飯島トンネル間 東海北陸取付道	13.9	Ｒ～３ ＴＤ～５
第４区	飯島トンネル～ 小白川橋間	10.8	Ｒ～１ ＴＤ～２
	360 号 156 号分岐点～荻町集落内	600	ＴＤ～１ Ｄ50～２

Ｒ＝ロータリー車　ＴＤ＝タイヤドーザー　Ｄ＝ブルドーザー
ＭＧ＝モーターグレーダー　ＤＴ＝ダンプトラック

（ウ）国道除雪作業実施目標区分

区　分	標準日交通量	出動基準	除雪作業の基準
第１種	1,000 台／日以上	降雪量 昼間 10cm 夜間 10cm	２車線（6.0m）以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。異常時においては、降雪後約５日以内に２車線を確保する。

区　分	標準日交通量	出動基準	除雪作業の基準
第２種	500～ 1,000 台／日	降雪量 昼間 10cm 夜間　10～ 15cm	２車線（5.5～6.0m）幅員確保を原則とするが状況によっては、１車線（4.0m）幅員で必要な待避所を設ける。 異常降雪時は約 10 日以内に２車線又は１車線を確保する。
第３種	500 台／日以下	同　　上	１車線（3.5～4.0m）幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

５　雪崩対策

雪崩による被害を防止するため、村本部建設班は村地域内で雪崩の発生が予想される箇所の巡回査察を行うとともに、雪崩の危険箇所に標示板旗等による標示を行い、村民に対する周知徹底を図り、災害の未然防止に努めるものとする。

６　孤立地域対策

村は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において村民の危険が予想される場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努めるものとする。

第 16 節　火山災害対策

火山現象による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、村民等の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置は本計画の定めるところによる。また、白山の火山災害応急対策については、本節の記載のほか、白山火山防災協議会による白山火山防災計画によるものとする。

1　計画の方針

（1）目的

この計画は白山が噴火し、又は火山現象による被害が発生するおそれがある場合において地域住民、登山者等の生命身体及び財産を保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、村が関係機関の協力を得て災害予防、応急対策及び災害復旧等必要な措置を実施することを目的とする。

（2）この計画に係る区域

この計画に関する区域は村区域内、白山平瀬道入口以上とし、この計画以外については県地域防災計画による。

2　計画の周知徹底

（1）この計画は防災関係機関、防災関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者に周知徹底させる。

（2）計画のうち特に必要な事項については登山者、地域住民に周知徹底させる。

3　計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。

4　白山の観測体制

岐阜地方気象台によるもの

5　噴火警報等の種類と発表及び伝達

（1）噴火警報・予報

ア　噴火警報・予報の種類

（ア）噴火警報：気象業務法第 13 条及び第 13 条の２の規定により、気象庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。なお、居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が予想される場合に発表される噴火警報は、特別警報に位置づけられる。

（イ）噴火予報：気象業務法第 13 条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ　噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や村民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

白山及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況を下表に示す。

区　　分	火　　山　　名
噴火警戒レベル導入火山	御嶽山、焼岳、**白山**、乗鞍岳
噴火警戒レベル未導入火山	アカンダナ山

ウ　白山における噴火警戒レベル（「とるべき防災対応」と「警戒が必要な範囲」）

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて防災機関や村民等の「とるべき防災対応」と「警戒が必要な範囲」を５段階に区分して発表する指標であり、白山火山防災協議会の合意に基づき、気象庁が、警戒が必要な範囲を明示して噴火警報・予報に付して発表する。市村等の防災機関では、入山規制や避難指示等のあらかじめ合意された防災対応を迅速に行うことができ、噴火災害の軽減につながることが期待されている。

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」が、火口周辺から居住地域に及ばない範囲に限られる場合には、噴火警戒レベル２、３が、居住地域まで及ぶことが予想される場合には、噴火警戒レベル４、５が噴火警報で発表される。なお、対象範囲を居住地域及びそれより火口側とする「噴火警報」は、特別警報に位置づけられている（下表参照）。

※噴火警戒レベルの活用にあたっては以下の点に留意する必要がある。

・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも順番どおりになるとは限らない。（下がるときも同様）

・降雨時の土石流等、噴火警報の対象とならない現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等の可能性にも留意する。

【白山の噴火警戒レベル】

種類	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	村民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
特別警報	**噴火警報（居住地域）又は噴火警報**	居住地域及びそれより火口側	**５（避難）**	**居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。**	危険な居住地域からの避難等が必要	・融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 事例なし
			４（高齢者等避難）	**居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。**	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	・融雪型火山泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 事例なし
警報	**噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報**	火口から居住地域近くまで	**３（入山規制）**	**居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。**	村民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・火口から４km 程度まで噴石を飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、又は予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流を伴う噴火が発生、又は予想される。 【過去事例】 2200 年前の噴火：溶岩流が約７km 流下（白水滝溶岩）、溶岩ドーム形成 1554～56 年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約１km 流下、溶岩ドームの形成

種類	予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	村民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
		火口周辺	**２（火口周辺規制）**	**火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。**	村民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・火口から２km 程度まで大きな噴石が飛散、又は予想される。 【過去事例】 1042 年噴火:翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	**噴火予報**	火口内等	**１（活火山であることに留意）**	**火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。**	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 【過去事例】 2005 年：地震活動活発 2014 年 12 月：地震活動活発 2017 年 11 月：地震活動活発 2020 年６月：地震活動活発 2021 年９月：地震活動活発

注）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのもの
注）火口とは想定域をいう。

（２）噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

（３）火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表

（４）火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いが、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表

（５）降灰予報

気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の３種類がある。

ア　降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、噴火発生の有無によらず定期的（３時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を３時間ごと18時間先まで提供

イ　降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ　降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

（６）火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

イ　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表

エ　月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもの、毎月上旬に発表

オ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表

（７）噴火警報等の伝達体制

村は県から白山に関する噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。

なお、村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル４以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域)」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

噴火警報等の伝達は、次頁の「伝達体制図」に定めるところによる。

【伝達体制図】

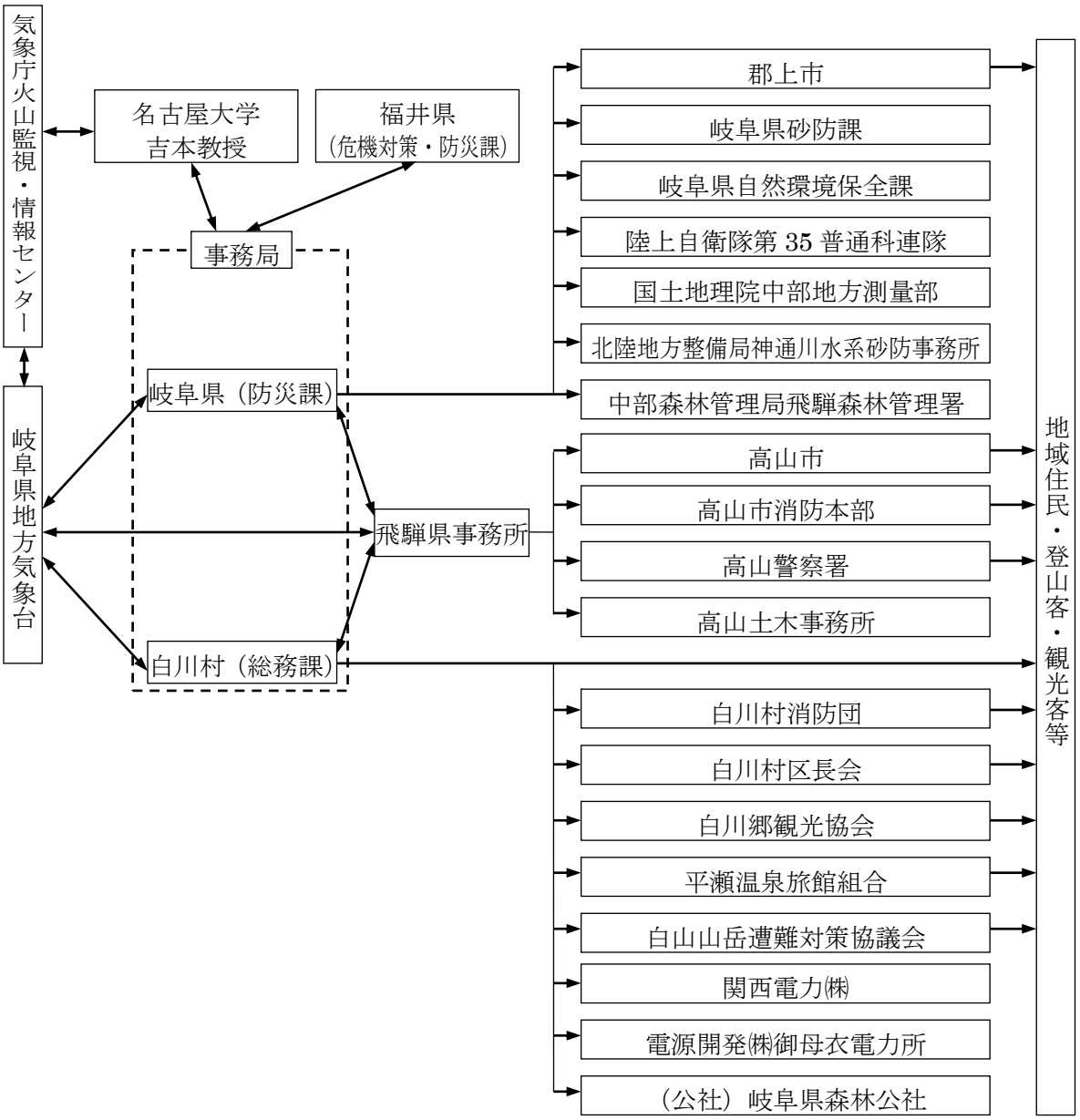

（8）伝達方法

ア　村は、白山の火山現象（噴火口の状況、火山ガス、噴煙、鳴動火山性と思われる地震、雷等）の的確かつ迅速な情報の収集に努め、異常現象を覚知した場合は岐阜地方気象台へ通報するとともに関係機関に通報するものとする。

イ　村は、岐阜地方気象台より噴火警報等が発表された場合は、地域防災計画と照らし合わせ、迅速に村民や登山客及び関係機関に周知し必要な防災対策をとるものとする。

ウ　村民及び登山者は、白山の火山現象に関して異常を感知したときは、岐阜地方気象台及び村へ通報するものとする。

（9）伝達系統図

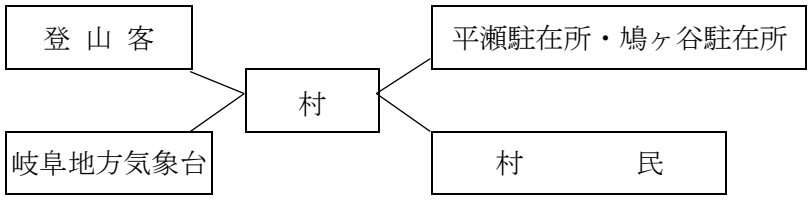

(10) 異常現象等の発見者通報

村は、村民等から白山の火山活動の異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときは、速やかに県等防災機関、岐阜地方気象台に通報する。

ア　通報される主な異常現象の例

(ア) 噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化

(イ) 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化

(ウ) 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

(エ) 鳴動：異常音の発生等

【異常現象の通報系統図（災害対策基本法第 54 条（発見者の通報義務等））】

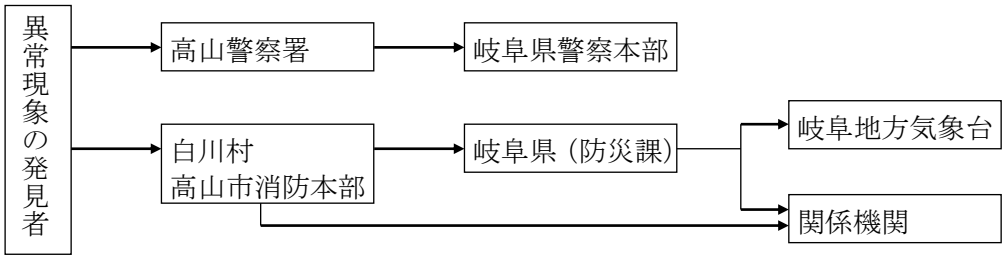

(11) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定

村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに、県警察の協力を得て適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難情報の発令を行うよう努めるものとする。

避難にあたっては本章21節「避難対策」に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

６　噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

警戒が必要な範囲内にある施設、道路及び具体的な防災対応については、次の通りとする。

<table>
<tr><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲内の施設
及び道路</th><th>防災対応</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1
活火山であることに留意</td><td colspan="2">火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり</td></tr>
<tr><td>想定火口域
（山頂周辺、南北 2.4km、東西 1.5km）</td><td>【登山道】
・状況により判断

【登山者・観光客】
山小屋、ビジターセンター等で噴火予報を案内（事前周知）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2
火口周辺規制</td><td colspan="2">大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、又は予想される （想定火口域から概ね２km の範囲）</td></tr>
<tr><td>【施設】※
・白山室堂諸施設（ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘、白山雷鳥荘）
・南竜ヶ馬場諸施設（ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所（避難小屋）、南竜ヶ馬場ケビン）

【登山道】※
砂防新道、観光新道、白山禅定道、釈迦新道、加賀禅定道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路、平瀬道、南縦走路</td><td>【施設】※ → 閉鎖
・白山室堂諸施設（ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、御前荘、白山荘、白山雷鳥荘）
・南竜ヶ馬場諸施設（ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所（避難小屋）、南竜ヶ馬場ケビン）

【登山道】※ → 立入禁止
・砂防新道：別当出合～
・観光新道：別当出合～
・白山禅定道：指尾～
・釈迦新道：林道分岐～
・加賀禅定道：天池～
・楽々新道･岩間道：樅ヶ丘分岐～
・中宮道･北縦走路：ゴマ平避難小屋～
・平瀬道：平瀬道（大白川）登山口～
・南縦走路：御舎利山～

【登山者・観光客】※ → 退避・注意喚起
市ノ瀬ビジターセンター､白山レイクサイドロッジ､周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）、避難誘導</td></tr>
</table>

※レベル１の状態においても、地震活動の高まり等を確認した場合においては、注意喚起や想定火口域内（の一部）への立入りを規制することがある。

※施設、登山道、登山者、観光客については、白川村外の施設等も含む。

レベル	警戒が必要な範囲内の施設及び道路	防災対応
3 **入山規制**	**大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、又は予想される（想定火口域から概ね４㎞の範囲）**	
	【施設】※ 別当出合休憩舎、 白山レイクサイドロッジ、大白川露天風呂 白山ブナの森キャンプ場 **【登山道】**※ 砂防新道、観光新道、白山禅定道、釈迦新道、加賀禅定道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路 **【道路】** 石川：県道 33 号（主要地方道白山公園線） 岐阜：県道 451 号（一般県道白山公園線）	**【施設】**※ → **閉鎖** 別当出合休憩舎、白山レイクサイドロッジ、白山ブナの森キャンプ場 **【登山道】**※ → **立入禁止** ・砂防新道･観光新道･白山禅定道･釈迦新道：市ノ瀬登山口～ ・加賀禅定道：百四丈滝展望台～ ・楽々新道：新岩間温泉登山口～ ・岩間道：岩間元湯～ **【道路】** → **通行止（退避車両通行可）** ・県道 33 号：市ノ瀬～ ・県道 451 号：国道 156 号との交差点～ 【登山者・観光客】※ → **退避・注意喚起** 市ノ瀬ビジターセンター､周辺施設及び各登山口等で噴火警戒レベルを案内（注意喚起）、避難誘導
3 **（拡大）** **入山規制**	**居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流を伴う噴火が発生、又は予想される（想定火口域から概ね 8㎞ の範囲）**	
	【施設】※ 市ノ瀬ビジターセンター、永井旅館 **【登山道】**※ 別山･市ノ瀬道､加賀禅定道、檜新宮参道、楽々新道、岩間道、中宮道、北縦走路、南縦走路、鳩ヶ湯新道 **【道路】** 石川：県道 33 号（主要地方道白山公園線） 岐阜：県道 451 号（一般県道白山公園線）	**【施設】**※ → **閉鎖** 市ノ瀬ビジターセンター、永井旅館 **【登山道】**※ → **立入禁止** ・別山･市ノ瀬道：市ノ瀬登山口～ ・加賀新道：ゴンドラ山頂駅～ ・檜新宮参道：ハライ谷登山口～ ・楽々新道･岩間道：新岩間温泉登山口～ ・中宮道：中宮温泉登山口～ ・北縦走路：三方岩駐車場、白川郷展望台、馬狩登山口～ ・南縦走路：石徹白大杉～ ・鳩ヶ湯新道：六本檜～ **【道路】** → **通行止（退避車両通行可）** ・県道 33 号：百万貫岩パーキング～ **【登山者・観光客】**※ → **退避・注意喚起** 周辺施設及び各登山口等で火口周辺警報を案内（注意喚起）・避難誘導

※施設、登山道、登山者、観光客については、白川村外の施設等も含む。

<table>
<tr><th>レベル</th><th>警戒が必要な範囲内の施設及び道路</th><th>防災対応</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4
高齢者等避難</td><td colspan="2">融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達する噴火の発生が予想される （想定火口域から概ね 13km までの谷筋（一部流域では概ね 19km までの河川内））</td></tr>
<tr><td>【地域】
石川県
（融雪型火山泥流到達地区）
・白山市白峰地区
・白山市吉野谷地区の一部※
（※非居住地域）
岐阜県
（融雪型火山泥流到達地区）
・白川村平瀬地区
・白川村長瀬地区（稗田を除く）
・白川村保木脇地区
【道路】
石川：県道 33 号（主要地方道白山公園線）
岐阜：国道 156 号</td><td>【地域】 → 高齢者等避難
石川県
・白山市白峰地区
・白山市吉野谷地区の一部※
（※非居住地域）
岐阜県
・白川村平瀬地区
・白川村長瀬地区（稗田を除く）
・白川村保木脇地区
【道路】
→ 通行止（退避車両通行可）
・県道 33 号（白山市白峰地内～）
→ 通行止（地域住民の往来可）
・国道 156 号（高山市荘川町牧戸地内～白川村荻町地内）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5
避難</td><td colspan="2">融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴が切迫している（想定火口域から概ね 13km までの谷筋一部流域では概ね 19km までの河川内））</td></tr>
<tr><td>【地域】
石川県
（融雪型火山泥流到達地区）
・白山市白峰地区
・白山市吉野谷地区の一部※
（※非居住地域）
岐阜県
（融雪型火山泥流到達地区）
・白川村平瀬地区
・白川村長瀬地区（稗田を除く）
・白川村保木脇地区</td><td>【地域】 → 避難指示
石川県
・白山市白峰地区
・白山市吉野谷地区の一部※
（※非居住地域）
岐阜県
・白川村平瀬地区
・白川村長瀬地区（稗田を除く）
・白川村保木脇地区</td></tr>
</table>

※レベル２以上においては、火山性地震による落石等を考慮するなどにより、状況に応じてあらかじめ定めた範囲を超えて登山道、道路の通行規制を実施する場合もある。

※具体的な登山者等の避難計画については、今後、白山市及び白川村を中心として策定した「白山の火山活動が活発化した場合の避難計画」に基づき、対応する。

7　火山現象発生時における各機関の役割

噴火警戒レベル発表時における各機関の主な役割、各県の防災体制については、次の通りとする。

石川県	岐阜県	福井県	主な役割
東京管区気象台 （気象庁火山監視・警報センター）			・火山活動観測･監視 ・噴火警報（噴火警戒レベル）等の発表･解説 ・火山防災情報資料の作成･支援 ・報道機関対応
金沢地方気象台	岐阜地方気象台	福井地方気象台	・噴火警報（噴火警戒レベル）等の伝達･解説 ・報道機関対応
国土地理院 北陸地方測量部	国土地理院 中部地方測量部	国土地理院 北陸地方測量部	・地殻変動の監視 ・災害時等における地理空間情報の整備・提供
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所	－	・土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応
国土交通省北陸地方整備局			
中部地方環境事務所			・管理区域の状況把握、対応 ・入山規制（登山道の規制等）
石川森林管理署	飛騨森林管理署	－	・管理区域の状況把握･対応
石川県	岐阜県	福井県	・情報集約 ・関係機関への情報提供 ・入山規制（道路や登山道の規制） ・自衛隊への派遣要請 ・応急･緊急対策工事 ・報道機関対応
白山市	**白川村** 高山市 郡上市	大野市 勝山市	・警戒区域の設定 ・入山規制（登山道や道路の規制） ・観光客･住民への情報提供（広報） ・報道機関対応 ≪以下、白山市・白川村のみ≫ ・避難情報の発令（判断） ・避難所等の設営･運営
石川県警察本部 白山警察署	岐阜県警察本部 高山警察署	－	・情報の収集、伝達 ・被災者の救出救助 ・登山者、住民等の避難誘導 ・交通規制並びに避難路及び緊急交通路の確保
白山野々市広域消防本部	高山市消防本部	－	・人命救助･その他救助に関する活動 ・避難誘導･搬送協力
白山市南消防団	**白川村消防団**	－	・人命救助･その他救助に関する活動 ・避難誘導･搬送協力
－	電源開発㈱御母衣電力所 関西電力㈱	－	・管理施設の状況把握･対応
石川県林業公社	岐阜県森林公社	－	・管理施設の状況把握･対応
白峰区会	**白川村区長会**	－	・地域への噴火警報（噴火警戒レベル）等の周知
白山比咩神社 白山観光協会 白山市地域振興公社 環白山保護利用管理協会 白山麓地域安全ネットワーク	**白川郷観光協会** **平瀬温泉旅館組合** **白山山岳遭難対策協議会**	－	・観光施設･観光客等への噴火警報（噴火警戒レベル）等の周知
陸上自衛隊 第14普通科連隊	陸上自衛隊 第35普通科連隊	陸上自衛隊 第 14 普 通科連隊	・人命救助･その他救助に関する活動（災害派遣）

学識経験者 （金沢大学　平松良浩教授） （金沢大学 酒寄淳史教授） （信州大学 平松晋也教授）	－	・火山活動調査･分析（助言） ・白山火山防災協議会への助言

８　噴火警戒レベルに応じた岐阜県及び白川村の防災体制

レベル	体制	
	岐阜県	白川村
レベル１ 活火山であることに留意	【通常体制】	【通常体制】
レベル２ 火口周辺規制	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○飛騨県事務所：防災担当	【準備体制】 ○役場：総務課職員等
レベル３ 入山規制	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部 飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置 （各部から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 （各部から所要の要員招集）
レベル３ （拡大）入山規制	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部 飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置 （各部から必要な要員招集）	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 （各部から所要の要員招集）
レベル４ 高齢者等避難	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部 飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置 （全庁体制）	【対策本部】 ○火山災害対策本部設置 （全職員体制）
レベル５ 避難	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部 飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置 （全庁体制）	【対策本部】 ○火山災害対策本部設置 （全職員体制）

９　村本部の運用

火山災害発生時の配備体制及び配備内容は、次による。

体　制	基　　準	配備対応課・人員
準　備 態　勢	「噴火警報（火口周辺警報）の火口周辺危険」が気象庁から発表されたとき。	総務課２名
警　戒 体　制	火山災害警戒本部体制 「噴火警報（火口周辺警報）の入山危険」が気象庁から発表されたとき。	本部長　：副 村 長 副本部長：総務課長 本部員 　各部からの所要の人員（災害の状況によって直ちに応急対策活動が実施できる体制とする。）
非　常 態　勢	火山災害対策本部体制 「噴火警報（居住地域）」が気象庁から発表されたとき。	本部長　：村　長 副本部長：副村長 全職員

10　立入禁止区域の設定

村長は、登山者の安全を確保するため、災害対策基本法 63 条の規定により、気象庁の発表する噴火警報等に応じた警戒区域を設定し、立入りを禁止する。

立入禁止区域を設定したときは、規制ロープ、標識等により登山者、地域住民等に十分周知するものとする。

11　登山注意規制及び解除

（１）登山注意

村長は噴火警報等により必要と認めるときは、次の方法により登山者等に対して注意を喚起する。

ア　登山道入口付近に噴火警報等を掲示し注意を促す。

イ　白山付近の山小屋及び宿泊施設関係者に周知し、登山指導を行う。

ウ　特に必要な場合はパトロール員を派遣し、現地指導にあたる。

（２）登山規制及び解除

村長は、噴火警報等及び現地からの異常現象の通報等により必要と認めるときは、関係機関と協議のうえ、現地状況等も勘案して立入規制及び解除を行うものとする。

12　避難計画

火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者の人命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、登山道に避難場所を明示した掲示板を設置し、常時啓発し有事に対し安全に避難させる。今後、協議会による広域避難計画が作成された場合は、新たな避難計画による対応をとる。

（１）登山注意

位　　置	避難所	収容人員（人）
頂上付近	白山室堂	750 人
登山道入口付近	白山レイクサイドロッジ	20 人

（２）避難の手段

ア　第１次避難については、最寄りの避難小屋に避難するものとする。

イ　第２次避難については、最寄りの避難小屋に避難した後、火山現象の状況を見て下山するものとする。

ウ　第３次避難については、火山現象の状況を見て第２次避難の方法により避難させる。ただし、必要があるときは県防災ヘリコプターにより避難させることができる。また、村長は登山禁止の措置を講ずる。

（3）避難誘導

村長は、必要と認めるときは関係市町村、関係機関と協議のうえ、避難誘導対策として登山者等に対し、適切な伝達及び誘導を行うものとする。

（4）避難道路（登山道）の整備

村長は、登山者等が避難できるよう登山道の整備を実施できるものとする。

なお「防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター臨時離着陸場等一覧」に関しては資料編を参照のこと。

【登山道距離一覧表】

登山道	区間	延長（m）
白山平瀬道	平瀬登山道入口　～　大倉山避難小屋	4，100
	大倉山避難小屋　～　白山室堂	2，900
	白山室堂　～　白山御前峰頂上	1，000

13　避難促進施設

活動火山特別措置法第６条に基づく避難促進施設を定め、避難確保計画をそれぞれに定めるものとする。

資料編　○　避難促進施設一覧

第 17 節　輸送計画

災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送（以下、本節において「災害輸送」という。）は、次によるものとする。

１　輸送担当者（班）

災害輸送のための自動車、舟艇、その他の確保及びその使用等にあたって調整を行う必要があるときは、災害対策本部における総務部が調整するものとする。

２　輸送種別

村本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路が途絶時で舟艇、人力等によることが適当なときは、その方法によるものとする。なお、交通が途絶時において長距離輸送を必要とする場合は、県支部総務班を通じて県本部に対してヘリコプター等の災害派遣を依頼し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

３　輸送の確保

災害輸送のため必要な自動車、舟艇等の確保及びその使用にあたっての調整は、次によるものとする。

（１）自動車等確保の要請

村本部各班は、災害輸送のため、自動車、舟艇等の借り上げ等を要するときは、総務部に次の輸送の条件（以下、「輸送条件」という。）を明示して車両確保（借上）等の要請をするものとする。

ア　輸送区間又は借上期間
イ　輸送量又は車両の台数
ウ　集合の場所又は日時
エ　その他の条件

（注）各班の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請を行わない。

（２）輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、村本部保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定する。

（３）輸送確保の方法

災害輸送確保のための自動車の借り上げ等は、次の方法によって行うものとする。

ア　自動車輸送の確保

自動車の借り上げ（確保）は、建設用車両にあっては建設部が、医療衛生車両にあっては村民部が、その他の車両は総務部が概ね次の順位で確保するものとする。

（ア）村本部所属車両
（イ）公共的団体の車両
（ウ）民間会社等の車両
（エ）その他の自動車

車両の確保にあたっては、当該車両の運転手付きで借り上げるようにするものとする。なお、村地域における災害輸送に従事可能な予定自動車はあらかじめ調査し、掌握しておくものとする。

イ　舟艇の確保

舟艇の借り上げは、総務部が舟艇所有者から借り上げるものとする。借り上げにあたっては、できるかぎり舟頭も併せて雇いあげるようにするものとする。なお、村地域内の舟艇等の保有状況をあらかじめ調査し、掌握しておくものとする。

ウ　空中輸送

村本部各班は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、総務部に輸送条件を示して空中輸送の要求をするものとし、総務部が県支部総務班を通じて県消防防災班に自衛隊による空中輸送の要請依頼をするものとする。なお、空中輸送時の村内におけるヘリコプター発着可能の予定は、資料編に掲げる通りである。

資料編　　○　防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター臨時離着陸場等一覧

エ　人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等については、村本部班員（消防団員を含む。）奉仕団員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによるものとする。

4　物資の引継ぎ等

災害輸送にあたっては、輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等的確な輸送に努め、その引継ぎにあたっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。なお、物資授受の記録は、次に掲げる救助用物資引継書によるものとする。

【救助用物資引継書】

救助用物資引継書

引継者機関名	職　氏名	印
引受者機関名	職　氏名	印

救助用物資を次の通り引き継ぎました。

記

1　引継日時
2　引継場所
3　引継物資　　次表の通り　　（車両番号　　）

物資名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足数	過不足が生じた理由その他

（注）本書は、２部作成し、引継・引受両機関とも保管する。

5　応援の要請

総務部は、村地域内において、自動車・舟艇等が確保できないときは、輸送条件を明示して県支部総務班に応援を要請するものとする。

6　輸送の記録

輸送担当者は、災害輸送を行ったときは、様式に従って次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、災害救助法が適用されたときにあっては同法による対策の実施に要した輸送を整理区分しておくものとする。

（1）車両使用書

車両を使用した者（輸送責任者）は、資料編に掲げる「車両使用書」を作成し輸送担当班長に提出するものとする。

（2）輸送記録簿

総務部は、災害輸送を行ったときは、資料編に掲げる「輸送記録簿」に備え付け車両の使用状況等を記録し、整備保管するものとする。

（3）救助実施記録日計票等

総務部は資料編に掲げる「救助実施記録日計票」を作成し整備保管する。

（4）救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について資料編に掲げる「救助の種目別物資受払状況」を備え付け、その出納状況を記録し整備保管する。

（5）燃料等受払簿

自動車等の燃料、その他消耗品について資料編に掲げる「自動車用燃料等受払簿」を備え付け、その出納状況を記録整理し、整理保管するものとする。

（6）自動車等修繕記録簿

自動車等災害対策に関し使用した機械器具等の修繕については、資料編に掲げる「自動車等修繕記録簿」を備え付け、その修繕状況を記録し、整備保管するものとする。

資料編	○　緊急通行車両確認証明書
	○　車両使用書
	○　輸送記録簿
	○　自動車用燃料等受払簿
	○　自動車等修繕記録簿
	○　救助実施記録日計票
	○　救助の種目別物資受払状況

7　その他

その他災害輸送に関する次の事項は、県計画第２章第７節「交通応急対策」の定めるところによるものとする。

（1）費用の基準及び支払い

（2）災害救助法による輸送の基準

第 18 節　県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用

県防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

１　防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターの運航については、「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要項」及び「岐阜県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

２　防災ヘリコプターの災害応急対策

村本部は、村民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請する。

３　防災ヘリコプターの応援要請

村は、防災ヘリコプターの応援要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種類
（２）災害発生の日時、場所及び被害の状況
（３）災害発生現場の気象状態
（４）離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
（５）その他必要事項

４　ドクターヘリコプターの応援要請

医師の治療を継続し緊急に負傷者を搬送する必要がある場合には、岐阜県ドクターヘリコプターの応援を要請する。

要請は、高山市消防本部を通じてドクターヘリコプター通信センター（岐阜県大学医学部附属病院）に電話及びＦＡＸで行う。

岐阜県防災航空センター第１事務所	電 話	0583-71-5192
	ＦＡＸ	0583-71-5194

５　自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

（１）派遣要請の依頼
ア　派遣要請の依頼は、様式１号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
イ　派遣要請の依頼は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

（２）発着場選定基準
ア　地面は堅固で傾斜６度以内であること。
イ　四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも２方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100m の面積があれば、次図のごとく障害物があっても離着陸可能
ウ 小型ヘリコプターについては、１機あたり直径 30m 以上、中型及び大型ヘリコプターにあっては、１機あたり直径 50m 以上の空地があること。

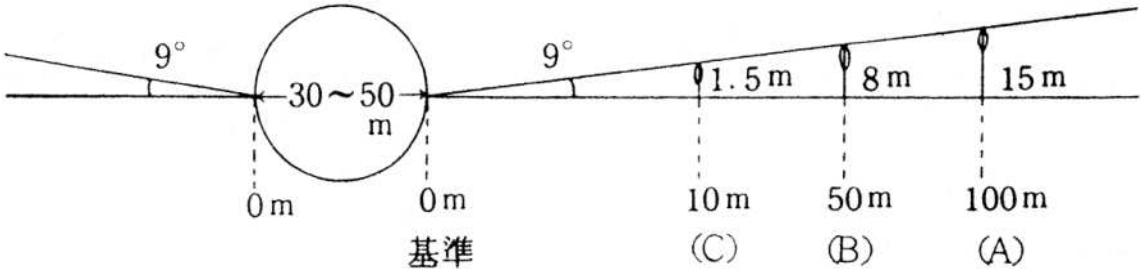

（3）離着陸場の表示

標　示　図

風

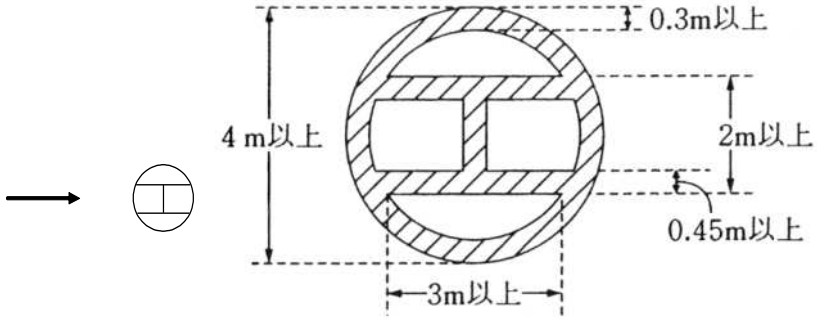

（吹き流し）　　㊐　　（旗）

ア　風向に対して、石灰等で㊐を書くこと。

イ　ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗を立てるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

（4）離着陸場における安全

ア　離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ　離着陸場の半径 25m 以内には人が入らないこと。

ウ　ヘリコプターにより物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

エ　村本部の緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター緊急離着陸場等一覧（資料編）の通りであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

資料編　　○　防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・ドクターヘリコプター緊急離着陸場等一覧

第 19 節　孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、村は、災害応急対策において、次の優先順位をもってあたるものとする。

（１）被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
（２）緊急物資等の輸送
（３）道路の応急復旧による生活の確保

１　実施内容

（１）孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時に村は、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

（２）救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。村は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

（３）通信手段の確保

村は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第８節「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

（４）食料品等の生活必需物資の搬送

村は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、県に対しヘリコプターによる空輸を要請する他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策についても要請を行うものとする。

（５）道路の応急復旧活動

村は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

第 20 節　災害救助法の適用

1　災害救助法の適用

（1）方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続きを関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

（2）実施責任者

村

県

（3）実施内容

ア　制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を村長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、県知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、村及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁することがある。

また、県及び村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

イ　被害状況の把握及び報告

村は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、村は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

ウ　災害救助法の適用

村長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、村長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

エ　その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

2　災害救助法非適用地域に対する県の財政援助

（1）方針

災害救助法の適用に至らなかった地域について、一定の基準に該当する場合は、県において救助に対する助成措置を行う。

（2）実施責任者

村

県

（3）実施内容

ア　県の財政援助

県は、災害救助法の適用に至らなかった地域のうちで、次に該当する場合は助成措置を行う。

（ア）適用地域

県内１以上の市町村に災害救助法による救助が実施された場合、災害救助法適用市町村に近接する市町村で被害の規模が災害救助法施行令別表第１に掲げる３分の１以上の被害があった市町村

（イ）助成の対象となる救助の種類
　　助成の対象となる救助の種類は、災害救助法第23条第１項の規定による救助とする。
（ウ）助成の対象となる救助の程度等
　　助成の対象となる救助の程度、方法及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則別表第１の基準による。
（エ）助成の対象となる費用
　　上記（イ）、（ウ）に要した経費を補助金として交付する。

第 21 節　避難対策

災害による避難情報の発令、避難所の開設、収容等住民の避難に関わる措置については、本計画の定めるところによるものとする。

1　実施担当者

（1）避難情報の発令の実施

ア　避難指示

避難のための立退きの指示は、原則として村長が行う。村長は、村の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、村民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、必要に応じて警察署長及び消防署長に村民の避難誘導への協力を要請する。

村民に危険が切迫する等、急を要する場合で、村長が避難の指示を行うことができないとき、又は村長から要求があったときは、次表の通り警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに村長に通知する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
避難指示	村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（水平避難、垂直避難等）の指示	災害対策基本法 第60条 第１項	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（垂直避難等）の指示	災害対策基本法 第60条 第６項	災害全般
	警察官	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、村長から要求があったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（垂直避難等）の指示	災害対策基本法 第61条 第１項	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき。	・避難等の措置	警察官職務執行法 第４条	災害全般
	自衛官	災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいないとき。	・避難等の措置	自衛隊法 第94条 第１項	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。	・立退きの指示	地すべり防止法 第25条	地すべり
	知事､その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	・立退きの指示	水防法 第29条	洪水

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
緊急安全確保	村長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	・必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示	災害対策基本法 第60条 第 3/19 項	災害全般

イ　高齢者等避難

村長は、「避難指示」より前の段階で、人的被害の発生の可能性があると判断されるときは、「高齢者等避難」を発令する。この情報は、避難に時間を要する者や高齢者や障がい者等の要配慮者に避難開始を、その他の人々に避難準備及び自主避難を求めるものである。

	実施責任者	要件	措置	災害の種類
高齢者等避難	村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき。	・村民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害全般

ウ　避難情報の発令にあたっての留意点

村は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

（2）避難情報の発令及び避難所の開設並びに収容保護は、次の者が行う。

ア　高齢者等避難
- 全般災害 ― 村長
  - 洪水 ……（建設班）
  - 山腹崩壊等土砂災害 ……（建設班）

イ　避難の指示
- 全般災害 ― 村本部長（村長）
  - 洪水 ……（建設班）
  - 山腹崩壊等土砂災害 ……（建設班）
  - ため池災害 ……（建設班）
  - その他の災害 ……（議会・庶務班担当）
- 洪水等 ― 県本部長（知事）もしくはその命を受けた職員又は水防管理者
- 全般災害 ― 警察官、自衛官（災害派遣）

（注）緊急を要する場合等で現地で直接指示を行う必要があるときは、その場で活動中の消防部員等がこれにあたるものとする。

また、村長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難勧告等を発令するものとする。

順位	避難情報の発令者
第一順位	村長（本部長）
第二順位	副村長（副本部長）
第三順位	教育長（　〃　）
第四順位	総務課長（総務部長）
第五順位	村民課長（村民部長）

（３）避難所の開設、収容…村本部長（村長）

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法を適用する災害にあっては、同法に基づき村長が実施し、災害救助法の適用を受けない災害にあっては、村独自の応急対策として村長が実施するものとする。

２　河川の氾濫に係る避難情報の発令判断基準

河川の氾濫については、庄川の水位等を参考情報として村が避難情報を発令するものとし、具体的な発令にあたっては「避難情報の判断・伝達マニュアル≪水害編≫（令和３年５月改訂）」による。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 （高齢者等避難） 【御母衣ダムの放流量が 1,000 ㎥／s に達し、今後の降雨量増加が見込まれるとき】 ※大白川ダムの放流量考慮	・高齢者等要支援者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者等要支援者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 （立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル4 （避難指示） 【御母衣ダムの放流量が 1,400 ㎥／s に達したとき】 ※大白川ダムの放流量考慮	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 （立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル5 （緊急安全確保） 【御母衣ダムの放流量が 1,400 ㎥／s を超えたとき】 ※大白川ダムの放流量考慮	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高い地域に緊急安全確保を出す ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・指定された全住民は緊急安全確保 ・未だ避難していない対象住民は、生命を守る最低限の行動 （建物の少しでも高い場所への避難、急傾斜地付近からの避難等）

3　土砂災害に係る避難情報の発令判断基準

土砂災害については、県が「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、村が避難情報を発令するものとし、具体的な発令にあたっては「避難情報の判断・伝達マニュアル≪土砂災害編≫（令和３年５月改訂）」による。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 （高齢者等避難）	・高齢者等要支援者の避難行動開始。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・高齢者等要支援者、避難支援者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
警戒レベル4 （避難指示）	・全住民の避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・避難指示の発令後で避難中の住民は、確 実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに 避難行動に移るとともに、そのいとまがな い場合は生命を守る最低限の行動
警戒レベル5 （緊急安全確保）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、必要な地域に緊急安全確保を出す ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	・指定された全住民は緊急安全確保 未だ避難していない対象住民は、生命を守る最低限の行動

4　避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

（１）避難対象地域
（２）避難先
（３）避難路
（４）避難の指示の理由
（５）その他必要な事項

5　避難情報の解除

村は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

6　避難の周知徹底

避難の指示があった時又はそれを承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民その他関係機関に指示の徹底を図るものとする。なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図るものとする。その際、障がい者等に配慮するものとする。

（１）周知徹底事項

避難の周知徹底にあたっては、できるかぎり次の事項を具体的に示し、その徹底を図るものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行うものとする。

ア　避難の指示者及び避難誘導者（機関）
イ　避難場所及び経路
ウ　予想される災害の概要と見通し
エ　避難にあたっての留意事項

（２）周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るため、必要に応じ２種類以上の方法を併用する等その万全を期すものとする。

ア　村防災行政無線（同報系）

村防災行政無線（同報系）により村民に徹底を図る。地盤の軟弱地域へは村有自動車等に拡声機の装置を取り付け、又は携帯マイクを携帯し当該地域に派遣して、拡声放送等によりその徹底にあたる。

イ　口頭による徹底

電話又は伝令により各区長に伝達し、区長は各班長等の協力を得て、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底にあたる。

ウ　信号による徹底

消防（水防）機関に連絡し、信号によってその徹底を期する。なお、使用する信号は次によるが、信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

警鐘信号乱打

	60 秒	60 秒	60 秒	60 秒
サイレン信号	○―	○―	○―	○―
	５秒休止	５秒休止	５秒休止	５秒休止

エ　ラジオ、テレビ放送による徹底

対象地域が広域で他市町村にも及ぶような場合で、その徹底が困難なときは、総務部が直ちに県本部（消防防災班）及び県支部（総務班）にラジオ、テレビ放送による徹底の要請をする。

オ　関係機関への伝達

避難の指示地域の機関に対しては、直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

７　警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定権者

ア　村長（災害対策基本法第 63 条）

イ　警察官（災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第４条、消防法第 28 条及び第 36 条）

ウ　消防職員又は消防団員（消防法第 36 条において準用する同法第 28 条）

エ　災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第 63 条（１）及び（２）の者が現場にいない場合に限る。）

オ　知事（災害対策基本法第 73 条、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

（２）警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

（３）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び村民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

８　避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

９　避難誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

◯警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報 （避難情報等）
警戒レベル５	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保 （必ず発令される情報ではない）
警戒レベル４	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル２	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報 （警報級の可能性）

避難誘導者は、指示者から通知を受けあるいは本部長から命ぜられたときは、直ちに避難者の誘導にあたるものとするが、誘導にあたっては、「10　避難にあたっての留意事項」に十分留意するものとする。

10　避難にあたっての留意事項

避難誘導者あるいは避難をする者は、次のような点に留意して安全な避難に努めなければならない。

（１）着衣等

避難にあたっては、次のものを着用し、又は携行すること。

ア　頭に座ぶとん、ヘルメット（安全帽）等をつけること。
イ　夏期等でも身体の裸出を避け、できるかぎり厚着をすること。
ウ　夜間は、懐中電灯を携行すること。
エ　ロープ、紐等を携行すること。
オ　手袋をはめ、運動靴、地下タビなどをはく（長ぐつは、水が入って歩きにくい。）。

（２）携帯品（所持品）

携帯品は、できるかぎり最小限度にし、自力で所持でき、避難の障害にならない程度のものとすること。携帯（所持）すべき主なものは、概ね、次の通りである。

ア　主食（にぎり飯、パン等。乳児がいるときはミルク）２～３食分程度
イ　副食（かん詰、つけ物等携帯可能なもの）若干
ウ　飲料水（水筒、魔法びん等による。）
エ　貴重品（現金、貯金通帳、証書類、印鑑）
オ　肌着等衣類（気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携行する。）
カ　携帯ラジオ
キ　懐中電灯
ク　救急薬品（かぜ薬、胃腸薬、消毒薬、ガーゼ、包帯、脱脂綿）
ケ　リュックサック、木綿の風呂敷

（3）避難誘導の方法等

避難者あるいは避難誘導者等は、次の事項に留意し行動するものとする。

ア　避難者の順序

避難を時期的に段階を分けて行うときは、傷病者、身体障がい者、高齢者、乳幼児等を先にし、一般青壮年男子は、後にするものとする。

イ　誘導補助者等

避難誘導者が不足し、あるいは避難誘導者がいない時にあたっては、避難者等のうちから壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり、安全を期すものとする。

ウ　集団の脱落防止

集団避難する場合にあっては、誘導者は、人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐためロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列にあたっては、老人や子どもは、中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープに繋ぐ等、集団の確保と安全を図るものとする。

エ　誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときには、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期するものとする。

オ　病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し、必要に応じ担架、車両等によって移送するものとする。

カ　避難者の移送

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者の自力による立ち退きが不可能な場合においては、消防団において、車両、舟艇等によって行うものとする。

キ　その他の事故防止

その他避難時における事故防止に努めるため、次の点に留意するものとする。

（ア）　台風時にあっては、むやみに外に出ないようにし、建物が危険となったときで、避難をするときは建物が倒壊するおそれもあるので、迂回路を利用するなど注意を要すること。

（イ）避難途中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対に触れないこと。
なお、避難誘導者は、その旨を村本部に通報するものとする。

（ウ）自動車交通の頻繁な道路を避難するときには、交通事故の防止に努め、必要に応じ警察と連絡し安全を期するものとする。

（エ）避難のために家屋を空ける場合は、盗難予防あるいは財産保全のために戸締まり施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあっては、家財を高い所に移す等）する。この場合、避難誘導者は、その旨を村本部に通報し、予防警戒等を依頼するものとする。

（オ）火の元に注意し、完全に火の始末をすること。

11　自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は村の指示、誘導により、次の通り避難活動を実施するものとする。

ア　避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底

イ　避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

ウ　高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送

エ　防火、防犯措置の徹底

オ　組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容

カ　地域内居住者の避難の把握

12　避難所の指定

村本部は、避難指示者と協議し、災害時における避難所、避難経路等を定めるものとする。

（1）避難は、避難の指示者が避難する者を掌握し、指定避難所へ誘導するものとする。

（2）火災が発生し指定した避難所が使用できなくなり、他に避難所を開設することができない時又は適当でないときは、できるかぎり縁故者宅等に避難させるものとする。

（3）指定避難場所へ誘導したときは、その施設の管理者又は避難誘導者は、直直ちにその旨を本部連絡員室に通報し、その後の処理については、村民部の指示に従うものとする。

13　避難場所及び避難所の開設・運営

村民部は、前項の通知（報告）を受けたときは、次の要領により直ちに避難所を開設し、避難者の収容保護にあたるものとする。

（1）避難所の開設場所

村長は、災害の態様に応じ、安全適切な場所を選定して避難所を開設するものとする。

村は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、村民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。更に、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

（2）避難所の周知

村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

（3）収容者

避難所へは、次の者を収容する。

ア　避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者

イ　住宅が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、もしくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは縁故者に避難する者はこの限りでない。

（4）避難施設への移送

指定避難場所が野外のため収容保護をすることが困難なとき等にあっては、集団的に収容できる適当な施設へ避難者を移送して保護するものとする。

（5）野外仮設

避難者を収容する適当な既存施設がないときは、テント等を使用して野外に避難所を仮設するものとする。

（6）駐在員の配置

避難所毎に班員を駐在させるものとする。駐在員は、避難所の管理と収容者の保護にあたるものとする。駐在員は、村民部の指示に従い、次の事務を処理するものとする。

ア　救助実施記録日計票を記録整備し、避難所が閉鎖される日まで毎日村民部に報告すること。

イ　資料編に掲げる「避難所設置及び収容状況」及び「収容者名簿」を記録整備すること。

ウ　資料編に掲げる「救助の種目別物資受払状況」を記録整備すること。
エ　避難収容者の保護及び施設を管理すること。
オ　食品の配分等に関すること。
カ　避難所の防疫、清掃等衛生管理に関すること。
キ　その他収容者に対する連絡等に関すること。

資料編	○　救助実施記録日計票 ○　救助の種目別物資受払状況 ○　避難所設置及び収容状況 ○　避難所収容者名簿

（7）指定避難所の運営・管理

村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、村民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

更には、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

また、それぞれの指定避難所に収容されている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努め、県等への報告を行うものとする。また、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉

サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供するものとする。

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（８）世話人の設置

避難所を開設したときは、駐在員を補佐するため避難者のうちから世話人若干名を置く。世話人は、駐在員の指示に従って避難所の運営に協力するものとする。

（９）資器材の確保等

避難所施設の状況に応じ、収容保護に必要なろうそく、燃料等の確保あるいは便所の仮設等は、村民部の要請により関係各班が協力して、確保し、又は仮設するものとする。

(10) 避難所開設の労力

避難所の開設その他収容保護に必要な労力は、世話人等収容者の奉仕によるものとするが、なお不足するときにあっては、奉仕団員の奉仕によるものとする。

(11) 県有施設の利用

県は、村長の要請に応じ、被災者を一時収容するため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、村長が行う収容活動に協力する。

(12) ボランティアの活用

村は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。県は、村の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアの斡旋をする。

14　避難先の安全管理

村及び高山警察署は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

15　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

村及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもをはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

16　要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

村は、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に

努めるものとする。
また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

17　応援の要請

広域かつ大規模な災害等のため、村地域内において収容保護ができないときは、本部連絡員室と協議して県支部（救助班）に応援の要請をするものとする。応援の要請にあたっては、次の事項を明示するものとする。

（１）応援を求める内容及び理由
（２）対象人員
（３）移送の方法
（４）その他必要な事項

18　行政区域を越えた広域避難の支援要請

村は、災害の規摸、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

19　広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入要請については、県に調整を依頼又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

20　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

21　在宅被災者等への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

22　一時避難地、避難所の事前の指定

白川村における避難所設置予定場所は、資料編に掲げる通りである。

資料編	○　指定避難所、指定緊急避難場所一覧 ○　広域避難場所一覧

第 22 節　食料供給活動

災害時におけるり災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の給与は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月24日付　総食第113号総合食料局長通知）、「県民食料備蓄事業実施要綱」及び「災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定」、（以下、「精米供給協定」という。）、「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき、本計画の定めるところによるものとする。

１　実施体制

（１）実施主体

炊き出し及び食品給与の実施は、本部長の要請により、村民部が女性防火クラブ、白川村女性会、区長等の奉仕団の協力を得て行うものとする。ただし、災害対策従事者等については、関係班が実施する。

村において実施できないときは、県もしくは隣接市が応援又は協力をして実施するものとする。

（２）供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

２　実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施するものとする。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

３　炊き出しの方法

炊き出しは、村本部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して村民健康福祉班が行うものとする。

実施にあたっては、次の点に留意する。

（１）村本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。

（２）献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

（３）炊き出し場所には村本部の村民健康福祉班等責任者が立ち会いし、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

４　主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として村本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

５　主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合において、一般的確保が困難な状態において前記４の主食料の確保は次によることとする。

（１）食料緊急引渡要請

村本部は、前記４の方法による米穀の確保が困難な場合もしくは政府所有の乾パンの配給を受ける必要がある場合は、県本部農産園芸課に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出するものとする。

（２）引渡品目

緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）とする。

（３）引渡数量

緊急引渡しを行う数量は、次表の通りとする。

区　　分	米　　穀
被災者供給用	精米１人１食あたり 200ｇ又は 玄米１人１食あたり 220ｇ
災害救助従事者供給用	精米１人１食あたり 300ｇ又は 玄米１人１食あたり 330ｇ

（４）引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表の通りとする。

災　害　の　状　況	引　渡　場　所	引渡品目	引渡しを受ける者
知事と村長の連絡ができる場合	岐阜県の指定する場所	米穀（精米）	村長
交通、通信の途絶等のため知事と村長の連絡がつかない場合	農林水産省生産局が指定する場所	米穀（玄米）	村長

（５）引渡手続き

災害救助用米穀の緊急引渡しの手続きは、次の通りとする。

ア　知事と村長の連絡ができる場合

（ア）米穀（精米）

ａ　村長は、知事に災害救助用米穀の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食糧緊急引渡申請書を提出する。ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ＦＡＸ又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ｂ　知事は、村長の申請に基づき精米の供給を行う業者（以下、「供給業者」という。）と協議のうえ、引渡数量を決定し、供給業者に対し、精米の供給の要請を行う。

ｃ　精米の引渡場所は知事が指定するものとし、知事は当該場所に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。

ｄ　村長は、精米の引渡しを受ける際に、知事に災害救助用米穀受領書を提出する。

イ　交通、通信の途絶等のため知事と村長の連絡がつかない場合

（村長がアの規定による災害救助用米穀の引渡しを受けることができない場合）

（ア）村長は、農林水産省生産局に引渡しに関する情報を連絡し、災害救助用米穀の引渡要請書を提出する。

（イ）村長が直接、農林水産省生産局に連絡した場合は、必ず、知事に連絡することとする。

（ウ）知事は、農林水産省生産局と協議のうえ、米穀の買入れ、販売等に関する基本要領第４章第 10 の２に基づき、農林水産省生産局長と売買契約の締結を行う。

（エ）村長は、精米の引渡しを受ける場合に、知事に災害救助用米穀受領証を提出するものとする。

（６）買受手続き等

知事は、村長が（５）のアの（ア）により災害救助用米穀を受領したときは、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定第６条の２及び災害時に対応する精米の供給の協力に関する協定第５条の２に基づき価格の決定を、（５）のイによる引渡手続きにより、現品を受領したときは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第４章第10に基づき買受手続きを、速やかに行うものとする。

（７）代金納付

買受手続き等が完了した後の代金納付については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

６　副食の確保

副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、村民健康福祉班の要請に基づいて農林班が購入するものとする。ただし、災害の規模その他により村内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市に要請するものとする。

７　配分

炊き出し品その他食品の給与は、次によるものとする。

（１）引継ぎ

連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引き継ぐものとする。

ア　避難所施設にあっては、避難所駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア

イ　災害応急対策従事者にあっては、その部隊（団体）の指揮者

ウ　分散収容されているり災者にあっては、その地区の奉仕団役員（自治会長又は民生・児童委員）

（２）配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次によるものとする。

ア　避難所における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分するものとする。

イ　この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておくものとする。

ウ　分散収容者に対する配分にあたっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録しておくものとする。

エ　前記の記録は救助終了後、村本部村民健康福祉班に引き継ぐものとする。

８　食品衛生

炊き出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

（１）炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。

（２）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。

（３）炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

（４）供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。

（５）使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い保管にも注意すること。

（６）炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃及び汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

（７）炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。

（８）腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。

（９）食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

(10）臨時に仮設便所を設置するような場所にあっては、湿地、排水の悪い場所、塵埃及び汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

９　炊き出し労力

炊き出しに関連した作業に必要な労力は、奉仕団及びボランティアによるものとする。

10　応援の要請

本村域内において炊き出し等食品の供給ができないときは、村民健康福祉班は、議会・庶務班と協議し、県支部救助班に次の条件を明示し、応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接に近隣市に応援の要請をするものとする。

（1）炊き出しの要請
　炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項
（2）物資の確保
　所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

11　災害救助法による基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は、次の通りである。

（1）対象者

ア　炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

（ア）避難所に収容された者

（イ）住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

（注）1　床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、村本部による救助の対象とする。

イ　食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

（2）実施期間

ア　炊き出し

災害発生の日から７日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、村本部は期間内に県支部救助班を経由して、県本部福祉政策班に期間延長の要請をするものとする。期間延長の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

（ア）延長の期間

（イ）延長を要する地域及び対象人員

（ウ）延長を要する理由

（エ）その他

イ　食品の給与

災害発生の日から７日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

（注）「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

（3）費用の基準

１人１日あたりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

（注）1　費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計を言う。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含められない。

2　費用の基準は、１人１日分であって、１食分については、１日の費用の３分の１としなければならない。

3　食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4　り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は３日分以内とする。

資料編　　○　岐阜県災害救助法施行細則

（4）費用の範囲別

支出できる費用は、概ね次の範囲とする。

ア　主食費

（ア）販売業者から購入した主食代（小売価格）

（イ）知事が農林水産省生産局から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）

（ウ）配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、ウドン、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格）

イ　副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ　燃料費

品目、数量については制限はない。

エ　雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ　その他

賃金職員等雇上げ費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

（５）その他事務手続き

村本部は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告するものとする。

ア　作成記録

救助実施記録日計票（県計画様式５号）
炊き出し給与状況（県計画様式９号）
救助の種目別物資受払状況（県計画様式６号）
炊き出し協力者、奉仕者名簿（県計画様式10号）

イ　炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況は、毎日県支部救助班を経由して県本部福祉政策班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告するものとする。報告は電話等によるものとし、県計画様式４号「救助日報」によるものとする。

資料編	○	救助日報
	○	救助実施記録日計票
	○	救助の種目別物資受払状況
	○	炊き出し給与状況
	○	炊き出し協力者、奉仕者名簿

12　その他

災害救助法によるり災者の炊き出しは、特別の場合を除いて７日間以内とされるので、８日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮するものとする。

13　連絡系統

炊き出し業務連絡系統は、次の通りである。

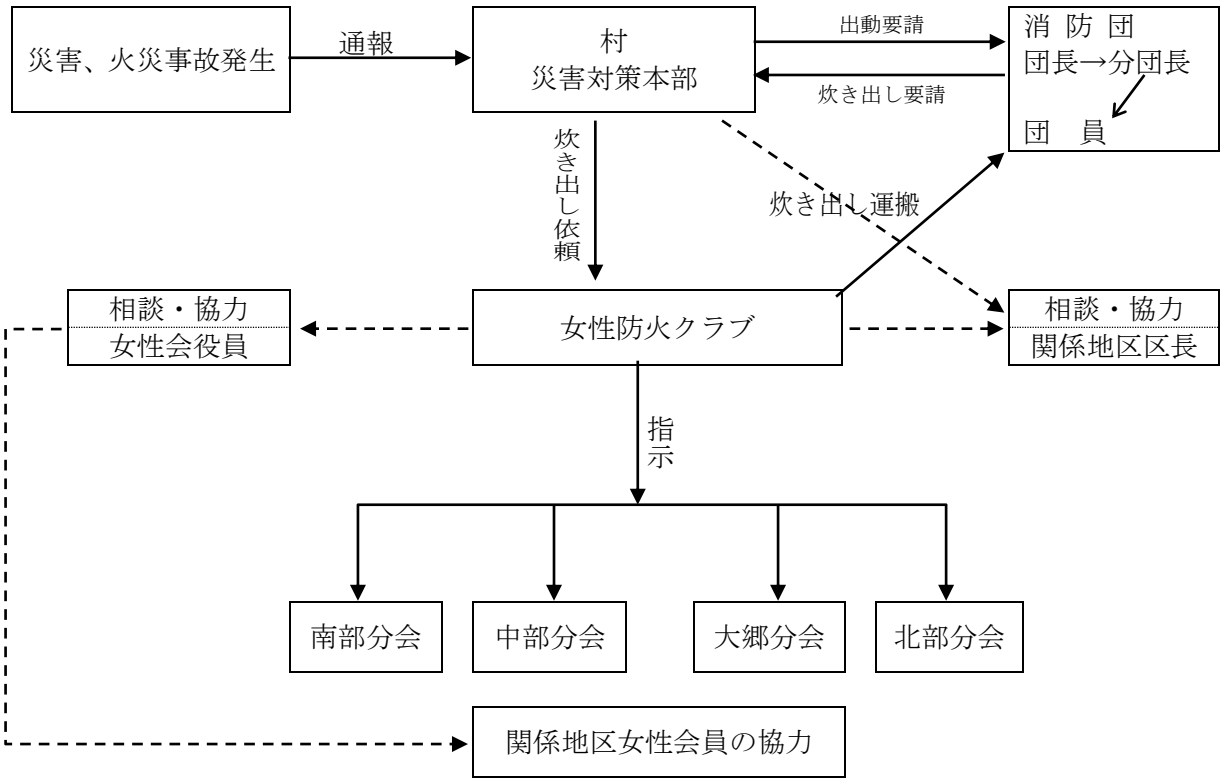
災害、火災事故発生
通報
村
災害対策本部
出動要請
炊き出し要請
消 防 団
団長→分団長
団　員
炊き出し依頼
炊き出し運搬
相談・協力
女性会役員
女性防火クラブ
相談・協力
関係地区区長
指示
南部分会
中部分会
大郷分会
北部分会
関係地区女性会員の協力

第 23 節　給水活動

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する給水は、本計画の定めるところによるものとする。

1　実施体制

（1）実施主体

飲料水の確保については、建設班が担当し、供給は、村民健康福祉班が奉仕団等の協力を得て行うものとする。ただし、村本部において実施できないときは、村本部が県支部保健班もしくは隣接市に対して協力の要請をするものとする。

（2）給水活動における配慮

村は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

2　取水及び浄水方法

村は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過した後、滅菌して給水するものとする。

3　給水方法

飲料水は、概ね次の方法により確保し供給するものとする。

（1）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水せんから給水車（タンク車を含む。）に積載し、又は容器により運搬供給するものとする。

（2）水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

（3）水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

（4）給水順序

飲料水の供給にあたって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行うものとする。

ア　避難所及び炊き出し場所

イ　医療機関（手術、入院施設のあるものは優先する。）

ウ　断水地域の住民、施設

（5）給水用機械器具の整備

各水道水源毎に給水用機械器具の整備を図るものとする。

4　応援の手続き

村本部において飲料水の供給ができないときは、村本部が、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程に基づいて、県支部保健班に応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、隣接市のうち被災を免れた市町村に応援の要請をするものとする。なお、応援等の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

（1）供給水量（何人分又は１日何リットル等）

（2）供給の方法（自動車輸送その他）

（3）供給期間

（4）供給先（地区）

（5）その他水に関連した必要な事項

５　水道の対策

建設班は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、班員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講ずるものとする。

（１）施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

（２）水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合その水源により取水でき得るよう計画を樹立する。

（３）施設の損壊、漏水等を認めたときは応急復旧にあたる。また状況により白川村水道工事指定店及び岐阜県水道災害相互応援協定に基づく市町村の応援を要請し、復旧作業の円滑を図る。

（４）塩素滅菌による遊離残留塩素検出量を0.2PPM以上に保持する。

（５）水道施設に被害があったときは、「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式３号の１）により県支部保健班経由県本部衛生部に報告するものとする。

６　災害救助の基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に関する次の対策は、県計画第３章第19節「給水活動」の定めるところによるものとする。

（１）対象者

（２）実施期間

（３）費用の範囲

（４）その他事務手続き

７　無線設備の概況

無線局の配置状況は、本章第８節「通信の確保」において示す通りである。

第 24 節　生活必需品供給活動

災害救助法によるり災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次によるものとする。

1　実施体制

（1）実施機関

物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当て及び支給は、村本部において行うものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを認めたときは、県支部又は村本部において確保するものとする。

村本部における実施は、村民健康福祉班が担当するものとするが、物資を確保する場合にあっては、観光振興班を中心に関係各班が協力し、また配分にあたっては他班から職員の応援を得て実施するものとする。

（2）生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

2　生活必需品の確保

県本部又は県支部から生活必需品の確保を指示されたときは、指示条件に従い、観光振興班が関係各班の協力を得て確保するものとする。

3　物資の調達、輸送

物資の輸送は、各部の応援を得て行うものとする。輸送にあたっては、次の点に留意を要する。

村において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

（1）物資の荷造りは、各区毎に行い授受を簡便にすること。

（2）輸送は、原則として自動車輸送とすること。

（3）自動車輸送にあたっては、責任者が同乗し輸送の的確を期すること。

4　物資の給与方法

り災世帯に対する物資の直接の支給は、村民健康福祉班が行うものとする。

5　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第 25 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

大地震が発生した場合には、高齢者、児童、障がい者、外国人、妊婦等いわゆる要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられるため、要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行うものとする。

1　要配慮者・避難行動要支援者対策

村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。総務課と村民課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

また、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

災害時においては、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

更には、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（1）身体的な対応策

村は、要配慮者を支援するため、できるだけ次のようなきめ細やかな対策を講ずるものとする。

ア　要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で）

イ　要配慮者のニーズに応じた救援、救護

（ア）特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供

（イ）要配慮者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供

（ウ）ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣

（エ）情報提供

（オ）人工透析及び難病患者等への医療の確保など

ウ　避難所での要配慮者への配慮

エ　要配慮者向け相談所の開設

オ　二次避難所としての社会福祉施設の活用検討

カ　要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

（2）要配慮者の発見

ア　村は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者等居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努めるものとする。

イ　要配慮者を発見した場合は、

（ア）避難所への移動

（イ）施設緊急入所等の緊急措置

（ウ）居宅での生活が可能な場合には在宅保健福祉サービスの要望、要請の把握等を実施する。

2 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じるものとする。

（1）入所者の保護

ア　迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所の選定、避難誘導方法等をあらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ　臨時休園等の措置

保育園にあっては、保育を継続することにより乳幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ　負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、村本部、県支部救助班に連絡又は要請する。

エ　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、村等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また入所可能な場所を応急に確保する。

オ　施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、村本部、県支部救助班に連絡しその応援を要請する。

カ　食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について村本部、県支部救助班に連絡しその支援を要請する。

キ　健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

ク　被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

3　外国人対策

村は、県及び財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアの要請を行うものとする。

また、村及び県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

《通訳ボランティアの主な活動》

（1）負傷者の応急手当等の際の通訳
（2）県、市町村等の各種応急対策の内容の説明
（3）その他被災外国人の意思の伝達

第 26 節　帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。
このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

１　村民、事業所等の啓発

村は、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

２　避難所対策、救援対策

村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

３　徒歩帰宅困難者への情報提供

村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートや支援ステーションの情報提供に努める。

第 27 節　応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、もしくは障害物の流入等により生活をすることができなくなった者に対する住宅に関する対策は、県計画の第３章第27節「応急住宅対策」によるほか、本計画の定めるところによるものとする。
なお、応急仮設住宅の仕様については、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮する。

１　実施責任者

（１）実施責任者は村長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施にあたるものとする。
（２）災害救助法が適用された場合は知事を実施責任者とし、村長はその補助機関としてその業務を行う。

２　対象者

（１）住家が全壊（焼）又は流失した被災者で、居住する住家がなく、自己の資力で建設することができない者
（２）住家が半壊（焼）又は床上浸水のため、そのままでは居住が不能であって、かつ、自己の資力では応急修理のできない者

3　実施班

村本部における住宅対策は、次の区分で分担するものとする。

（1）住宅総合対策

建設班が村民健康福祉班その他関係班と協議して行う。

（2）仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

建設班が担当する。

（3）障害物の除去

建設班が担当する。ただし、対策の実施を防疫、清掃等と一括実施の必要があるときは、環境班その他関係班と連絡を密にして実施する。

（4）公営住宅及び住宅金融対策

建設班が担当する。

（5）その他の住宅対策

特殊収容施設の収容、あるいは特殊な住宅融資等は、それぞれの対策担当班が実施する。

4　住宅対策の樹立

建設班、村民健康福祉班は、その他関係班の協力を得て、次の方法により組合及び各種対策を樹立するものとする。

（1）住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、本部員会議において決定するものとする。

（2）希望調査等

り災者に対し、住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、建設班は村民健康福祉班と協力し、説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに、各制度別の希望世帯を取りまとめるものとする。

（3）仮設住宅建設予定世帯等の選定

建設班は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯を取りまとめ、該当地域の民生・児童委員及び区長の意見を参考にしてその希望者を選定し、順位を決めるものとする。

（4）対策の決定

住宅対策のうち、特に次の対策は本部員会議により決定するものとするが、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、村議会の議決を得るものとする。

ア　総合住宅対策の樹立
イ　応急仮設住宅建設予定世帯の選定
ウ　住宅応急修理予定世帯の選定
エ　障害物除去予定世帯の選定
オ　公営住宅の建設修理及び被災世帯優先入居対策の樹立
カ　公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定
キ　災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

（5）報告

建設班は、住宅対策を決定したときは、県計画様式１号「住家等一般被害状況等報告書」により県支部救助班を経由して県本部福祉政策班に報告するものとする。

5　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

（注意）1　対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
2　「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
3　「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

6　応急仮設住宅の確保

（1）災害救助法が適用された場合
ア　県があらかじめ協定した（一社）プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
イ　県に対し、村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と使用貸借契約を行う。
　なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
ウ　被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
エ　知事の委任を受けて、村長は、村営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
（2）災害救助法が適用されない場合
ア　応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
イ　建設用地を確保する。ただし、私有地については（1）アのただし書に留意する。

ウ　応急仮設住宅の設計を行う。
エ　建設業者との請負契約を行う。
オ　工事監理、竣工検査を行う。
カ　入居者の決定を行う。
キ　応急仮設住宅の維持管理を行う。

7　建設の規模及び費用

（1）仮設住宅１戸あたりの規模は29.7㎡を基準とするが、世帯人員の数を十分勘案して設置する。
（2）設置のため支出できる費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによる。

8　建築の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成すること。

9　入居基準

（1）住宅が全焼、全壊、流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力を持って住宅を確保することができない者であること。入居する仮住宅がない世帯であること。
（2）入居者の選定にあたっては、民生・児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障がい者等を優先的に入居させる。

10　供給期間

住宅完成の日から２年以内とするが、大災害のため新たな居宅が確保できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

11　応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

（1）管理体制
　応急仮設住宅の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて村に管理を委任する。委任に際して、村長と知事の間で、管理委託契約を締結する。
（2）運営管理上の配慮事項
　村は、応急仮設住宅の適切な運営管理にあたっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもをはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
（3）運営上の配慮事項
　運営にあたっては、以下の対応に努める。
ア　安心・安全の確保に配慮した対応
　（ア）防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
　（イ）街灯や夜間照明等の工夫
　（ウ）夜間の見回り（巡回）
イ　ストレス軽減、心のケア等のための対応
　（ア）交流の場
　（イ）生きがい
　（ウ）悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
　（エ）保健師等による巡回相談
ウ　仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
　（ア）集会所
　（イ）仮設スーパー
　（ウ）相互情報交換
　（エ）窓口の一元化

エ　女性の参画の推進と生活者の意見反映
（ア）運営における女性の参画推進
（イ）生活者の意見集約と反映

12　住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施することになっている。

なお、災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（１）住家の応急修理対象者及び対象数

ア　住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ、自己の資力で応急修理のできない世帯

イ　該当者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

（２）修理方法

応急仮設住宅の建設方法に準ずる。

（３）修理の規模及び費用

ア　修理の規模

特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。

イ　費用の限度

世帯あたりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによる。

（４）修理の期間

災害発生の日から１か月以内に完了するものとするが、大災害のため修理に着手できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

（５）書類の整理、保管

被災住宅の応急修理を行ったときは、書類を整理し保管するものとする。

13　災害公営住宅

（１）災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の１以上に達したときは、低所得り災者を入居させるため災害公営住宅を建設するものとする。

ア　地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

イ　火災による場合

（２）建設及び管理者

災害公営住宅は村が建設し、管理するものとする。ただし、特に県が建設する必要があると認められるときは、県が建設・管理する。

（３）建設戸数

ア　一般の場合

建設戸数は被災滅失戸数の３割以内とし、村の建設戸数が県内滅失戸数の３割に達しないときで必要がある場合にあっては、３割に達するまで県において設置することができる。

イ　激甚災害の指定のあった場合

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条の規定により激甚災害の指定を受けた地域に係る建設戸数は、それぞれ滅失戸数の５割に達するまで建設することができる。

（４）規模、構造

建設する災害公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅とし、原則として準耐火構造とするが、地域性を考慮のうえ木造とすることがある。

14　一般公営住宅の災害特別割当

（１）建設中の公営住宅との緊急振替え

災害発生の際、事業実施中の一般公営住宅がある場合にあっては、それを災害用に振替え、被災者を入居せしめることができる。

この場合、以後に建設する災害公営住宅のうち既に災害用に振替えた戸数分は、一般に戻すことができる。

（２）一般公営住宅の特別割当

災害公営住宅の制限建設戸数のみでは住宅対策が十分でない場合にあっては、一般公営住宅として建設し、公営住宅法第16条の規定による特定入居をさせることができる。

この場合、建設戸数その他等については、一般公営住宅の建設として取り扱う。

15　既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の災害復旧は、当該公営住宅管理者が復旧するものとする。

既設公営住宅の復旧事業計画のある場合、村長は、災害発生１か月以内に公営住宅建設事業等補助要領に定めるところにより、被害状況等を調査のうえ、復旧計画書を知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

16　民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、村は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

（１）村の対応

村は、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

（２）配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上による応急仮設住宅の特性として、被災者が村内（大規模災害の場合は県内）各地に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、村は、自治会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

17　社会福祉施設への入所

村は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

18　適切な管理のなされていない空家等の措置

村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

19　支援制度に関する情報提供

村は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

・低所得世帯に対する住宅融資
・生活保護法による家屋修理

20　記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておかなければならない。

（１）応急仮設住宅入居者台帳
（２）応急仮設住宅用地貸借契約書
（３）応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
（４）応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

21　住宅相談窓口の設置

村は県と連携を図り、応急仮設住宅や公営住宅等の空家状況、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第 28 節　医療・救護活動

災害のため医療の機能が著しく低下し、又は混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

１　実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき本部長が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、村独自の応急対策として、本部長が実施する。ただし、村本部のみで実施が不可能又は困難と認めたときは、県支部、県本部あるいは日本赤十字社に要請し、その他それぞれ医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

また、災害時であっても平常の医療が可能な時又は一部が可能なときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず、平常時の医療、助産の制度、方法によるものとする。

２　医療班の編成等

災害時において医療、助産救助を実施するため、村地域内の医療関係者をもって、医療班を編制し、救助の実施にあたるものとする。

村は、救護所を設置し自ら医療救護班を編成するとともに、必要に応じて地域医師会等の協力を得て医療（助産）救護班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

なお、村は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたときには、県に対し、迅速的確な医療（助産）救護について要請を行うものとする。

（１）医療班・医療機関の構成

村地域内の医療機関は、次の通りである。

医療機関名	所在地	科　　別	班　長	班　　員		
				看護師	事務職員	その他
診療所	平　瀬	内科小児科	医師	人 1	人 1	人
	鳩　谷	〃		1	1	1

（２）応援の要請

村の医療救護班の体制をもってしても、なお、医療救護が確保できないときは、岐阜県医師会、県及び日本赤十字社岐阜県支部等に応援を要請する。

3　医療及び助産、救助の対象

（1）医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるに関わらず、災害のため医療の途を失った者

（2）助産救助

災害時（災害発生前後７日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

4　医療の実施

医療の実施は、災害の規模等によって一定しがたいが、概ね次の方法によるものとする。

（1）医療班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、診療班は医療班を現地に派遣して実施するものとする。

医療班は、現地（避難所あるいは災害現地）の近くの適当な施設を利用して診療にあたるものとするが、適当な施設がない場合にあっては天幕等により野外に現地救護所を開設するものとする。なお、医療班の活動は、原則として災害発生後１日～２日間とし、長期間に及ぶときは県支部保健班に派遣を要請するものとする。

（2）医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、診療班は当該医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて実施するものとする。この場合、対象者は、医療券（診療班は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して、直接救助対象者に発するものとする。）を提出して診療を受けるものとする。

（3）移送、収容

医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療班、医療機関又は発見者は、診療班に通知、協議し、救助に適当な医療収容施設（病院）へ移送し救助するものとする。

患者の移送にあたって自動車、舟艇、ヘリコプター等を必要とするときは、議会・庶務班に対して車両等の確保を要請するものとする。

（4）医薬品、衛生材料等の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

（5）医療（助産）救護活動の原則

医療（助産）救護班による活動は、原則として救護所において行うものとし、医療（助産）救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施できるものとする。

（6）重傷者等の搬送方法

重傷者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、村、県及び医療（助産）救護班で確保した車両により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

（7）トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

5　医療救護の基準

（1）対象者

災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要のある者に対して行う。

（2）医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術
エ　診療所への収容
オ　看護

（3）費用の限度

医療のため支出する費用は、医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情があり、やむを得ない場合で、医療救護班によらず一般の病院、診療所において治療をうけたときには、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、国民健康保険の診療報酬の算定方式により難い場合（例えば施術者による場合等）は、協定料金の額以内とする。

（4）医療の期間

医療を実施し得る期間は、災害発生の日から14日以内とする。

6　助産の基準

（1）対象者

災害発生の前後７日以内の分べん者で、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。

（2）助産の範囲

ア　分べんの介助
イ　分べん前及び分べん後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（3）費用の限度

助産のため支出する費用は、医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の２割引以内とする。

（4）助産の期間

分べんした日から７日以内とする。

7　在宅難病患者に関する活動

村及び県は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

（1）避難誘導と安否確認

ア　地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
イ　村、保健所等による安否確認

（2）医療に関する情報発信と手段の確保

ア　入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
イ　医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
ウ　医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

8 医薬品等の確保

（1）基本方針

村、県及び岐阜県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図るものとする。

（2）医薬品等（血液を除く。）の確保

村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

9　応援要請の手続き

診療班は村において医療、助産の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医療品等の確保ができないときは、県支部保健班にその旨を連絡する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、適切な隣接市本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。

10　その他

災害救助法による医療及び助産救助に関する次の対策は、県計画第３章第 28 節「医療救護活動」の定めるところによるものとする。

（１）医療等の範囲及び程度
（２）費用の請求等
（３）保険制度等への切替え
（４）報告その他事務手続き

第 29 節　救助活動

村及び警察署は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

１　救助活動

村及び警察署は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

２　応援の手続き

村は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、村は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、村長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

３　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第 30 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については、応急埋葬を実施する。

1　遺体の捜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者があるときの遺体の捜索は、次によるものとする。

（1）捜索の方法

ア　村本部総務部は、遺体捜索の必要があるときは、消防本部・高山警察署等と協議してその対策を立て、その実施を村消防団又は自治会奉仕団に要請する。

イ　捜索作業は、村消防団長又はその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれ異なるが、概ね本章第 42 節「り災者救出計画」に定める方法によって行う。

（2）応援の要請等

村本部において、被災、その他の条件により実施できない時又は遺体が流出等により、他市町村にあると認められるとき等にあっては、県支部救助班に遺体捜索の応援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市本部又は遺体漂着が予想される市町村本部に、直接捜索応援を要請する。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　遺体が埋没し、又は漂着していると認められる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持ち物等

ウ　応援を求めたい人数又は舟艇、器具、ヘリコプター等

エ　その他必要な事項

（3）災害救助法による場合の基準等

災害救助適用時の遺体捜索の実施基準は、次による。

ア　捜索する場合

行方不明者の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行う。

なお、本救助は死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

イ　捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において捜索を打ち切ることができないときは、村本部は、県支部救助班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。

なお、捜索期間の延長要請は、次の事項を明示して行う。

（ア）延長の見込み期間

（イ）期間の延長を要する地域

（ウ）期間の延長を要する理由

（エ）延長することによって捜索されるべき遺体数

（オ）その他

ウ　費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次の通りである。

（ア）借上費

（イ）修繕費

（ウ）燃料費

エ　報告及び事務手続き

村本部総務部は、本救助を実施したときは、村本部村民部の協力を得て、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部救助班を経由して、県本部福祉政策・管理班に次の事項を「救助日報」（資料編）により報告する。

（ア）記録
a　「死体捜索状況記録簿」（資料編）
b　「救助実施記録日計票」（資料編）
c　「救助の種目別物資受払状況」（資料編）
d　「死体捜索機械器具修繕簿」（資料編）
（イ）報告
a　実施月日
b　実施の地域
c　実施の状況及び方法
d　捜索対象遺体数
e　その他

（4）行方不明者に関する相談窓口の設置

村は、行方不明者に関する相談窓口を保健福祉課に設置し、警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問合せ等に対応するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

2　遺体の取扱い

（1）村本部総務部は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見したときは、速やかに高山警察署（警察官）に連絡し、その見分検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

（2）遺体の取扱いは、村本部村民部が処理場所を借り上げ（仮設）し、診療班により遺体の洗浄縫合、消毒等の処置をするものとするが、村本部村民部において実施できないときは、県支部救助班ほか関係機関・団体に応援出動を求める等によって実施する。

（3）災害救助法適用時の遺体取扱いの実施基準等は、次による。

ア　遺体取扱いを行う場合

遺体の取扱いは、災害により社会混乱をきたし、その取扱いを要するときに行い、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ　遺体取扱いの内容

遺体の取扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、概ね次の内容について実施する。

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（遺体の識別のための処置として行う。）

（イ）遺体の一時保存

遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

ウ　遺体取扱いの期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の取扱いを打ち切ることができないときは、県支部救助班を経由して県本部福祉政策・管理班に期間延長の申請をする。

なお、延長の要請申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

（ア）延長の見込み期間
（イ）期間の延長を要する地域
（ウ）期間の延長を要する理由
（エ）延長することによって取扱いされるべき遺体数
（オ）その他

エ　費用の範囲及び限度

遺体の取扱いに要する費用として認められる範囲及び限度は、次の通りである。

（ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（イ）遺体の一時保存のための費用
a　既存建物利用の場合は、当該建物の通常の借上費とする。
b　仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（ウ）検視料

診療班が実施した場合は支出しないが、その他の場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ　報告及び事務手続き

村本部村民部は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」（資料編）、「救助の種目別物資受払状況」（資料編）により「死体処理台帳」（資料編）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部救助班を経由して県本部福祉政策・管理班に「救助日報」（資料編）により報告するものとする。

なお、遺体の処理を診療班が実施したときは、「医療救護活動報告書」（資料編）によりその実施状況を報告するものとする。

（4）遺体の収容

村は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

ア　遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ　寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

ウ　医師による死因その他についての検査を行う。

（5）遺体の検視、身元確認

警察署は、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県及び市町村、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

（6）その他

村は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

3　遺体の埋葬

災害の際、死亡したもので、村本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

（1）実施者及び方法

埋葬の実施は、村本部村民部において火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬とする。

イ　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたる。

ウ　大規模な災害が発生し火葬場が破損し、使用できない場合や火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、県本部生活衛生班に調整を依頼する。

また、この際の費用負担は災害救助法の定めるところによる。

エ　被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡人の取扱いによる。

（2）災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における、遺体埋葬の実施基準等は、次による。

ア　埋葬を行う場合

（ア）災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、埋葬の終わっていないものを含む。）

（イ）災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合であること。

a　緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

b　墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

c　経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に関わらず、棺、骨つぼ等が入手困難な場合

d　埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

イ　埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、県支部救助班を経由して、県本部福祉政策・管理班に期間延長を要請する。

なお、延長の要請申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

（ア）延長の見込み期間

（イ）期間の延長を要する地域

（ウ）期間の延長を要する理由

（エ）埋火葬を要する遺体数

（オ）その他

ウ　費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次の通りである。

（ア）費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬等に要する経費で、埋葬の際の賃金職員及び輸送に要する費用を含むものとするが、埋葬にあたっての供花代、酒代等は含まない。

（イ）費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

なお、大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱う。

エ　報告及び事務手続き

村本部村民部は、埋葬救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」（資料編）、「救助の種目別物資受払状況」（資料編）、「埋葬台帳」（資料編）を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部救助班を経由して、県本部福祉政策・管理班に「救助日報」（資料編）等により報告する。

（３）広域調整

村は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

（４）遺体安置所の確保

村は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

（５）応援協力

村は、自ら遺体の捜索、取扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

第 31 節　防疫・食品衛生活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

1　実施者

災害時における被災地帯の防疫は、村本部（環境班）が、県支部保健班の指導、指示に基づいて実施する。実施にあたっては、班長（本部環境班員１名）、事務職員（本部村民健康福祉班又は診療班１名）、作業員（奉仕団員の男子団員、若干名）を編成する。

なお、奉仕団は被災を免れた区域の自治会奉仕団がこれにあたるものとする。

2　防疫活動

村は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

（１）防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
（２）ゴミ捨場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
（３）避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
（４）感染症法第35条第１項の規定による当該職員の選任
（５）臨時予防接種又は予防内服薬の投与
（６）感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

3　食品衛生活動

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

（１）食品関連施設に対する監視指導
　　村は、炊き出しを開始した場合、速やかに飛騨保健所に連絡する。
（２）食中毒発生時の対応
　　村は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

4　応援の要請

村本部診療班及び環境班は、地域内の被害が激甚で防疫等関係者が不足し、あるいは防疫薬の確保ができない場合など、村で実施不能のときは、議会・庶務班と協議し県支部保健班に応援斡旋等の要請を行うものとする。要請にあたっては、次の点を明示するものとする。

（１）要請する作業内容
（２）要請する防疫班数、物資名、数量
（３）日時、場所等
（４）その他必要な事項

5　記録の整備

村本部（環境班）は、概ね次の書類を整備して、保管しておくものとする。

（１）災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
（２）防疫経費所要額調及び関係書類
（３）清潔方法及び消毒方法に関する書類
（４）そ族害虫等の駆除に関する書類
（５）家庭用水の供給に関する書類

（6）患者台帳
（7）防疫作業日誌

第 32 節　保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている村民を対象に、村、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等村民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1　実施内容

（1）保健活動

ア　体制

村は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

イ　活動内容

村及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区毎（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。

ウ　その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

村及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

（2）精神保健

ア　体制

保健所は、村との連携を図りながら、管内の精神保健に関する状況を把握し、必要な精神保健に関する要望、要請確保について適宜県に要請する。また、精神科救護所（精神科医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師等によるチーム、当初は24時間体制）を早急に設置し、地域の精神医療の継続を図る。この救護所は次第に被災住民の心のケアに重点を移していき、避難所、被災家庭への往診、相談活動を広範囲に実施していくものとする。

村は、飛騨保健所との連携により、管内の精神保健に関する要望、要請を把握するとともに被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施するものとする。

イ　活動内容

村、県及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次の通りである。

（ア）精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
（イ）精神科入院病床の確保
（ウ）24 時間精神科救急体制の確保
（エ）治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
（オ）被災者の心の傷のケア
（カ）被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

（3）健康課題に応じた専門的な支援の実施

村及び県は、保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施するが、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

また、県は、村、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。

第 33 節　環境衛生・廃棄物処理

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

1　実施者

災害時における被災地のし尿、ごみ等の収集、運搬、処分は、村本部環境班が行うものとする。ただし被害の甚大等により村本部で実施できないときは、県支部保健班に連絡し、県支部内の他市町村から応援を得て実施するものとする。

2　清掃の方法

（1）ごみの収集

ごみの収集は環境班の運搬車によって行うが、不足する場合は、他の村有貨物車及び、業者に委託して行い、収集の順位は被災地の状況あるいは被災地帯における屋内清掃状況等を勘案して決めるものとする。ただし、感染症発生のおそれのある地域については、最優先するものとする。

（2）ごみの処理

災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収集したごみは高山市資源リサイクルセンターにて焼却処分を原則とするが、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃性物質又は焼却できないごみは埋立処分するものとする。

また、災害発生時に河川に流出したごみは、適切に撤去・処分を行い、河川環境の保全を図るものとする。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

（3）し尿の収集、処分

し尿の収集については（有）荘白川クリーンによるものとし、収集したし尿の処理は、高山市のし尿処理場で処理するものとするが、し尿処理場で処理できないときは、県支部保健班に報告し、その指示によるものとする。

（4）災害廃棄物の発生への備え

村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

村及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、周知に努めるものとする。

3　ごみ・し尿の処理体制

（1）小規模災害時の体制

小規模な災害の場合は、可能な限り現有の人員、機材によって行う。

（2）災害救助法適用時の体制

災害救助法の適用を受けた災害の場合も可能な限り現有の人員、機材によって行うことを原則とするが、必要に応じて機材等の借り上げによって迅速な処理をするものとする。

（3）甚大な災害発生時の体制

ア　支援要請

特に甚大な被害を受けた場合で収集運搬等に支障を生ずる場合は、県に連絡のうえ、近隣市又は県及び自衛隊からの応援を求めて緊急事態の収拾処置にあたる。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

（ア）災害の発生日時、場所、ごみ・し尿等の発生状況
（イ）支援を必要とするごみ等の場所、性状、処理量、処理期間等
（ウ）支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
（エ）その他必要な事項
（オ）連絡責任者

イ　支援

村は、被災市町村を支援する場合、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

（ア）ごみ・し尿等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）
（イ）ごみ・し尿等の処理に必要な資機材等の提供
（ウ）ごみ・し尿等の処理に必要な職員等の派遣
（エ）その他ごみ・し尿等の処理に関し必要な行為

4　し尿処理

（1）被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

（2）し尿排出量の把握

電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集見込み量を推定し、仮設トイレの必要数を把握する。

（3）村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。

（4）村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。

（5）処理作業

ア　村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、便槽が冠水等により汚物が流失しないような場所に設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

イ　村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集し、施設で処理する。

ウ　村は、必要により他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

エ　村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対して支援を要請する。

（6）仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレを設置する。

村は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下、「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ２個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後に埋没する。

仮設トイレは、当初は、村備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

なお、村においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

ア　仮設トイレの設置基準

指定避難所や被災地域における仮設トイレは、概ね100人に１基の割合で設置することとする。

イ　付属用品の手配

仮設トイレの必要数を確保するため、業界団体と早急に連絡をとるとともに、次の手配も行う。

①トイレットペーパー　②手洗い水　③清掃用品　④照明施設（屋外用）

ウ　衛生管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者・浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の村民に、日常の清掃等を要請する。

なお、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、指定避難所等の衛生向上に努めるものとする。

エ　要配慮者への配慮

仮設トイレの設置に際しては、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。

（7）公共施設トイレの利用

水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促すものとする。

（8）広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、村民に対して設置場所等を広報車等により広報を行うものとする。

また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平素から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行う。

（9）応援要請

村単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、村本部を通じて県又は他の市町村に応援を要請する。

5　生活ごみの処理

（1）収集体制

災害の規模の特定を急ぎ、従来の収集体制が維持できない場合は、住宅密度の高い地域から収集することとし、道路交通の状況その他により夜間収集も検討する。

（2）仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されると判断される場合は、災害廃棄物の収集場所としての「仮置場」を利用し、中継して処理を図る。

（3）村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、県に報告する。

（4）村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

（5）村は、処理を計画的に実施するため、ごみの発生量を予測し、県に報告する。

（6）処理作業

ア　村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。

なお、収集場所については、冠水等により流失又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

イ　村は、ごみ処理を行うために必要な人員・収集運搬車両等の確保を行い、不足する場合には、近隣市及び県に対して支援を要請する。

ウ　村は、ごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置場の確保を行う。

（7）指定避難所ごみ対策

指定避難所においては、開設規模にもよるが、初期に至っては大量のごみの排出が予想されるため、状況によっては一般収集とは別ルートの収集を速やかに検討する。

（8）委託許可業者との協議

収集する際には、あらかじめ委託許可業者と収集分担区域、収集順位、収集ルート等について協議を図るものとする。

（9）村民への協力要請

各自治会を通じて、状況により村民に対して村民自らの処理あるいは運搬、分別等の協力を求めるものとし、あわせてごみ排出ルールの徹底を促す。

(10) ごみ処理施設の復旧

ア　被害状況の把握と応急措置

ごみ処理施設管理者は、災害発生直後に被害状況を調査把握し、村災害対策本部へ報告するとともに、必要な緊急防御・復旧措置を施すものとする。

イ　広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（村域外処理）についても検討を行う。

６　災害廃棄物処理

国、県及び村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

村及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、 建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとる。

（１）仮置場（中間集積基地）の確保

大規模災害等により生じた災害廃棄物については、災害規模の程度により、仮置場を指定し、地域住民による災害廃棄物の搬入に利便性を図るものとする。

また、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど緊急を要するものについても同様とする。

（２）処理のフロー

ア　分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第１次分別を行った後、仮置場に集積することとする。

このうち、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

なお、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

（ア）木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、不燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

（イ）ビル等

ビル等から発生するコンクリート系廃棄物については可燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

イ　中間処理・最終処理方法

仮置場にて、第二次分別を行い、可能な限りごみ処理施設にて処理を行うが、処理業者への委託もあわせて検討を行う。

また、公的機関への受入れ要請も検討していくこととする。

７　死亡獣畜等の措置

（１）犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

（2）死亡動物・家畜の処理

ア　死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

イ　死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜（牛・馬・豚等）は、家畜の所有者が、原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

8　廃棄物処理施設の復旧

村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第 34 節　愛玩動物等の救援

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1　実施内容

村及び県は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

（1）被災地域における動物の保護

村は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

（2）動物の適正な飼養体制の確保

村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

（3）特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第 35 節　災害義援金品の募集配分

り災者、り災施設その他に関する義援金品の輸送及び配分は、県計画第３章第34節「災害義援金品の募集配分」に定めるほか、本計画の定めるところによるものとする。

１　実施機関

地域における義援金品の募集及び配分は、村本部（村民健康福祉班）が中心になり、概ね次の機関が共同しあるいは協力して行うものとする。特殊な災害等による募集配分については、関係のある機関が単独あるいは共同して行うものとする。

日本赤十字社白川村分区　白川村区長会　白川村女性会　白川村社会福祉協議会（村民課）白川村民生・児童委員協議会　白川郷学園前期課程児童会・後期課程生徒会

２　募集配分会議

義援金品を募集し配分しようとするときは、村本部（村民健康福祉班）は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会（以下、「配分委員会」という。）」を開催し、次の事項を決定するものとする。

募集に関する事項

（１）参加団体
（２）募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
（３）募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
（４）集積、輸送の場所、方法、期間等
（５）その他必要事項

３　募集

義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

（１）受入窓口
（２）受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）もしくは、振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
（３）受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

４　配分

（１）配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するにあたり、概ね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行うものとする。

ア　一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	１／２
床上浸水世帯	１／３

イ　無指定金銭

死　　者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者	１／２
全失世帯	1
半失世帯	１／２
床上浸水世帯	１／３

（注）１　床上浸水 10 日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。
２　必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

（２）村本部（村民健康福祉班）が、災害義援物資をり災者に配分する場合前記（１）に定める基準を参考にして行うものとするが、民生・児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分をするものとする。

（３）災害義援金の配分にあたっては、配分委員会の定める方法により、村本部（村民健康福祉班）が行うものとする。

（４）村見舞金の支給

災害により住家を失った世帯等があるときは、次により村の見舞金を支給するものとする。

ア　適用する災害

災害により村地域内に住家全失１世帯以上の被害が発生し、村長が必要と認めたとき。

イ　見舞金の支給額は、概ね次の金額の範囲内で村長が決定した額とする。

（ア）住家を全失した世帯（１世帯につき）
（イ）住家を半失した世帯（　〃　）
（ウ）住家に床上浸水した世帯（　〃　）
（エ）死亡した者１人につき（遺族に対し）
（オ）重傷を負った者１人につき

５　配分の時期

配分は、その都度できる限り速やかに行うものとするが、義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送あるいは労働力等の問題で経費を浪費すると考えられるような場合においては、一定量に達したときに行う等、配分の時期については十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配意して扱うものとする。

６　費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

７　その他

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものとする。

（１）金銭の管理

現金は、会計部において保管管理するとともに様式４号による現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、預金に伴う利息等は、義援金に含めて扱うものとする。

（２）てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、様式５号による義援金品受払簿を備え付け、受付から引続き又は配分までの状況を記録するものとする。

様式１号　義援金品拠出者名簿
２号　義援金品引継書
３号　義援金品受領書
４号　現金出納簿
５号　義援金品受払簿

第 36 節　産業応急対策

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

1　実施内容

（1）商工業の応急対策

ア　災害融資計画

県は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、相談窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資について斡旋、あるいは助成を行う。

（ア）一般金融

緊急貸出しについての貸付け利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付けを行う。

（イ）県費預託

県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金と合わせて円滑な貸付けを行う。

（ウ）保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、岐阜県信用保証協会の保証によって信用保全を図るとともに保証料の減免の措置を講ずる。

イ　復旧資材等の調達

県は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又は斡旋の要請があったときは、県内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又は斡旋に努める。

なお、県内において確保できないとき、あるいは不足するときは、適宜復旧用資材調達班を編成し、調達にあたるものとする。ただし、取扱い業者（組合）の出向確保が適当と認められるときは、当該業者（組合）にその旨を連絡し、確保する。

（2）観光客等の応急対策

ア　応急対策

村内に所在する宿泊休養施設、運動施設等の経営者又は管理者（以下、「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策にあたる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

イ　応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに村（消防団を含む。）ま又は察官に応援又は実施の要請をするものとする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

（3）農作物の応急対策

ア　代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、村は、県に確保斡旋の要請をするものとする。

イ　病害虫防除対策

（ア）病害虫防除指導の徹底

村は、災害により病害虫の発生が予想され又は発生したときは、病害虫発生予察情報に基づき、県、農業協同組合、農業共済組合、森林組合等と協力して病害虫防除の指導徹底にあたる。

なお、病害虫発生予察情報は、県において発し、村に伝達する。

（イ）農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、村は、県に確保斡旋の要請をするものとする。

（ウ）防除器機具の整備

村、県、関係機関は、病害虫防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導にあたるものとする。なお、村は、緊急防除にあたって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をするものとする。

ウ　肥料等の確保

村は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保斡旋の要請をするものとする。

（4）畜産の応急対策

ア　家畜の診療

村は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、村において診療するものとする。なお、村において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請するものとする。

イ　家畜の防疫

（ア）畜舎等の消毒

県は、家畜伝染病予防法（昭和26 年法律第166 号）の規定に基づき、畜舎等の消毒を要請する。

（イ）緊急予防注射の実施

県は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法に基づき、職員を被災地へ派遣して実施する。

（ウ）その他の防疫措置

県は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

ウ　家畜の避難

村は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

エ　飼料等の確保

村は、避難家畜に対する飼料、わら等が現地において確保できないときは、県に確保斡旋の要請をするものとする。

オ　青刈飼料等の対策

村は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊又は回復の見込みが少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部分の被害で回復の見込みのある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導するものとする。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保斡旋の要請をするものとする。

（5）林地、林産物等の応急対策

ア　林地の対策

村は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。

イ　造林木の対策

（ア）倒木対策

村は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、県及び森林組合等と協力して、できるかぎり速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

（イ）資材等の調達

村は、災害に備えて、村あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起こし機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保斡旋を要請するものとする。

ウ　苗木等の対策

（ア）苗木種子の確保

村は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保斡旋を要請するものとする。

（イ）病害虫の防除

村及び県は、長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロッチ病等の発生について、森林組合等と協力しその防除について指導の徹底を図るものとする。

エ　一般林産物及び施設の対策

（ア）被害木の処理

村は、県及び森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。なお、県行造林の被害木については、県が、その早期処理に努める。

オ　特用林産物及び施設の対策

（ア）復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

村は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請するものとする。

（イ）しいたけ等への雑菌対策

村は、県及び農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底にあたるものとする。

なお、森林組合あるいは生産者は、災害に備えてしいたけ等の雑菌防止のための薬品を備蓄しておくように努めるものとするが、災害が発生しその確保ができないときは、村は、県に確保斡旋を要請するものとする。

（６）干害応急対策

村は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力について、県等への要請等適切な対策を講ずるものとする。

第 37 節　公共施設の応急対策

道路、河川等の公共施設は、道路交通など社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が、被害を受けた場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重要な支障をきたすこととなる。また、社会福祉施設等の社会公共施設が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、これら公共施設の速やかな応急復旧措置を講ずる。

１　応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設を所管する部が行う。

（１）土木施設…建設部
（２）農林畜産業施設…産業部
（３）社会福祉施設…村民部
（４）上下水道施設…建設部
（５）村有財産…総務部
（６）観光施設…観光振興部
（７）環境施設…総務部
（８）教育・スポーツ施設…教育部
（９）保育施設…村民部

２　被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、あるいは災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、あるいは被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとる。

３　応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが、被害を拡大させるおそれがある場合等は、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとる。

４　施策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施にあたっては、次の点に留意する。

（１）応急対策実施の状況をできるだけ所管の機関に報告するとともに、予算措置を要する対策にあっては、関係の機関に連絡協議して行うこと。
（２）被災施設の応急復旧あるいは取り除きにあたっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

５　施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設毎に応急対策に関する実施の要領を定めておく。

なお、実施要領の作成にあたっては、特に次の点を明示する。

（１）実施者又は実施の組織
（２）対策実施の方法
（３）被害防止上特に重点を置くべき箇所等
（４）応急措置用資機材等の整備点検
（５）その他施設条件に伴う必要な事項

６　村有財産の対策

（１）災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から家財の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時等においては、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努める。

なお、保管（所属）物品についても保全に努め、浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

（２）応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受け、そのまま放置することが、財産の維持管理上又はその機関の業務確保上支障となり、緊急に応急措置を要するときは、関係機関に連絡のうえ、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

なお、物品についても被災後直直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置をする。

第 38 節　ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や住民生活の安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援態勢をとるよう努める。

１　通信施設の応急対策

村は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、村民への広報に努めるものとする。

ＮＴＴ西日本（株）は、次の通り公衆電気通信に係る災害復旧対策を実施するものとする。

（１）災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢をとる。

（２）緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

（３）情報収集・連絡体制

衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧状況等、関係機関に周知し共有を図るものとする。

（４）通信の確保

災害時に際し、次により臨機な措置をとり、重要通信の確保を図る。

ア　臨時回線を作成するほか、必要に応じ関係機関と協議のうえ、臨時公衆電話の措置等を図る。

イ　重要通信を確保するため、必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ　非常・緊急の電話及び電報は、一般電話又は電報に優先して取り扱う。

エ　警察・消防電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

（５）資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保する。

（6）応急復旧
　通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。
（7）災害時における広報活動
　被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。
（8）応重要施設への優先的復旧
　防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

2　電力施設の応急対策

村は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

村は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、村民への広報に努めるものとする。

中部電力（株）は、災害発生時には次の災害応急対策を実施するものとする。

（1）災害対策本部の設置
　災害の発生が予想される又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。
（2）緊急出社要員の確保
　緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。
（3）情報収集・連絡体制
　移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等のほか、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努め、復旧状況等関係機関に周知する。
（4）復旧用資機材及び輸送手段の確保
　通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、その空輸には道路の寸断・渋滞を予想して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。
（5）災害時における危険予防措置
　災害時においても原則として可能な限り電送を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。
（6）高圧発電機車による電源確保
　必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。
（7）災害時における広報活動
　被災状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関、防災行政無線、広報車等を通じて周知する。
（8）防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

3　水道施設

（1）水道事業者の応急復旧対策
ア　緊急要員確保
　水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。
イ　被害状況調査及び復旧計画の策定
　水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。
ウ　復旧資機材業者及び工事業者への協力要請
　水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。
エ　応援要請
　水道事業者は、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

オ　重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

4　下水道施設

（1）下水道管理者の応急復旧対策

ア　緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

イ　被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施するものとする。

5　放送施設

村は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

（1）放送事業者の応急復旧対策

ア　災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ　緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

ウ　情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

エ　放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

オ　応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第 39 節　文教災害対策

児童・生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1　実施内容

（1）気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下、「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

ア　村立学校

村教育委員会及び各施設管理者は、学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、本章第９節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき村に伝達されるため、村教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達するものとする。

（2）文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

ア　災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

イ　応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

ウ　清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。

（3）児童・生徒等の安全確保

学校等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めるものとする。

（4）教育活動の早期再開

県教育委員会及び村教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア　応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

イ　被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ　教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

（ア）被害箇所及び危険箇所の応急修理

（イ）公立学校の相互利用

（ウ）仮設校舎の設置

（エ）公共施設の利用

（オ）上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

エ　応急教育についての広報

応急教育の開始にあたっては、開始時期、方法等について、児童・生徒等や保護者等への周知を図る。

（5）教員の確保

県教育委員会及び村教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとるものとする。

（6）児童・生徒等に対する援助

ア　学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合、給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ　就学援助

村は、世帯が被災し、就学が困難となった児童・生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ　学校給食及び応急給食の実施

村は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

エ　防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童・生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童・生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童・生徒等に感染症が集団発生したときは、村、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本編２章30節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

オ　転出、転入の手続

県教育委員会及び村教育委員会は、児童・生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問合せに対応するものとする。

カ　心の健康管理

県教育委員会及び村教育委員会は、被災した児童・生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

（7）その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

2　学校保健の対策

（1）被災状況の調査報告

村本部教育部は、給食関係の被害状況の掌握と、災害に伴う準要保護児童・生徒の給食費補助のため、次の事項を速やかに調査し、報告する。

ア　学校給食用物資の被害状況調

学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」（資料編）により報告する。

イ　児童・生徒被災状況調

児童・生徒の属する世帯の被害状況を「児童・生徒被災状況報告書」（資料編）により速やかに調査し、報告する。

（2）応急給食の実施

教育部は、次の点に留意して応急給食を実施する。

ア　災害により被害があっても、できるかぎり継続して実施すること。

イ　施設、原料等の被害のため、その実施ができないときは、村本部長と協議し、速やかに応急措置をして実施すること。

（3）児童・生徒の安全措置

各学校長は、平常時の避難訓練に基づき迅速に児童・生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、災害に応じた救急措置及び安全措置を実施する。

ア　登下校

地域やそのときの状況判断により、村本部との連携を密にしながら登下校の可否を決める。緊急下校の際は、通学路の安全を確保し、できるだけ家庭との連携をとりながら、小集団で下校させる等、所要の措置をとり、児童・生徒の安全を確保する。

イ　救急措置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急措置を行う。

3　文化財その他文教関係の応急対策

災害時における文化財その他文教関係の応急対策は、次によるものとする。

（1）被災教育職員の調査報告

教育部は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を県計画第３章第８節に定める様式により調査し、県支部を経由して県本部に報告するものとする。

（2）公民館その他社会教育施設の対策

公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、次の（3）により被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

（3）被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときはその管理者は、次の系統により被害の状況を報告するものとする。なお、教育部は、報告を受けあるいは承知したときは、県計画様式８号より報告するものとする。

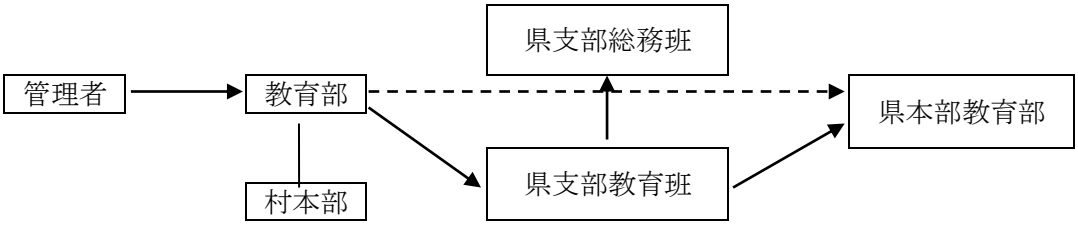

（4）文化財の対策

被災文化財については、村文化財審議会委員等の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するよう被害文化財個々につき対策を所有者あるいは管理者に指示し指導するものとする。

第 40 節　災害警備活動

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、高山警察署は必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害発生時における措置

災害及び突発重大事案が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、概ね次に掲げる対策を講ずるものとする。

ア　早期警備体制の確立
イ　多様な手段による各種情報の収集・伝達
ウ　被害実態の早期把握
エ　消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
オ　行方不明者の調査
カ　要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
キ　災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
ク　村民等による地域安全活動への指導、連携
ケ　自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
コ　被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
サ　不法事案等の予防及び取締り
シ　被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化
ス　避難路及び緊急交通路の確保
セ　交通の混乱防止及び交通秩序の確保
ソ　広報活動
タ　遺体の見分、検視等
チ　関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

（2）警備対策の具体的な運用

高山警察署の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察警備実施規程、岐阜県警察風水害等警備実施計画及び突発重大事案警備実施計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずるものとする。

第 41 節　広域避難受入計画

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、村は、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入方法を含めた手順等を定める。

1　広域避難受入計画フロー

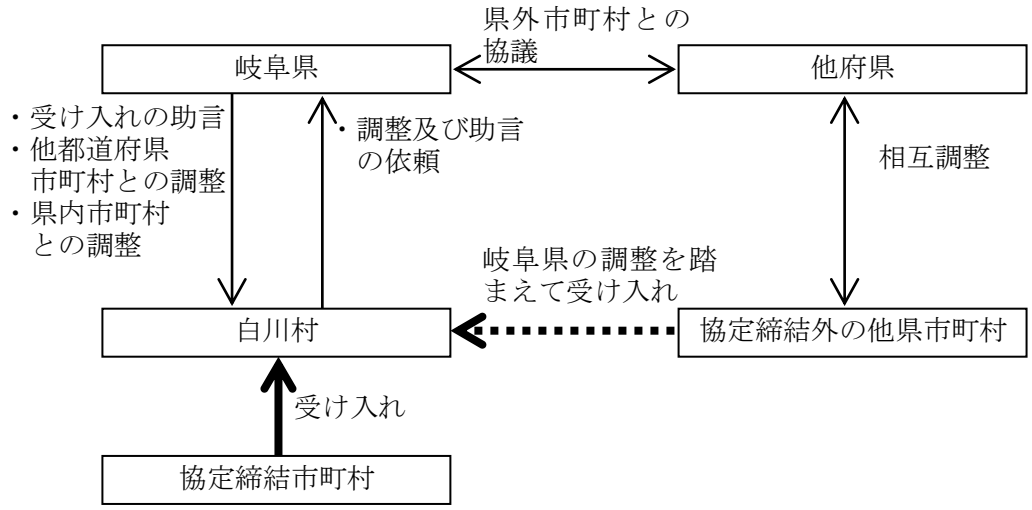

（1）協定締結市町村の受入れ

村は、協定を締結している市町村が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村と被災者の受入れについて直接協議するものとする。

（2）受入れに係る協議

村は、被災他市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町村と直接協議するものとする。

また、岐阜県以外の都道府県の市町村の受入れについては、岐阜県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

（3）村の備え

村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

（4）広域被災者への配慮

ア　村は、本村に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（村・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ　村及び防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅等での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

（5）受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、「白川村避難者受入支援本部（仮称)」を組織のうえ、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部（仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1　避難者名簿の作成、管理 2　県及び避難元自治体との連携 3　避難所、住宅の提供、斡旋 4　生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5　情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6　その他避難者支援に必要な事項

第 42 節　航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

（ア）民間航空機の場合

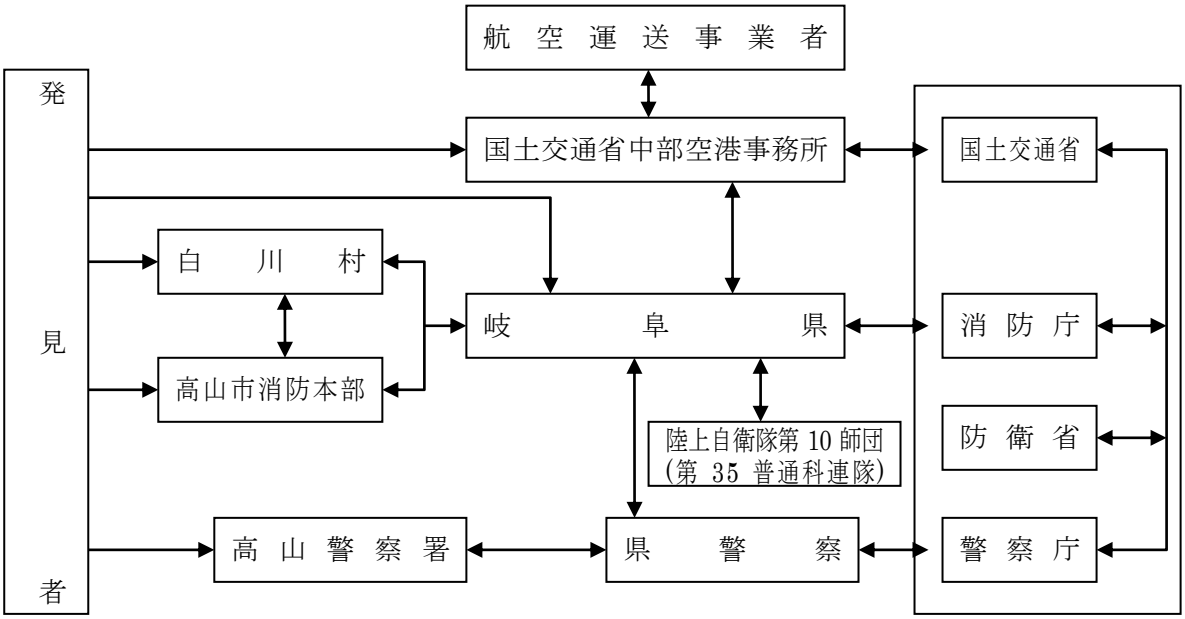

（イ）自衛隊機、米軍機の場合

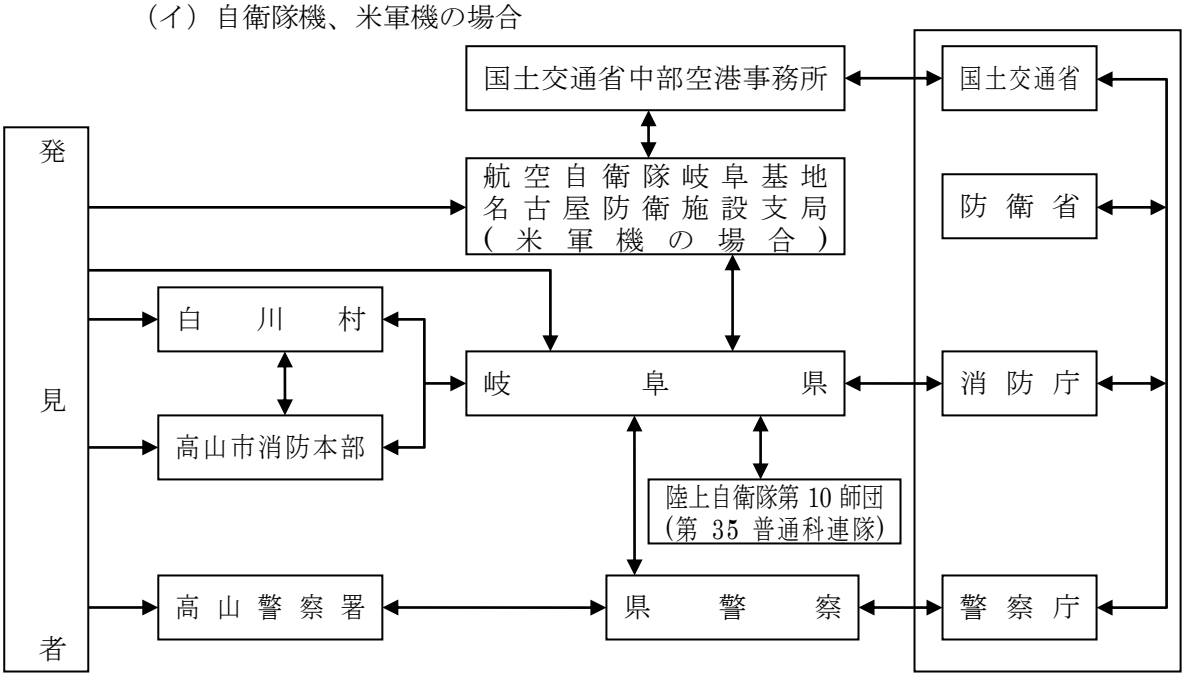

イ　応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ　通信手段の確保

航空運送事業者、村、県及び防災関係機関は、災害発生直後直直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（２）活動体制の確立

ア　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、村災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県に対し、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村からの応援を要請する。また県は、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部９県１市)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

ウ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（３）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、村からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

高山市消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

（４）関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、村、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

なお、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいという村民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第 43 節　り災者救出計画

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者等の救出は、本計画の定めるところによるものとする。

１　実施班

村本部における、り災者の救出は、議会・庶務班が消防班、高山警察署その他関係機関と連絡をとって実施するものとするが、直接の実施は村本部班員、消防班員あるいは奉仕団員等の労力などによって行うものとする。

２　発見者の通報

救出を要する状態にあるものを発見した者は、直ちに救出にあたるとともに、独自で救出できない場合にあっては、村本部又は警察官に通報しなければならない。

３　救出の方法

村本部における救出作業は、議会・庶務班と消防団が協議してその対策を立て、直接の作業は、消防団長又はその代理者が救出の指揮をするとともに、必要に応じ機械器具を借り上げ、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行うものとする。

資料編　　○　岐阜県防災ヘリコプター応援協定

４　応援の要請

村本部において救出作業ができない時又は機械器具等の借り上げができないときは、県支部救助班に応援等の要請をするものとする。応援等の要請にあたっては、その内容を明示して行うものとする。

５　機関相互の連絡

救出指揮者は、救出活動にあたって出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体の救出作業に努めるとともに、救出後医療を要する場合にあっては、医療班あるいは医療機関とも連絡をとり、その待機を要請する等機関相互の連絡調整に努めるものとする。

なお、救出作業の状況は、逐次村本部連絡員室に連絡するとともに、救出終了後救出指揮者は、使用資器材の使用状況を本部連絡員室に連絡するものとする。

６　その他

救出に関する次の事項は、県計画第３章第 26 節「救助活動」の定めるところによるものとする。

（１）災害救助法による救出対象者

（２）災害救助法による救出の基準等

ア　費用の範囲

イ　救出期間

ウ　諸記録の作成保存報告等その他の事務手続き

第 44 節　道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、村、県、高山警察署等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

（ア）国の管理する道路

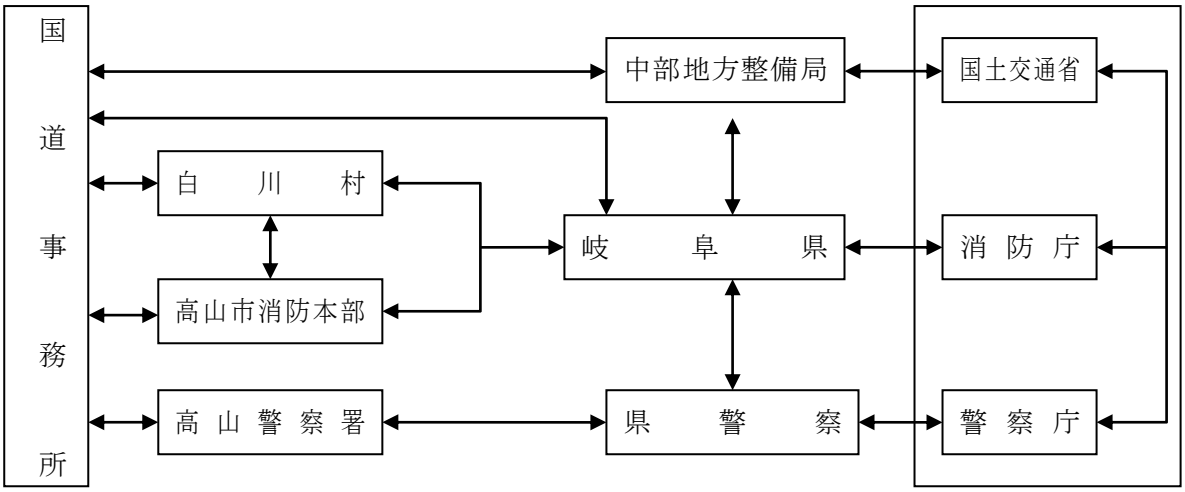

（イ）県の管理する道路

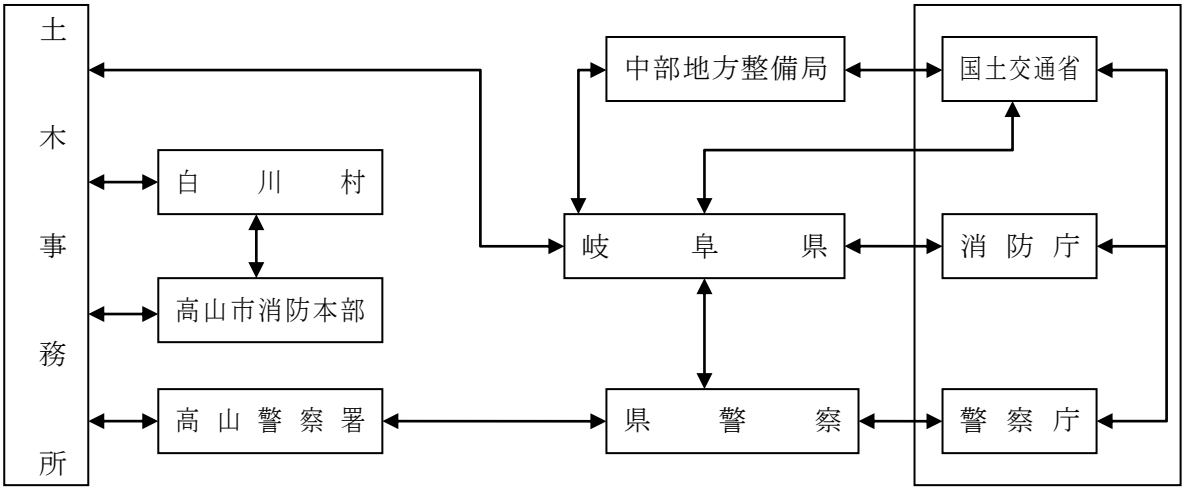

（ウ）村の管理する道路

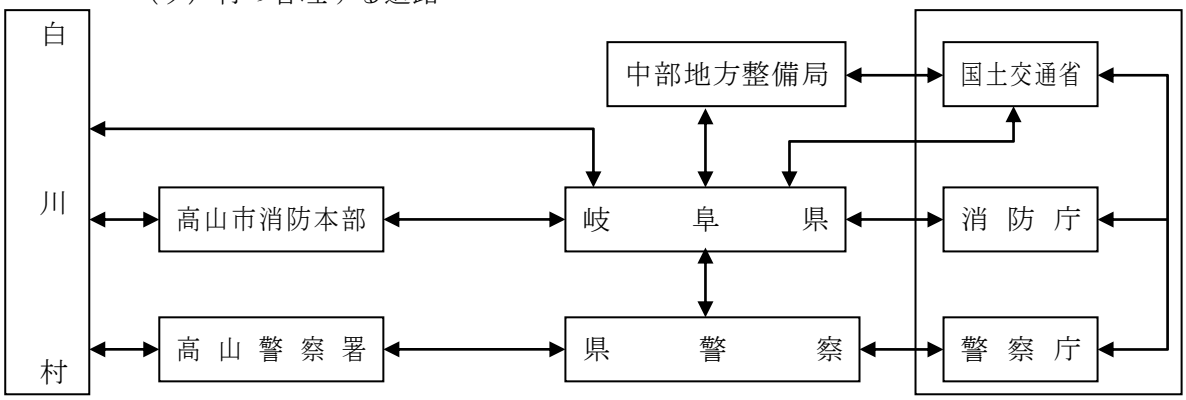

（エ）中日本高速道路株式会社の管理する道路

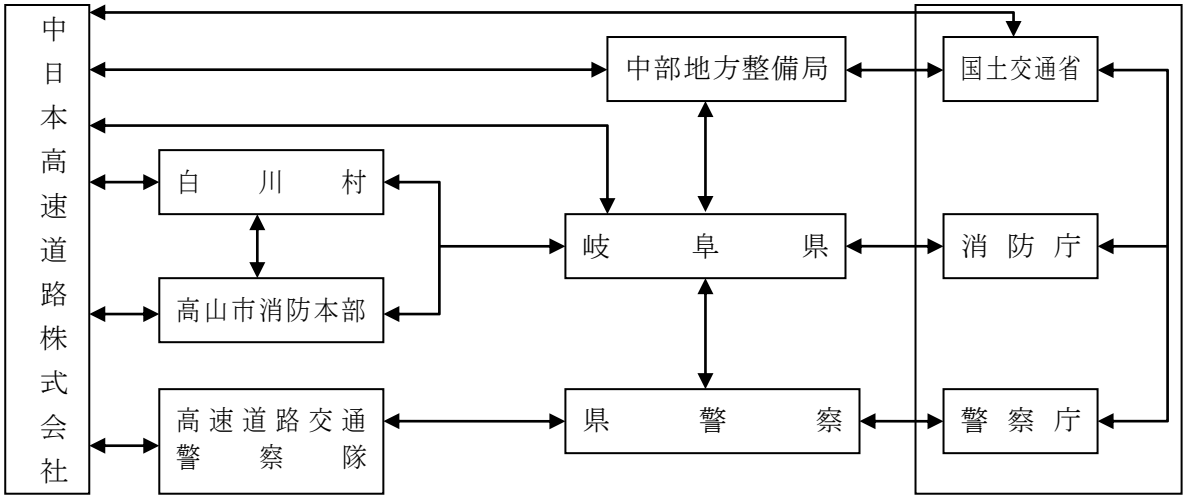

イ　応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国、村、県等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ　通信手段の確保

村、道路管理者、県及び防災関係機関は、災害発生直後直直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（２）活動体制の確立

ア　道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ　広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できないと判断した場合、県に対し、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村からの応援を要請する。また、県は、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部９県１市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（３）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

道路管理者は、村、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

なお、詳細については、本章第12節「消防・救急・救護活動」、本章第42節「り災者救出計画」による。

イ　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

道路管理者は、村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

高山市消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

オ　危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

村、高山警察署は、危険物の流出が認められた場合、直直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

カ　道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

（４）被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、村、県及び防災関係機関は、被災者等の要望、要請を十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

（５）再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第 45 節　山岳災害救助計画

白山山岳地域における登山者の安全を確保し、山岳遭難事故を防止するとともに、遭難者の捜索及び救助に万全を期することを目的として、概ね次の事項を定めるものとする。

1　白山山岳救助隊の編成

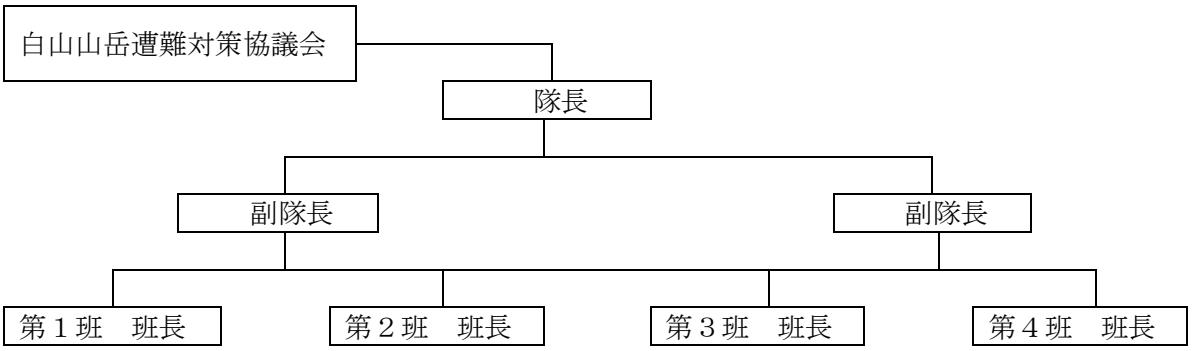

2　捜索、救出及び通信系統図

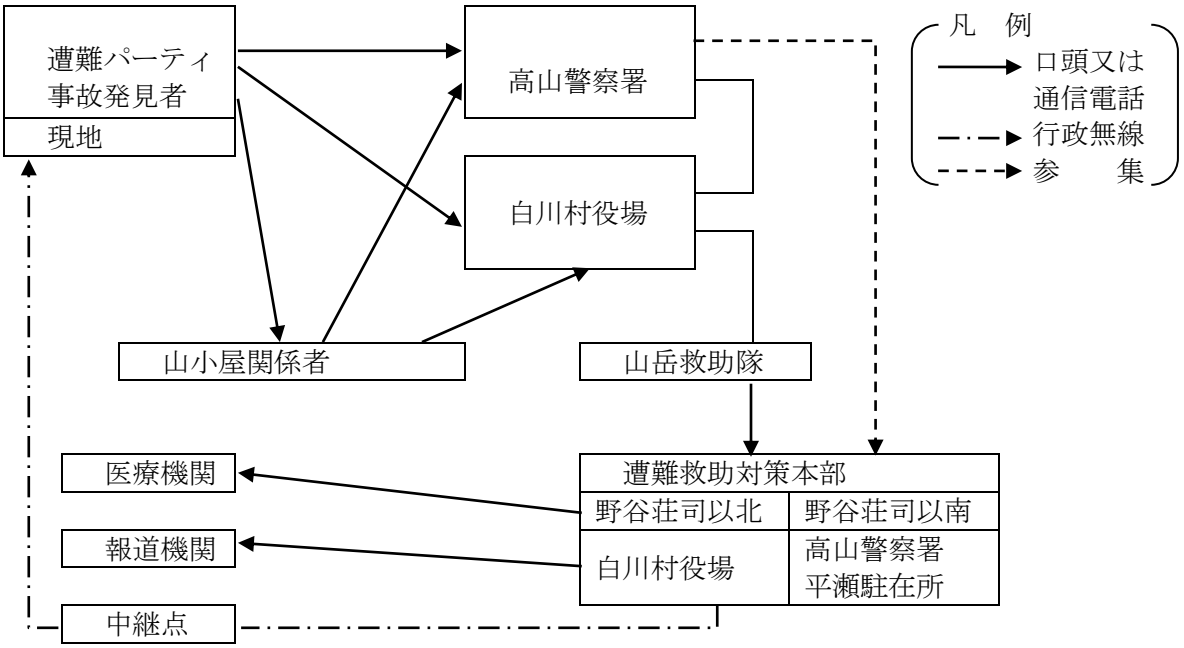

3　山岳装備の充実

山岳遭難者の捜索、救助活動は、山岳という特殊性のため、高度の技術のほか安全な装備が必要である。しかし、救助隊の装備は必ずしも十分でなく、早急に整備する必要がある。山岳救助隊の現在の装備は、資料編に掲載の通りである。

資料編　　○　山岳装備整備状況

4　出動

白山山岳救助隊は、高山警察署長の要請により白山山岳遭難対策協議会長の命を受けて、次の場合に出動する。

（1）白山において山岳遭難事故が発生し、その家族及び同行者等から出動依頼があったとき。

（2）その他大規模な山岳遭難事故が発生したとき。

第 46 節　放射性物質及び原子力災害対策

1　放射性物質災害対策

放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害情報の収集、連絡

村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する 概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ　災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

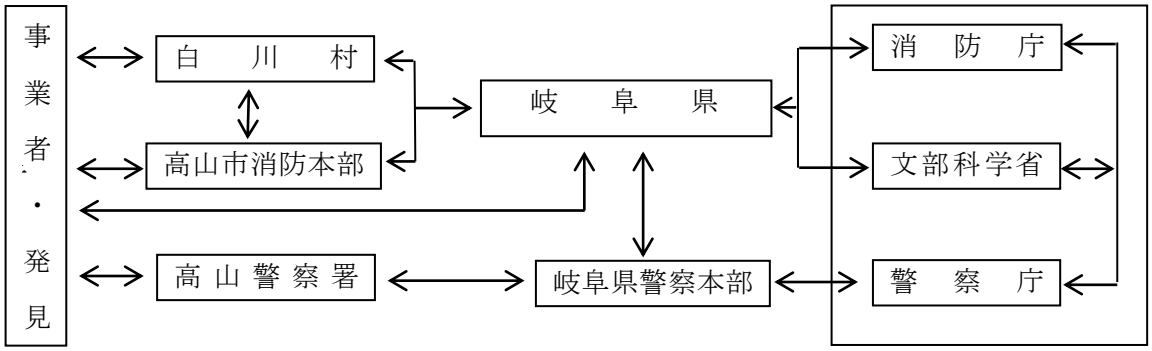

ウ　応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県や防災関係機関と応急対策活動状況等について相互に緊密な情報交換を行う。

エ　通信手段の確保

村、県、放射性物質貯蔵・取扱い事業者及び防災関係機関は、災害発生直後、直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（2）活動体制の確立

ア　村及び県の活動体制

村及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ　広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により、県及び周辺市町村に応援を要請する。

エ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

オ　防災業務関係者の安全確保

村、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

（3）災害の拡大防止活動

村及び県は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏えい防止、環境モニタリングをはじめ、村民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

（4）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

村は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

なお、詳細については、本章第12節「消防・救急・救護活動」、本章第42節「り災者救出計画」による。

イ　医療活動

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（5）放射性物質の漏洩に対する応急対策

村及び県は、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

（6）避難収容活動

ア　避難誘導の実施

村は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　指定避難所

村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第21節「避難対策」による。

（7）被災者等への的確な情報伝達活動

村、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2　原子力事故災害応急対策

（1）モニタリングの強化及び対応

ア　緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による村民等と環境への放射線影響把握のため、石川県及び福井県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、県災害対策本部設置の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り替える。なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、大気中放射性物質拡散予測等を参考にする。

※ＯＩＬ：原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

（ア）緊急時におけるモニタリング

・　空間放射線モニタリング

・　放射能濃度の測定・放射性物質の検査

（イ）県によるモニタリング結果の公表

（２）基準値超過食品の流通防止措置

村は、県による県産農林水産物等のモニタリングの結果、放射性物質濃度が基準値を超え、国及び県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び村民等に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

（３）水道水の摂取制限等の措置

県は、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれるＯＩＬや放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、村及び水道事業者に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請し、村及び水道事業者は速やかに対処する。

また、村及び水道事業者は超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

村又は水道事業者は、国及び県からの指示があった時又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

（４）屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

村は、村への影響が懸念される事態が発生した場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、村に対して原災法第15条の規定に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、村民に対して以下の指示を行う。

ア　警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の村民への注意喚起

村及び県は、原子力災害による影響が懸念される場合に、村民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、村民に対して注意喚起を行う。

イ　全面緊急事態の際の村民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

村及び県は、村への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、村に対して原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下、「原災法」という。）第15条の規定に基づく指示があった場合又はＯＩＬを超えた場合には、村民に対して避難指示を行う。

なお、原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣から村に対し、村民等に屋内退避や避難に関する指示が発せられた場合は、次のことを行う。

（ア）村は、村民に対する屋内退避又は避難指示を次により伝達する。

ａ　報道機関に対する緊急放送等の要請

ｂ　防災行政無線等による広報

ｃ　広報車などによる広報

ｄ　学校、保育園、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

（イ）村は、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、村民を屋内退避又は避難させる。

（ウ）広域避難が必要となった場合は、県と連携し実施する。

〈原子力緊急事態：原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態〉

（５）村民への情報伝達等

ア　村民に対する広報及び指示伝達

村は、村民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、村民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

・　事故の概要
・　災害の現況
・　放射線の状況に関する今後の予測
・　村、県及び防災関係機関の対策状況
・　屋内退避、避難など村民のとるべき行動及び注意事項
・　その他必要と認める事項

イ　住民相談の実施

村は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県と連携し村民からの様々な相談、問合せに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

（6）自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を超えた避難者の受入等活動については、本章第41節「広域避難受入計画」に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び村が連携して受入活動にあたる。

原子力事故災害が発生し、自治体の区域を超え村に避難する事態となった場合は、県と連携し、村の指定避難所で可能な限り受入れを行い、避難者に対して必要な支援及び避難元市町村からの情報提供等を行う。

特に、石川県の志賀原子力発電所及び福井県内の原子力発電所周辺市町の避難者受入については、県の協力のほか、応援協定書に基づく、受入活動を行う。

第 47 節　危険物等保安対策

高圧ガス、火薬類等の危険物等の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害情報の収集、連絡

危険物等取り扱い事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直直ちに村等へ連絡するものとする。

村は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ　災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

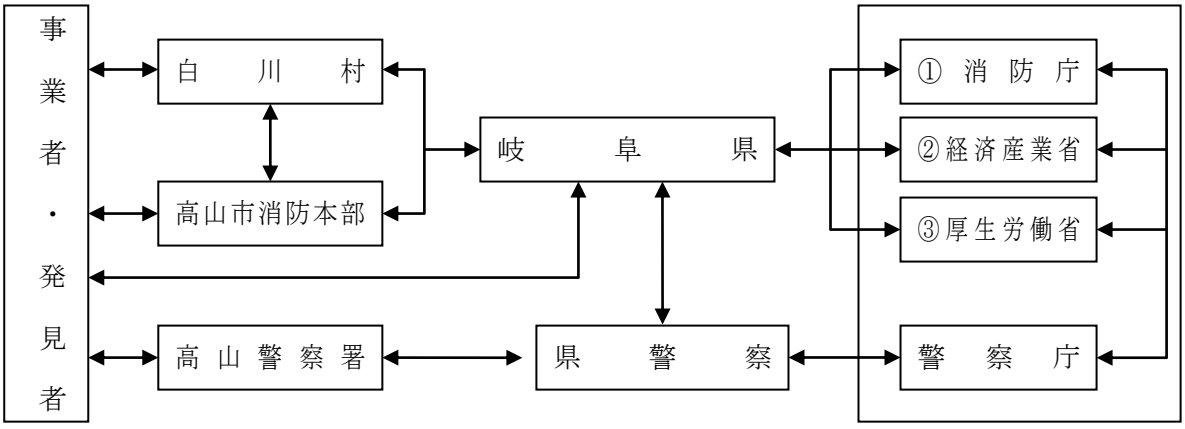

（①危険物、②高圧ガス、火薬類、③毒物劇物による災害時
②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。）

ウ　応急対策活動情報の連絡

危険物等取り扱い事業者は、村及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ　通信手段の確保

危険物等取り扱い事業者、村、県及び防災関係機関は、災害発生直後直直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（２）活動体制の確立

ア　危険物等取り扱い事業者の活動体制

危険物等取り扱い事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、村災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ　広域的な応援体制

危険物等取り扱い事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取り扱い事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取り扱い事業者に応援を要請するものとする。

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県に対し、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村からの応援を要請する。また県は、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部９県１市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ　防災業務関係者の安全確保

村、県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

（３）災害の拡大防止活動

危険物等取り扱い事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

村及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、村民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

（４）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

危険物等取り扱い事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第12節「消防・救急・救護活動」、本章第42節「り災者救出計画」による。

イ　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

高山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制にあたって、高山警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

（5）危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取り扱い事業者等は、直直ちに防除措置を講ずるものとする。

消防機関及び警察は、直直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

村及び県は、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

（6）避難受入活動

ア　避難誘導の実施

村は、危険物等災害により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　指定避難所

村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第21節「避難対策」によるものとする。

（7）被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取り扱い事業者、村、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

第 48 節　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害情報の収集、連絡

村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ　災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

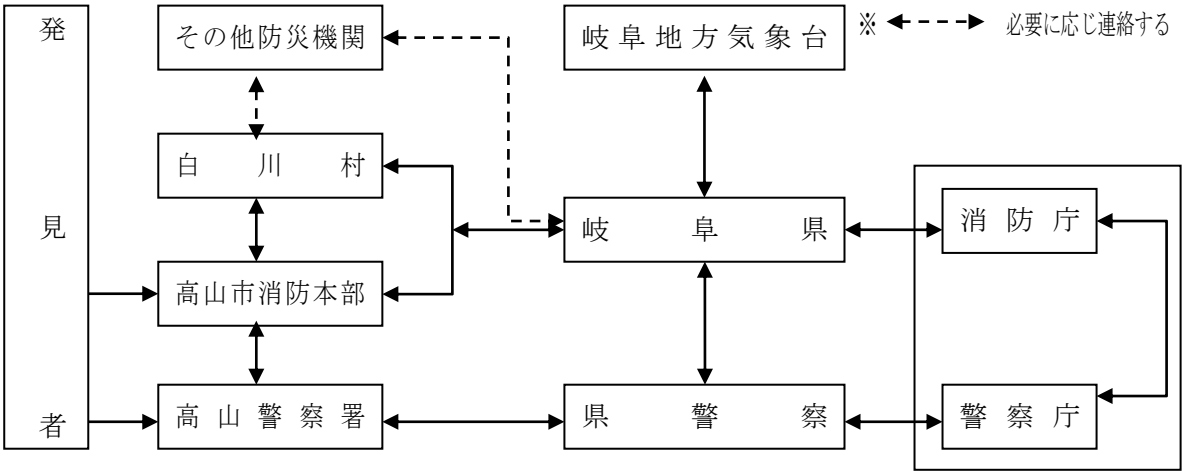

ウ　応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ　通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、災害発生直後直直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（2）活動体制の確立

ア　林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

イ　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ　広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県に対し、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村からの応援を要請する。また県は、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部９県１市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（３）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

なお、詳細については、本章第12節「消防・救急・救護活動」、本章第42節「り災者救出計画」による。

イ　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

村及び高山市消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

村民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

高山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路の交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

なお、交通規制にあたって、高山警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

（４）避難受入収容活動

ア　避難誘導の実施

村は、林野火災により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　指定避難所

村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、本章第21節「避難対策」によるものとする。

（５）被災者等への的確な情報伝達活動

村、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとり合うものとする。

（6）二次災害の防止活動

村及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第 49 節　大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1　実施内容

（1）災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア　災害情報の収集、連絡

村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ　災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

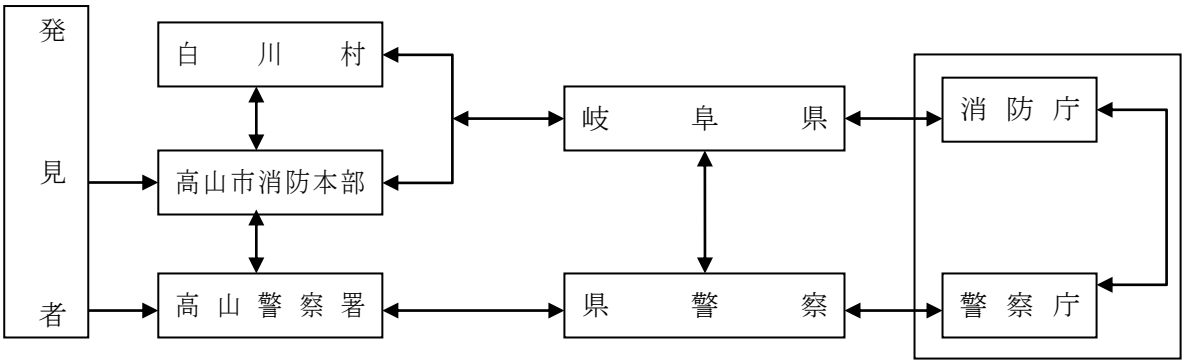

ウ　応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行うものとする。

エ　通信手段の確保

村、県及び防災関係機関は、災害発生直後直直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、本章第８節「通信の確保」による。

（2）活動体制の確立

ア　村の活動体制

村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、村災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、村及び県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ　広域的な応援体制

村は、村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県に対し、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村からの応援を要請する。また県は、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部９県１市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

エ　自衛隊の災害派遣

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

（３）救助・救急、医療、消火活動等

ア　救助・救急活動

村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、本章第12節「消防・救急・救護活動」、本章第42節「り災者救出計画」による。

イ　医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

村は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、本章第28節「医療・救護活動」による。

ウ　消火活動

高山市消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施する。

エ　交通の確保

村、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

高山警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。なお、交通規制にあたって、高山警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

（４）避難受入活動

ア　避難誘導の実施

村は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ　指定避難所

村は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、本章第21節「避難対策」によるものとする。

（５）被災者等への的確な情報伝達活動

村、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとり合うものとする。

第 50 節　大規模な停電対策

大規模かつ長期停電が生じることによる、正確な情報を迅速に提供することができないなどの混乱の防止を図るため、必要な措置を講ずる。

１　実施内容

（１）広報

村、県及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問合せ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやＳＮＳ等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア　停電及び停電に伴う災害の状況
イ　関係機関の災害応急対策に関する情報
ウ　停電の復旧の見通し
エ　避難の必要性等、地域に与える影響
オ　携帯電話等の充電可能な施設等の情報
カ　その他必要な事項

（２）応急対策

村、県及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする

（３）電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

（４）通信機器等の充電

村は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器等の提供に努めるものとする。

第３章　災害復旧

第１節　復旧・復興体制の整備

１　基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、村民の意向を尊重し、村、県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、村、県が主体となって、村民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国・県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

２　迅速な現状復旧

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

３　復旧・復興の基本方針の決定

（１）基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

（２）復旧・復興計画の策定

村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、村民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

４　人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

５　その他

村は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第２節　公共施設災害復旧事業

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、災害による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。

村は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧にあたっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

同時に、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

１　基本的手順

公共施設管理者等は、次の通り災害復旧を行う。

（１）調査分析
　応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

（２）災害復旧計画の策定
　調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害防止を図るために必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

（３）優先順位の策定
　被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

（４）協力体制
　関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

２　公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害発生による被災施設を速やかに原形復旧する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道などであり、一定の要件を満たす災害復旧は国の負担となる。

３　激甚災害に関する対応計画

村は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対し、早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国へ働きかけを行う。

このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

4　激甚災害に係る財政援助措置の対象

災害復旧事業の種類は、次の通りである。

ア　公共土木施設災害復旧事業
　（ア）河川災害復旧事業
　（イ）海岸災害復旧事業
　（ウ）砂防設備災害復旧事業
　（エ）林地荒廃防止施設災害復旧事業
　（オ）地すべり防止施設災害復旧事業
　（カ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
　（キ）道路災害復旧事業
　（ク）下水道災害復旧事業
　（ケ）公園災害復旧事業
イ　農林水産業施設災害復旧事業
ウ　都市災害復旧事業
エ　水道災害復旧事業
オ　住宅災害復旧事業
カ　社会福祉施設災害復旧事業
キ　公立医療施設、病院等災害復旧事業
ク　学校教育施設災害復旧事業
ケ　社会教育施設災害復旧事業
コ　その他の災害復旧事業

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ県・国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、村は早期に被害情報の収集や県・国への働きかけを行う。復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

1　実施内容

（1）法律等により一部負担又は補助するもの

ア　法律
　（ア）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
　（イ）公立学校施設災害復旧費国庫負担法
　（ウ）公営住宅法
　（エ）土地区画整理法
　（オ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
　（カ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　（キ）予防接種法
　（ク）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
　（ケ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
　（コ）防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
イ　要綱等
　（ア）公立諸学校建物その他災害復旧費補助
　（イ）都市災害復旧事業国庫補助
　（ウ）上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

（２）激甚災害に係る財政援助措置

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（ア）公共土木施設災害復旧事業
（イ）公共土木施設災害関連事業
（ウ）公立学校施設災害復旧事業
（エ）公営住宅等災害復旧事業
（オ）生活保護施設災害復旧事業
（カ）児童福祉施設災害復旧事業
（キ）老人福祉施設災害復旧事業
（ク）身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
（ケ）知的障がい者援護施設災害復旧事業
（コ）感染症指定医療機関災害復旧事業
（サ）感染症予防施設事業
（シ）堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
（ス）湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成

（ア）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
（イ）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（ウ）開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（エ）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（オ）森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
（カ）土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
（キ）共同利用小型漁船の建造費の補助
（ク）森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成

（ア）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（イ）小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
（ウ）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の特別の財政援助及び助成

（ア）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（イ）私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（ウ）村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
（エ）母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
（オ）水防資材費の補助の特例
（カ）り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
（キ）産業労働者住宅建設資金融通の特例
（ク）公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
（ケ）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

（３）暴力団の排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、村、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第４節　被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

１　生活相談

村は、被災者の生活確保のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

２　被災者への生活再建等の支援

（１）被災者生活再建支援法の適用

村は、住宅被害の認定を行い、被災者への資金の支給申請に必要な、罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請等の受付、県への書類送付を行う。

（２）被災者生活・住宅再建支援交付金

村は、要綱に定めるところにより、住宅被災者世帯に対し支給する。

（３）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア　災害弔慰金

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した村民の遺族に対し支給する。

イ　災害障害見舞金

村は、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

ウ　災害援護資金の貸付け

村は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（４）災害資金、住宅資金等の貸付け

ア　低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付け

イ　母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け

ウ　寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付け

エ　労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付け

オ　住宅を失い又は破損した者に対する住宅金融支援機構からの貸付け

（５）非常即時払い等

ア　郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲における非常即時払い

イ　保険・年金貸付金の非常即時払い

ウ　年金掛金の特別振込等の非常取扱い

エ　預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し

オ　定期預金、定期積立金の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付け等

カ　損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

（６）生活福祉資金

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

３　罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4　被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5　被災者生活の再建支援

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

6　災害ケースマネジメント

村は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

7　租税の減免

村は、被災者に対する税の減免等納税緩和措置を講ずる。

8　職業の斡旋

村は、被災者の職業の斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、村及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。

9　生活保護制度の活用

村は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生・児童委員と連絡を密にし、福祉事務所との連携により速やかに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を適用する。

10　障がい者及び児童に係る対策

（1）障がい者に係る対策

村は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

ア　ＦＡＸ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ　車いす、障がい者用携帯便器等障がいの状況に応じた機器や物資等の供給

ウ　ガイドヘルパー等障がい児要望、要請に応じたマンパワーの派遣

（2）児童に係る対策

村は、次の方法等により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

ア　避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について県子ども相談センターに対し通報がなされるようにする。

イ　保護を必要とする児童を発見した場合、県子ども相談センターと連携し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ　保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、保育所に入所させ保育する。

11　生活必需品、復旧資機材等の供給確保

被災地において村民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需品、復旧用建築資機材等の基礎的な財・サービスの供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査し、物価の安定を確保していくことが肝要である。

（１）生活必需品、復旧資機材等の需給・価格動向を把握

（２）事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

関係機関は、当該物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

12　防災集団移転促進事業の活用

村は、被災地域又は災害危険区域のうち、村民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

実施主体は村とするが、大規模な移転が必要となる場合は、県に協力を要請するものとする。

（１）移転促進区域

ア　被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、土砂災害その他の異常な自然現象）にかかるもの

イ　災害危険区域

建築基準法第39条第１項の規定に基づく条例で指定された区域

（２）補助制度等

ア　国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：３／４）

（ア）住宅団地の用地取得造成

（イ）移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

（ウ）住宅団地の公共施設の整備

（エ）移転促進区域内の宅地等の買い取り

（オ）住宅団地内の共同作業所等

（カ）移転者の住居の移転に対する補助

（キ）事業計画の策定

イ　地方債の特別措置

地方財政法第５条第１項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

13　女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談〈こころの悩み相談、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）相談、法律相談〉）

第５節　被災中小企業の振興

村その他の関係機関は、被災した中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

１　被災中小企業の自立支援対策

村、県及びその他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、村及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

２　各種対策

（１）日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
（２）再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引下げ
（３）災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
（４）事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
（５）貸付事務等の簡易迅速化
（６）被災関係手形の期間経過後の交換持ち出し、不渡処分の猶予等の特別措置
（７）租税の徴収猶予及び減免
（８）労働保険料等の納付の猶予等の措置
（９）その他各種資金の貸付け等必要な措置

第６節　農林業関係者への融資

村その他関係機関は、被災した農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

１　災害関連資金の融資等

村、その他の関係機関は、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付けを行わせ、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　各種対策

（１）天災融資法による資金
（２）農業災害緊急支援資金
（３）農業災害緊急支援特別資金
（４）農林漁業セーフティネット資金
（５）農業経営基盤強化資金
（６）農業基盤整備資金
（７）農林漁業施設資金
（８）林業基盤整備資金

第３編　地震対策計画

第１章　地震災害予防

第１節　基本方針

１　防災協働社会の形成推進

第２編第１章第１節「基本方針」に準ずる。

２　災害に強いまちづくり

第２編第１章第１節「基本方針」に準ずる。

３　震災災害に関する調査研究

（１）基本方針

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。

地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

（２）対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年３月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年７月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年８月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年２月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年２月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、村は、こうした県及び関係機関の調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図るものとする。

県及び村は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。

第２節　防災思想・防災知識の普及

１　基本的考え方

第２編第１章第２節に準ずる。

２　対策

第２編第１章第２節に準ずる。

（１）「岐阜県地震防災の日」の設定

県は、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るものとしている。

村は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

村民、事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

（２）「岐阜県防災点検の日」の設定

県は、濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施するものとしている。

村は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、村の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発するものとする。

村民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月１回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

第３節　防災訓練

第２編第１章第３節に準ずる。

第４節　自主防災組織の育成と強化

第２編第１章第４節に準ずる。

第５節　ボランティア活動の環境整備

第２編第１章第５節に準ずる。

第６節　広域応援体制の整備

第２編第１章第６節に準ずる。

第７節　緊急輸送網の整備

１　基本的な考え方

第２編第１章第８節に準ずる。

２　対策

第２編第１章第８節に準ずる。

村は、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的な耐震化に努める。

第８節　防災通信設備等の整備

第２編第１章第９節に準ずる。

第９節　火災予防対策

第２編第１章第10節に準ずる。

第 10 節　孤立地域防止対策

第２編第１章第16節に準ずる。

第 11 節　避難対策

第２編第１章第17節に準ずる。

第 12 節　必需物資の対策

第２編第１章第18節に準ずる。

第 13 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

第２編第１章第20節に準ずる。

第 14 節　応急住宅対策

第２編第１章第21節に準ずる。

第 15 節　医療救護体制の確立

第２編第１章第22節に準ずる。

第 16 節　防疫対策

第２編第１章第23節「防疫対策」に準ずる。

県及び村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、県及び村は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
県及び村は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第 17 節　むらの不燃化・耐震化

１　基本的な考え方

巨大地震が発生した場合は、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も発生することがある。このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保といった整備等を推進することが必要と思われる。
村は、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いむらづくり」を目指す。

２　対策

（１）建築物の防災対策

ア　防災上重要な建築物の耐震性確保

大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる村有施設を防災上重要施設として指定し、耐震診断及び耐震補強工事に努める。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に耐震化を進める。

イ　一般建築物の耐震性強化

村は、耐震化に関する住民相談や耐震性に関する知識の普及など、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努める。

ウ　ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策等その他安全対策

（ア）村民に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

（イ）ブロック塀を設置している村民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

（ウ）村民に対して、窓ガラス及び看板等の落下対策、天井の脱落防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるよう啓発していく。

エ　土地利用の誘導

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域について、防災に配慮した土地利用を誘導する。

オ　被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

村及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

カ　危険度判定活動の普及・啓発

村は、県の協力のもと判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及・啓発を行うものとする。

（2）道路、河川施設等の防災対策

ア　道路施設の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等からの観点から、道路、橋梁等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策等の促進を図る。

（ア）道路の整備

道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図る。

（イ）橋梁の整備

道路防災総点検に基づく「道路橋示方書」、「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により緊急性の高い橋梁について順次耐震補強を実施する。

イ　河川管理施設の整備

安全と利用の両面から河川管理施設の整備を推進する。

（ア）河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

（イ）河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

（ウ）消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る（坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等）。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

（エ）河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

（3）地域防災の推進

ア　地域防災の推進

地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難経路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の政策を総合的に展開し、地域の防災構造化を図る。

イ　防災空間の確保

公園や緑地帯の計画的な整備を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

ウ　空き家対策の推進

村は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第 18 節　危険物等の災害予防対策

第２編第１章第39節「危険物等保安対策」に準ずる。

第 19 節　地盤の液状化対策

１　現状と課題

大規模な地震が発生した場合、川沿い・水辺等の地盤は軟弱であることを踏まえ、岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、更に遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

２　基本方針

村内の軟弱地盤を把握し、村民に周知・徹底するとともに、緊急度の高い地域から防災事業の推進を図る。

３　実施内容

（１）液状化危険度に関する意識啓発

村及び県は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の予防的工法の周知など、液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について村民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行うものとする。

（２）液状化危険度調査の見直し

村及び県は、揺れの時間を考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、村民に対する危険度の周知に努めるものとする。

（３）基幹交通網における耐震化の推進

村及び県は、液状化危険度マップを活用し、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

（４）堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行うものとする。

（５）ライフライン施設等の液状化対策

村及び県は、ライフライン施設に関して、液状化が発生した場合でも地盤改良等により施設等の被害を防止する対策を実施することとする。

第 20 節　災害危険区域の防災事業の推進

1　基本的な考え方

村は、災害危険区域を把握し、関係機関及び村民に周知・徹底するとともに、緊急度の高い地域から防災事業の推進を図る。

2　対策

（1）土地利用の適正誘導

村及び県は、地盤災害の予防対策として、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

また、地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及等、周知徹底を図る。

（2）宅地造成の規制誘導

村及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行うものとする。

（3）土砂災害防止事業

村及び県は、法令に基づき土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行う。また、土砂災害警戒区域及び非常時の避難場所等を記載したハザードマップを作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域表示看板を設置し、地域住民に対し周知を図る。

（4）ため池の整備（ダム）

村及び県は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。

（5）土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

村及び県、その他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。また、既存の土地造成地にあって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

更に土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は村の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、村は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を村に提供し、県は、村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

（6）住宅移転事業

村及び県は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。

第 21 節　ライフライン施設対策

１　基本的な考え方

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならないことから、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧（広域応援体制等）の確保を図る。

２　対策

第２編第１章第31節に準ずる。

第 22 節　文教対策

第２編第１章第32節「文教対策」に準ずる。

第 23 節　村の業務継続体制の整備

第２編第１章第33節「村の業務継続体制の整備」に準ずる。

第 24 節　企業防災の促進

第２編第１章第34節「企業防災の促進」に準ずる。

第 25 節　防災施設等の整備

１　基本的な考え方

警察、消防の救出能力の向上を図るため、防災資機材の充実強化を促進するとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

２　対策

県は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、県及び村等は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

第 26 節　大規模停電対策

第２編第１章第42節「大規模停電対策」に準ずる。

第２章　地震災害応急対策

第１節　活動体制

１　現状と課題

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制づくりを普段から検討しておく必要がある。

２　基本方針

職員の未参集、防災中枢機能の被災を考慮し、初動期における最低限必要な要員を確保するなど、中枢機能を迅速に立ちあげる体制を確立する。

３　対策

（１）村災害対策本部の設置及び廃止基準

ア　設置するとき。

村長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

（ア）村内において震度５弱の地震が発生し、村長が必要と認めたとき。

（イ）村内において震度５強以上の地震が発生したとき。

（ウ）村内において相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

（エ）東海地震注意報が発令され、村長が必要と認めたとき。

（オ）東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき。

イ　廃止するとき。

（ア）余震等がおさまり、再発のおそれがなくなったとき。

（イ）地震災害による応急対策が完了したとき。

（２）配備体制

ア　配備体制及び人員は、次の通りである。

【動員体制（地震発生時）】

体制	基準		動員内容	動員人員	適用
地震被害情報収集体制	一次体制	・岐阜地方気象台が震度３の地震の発生を発表したとき。 ・庁舎の震度計が震度３の地震を感知したとき。	情報収集及び連絡活動を主とする体制	防災担当職員（必要により総務課職員）	災害情報を収集、連絡する。
	二次体制	・岐阜地方気象台が震度４の地震の発生を発表したとき。 ・庁舎の震度計が震度４の地震を感知したとき。	情報収集及び連絡活動を主とするが状況により救助第二体制の職員を動員できる体制	各課長 主査以上 総務課 （必要により全職員招集）	１　災害情報を収集、連絡する。 ２　状況により防災ヘリによる上空偵察を県に要請する。

体制	基準		動員内容	動員人員	適用
	三次体制	災害警戒本部体制（自動設置） ・岐阜地方気象台が震度５弱の地震の発生を発表したとき。 ・庁舎の震度計が震度５弱の地震の発生を感知したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたとき ※村長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置	事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制	各課長 主査以上 総務課 （必要により全職員招集）	１　災害情報を収集、連絡する。 ２　状況により防災ヘリによる上空偵察を県に要請する。
非常体制	災害対策本部体制（自動設置） ・岐阜地方気象台が震度５強以上の地震の発生を発表したとき。 ・庁舎の震度計が震度５強以上の地震の発生を感知したとき。 ・庁舎の震度計が震度５弱の地震の発生を感知し、村長が必要と認めたとき。 ・村内において相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき。		災害が発生し、県下の広域に大規模な災害が予想され全県的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部を設置する。

（３）災害対策本部設置場所

村本部は原則として役場に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、二次被害を受けていない施設を代替場所として使用し、職員、村民及び防災関係機関に周知する。ただし、その施設が避難所に指定されている場合には避難所との区分けを明確にするものとする。

（４）本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次の通り定めておくものとする。

第１順位　副村長（副本部長）
第２順位　教育長（　〃　）
第３順位　総務課長（総務部長）
第４順位　村民課長（村民部長）

（５）村災害対策本部の運用

第２編第２章第１節「活動体制」に準ずる。

（６）奉仕団、技術者等の雇上げ等による動員

第２編第２章第３節「災害労務対策」に準ずる。

第２節　職員動員計画

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。
なお、この計画中に定めのない事項は、第２編第２章第２節「職員動員計画」の定めるところによるものとする。

１　職員の動員体制

準備体制、救助第一体制及び救助第二体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。
なお、必要により村長（又は代理者）が行う配備要員の伝達は、一般対策編に定める系統による。

２　初動体制

（１）勤務時間外に震度４又は５弱の地震が発生した場合の初動体制
地震が発生した場合の動員は、原則として本章第１節「活動体制」の「動員体制（地震発生時)」に基づいて行う。
震度５弱までの初動体制は、主に被害調査を行うものとする。

（２）勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合の初動体制
勤務時間外において震度５強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集するものとする。

時系列的事項	実施内容
１　参集準備	直ちに参集の準備に取りかかるものとする。
２　人命救助	職員は、近隣の被害状況を把握し、必要により人命救助を行い、その被害対策本部に参集する。
３　参集	（１）全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。 （２）災害により、村対策本部に参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
４　被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
５　被害状況の報告	（１）職員は、収集した情報を各部長に報告する。 （２）各部長（又は代理者）は、被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
６　緊急初動特別班の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員により緊急初動特別班を編成（注１）し、順次初動に必要な業務（注２）にあたる。
７　緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急初動特別班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注１　緊急初動特別班の編成は、職員の参集率が低く各部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保できないと予想されるときは、各部の事務分掌に関わらず、順次参集した職員から編成する。
注２　緊急初動特別班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

３　災害応急活動

（１）被害状況収集、広報関係
　ア　村防災行政無線、広報車等による村民への呼びかけ
　イ　県、消防本部、警察等関係機関との連絡
　ウ　消防団、自主防災組織との連絡
　エ　被害調査班の編成
　オ　問合せ電話への対応
（２）災害対策本部の設置
　ア　本部室の設置と関係機関への周知
　イ　必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備
　ウ　本部員会議に関する準備、連絡
　エ　広域応援要請の検討、決定
（３）避難所及び救護所の設置
　ア　村民の避難状況の確認
　イ　避難所の開設
　ウ　救護所の設置と救護班の派遣要請
（４）食料、物資の放出及び調達
　ア　備蓄物資の放出
　イ　関係団体、業者への調達手配
　ウ　他市町村、県への応援要請
（５）水道、トイレ対策
　ア　水道の被害状況調査
　イ　水道の応急復旧
　ウ　被災者への給水
　エ　仮設トイレの確保、設置

第３節　ボランティア対策

第２編第２章第４節「ボランティア対策」に準ずる。

第４節　自衛隊災害派遣要請

第２編第２章第５節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第５節　災害応援要請

第２編第２章第６節「災害応援要請」に準ずる。

【地震災害発生時における広域応援の体系】

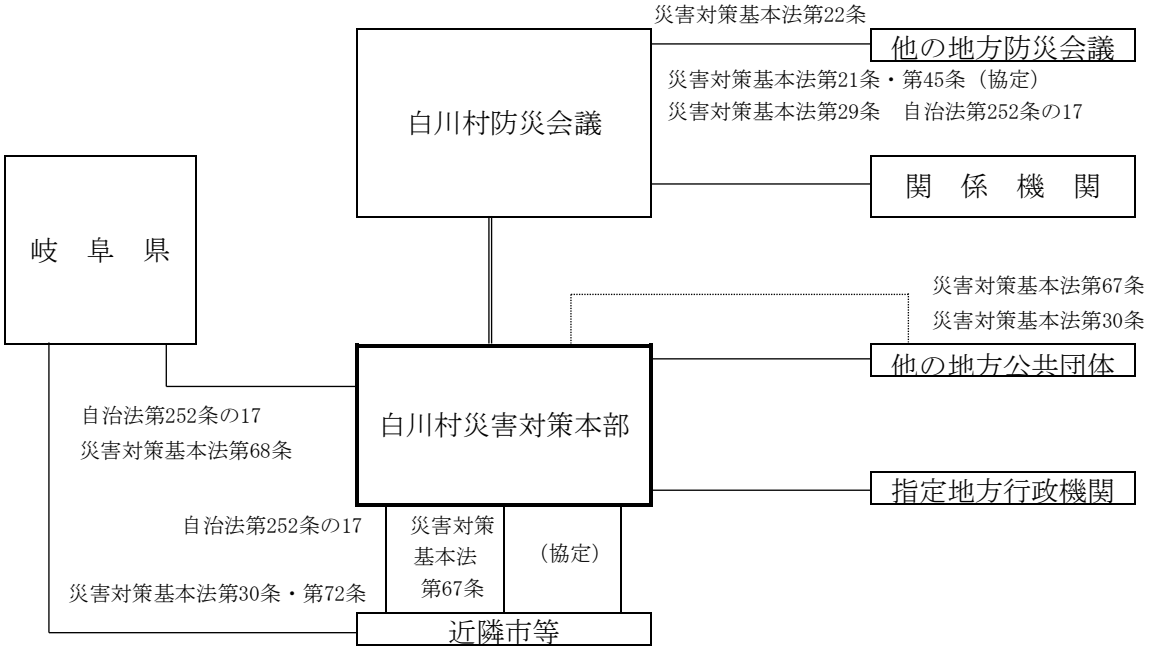

・地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）
・災害対策基本法第 21 条（関係行政機関等に対する協力要求）
・災害対策基本法第 22 条（地方防災会議等相互の関係）
・災害対策基本法第 29 条（職員の派遣の要請）
・災害対策基本法第 30 条（職員の派遣の斡旋）
・災害対策基本法第 45 条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
・災害対策基本法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）
・災害対策基本法第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
・災害対策基本法第 72 条（都道府県知事の指示）

第６節　交通応急対策

第２編第２章第７節「交通応急対策」に準ずる。

第７節　通信の確保

第２編第２章第８節「通信の確保」に準ずる。

第８節　地震情報の受理・伝達

１　基本的な考え方

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を村その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

２　対策

（１）地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度１以上を観測した場合は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級１以上を観測した場合）を、震度３以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度５弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに、場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。

（２）地震情報等の伝達体制

地震情報等は迅速的確に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について村に伝達する。

村は、地震情報及び震度情報を受理したときは直ちに村民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行うものとする。

報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

【地震情報の伝達系統図】

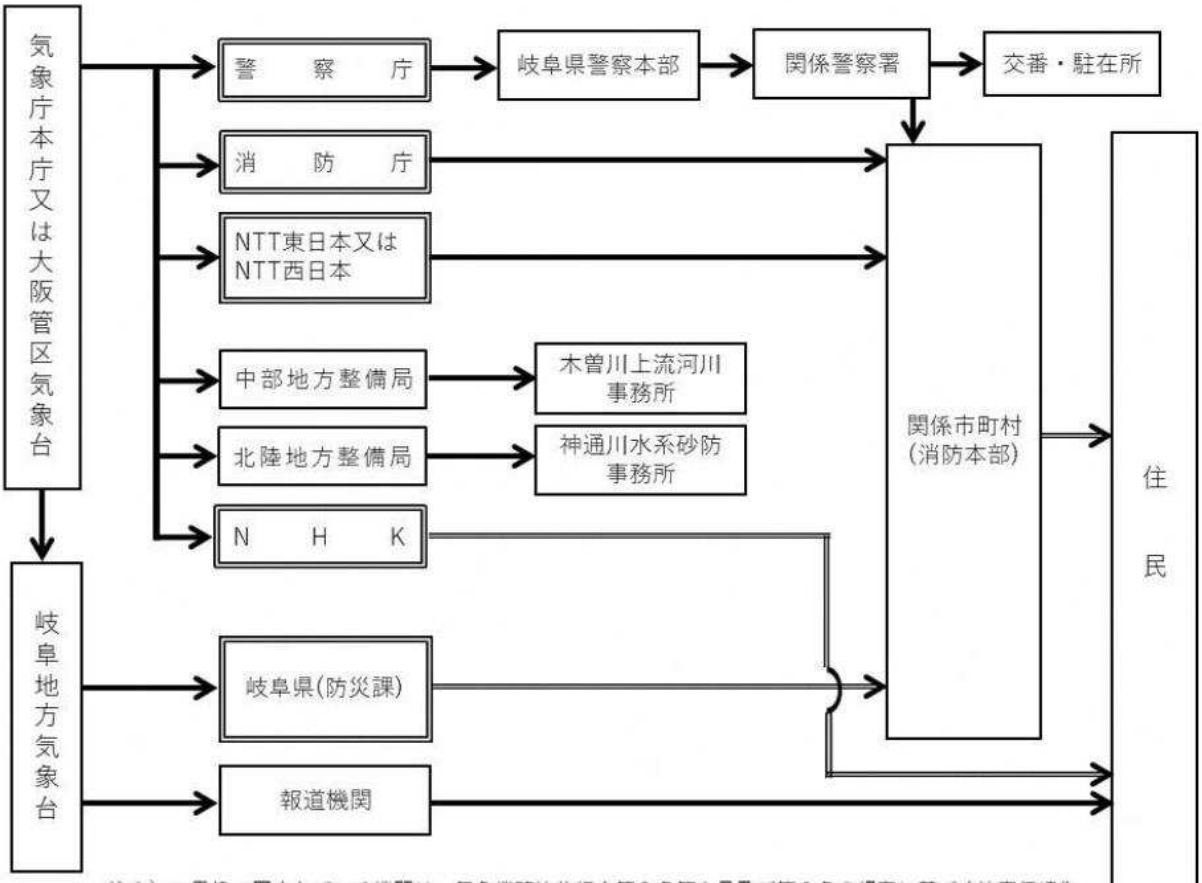

注１）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。
注２）二重線の経路は、気象業務法15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

【震度情報の伝達系統図】

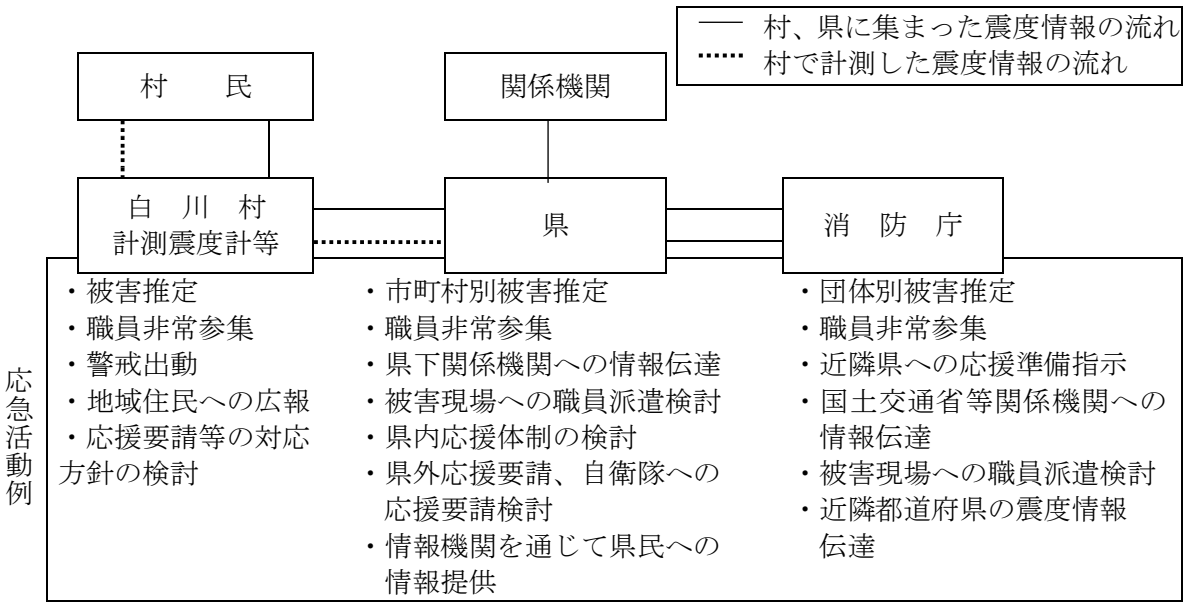

3　緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

村は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、村防災行政無線等により村民等へ提供する。

村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第９節　地震災害情報の収集・伝達

1　基本的な考え方

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策を実施するためには、関係機関との連絡や情報収集、更には、報道機関や自主防災組織等を通じての正確な情報提供が不可欠である。

迅速な被害情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

2　対策

（1）関係機関からの情報収集

村本部は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

【関係機関との連絡方法】

村－県	県防災行政無線、電話、インターネット、衛星通信回線
村－高山警察署	県防災相互通信用無線、電話
村－高山市消防本部	県防災行政無線、村防災行政無線（同報系、移動系）、電話
村－白川村消防団	村防災行政無線（同報系、移動系）、電話、広報車
村－村　　民	村防災行政無線（同報系）、電話、広報車
村－公共機関	電話、インターネット

（2）被害情報等の収集、連絡

ア　被害規模早期把握のための活動

村本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

（ア）災害発生直後においては、下記（カ）に定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

（イ）参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況等の情報収集を行わせる。

（ウ）自主防災組織等地域住民及び地域防災活動協力員、警察活動協力員から情報を収集する。

（エ）被害が甚大な場合にあっては、調査班を編制し現地に派遣する。

（オ）甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たりせる。

（カ）地震発生直後において収集すべき被害状況

1	土砂災害の発生状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	避難の必要の有無及び避難の状況
6	村民の動向
7	道路及び交通機関の被害状況
8	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

イ　地震発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

村本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接消防庁へ連絡するものとする。

更に、119番通報が殺到する状況については、村本部は県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

また、消防庁の定める「直接速報基準」に該当する火災・災害等（震度５強以上の地震）を覚知したときには、村長は第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、村は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

ウ　第２次段階において収集すべき被害情報

村本部は、アの（カ）に定める情報により被害の規模を推定した後、更に次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

エ　被害調査の報告及び追加措置

アの（カ）及びウにより収集された情報は、各調査項目毎に担当課が取りまとめ、県に報告を行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又は更に詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編制し、第２編第２章第10節「災害情報等の収集・伝達」に定める区分により被害調査を行う。

（３）通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、パソコン通信・アマチュア無線利用者等の通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第 10 節　災害広報

第２編第２章第11節「災害広報」に準ずる。

第 11 節　消防・救急・救護活動

第２編第２章第12節「消防・救急・救護活動」に準ずる。

第 12 節　浸水対策

１　基本的な考え方

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

また、河川、ため池施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

２　対策

（１）水防情報の収集

ア　河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連携を密にし、状況の把握に努める。

イ　気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

（２）水防活動

ア　水防体制

地震発生後、更に洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合に水防管理者は、水防体制をとる。

イ　水防計画

水防管理者及び河川管理者等、水防活動に関する計画は、「白川村水防計画」の定めるところによる。

（３）応援要請

ア　水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

イ　要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第 13 節　県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用

第２編第２章第18節「県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの活用」に準ずる。

第 14 節　孤立地域対策

第２編第２章第19節「孤立地域対策」に準ずる。

第 15 節　災害救助法の適用

第２編第２章第20節「災害救助法の適用」に準ずる。

第 16 節　避難対策

第２編第２章第21節「避難対策」に準ずる。

第 17 節　建築物・宅地の危険度判定

地震発生後、余震等による二次災害の防止と村民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下、「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

１　基本的な考え方

地震発生後、余震等による二次災害の防止と村民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下、「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

２　対策

（１）制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い村民へ情報提供する。

（２）実施主体の責務

ア　村

村は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

イ　県

県は、村から危険度判定実施の連絡を受けた場合、もしくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行うものとする。

第 18 節　食料供給計画

第２編第２章第22節「食料供給活動」に準ずる。

第 19 節　給水計画

第２編第２章第23節「給水活動」に準ずる。

第 20 節　生活必需品供給活動

第２編第２章第24節「生活必需品供給活動」に準ずる。

第 21 節　要配慮者・避難行動要支援者対策

第２編第２章第25節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第 22 節　帰宅困難者対策

第２編第２章第26節「帰宅困難者対策」に準ずる。

第 23 節　応急住宅対策

第２編第２章第27節「応急住宅対策」に準ずる。

第 24 節　医療・救護対策

第２編第２章第28節「医療・救護活動」に準ずる。

第 25 節　遺体の捜索・取扱い・埋葬

第２編第２章第30節「遺体の捜索・取扱い・埋葬」に準ずる。

第 26 節　防疫・食品衛生活動

第２編第２章第31節「防疫・食品衛生活動」に準ずる。

第 27 節　保健活動・精神保健

第２編第２章第32節「保健活動・精神保健」に準ずる。

第 28 節　環境衛生・廃棄物処理

第２編第２章第33節「環境衛生・廃棄物処理」に準ずる

第 29 節　愛玩動物等の救援

第２編第２章第34節「愛玩動物等の救援」に準ずる。

第 30 節　災害義援金品の募集配分

第２編第２章第35節「災害義援金品の募集配分」に準ずる。

第 31 節　公共施設の応急対策

第２編第２章第37節「公共施設の応急対策」に準ずる。

第 32 節　ライフライン施設の応急対策

第２編第２章第38節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第 33 節　文教災害対策

第２編第２章第39節「文教災害対策」に準ずる。

第 34 節　災害警備対策

第２編第２章第40節「災害警備対策」に準ずる。

第 35 節　広域避難受入計画

第２編第２章第41節「広域避難受入計画」に準ずる。

第 36 節　大規模停電対策

第２編第２章第50節「大規模停電対策」に準ずる。

第３章　東海地震に関する事前対策

第１節　総則

１　計画策定の趣旨

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という。）第６条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を主な内容としている。

岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、白川村においては東海地震が発生した場合、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるところである。

このため、村は、あらかじめ東海地震の発生に伴う災害発生の防止、又は軽減を図るために実施する措置について定めるものとし、観測情報の通知を受け、地震警戒宣言が発せられるまでの間、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置について併せて定めるものとする。

２　防災活動体制

警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時に対策を実施するための体制を強化する。

また、警戒宣言前の注意情報発表時においても、準備的行動を実施するための体制をとることとする。

（１）村災害対策本部の設置等

東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとり、村災害対策本部（以下、「村本部」という。）の設置準備を行い、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに警戒宣言発令時体制をとり村本部を設置し、迅速かつ的確な運営を図るものとする。

ア　村本部の組織は、第１編第５節「村災害対策本部の組織」による。

イ　防災会議は、本部長が必要に応じて招集するが、警戒宣言発令により本部が設置されたときは、本部長は直ちに防災会議を招集する。

ウ　防災会議は、地震防災対策等の実施及びその推進に関する事項について協議する。

（２）要員の配備

東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時、注意情報発表時体制又は警戒宣言発令時体制をとった場合の要員の配備は次によるものとし、その要員は各課等で定めておくものとする。

ア　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時、注意情報発表時の体制

（ア）村本部の本部長、副本部長、本部員の職に充てられている者

（イ）本部連絡員の職に充てられている者

（ウ）次の課等の必要な人員

課名	要員
総務課	連絡調整要員、地方行政無線運用要員、車両運用要員、電話交換要員、広報伝達要員、交通対策要員
村民課	災害救助要員、避難場所開設要員
建設課	土木施設管理要員、緊急貯水供給指導要員
産業課	食料調達要因
観光振興課	生活関連物資調達要員
教育委員会	児童・生徒等保護指導要員

イ　警戒宣言時の体制

（ア）本部長、副本部長、本部員

（イ）本部連絡員

（ウ）各班の必要な要員

3　動員体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における各課等への情報及び動員の伝達は、次によるものとする。

（1）東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時、注意情報発表時

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報の発表を受けた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、本編第２章第１節「活動体制」で定める準備体制をとるものとし、本編第２章第２節「職員動員計画」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示するものとする。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、東海地震に関連する調査情報（臨時）発表及び注意情報発表の報道に接した場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁するものとする（災害対策本部の設置準備）。

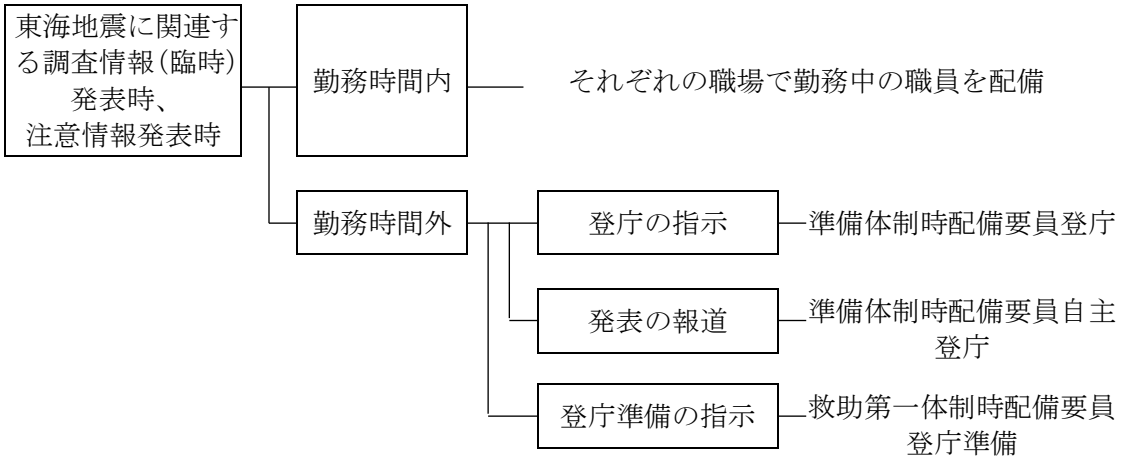

（テレビ・ラジオの報道に注意）

（2）警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、勤務時間外においては、「（1）東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時、注意情報発表時」で登庁準備の指示を受けた者（救助第一体制配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言の発令の報道に接した場合、直ちに登庁するものとする。

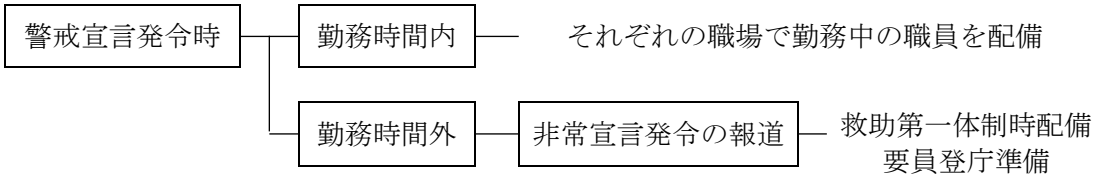

（テレビ・ラジオの報道に注意）

4　防災関係機関等協力体制

村及び防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

（1）相互連携及び応援

村は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部に対し、応援の要請又は斡旋を依頼し協力を得る。

（2）警戒宣言後の緊急輸送の実施

村は、警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、村警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

（3）警戒宣言前からの準備的行動

村は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している他市町村等や、隣接市等の態勢を確認する。

第２節　活動体制

１　村本部

（1）村地震災害警戒組織（強化地域外）

ア　東海地震に関連する注意情報発表時

村長は、東海地震に関連する注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとるものとする。

イ　警戒宣言発令時

村長は、警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法の規定に基づき、村災害対策本部を設置するものとする。

ウ　警戒解除宣言発令時

村長は、警戒解除宣言が発せられた場合、村災害対策本部を廃止するものとする。

２　防災関係機関の災害対策組織

（1）東海地震に関連する注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長（以下、「防災関係機関の長」という。）は、東海地震に関連する注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとるものとする。

（2）警戒宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置するものとする。

（3）警戒解除宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止するものとする。

３　防災上重要な施設の管理者

（1）東海地震に関連する注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、東海地震に関連する注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施するものとする。

（2）警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

４　地域住民の自主防災組織

（1）東海地震に関連する注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、東海地震に関連する注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施するものとする。

（2）警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第３節　協力体制

１　相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部もしくは村警戒本部に対し、応援の要請又は斡旋を依頼し協力を得るものとする。

２　自衛隊地震防災派遣

県警戒本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、国の地震災害警戒本部長に対し、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼する。なお、国の地震警戒本部長の要請に基づき自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援部隊と関係機関との連絡調整を行う。

自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入体制については、第２編第２章第５節「自衛隊災害派遣要請」に準じるものとする。

３　警戒宣言後の緊急輸送の実施

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、国の地震災害警戒本部、県警戒本部及び村警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとする。

４　警戒宣言前からの準備的行動

村は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市等の体制を確認するものとする。

第４節　警戒宣言・東海地震等に関する情報の伝達

東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施するため、村本部等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び村民等に対する緊急広報を実施し、また、防災活動状況等の総合的把握を行い、情報の収集及び伝達に万全を期するものとする。

１　東海地震予知情報・東海地震注意情報・東海地震に関連する調査情報（随時）

（１）勤務時間内の情報伝達経路

東海地震予知情報・東海地震注意情報・東海地震に関連する調査情報（随時）（以下、「東海地震に関連する情報」という。）の伝達は、次の系統図による。

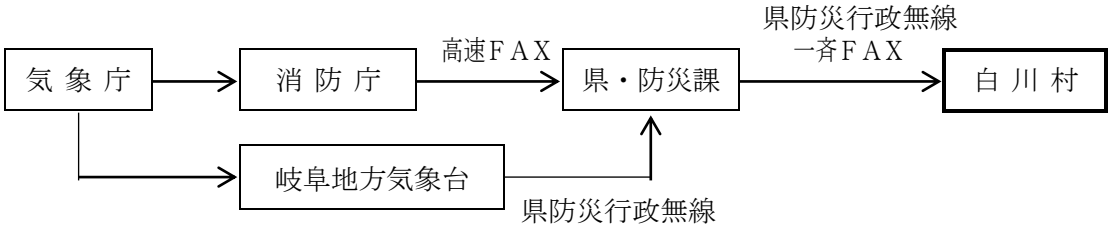

（２）勤務時間外の情報伝達経路

勤務時間外、休日における東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図による。

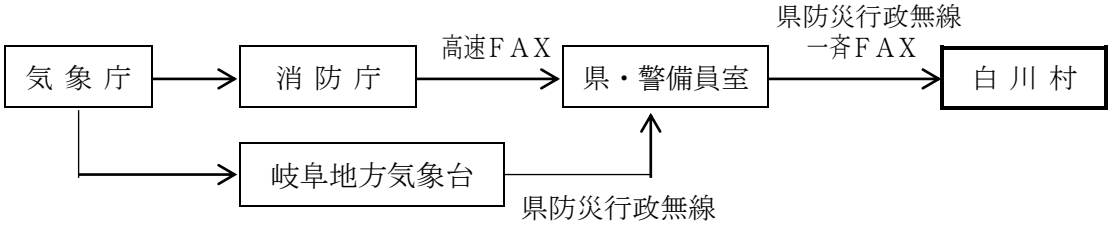

２　村内伝達経路

東海地震に関連する情報が発せられた場合、村民等に対しての伝達は、同報無線・防災行政無線・サイレン・警鐘・電話・広報車等により行うものとする。この場合、東海地震に関連する情報の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。また、東海地震に関連する情報の内容を、観光客、買物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

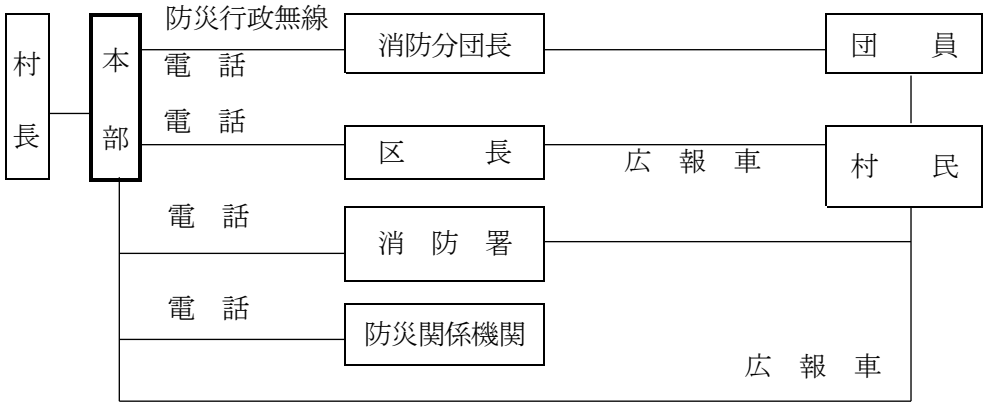

サイレン	警鐘
（約 45 秒） ●　　● （約 15 秒）	（５点） ●　●　●　●　●　　●　●　●　●　●
備考　１　警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第５節　広報対策

村は、東海地震に関連する情報が発せられた場合、東海地震に関連する情報の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止するために、村民に迅速、的確な広報を実施するものとする。

１　警戒宣言時対策

村は、広報の内容については、村民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して実施する。

（１）広報の内容

次のような内容に留意して、広報を行うものとする。

ア　東海地震に関連する情報の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想

イ　村民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。

ウ　村民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。

エ　自動車による移動を自粛すること。

オ　食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。

カ　電話の使用は自粛すること。

キ　旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。

ク　危険物取扱い事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

（２）広報の手段

次のような方法で広報を行うものとする。特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

ア　ラジオ、テレビ（文字放送を含む。）等

イ　インターネット等

ウ　同報無線、アマチュア無線等

エ　広報車の巡回等

オ　報道機関への情報提供

カ　自主防災組織等もしくは自衛消防組織等

（３）問合せ窓口

村は、居住者等の問合せに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整える。

（４）報道機関との応援協力関係

村と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行うものとする。

２　警報宣言前からの準備的行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、村民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第６節　事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の居住者等（以下、「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため、村は、避難指示等の検討を行い、必要があるときは、自主防災組織等と連携し、高山警察署の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

１　事前避難の実施

村は、警戒宣言が発せられたときは、必要に応じ次の内容を明示して避難指示を行うものとする。

（１）避難対象地区
（２）避難先
（３）避難経路
（４）避難指示の理由
（５）その他必要な事項

２　収容施設における措置

村は、避難所の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるように努める。

（１）東海地震に関連する情報の伝達
（２）警戒宣言発令時対策実施状況の周知
（３）飲料水、食料、寝具等の供与
（４）収容施設の秩序維持
（５）その他避難生活に必要な措置

３　事前避難体制の確立等

村は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努めるものとする。

（１）避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

（２）避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、観光客等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

（３）避難方法

避難対象地区の村民等が避難所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の村民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

４　要配慮者対策

村は、地区毎に高齢者、障がい者、子ども、病人等の要配慮者の把握に努め、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

５　警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

（1）学校等
　学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を行う。
（2）要配慮者
　各施設管理者は、高齢者、障がい者、子ども、病人等要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討もしくは準備を行う。
（3）災害時危険地域居住者等
　村は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討もしくは準備を行う。

第７節　消防・水防

警戒宣言が発せられた場合、村及び高山市消防本部は、消防機関が出火の防止に関して講ずる措置を定める白川村地域防災計画及び白川村消防計画に基づき、消防対策活動を実施するとともに、浸水対策活動も併せて実施する。

１　消火対策

村及び高山市消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講じる。
（1）地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
（2）火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
（3）火災発生の防止、初期消火について居住者等へ広報すること。
（4）自主防災組織等の活動に対して指導すること。
（5）施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること。

２　水害予防

村は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。
（1）地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること。
（2）気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること。
（3）地震と出水の同時発生が想定される場合は、水害危険地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる。
（4）水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

３　警戒宣言前からの準備的行動

村及び高山市消防本部は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第８節　警備対策

１　基本方針

警察機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警備に万全を期する。

また、警戒宣言前の準備的行動として警察機関は、村の行う災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、村と連携し、避難誘導等に努める。

なお、警備対策を推進するにあたって、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

２　対策

本編第２章第 34 節「災害警備対策」に準ずる。

第９節　交通対策

警戒宣言が発せられた場合、村は、警察と連携して人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため次の措置をとるものとする。

１　警戒宣言時対策

（１）道路に係る警戒宣言前からの情報提供等

村は、村民等に対して、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

（２）道路危険箇所に係る管理上必要な措置

村は、村道の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるものとする。

また、村民に対し、村防災行政無線等で広報するとともに、必要に応じて報道機関に広報を依頼する。

（３）車両の交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、村道における車両の走行を必要に応じて規制するものとする。

（４）運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置は、次の通りとする。

ア　走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

イ　避難のために車両を使用しないこと。

２　警戒宣言前からの準備的行動〈道路に係る警戒宣言前からの情報提供等〉

村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第 10 節　緊急輸送対策

1　警戒宣言時対策

（1）緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、災害発生に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。

ア　応急対策作業に従事する者
イ　医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
ウ　食料、飲料水等、その他生活必需物資
エ　医薬品、衛生材料等
オ　救援物資等
カ　応急対策用資材及び機材
キ　その他必要な人員及び物資、機材

（2）緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定により緊急輸送を行おうとするときは、県知事又は県公安委員会に緊急車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

（3）ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターによる輸送手段の確保のための離着陸場の選定については、本編第２章第４節「自衛隊災害派遣要請」による。

（4）輸送手段の確保

地域の現状に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

2　警戒宣言前からの準備的行動

村は、車両の確保、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。

第 11 節　物資等の確保対策

1　物資確保体制の整備

村は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、災害発生に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

2　食料の確保

村は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図るものとする。

なお、緊急に確保すべき物資は、概ね次の品目及び数量を目標とするものとする。

品　　目	規　　格	算　出　基　礎
精米		１人１日３食３日分 （１食 180g）
乾パン	115g ポリ缶	１人１日３食３日分
味噌	１kg ポリ缶	１世帯１袋
塩	１kg ポリ缶	１世帯１袋
育児用粉乳	1.2kg 缶	乳幼児１人１缶
オムツ		乳幼児１人 20 枚
ポリバケツ	容量 10ℓ	１世帯１個
懐中電灯	単一乾電池２本詰用	１世帯１個
乾電池	単一	１世帯４個
毛布		１人１枚

（注）地震防災対策強化地域に指定されている中津川市の例による。

第 12 節　保健衛生対策

村は、医療関係機関の協力のもとに警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を実施するために、次の通り必要な体制を整えるものとする。

１　医療及び助産

村は、医療機関の協力のもとに傷病者及び助産を必要とする者に対する医療及び助産に必要な医療班（村民健康福祉班・診療班）の編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、その確保を図り、活動態勢を整える。

（１）医薬品等の確保

村、岐阜県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

ア　医薬品等（血液を除く。）の供給体制

村は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、村内及び近隣市の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

２　清掃

村は、災害発生に生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、清掃班（環境班・建設班）の編成及び車両の確保について準備を行う。また、指定された避難所に仮設便所が設置できるよう、資機材の調達準備を行うものとする。

３　防疫

村は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行うものとする。

４　警戒宣言前からの準備的行動

村は、救護所の開設準備を行う。

第 13 節　生活関連施設対策

水道、電気、ガス、通信及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び村民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

１　水道

災害発生後の水道施設の損壊による給水不能の事態に備えて各所における緊急貯水が必要である。

このため、村民等が行う緊急貯水による需要の増加に対処するため、取水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

（１）給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工場業者に対し、出動準備を要請するものとする。

（２）応急給水

ア　災害発生後の取水不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理するものとする。

イ　配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、建設班の出動態勢を整えるものとする。更に村では、電力の供給、通信の確保等について関連各社について、災害時の応急対策について確認をとり、緊急時に備えるものとする。

２　ガス

（１）警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

（２）災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

３　電気

（１）警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

（２）災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

４　公衆電気通信の確保

（１）警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、村、県等への問合せ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、ＮＴＴ西日本株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

（２）災害応急対策の実施準備活動

ＮＴＴ西日本株式会社は、災害発生により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、高山営業所に可搬式無線機を配備しておくほか、長期停電に備えて予備発動発電機、携帯用発動発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者等に対し、出動準備を要請するものとする。

また、必要に応じて、これらの措置を警戒宣言前から行うものとする。

５　金融

（１）金融機関の営業確保

ア　金融機関の営業については、原則として、平常通り行う。

なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻業務については、できるだけ継続する。

イ　強化地域内に所在する金融機関店舗に対する為替の取組及び手形の取立ての停止等適切な措置をとり得る。

（２）金融機関の防災体制

ア　金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ　災害発生による被害の軽減及び発生後の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

（３）顧客への周知徹底

ア　店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。

イ　（１）のアのなお書き及び同イの措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

６　警戒宣言前からの準備的行動

（１）村は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

（２）村は、応急給水の準備を行う。

（３）各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第 14 節　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

１　警戒宣言時政策

村は警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制やバスの運行停止などにより、村内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施やバスの運行停止を踏まえて対策を講じるものとする。

〈具体的な対策〉

村は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

宿泊休養施設（ホテル、旅館、ユースホステル、国民宿舎等）、運動施設（スキー場、スケート場、山小屋、キャンプ場、水泳場等）及びレジャー施設（遊園地等）等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

２　警戒宣言前からの準備的行動

（１）村及び各公共機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。
（２）村及び各公共機関は、バス折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第 15 節　公共施設対策

公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、必要な措置を講ずるものとする。

１　警戒宣言時対策

（１）道路－他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、建設業者・販売業者等の保有する仮設資材の在庫量を把握し、調達体制を整えるものとする。
（２）河川－他の河川管理者と相互に連携し、必要に応じて河川の応急復旧のため建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検を行うものとする。
（３）下水道－下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。
ア　災害対応組織の編成
（ア）職員の招集（自主参集）
（イ）役割分担の再確認
（ウ）関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下市町村下水道管理者）
イ　管渠
（ア）地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保
（イ）調査用機材、応急用機材の点検
ウ　処理場
（ア）点検箇所：機械設備
a　火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
b　劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
（イ）点検箇所：電気設備
a　中央監視設備（電気設備の稼働状況）
b　火災のおそれのある設備（受変電設備）
c　漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
エ　治山設備等
治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調整体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備態勢をとるよう要請するものとする。
（４）庁舎等重要公共施設
庁舎等重要な公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、概ね次の措置を講ずるものとする。
また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。
ア　自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検
イ　無線通信機器等通信手段の整備点検
ウ　緊急輸送車両その他車両の整備点検
エ　電算機、複写機、機械室等の被災防止措置
オ　その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
カ　飲料水の緊急貯水
キ　エレベーターの運行中止措置

ク　出火防止措置及び初期消火準備措置

（5）その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

（6）工事中の建築物その他工作物又は施設

工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。

2　警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じて調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第 16 節　大規模な地震に係る防災訓練

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

1　実施内容

（1）防災訓練

村、県及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び村民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

（2）訓練の検証

村、県及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

（3）訓練の支援

県は、村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

（4）村の訓練

村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

ア　要員参集訓練及び本部運営訓練

イ　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ　余震に関する情報等情報伝達訓練

エ　車両による避難訓練

第 17 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

村は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1　実施内容

（1）村職員に対する教育

村は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア　東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　予想される地震に関する知識

ウ　東海地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　職員等が果たすべき役割

オ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ　今後地震対策として取り組む必要のある課題

（2）村民等に対する教育

村は県と協力して、村民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

ア　東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　予想される地震に関する知識

ウ　東海地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の住民と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

エ　正確な情報の入手方法

オ　防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容

カ　各地域における避難場所及び避難路に関する知識

キ　避難生活に関する知識

ク　平素村民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ケ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

（3）児童・生徒に対する教育

（4）防災上重要な施設管理者に対する教育

（5）自動車運転者に対する教育

（6）相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第４章　南海トラフ地震に関する対策

第１節　総則

村は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、地震の規模によっては被害も予想されるため、防災対策に万全を期することを目的とする。

１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ法」という。）第３条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、村における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　南海トラフ地震に関する対策の性質

（１）「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、県、村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

（２）「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第６条の規定に基づく推進計画とする。

３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業の大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処置すべき事務又は業務の大綱については、総則第２節「防災関係機関等の事務又は業務の大綱」に準ずる。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、県、村及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

２　実施内容

施設等の整備は概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

（１）建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

（２）避難地の整備

（３）避難経路の整備

（４）避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

（５）緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

（６）通信施設の整備

ア　村防災行政無線

イ　その他の防災機関等の無線

（整備計画の作成にあたって配慮すべき事項）
計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第３節　関係者との連携協力の確保

１　資機材、人員等の配備手配

（１）物資等の調達手配

ア　地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下、「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ　村は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

（２）人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

（３）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

２　他機関に対する応援要請

（１）村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編の通り。

（２）村は必要があるときは、（１）に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

（３）村は活動拠点の確保等受入体制を確保するよう努めるものとする。

３　帰宅困難者への対応

（１）村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

（２）帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

４　長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、県及び村は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

１　趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

２　防災対応の基本的な考え方

県及び村は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下、「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

村民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

村民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行ったうえで、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認　　など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない　　など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認　　など

３　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

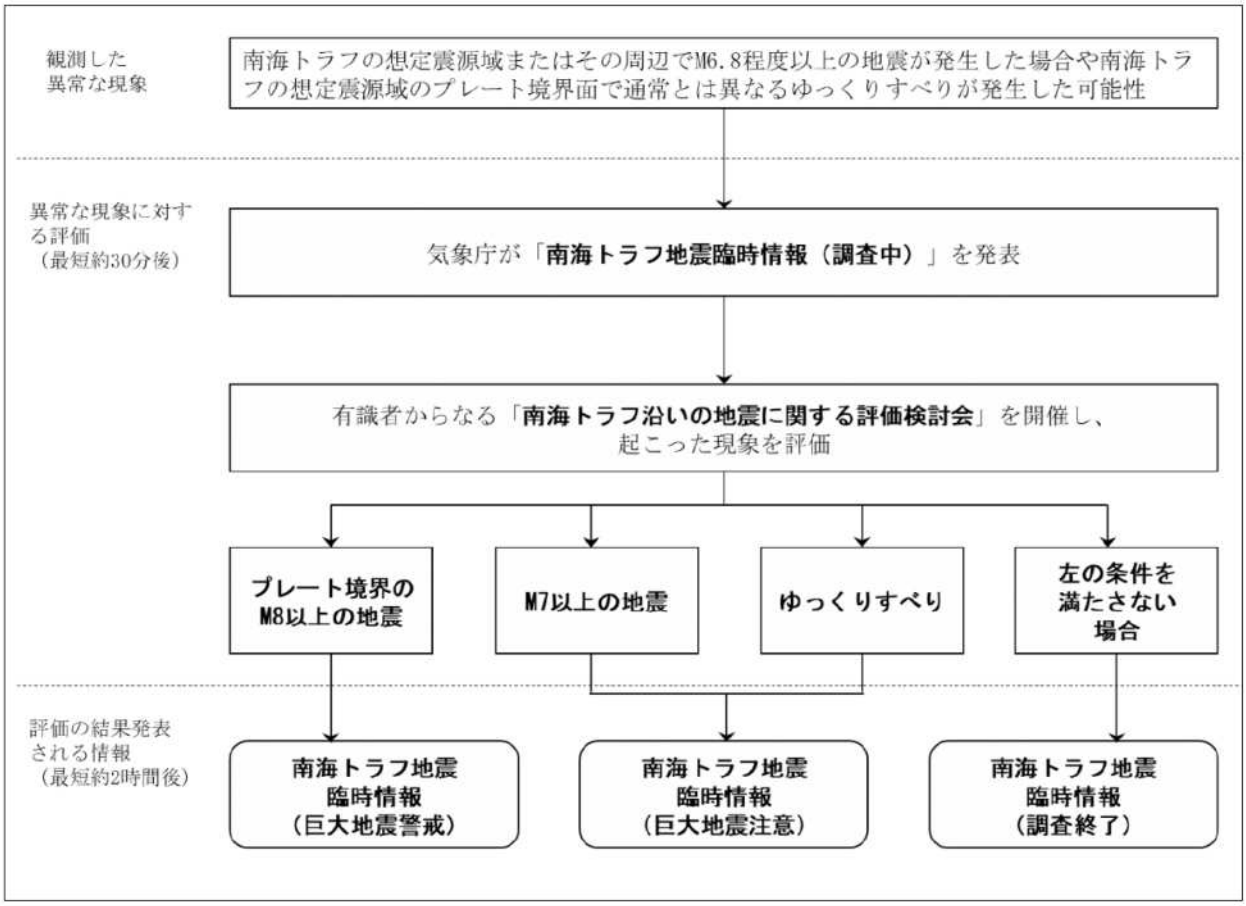

4　防災対応をとるべき期間

県及び村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>M8.0以上の地震</th><th>M7.0以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
2時間程度</td><td><u>巨大地震警戒</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3"><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>1週間
～
2週間</td><td><u>巨大地震注意</u>
○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>2週間
～
すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで
～
大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

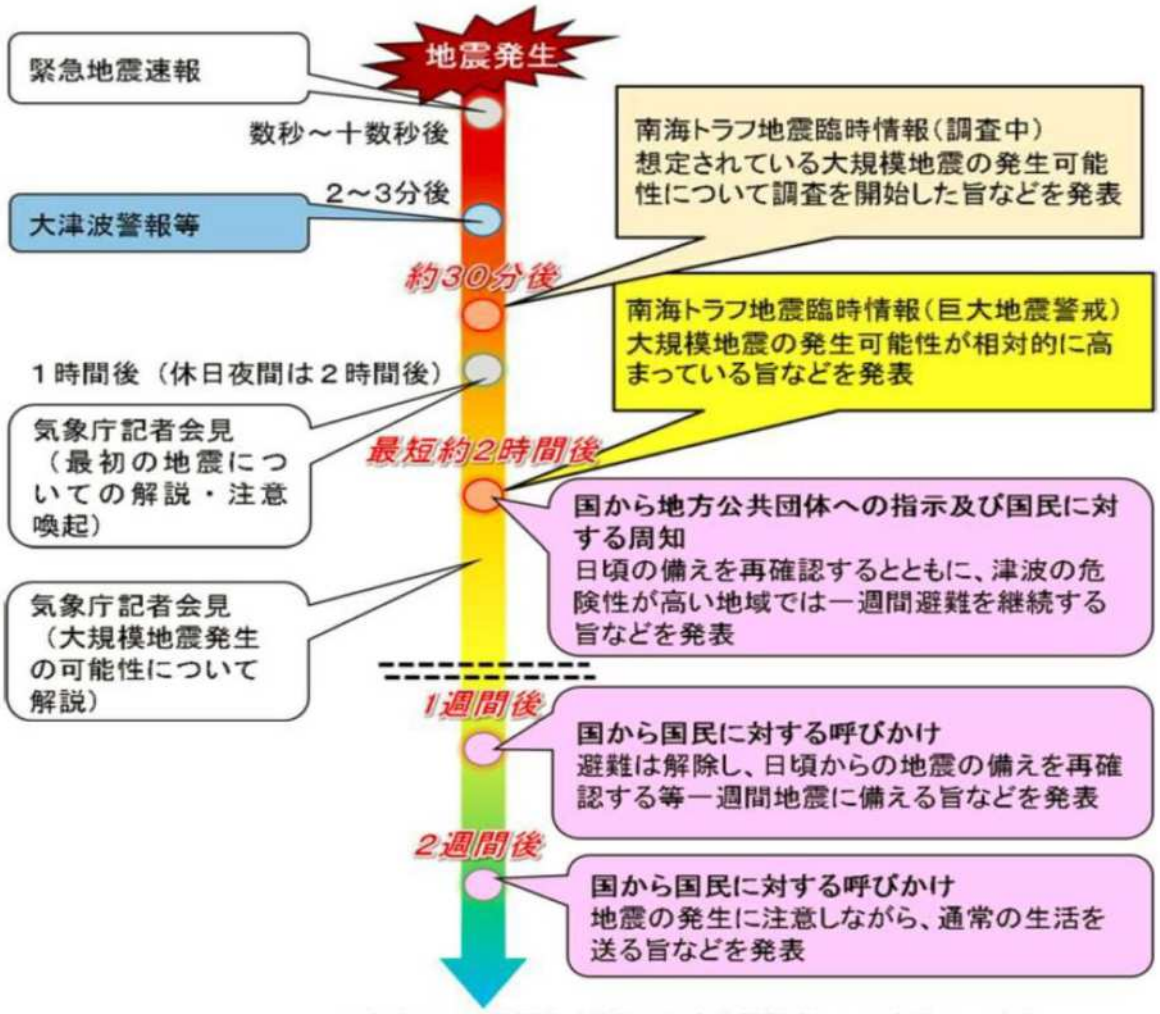

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時、
「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（出典：国ガイドライン）

第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

１　村の体制

情報名	防災体制等
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	■災害対策本部 〈構成〉 ・本部長：村長 ・メンバー：本部員 〈内容〉 ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取組を報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 〈各部局における対応状況の確認〉 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	■災害警戒会議（仮称） 〈構成〉 ・副本部長：副村長 ・メンバー：各部課長、防災担当 〈内容〉 ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取組を報告し、全庁的に情報を共有・確認 〈各部局における対応状況の確認〉 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	○防災担当部局は、関係部局と情報共有

２　運営等

村は、村災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達

１　方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

２　南海トラフ地震臨時情報の伝達

（１）伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。

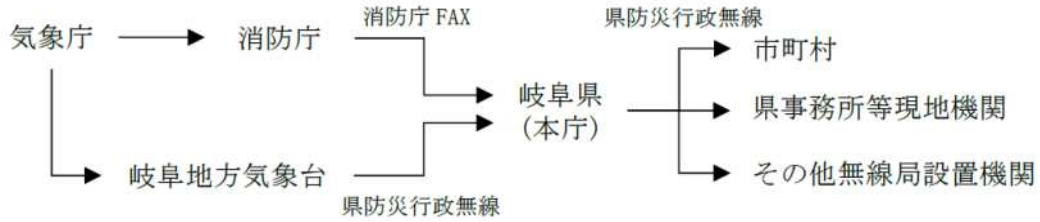

（２）村民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第１編第２章第11節「災害広報」に準じて行うこととする。

（３）村民等への伝達内容

村は、村民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

（４）問合せ窓口

村は、村民等からの問合せに対応できるよう問合せ対応窓口を整備しておくものとする。

第７節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

１　避難対策方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、地域における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

２　実施内容

（１）事前の避難

村は災害リスクに応じ、１週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

（２）避難先の確保、避難所の運営

村民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい村民等に対しては、村が避難所を確保するものとする。

村は、県対応指針を参考に、避難者の受入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、村は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア　村民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ　知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、村が避難所を確保すること

ウ　避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ　避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

（３）学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

（４）関係機関のとるべき措置

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

第８節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

１　方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、村民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

２　実施内容

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、村民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第９節　防災訓練

（１）村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び村民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

（２）村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

（３）村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア　要員参集訓練及び本部運営訓練

イ　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ　災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

エ　災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

（４）村は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

第 10 節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1　村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごと行うものとする。防災教育の例は次の通り。

（1）南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（2）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（3）地震に関する一般的な知識
（4）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（5）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
（6）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（7）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
（8）家庭及び地域内での地震防災対策の内容

2　地域住民等に対する教育

村民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、村は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ等の活用・防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、村民等に対する防災知識の普及を図るものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行うものとする。

（1）南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
（2）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
（3）地震に関する一般的な知識
（4）南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
（5）正確な情報入手の方法
（6）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（7）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（8）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
（9）住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3　相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を総務企画課内に設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第５章　地震災害復旧

第１節　復旧・復興体制の整備

第２編第３章第１節「復旧・復興体制の整備」に準ずる。

第２節　公共施設災害復旧事業

第２編第３章第２節「公共施設災害復旧事業」に準ずる。

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第２編第３章第３節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」に準ずる。

第４節　被災者の生活確保

第２編第３章第４節「被災者の生活確保」に準ずる。

第５節　被災中小企業の振興

第２編第３章第５節「被災中小企業の振興」に準ずる。

第６節　農林業関係者への融資

第２編第３章第６節「農林業関係者への融資」に準ずる。

白川村地域防災計画

発行日　令和８年３月
発　行　岐阜県白川村

〒501-5692　岐阜県大野郡白川村鳩谷517
ＴＥＬ 05769-6-1311
FAX 05769-6-1709
http://shirakawa-go.org/

企画・編集　白川村　総務課